

平成21年第2回志布志市議会定例会

目 次

第1号（6月12日）		頁
1. 議事日程		13
2. 出席議員氏名		14
3. 欠席議員氏名		14
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		14
5. 議会事務局職員出席者		14
6. 開 会・開 議		15
7. 日程第1 会議録署名議員の指名		15
8. 日程第2 会期の決定		15
9. 日程第3 報告		15
10. 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙		16
11. 日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について		17
12. 日程第6 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について		19
13. 日程第7 議案第48号 志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について		20
14. 日程第8 議案第49号 志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について		23
15. 日程第9 議案第50号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について		24
16. 日程第10 議案第51号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について		26
17. 日程第11 議案第52号 志布志市営墓地条例の一部を改正する条例の制定について		27
18. 日程第12 議案第53号 志布志市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について		28
19. 日程第13 議案第54号 志布志市営引揚者住宅条例の一部を改正する条例の制定について		28
20. 日程第14 議案第55号 志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について		31
21. 日程第15 議案第56号 志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について		32
22. 日程第16 議案第57号 志布志市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について		33
23. 日程第17 議案第58号 志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について		34
24. 日程第18 議案第59号 新たに生じた土地の確認について		34

25. 日程第19	議案第60号	字の区域変更について……………	34
26. 日程第20	議案第61号	損害賠償の額を定め、和解することについて……………	36
27. 日程第21	議案第62号	志布志市土地開発公社定款の変更について……………	37
28. 日程第22	議案第63号	平成21年度志布志市一般会計補正予算（第1号）……………	37
29. 日程第23	議案第64号	平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）…	49
30. 日程第24	議案第65号	平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）…	50
31. 日程第25	議案第66号	平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）…	51
32.	散 会……………		52

第2号（6月15日）

1.	議事日程……………	53
2.	出席議員氏名……………	54
3.	欠席議員氏名……………	54
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名……………	54
5.	議会事務局職員出席者……………	54
6.	開 議……………	55
7.	日程第1 会議録署名議員の指名……………	55
8.	日程第2 一般質問……………	55
	本田 孝志……………	55
	坂元 修一郎……………	66
	小野 広嗣……………	88
	金子 光博……………	109
	宮城 義治……………	123
9.	延 会……………	133

第3号（6月16日）

1.	議事日程……………	134
2.	出席議員氏名……………	135
3.	欠席議員氏名……………	135
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名……………	135
5.	議会事務局職員出席者……………	135
6.	開 議……………	136
7.	日程第1 会議録署名議員の指名……………	136
8.	日程第2 一般質問……………	137
	立山 静幸……………	137

岩根 賢二	152
木藤 茂弘	156
八久保 壹	171
9. 延 会	190

第4号（6月17日）

1. 議事日程	191
2. 出席議員氏名	192
3. 欠席議員氏名	192
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	192
5. 議会事務局職員出席者	192
6. 開 議	193
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	193
8. 日程第2 一般質問	193
長岡 耕二	193
小園 義行	206
鶴迫 京子	228
下平 晴行	244
9. 散 会	258

第5号（6月30日）

1. 議事日程	259
2. 出席議員氏名	260
3. 欠席議員氏名	260
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	260
5. 議会事務局職員出席者	260
6. 開 議	261
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	261
8. 日程第2 報告	261
9. 日程第3 議案第48号 志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について	261
10. 日程第4 議案第49号 志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	262
11. 日程第5 議案第50号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	263
12. 日程第6 議案第51号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に	

		ついて……………	264
13. 日程第7	議案第56号	志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について……………	265
14. 日程第8	議案第59号	新たに生じた土地の確認について……………	267
15. 日程第9	議案第60号	字の区域変更について……………	267
16. 日程第10	議案第63号	平成21年度志布志市一般会計補正予算(第1号)……………	268
17. 日程第11	議案第64号	平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)……………	277
18. 日程第12	議案第65号	平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算(第1号)……………	279
19. 日程第13	議案第66号	平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)……………	280
20. 日程第14	平成20年陳情第11号	「AZスーパーセンター大崎店」の出店に対する反対要望について……………	281
21. 日程第15	陳情第6号	「AZスーパーセンター大崎店」出店に反対する要望書……………	281
22. 日程第16	陳情第7号	教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について陳情書……………	282
23. 日程第17	発議第2号	教育予算確保に関する意見書の提出について……………	283
24. 日程第18	発議第3号	振り込め詐欺撲滅に関する決議について……………	285
25. 日程第19	陳情第11号	甘味資源作物に関する陳情書……………	286
26. 日程第20	陳情第12号	甘味資源作物に関する陳情書……………	286
27. 日程第21	議員派遣の決定……………		287
28. 日程第22	閉会中の継続審査申出について (総務常任委員長・産業建設常任委員長)……………		287
29. 日程第23	閉会中の継続調査申出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長)……………		287
30. 追加日程第1	発議第4号	甘味資源作物に関する意見書の提出について……………	288
31. 閉会……………			289

平成21年第2回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜 日	種 別	内 容
6月12日	金	本会議	開会 会期の決定 議案上程（質疑及び採決・委員会付託）
13日	土	休 会	
14日	日	休 会	
15日	月	本会議	一般質問
16日	火	本会議	一般質問
17日	水	本会議	一般質問
18日	木	委員会	
19日	金	委員会	
20日	土	休 会	
21日	日	休 会	
22日	月	休 会	
23日	火	休 会	
24日	水	休 会	
25日	木	休 会	
26日	金	休 会	
27日	土	休 会	
28日	日	休 会	
29日	月	休 会	
30日	火	本会議	委員長報告・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第1号	繰越明許費繰越計算書について
報告第2号	事故繰越し繰越計算書について
議案第48号	志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
議案第49号	志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
議案第50号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第51号	志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第52号	志布志市営墓地条例の一部を改正する条例の制定について
議案第53号	志布志市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第54号	志布志市営引揚者住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第55号	志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第56号	志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第57号	志布志市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第58号	志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第59号	新たに生じた土地の確認について
議案第60号	字の区域変更について
議案第61号	損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第62号	志布志市土地開発公社定款の変更について
議案第63号	平成21年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
議案第64号	平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第65号	平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）
議案第66号	平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
平成20年 陳情第11号	「AZスーパーセンター大崎店」の出店に対する反対要望について
陳情第6号	「AZスーパーセンター大崎店」出店に反対する要望書
陳情第7号	教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について陳情書
陳情第11号	甘味資源作物に関する陳情書
陳情第12号	甘味資源作物に関する陳情書
発議第2号	教育予算確保に関する意見書の提出について
発議第3号	振り込め詐欺撲滅に関する決議について
発議第4号	甘味資源作物に関する意見書の提出について
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 議員派遣の決定	
閉会中の継続審査申出について （総務常任委員長・産業建設常任委員長）	
閉会中の継続調査申出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）	

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 方 相 手
3 小野 広嗣	2 ひとり暮らしの高齢者や障害者の安全・安心の確保について	(1) ひとり暮らしの高齢者や障害者など、災害に弱い方々を火災被害から守るために、火災警報器設置の助成を拡充すべきではないか。 (2) ひとり暮らしの高齢者や障害者を対象に、救急医療情報キットを冷蔵庫に保管して、救急隊員や医師が患者の情報を早く、正しく把握することのできるようになる事業がある。本市でも取り組む考えはないか。	市長
	3 子育て支援について	(1) 平成21年度は志布志市次世代育成支援対策行動計画の見直し期にあたるが、これまでの進捗よく状況と成果及び後期行動計画への取り組み状況を示せ。	市長 教育委員長
	4 スクール・ニューディール構想について	(1) スクール・ニューディール構想は、学校施設における耐震化とエコ化、情報化を集中的に推進しようとするものである。構想で示されている事業に本市でも取り組むべきではないか。	教育委員長
4 金子 光博	1 道路行政について	(1) 県道柿ノ木志布志線（柳橋～弓場ヶ尾間）の進捗よく状況と完了年度の見通しは。	市長
	2 農政について	(1) 現在の農業状況（茶・肥育牛）の認識はどうか。また、今後どのような方向に力点を置くのか。	市長
5 宮城 義治	1 職員の能力開発について	(1) 職員の能力開発をするための施策について （職員自らの能力を開発しようとする者に対する支援等について）	市長
	2 畜産振興について	(1) 飼料わらの取り組みの現状と今後の取り組みについて、行政としてどのように計画されているか。	市長
6 立山 静幸	1 国語力アップについて	(1) 辞書引き学習方法を市内各小・中学校及び家庭に積極的に取り入れるべきと思うが。	教育委員長
	2 県道の改良工事について	(1) 県道523号志布志有明線の国道269号芝用集落から岩屋集落までの改良舗装工事が進まない状況である。今後の見通しを問う。 (2) 県道513号宮ヶ原大崎線の国道269号平野集落から山重集落間が途中で工事が中止になっている。1筆の用地交渉が進まないためである。今後、県はどのような対応を講じようとしているのか。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 方 相 手
6 立山 静幸	2 県道の改良工事について	(3) 同じ県道 513 号の国道 269 号平野集落から、下平野、倉ヶ崎、曲各集落間の局部改良や蓋版の布設を早急に実施するよう県に要望する考えはないか。	市 長
	3 新型インフルエンザ対策について	(1) 新型インフルエンザの国内発生に伴い、どのような緊急対策を講じたか。 (2) 防護服セット等の購入や防護服の着用方法などの訓練を実施したのか。 (3) 関西方面への修学旅行や一般団体客で、さんふらわあをキャンセルした団体があったのか。また一般客の減少があったのか。	市 長
7 岩根 賢二	1 敬老祝金支給について	(1) 節目支給となっている敬老祝金の支給対象者の年齢に配慮して、支給日を変更する考えはないか。	市 長
	2 ひとり金婚式について	(1) ひとり金婚式は、平成19年度以降実施されていない。再開を望む声もあると思うが、その余地はないのか。	市 長
8 木藤 茂弘	1 地域高規格道路整備について	(1) 平成21年度から伊崎田・志布志間は工事着手となるが、市の工事負担金が予測されるのか。 (2) 地元業者参入の取り組みについて	市 長
	2 教育行政について	(1) 今回実施された基礎学力定着度調査の結果について、校長・教職員は担当教科(学校)の結果を把握しているのか。 (2) 基礎学力の定着を高める、学校の持つ教育力について (3) 家庭教育学級の内容充実について	教育委員長 市 長 教育委員長
9 八久保 壹	1 自己評価と今後の対応について	(1) 初代市長としての自己評価について (2) やり残した課題について(今後の対応は)	市 長
	2 安全で安心な地域づくりを目指した防災対策について	(1) 志布志市の防災対策は万全か。 ① 防災基本計画について(関係当局との検討は) ② 災害は場所と時を選ばない。その対策は。 (2) 各河川の防災について ① 河川災害の事前点検と対策について ② 河口周辺の対策について	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 方 相 手
9 八久保 壹	2 安全で安心な地域づくりを目指した防災対策について	(3) 自主防災組織と行政との連携について ① 自主防災組織に何を求めるのか。 ② 住民自治と行政との連携・使命について	市 長
10長岡 耕二	1 緊急商工業資金利子補給金交付事業について	(1) 対象となる事業者は何人で、事業費はいくらか。(5月末現在) (2) 商工会を通して利用した資金のみを対象とする理由は何か。 (3) 商工会員でありながら、商工会を通さず資金利用をしている事業所はどのくらいあるか。 (4) 今後の対応として、商工会を通さず資金利用した事業者に対して利子補給をする考えはないか。	市 長
	2 農業振興について	(1) 国の平成21年度補正予算で様々な経済危機対策が打ち出されているが、市民への周知・連絡はどのようにするか。 (2) 国や県から農家への様々な対策があるが、志布志市独自の緊急対策は考えられないか。 (3) 畜産生産基盤施設整備事業の内容見直しは考えられないか。	市 長
	3 林道境屋柳井谷線の在り方について	(1) 市道に格上げして管理する考えはないか。	市 長
	4 J Aそお鹿児島立花迫支所跡地について	(1) J Aそお鹿児島立花迫支所跡地の敷地内に、地域住民が生活関連道路として利用している道路が含まれているが、地域住民のために市道として買い上げる考えはないか。	市 長
11小園 義行	1 国保について	(1) 国保税条例第1条第2項について、市民環境課・税務課との連携は十分に対応されているか。	市 長
	2 火葬場について	(1) 友引の日の管外からの申し込みで、本市住民への影響はないか。	市 長
	3 職員の待遇改善について	(1) 嘱託・臨時・パート職員について、人勧に基づいて通勤手当等の支給をすべきと考えるがどうか。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
11小園 義行	4 図書館について	(1) 職員の配置について基本的な考え方を問う。 (2) 有明町・松山町地域の移動図書館車のサービスの対応をどう考えるか。	教育委員長
12鶴迫 京子	1 環境行政について	(1) 10月から施行される「ポイ捨て防止条例」にない、猫のふん害などについての現状認識はどうか。 (2) 路上や空き地等で死んでいる猫や犬などへの対応方法と件数はどれくらいあるか。具体的な現状と今後の改善策について問う。 (3) 平成21年度から佐賀市が野良猫を減らしてふん害などの苦情に対応しようと地域住民の協力をえて管理する「地域猫制度」をはじめた。本市でも猫の適正飼育と動物愛護の観点から同様な制度は考えられないか。	市長
	2 観光行政について	(1) 全国の事例にならって、いやしを与えてくれるペット（猫や犬など）を観光資源として、本市の目玉にすることは考えられないか。 (例)たま（猫の駅長）…和歌山 バス（ ）…会津鉄道 猫神社（鹿児島・仙巖園） 猫寺（京都） 猫の島（宮城・田代島） 猫カフェ（東京、京都、福岡等）等	市長
13下平 晴行	1 入札制度の在り方について	(1) 最低制限価格制度を設けないことで税金の効率的な執行はできるが、反面、業者が疲弊することになっているが導入する考えはないか。 (2) 開札日の落札者への通知の時間設定はできないか。 (3) 地区ごとの入札指定はどうか。 (4) 入札参加格付が水道施設と造園についてはAランクだけであるがBランクも設置すべきであるがどうか。 (5) 物品購入について、市内の業者の取り扱いが公平に活用されているか。また、入札参加資格申請手続きを簡素化できないか。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
13下平 晴行	2 遊具施設等の管理について	(1) 遊具施設等の管理が徹底していないため事故等につながっている事例があるが、本市では管理が徹底されているか。	市 長 教育委員長
	3 安心して住めるまちづくりについて	(1) 足利事件も志布志事件と同じえん罪で、被害者は17年間の勾留で人生は台無しである。行政は市民の生命財産を守る義務がある、その立場の市職員に対して人権講演会（体験談）を開催する考えはないか。	市 長

平成21年第2回志布志市議会定例会（第1号）

期日：平成21年6月12日（金曜日）午前10時40分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第7 議案第48号 志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第49号 志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第50号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第51号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第52号 志布志市営墓地条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第53号 志布志市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第54号 志布志市営引揚者住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第55号 志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第56号 志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第57号 志布志市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第58号 志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第59号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第19 議案第60号 字の区域変更について
- 日程第20 議案第61号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第21 議案第62号 志布志市土地開発公社定款の変更について
- 日程第22 議案第63号 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第64号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第65号 平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第66号 平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

出席議員氏名 (33名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 木 佐 貫 一 也
農 政 課 長 白 坂 照 雄	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松 山 支 所 長 上 原 登	志布志支所長 吉 野 健 一
水 道 局 長 井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 大 園 朗	教 育 総 務 課 長 五 代 豊 一
学校教育課長 山 口 幸 彦	生涯学習課長 小 辻 一 海

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時40分 開会 開議

○議長（谷口松生君） ただいまから、平成21年第2回志布志市議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、長岡耕二君と金子光博君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（谷口松生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月30日までの19日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月30日までの19日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（谷口松生君） 日程第3、報告を申し上げます。
昨日まで受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。陳情第5号は産業建設常任委員会に、陳情第6号と陳情第8号は総務常任委員会に、陳情第7号は文教厚生常任委員会に付託をいたしました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市土地開発公社から平成20年度事業報告及び決算書、平成21年度事業計画及び予算書が、及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、志布志市教育委員会から志布志市教育委員会外部評価委員会点検・評価報告書が、並びに監査委員から監査報告書が提出をされましたのでお配りをいたしました。参考にしていただきたいと思います。

次に、第85回全国市議会議長会定期総会において、次の9名の議員が表彰を受けられましたので報告をいたします。一般表彰、議員15年以上、若松良雄君。一般表彰、議員10年以上、野村公一君、福重彰史君、丸崎幹男君、重永重久君、鬼塚弘文君、上村環君、小園義行君、谷口松生。以上であります。

ここで表彰伝達のため、しばらく休憩をいたします。

—————○—————

午前10時43分 休憩

午前10時51分 再開

—————○—————

日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（谷口松生君） それでは、会議を再開いたします。

日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成をされております。

今回、市議会議員区分に2人の欠員が生じたため、候補者受付の告示を行い、届け出を締め切ったところ、3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りをいたします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（谷口松生君） ただいまの出席議員数は33人です。

次に、立ち会い人を指名いたします。会議規則第32条の規定によって、立ち会い人に立平利男君及び本田孝志君を指名をいたします。

候補者名簿を配ります。

（候補者名簿配付）

○議長（谷口松生君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名式です。

（投票用紙配付）

〔何事か言う者あり〕

○議長（谷口松生君） 単記無記名式で1名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（谷口松生君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長（今井善文君） それでは、順をお願いいたします。1番、下平晴行議員。2番、西江園明議員。3番、丸山一議員。4番、八久保壹議員。5番、玉垣大二郎議員。6番、坂元修一郎議員。7番、鶴迫京子議員。8番、藤後昇一議員。9番、迫田正弘議員。10番、毛野了議員。11番、立平利男議員。12番、本田孝志議員。13番、立山静幸議員。14番、小野広嗣議員。15番、長岡耕二議員。16番、金子光博議員。17番、林勇作議員。18番、木藤茂弘議員。19番、岩根賢二議員。20番、吉国敏郎議員。21番、上野直広議員。22番、宮城義治議員。23番、東宏二議員。24番、宮田慶一郎議員。25番、小園義行議員。26番、上村環議員。27番、鬼塚弘文議員。28番、重永重久議員。29番、丸崎幹男議員。30番、福重彰史議員。31番、野村公一議員。33番、若松良雄議員。32番、谷口松生議員。

○議長（谷口松生君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。立平利男君及び本田孝志君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（谷口松生君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数33票、有効投票33票、無効投票0票。有効投票のうち、崎田信正君11票、榎元一已君21票、濱之上大成君1票。以上のとおりであります。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

—————○—————

日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（谷口松生君） 日程第5、報告第1号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告の内容について、説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告の内容の説明を申し上げます。

報告第1号、繰越明許費繰越計算書について説明申し上げます。

平成20年度志布志市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について、補足して御説明申し上げます。

一般会計の平成20年度から21年度への繰越明許費の繰越額が確定しましたので御報告申し上げます。

今回の繰越額につきましては、定額給付金事業など国の二次補正に係る事業が主でございますので、総額13億4,260万8,000円でございます。

説明資料の1ページ、2ページを御覧ください。

それぞれの繰越明許費の項目について記載してございますが、進ちょく状況及び完成の見通し等につきましては、説明資料の右側の項目に記載してありますのでお目通しください。

それでは、まず2款、総務費の定額給付金給付事業5億6,782万7,000円、3款の民生費、子育て応援特別手当支給事業3,565万6,000円、それから市立保育所施設整備事業2,645万円、6款、農林水産業費の志布志家畜指導センター改修事業500万円、市単独土地改良事業1,700万円、市単独林道改良舗装事業2,875万5,000円、7款、商工費の総合観光案内事業500万円、8款、土木費の市単独道路維持事業2億3,500万円につきましては、国の二次補正に係る事業でございますので、年度内にその支出が終わらなかったため、それぞれ繰り越したものでございます。

次に、地方道路整備臨時交付金事業8,628万9,000円、地方特定道路整備事業1,600万円につきましては、用地交渉の結果により工事発注区間の計画調整及び着手時期が遅延し、年度内に完成しなかったため、それぞれ繰り越したものでございます。

次に、10款、教育費でございますが、教職員住宅改築事業1,430万円につきましても国の二次補正に係る事業で、年度内にその支出が終わらなかったため繰り越したものでございます。同じく教育費の学校耐震診断調査事業の小学校費1,906万7,000円と、中学校費735万円につきましては、県内自治体の同事業が集中したことによりまして、構造計算実務担当者不足と判定委員会における審査業務の遅延を引き起こし、年度内に完成しなかったため繰り越したものでございます。小学校費の小学校施設改修事業2,350万円、中学校費の中学校施設改修事業1,300万円、中学校耐震補強事業1億5,430万円、社会教育費の文化会館リニューアル事業8,811万4,000円につきましては国の二次補正に係る事業で、年度内にその支出が終わらなかったため、それぞれ繰り越したものでございます。

以上が繰越計算のすべてでございますが、繰越額の財源内訳でございますが、既収入特定財源が5億6,538万5,000円、このうち国庫支出金が5億6,519万円、市債が19万5,000円、未収入特定財源が総額で7億3,480万7,000円、このうち国庫支出金が5億9,175万円、市債が1億2,790万円、それから基金が1,515万7,000円、あと一般財源が4,241万6,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 以上で、繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

—————○—————

日程第6 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について

○議長（谷口松生君） 日程第6、報告第2号、事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。
報告の内容について、説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第2号、事故繰越し繰越計算書について説明申し上げます。

平成20年度志布志市一般会計予算の事故繰越しに係る歳出予算の経費を繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○建設課長（中迫哲郎君） 事故繰越しについて御説明申し上げます。

先ほどお配りいたしました図面をお目通し願います。

今回、事故繰越しとなりました事業は、県が施工している安楽川河口右岸の護岸防災工事と同時に進めております水路付替工事の上ノ浜・押切線流末整備事業の用地費385万2,800円でございます。

対象土地は、岐阜県の会社が所有しておりますが、2筆に分かれておりまして、図面の上側の1筆が全筆買収、下側の1筆が分筆買収ということで、契約書、登記承諾書、印鑑証明書などの書類を年度内にいただいたところでございます。また、当該土地には根抵当権が設定されており、根抵当の抹消が所有権移転の条件となるものでありました。しかし、全筆での買収がある関係で、どうしても市による嘱託登記ができない部分があり、地権者による抹消を依頼したところであります。

抵当権抹消と所有権移転登記を年度内処理ができるということで進めてまいりましたが、銀行協議などに不測の日数を要し、年度内登記完成が困難となったため、やむを得ず事故繰越しいたしました。

なお、手続きにつきましては継続して進めており、今月中には抹消登記、所有権移転登記が完了する見込みでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

以上で、事故繰越し繰越計算書についての報告を終わります。

—————○—————

日程第7 議案第48号 志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第7、議案第48号、志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号、志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は当該協定の廃止を求める旨を通告することを議会の議決すべき事件とするものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（溝口敏久君） 議案第48号、志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

説明資料の4ページをお開きください。

定住自立圏構想の概要について御説明申し上げます。

定住自立圏構想は、三大都市圏と地方との格差是正を目的に、協定に基づく相互の役割分担の下、人口5万人以上、少なくとも4万人を超える中心市については都市機能の強化を図り、その周辺市町村については生活機能の確保を行い、それぞれに役割分担をしながら、人口流出の抑制と定住促進による地域活性化を目指す地方再生の新たな取り組みであります。

(2)のイメージ図にありますとおり、中心市においては人口と昼夜間人口の比率の要件が必要です。県内の大隅半島地域では、鹿屋市のみがその要件を満たしております。そして、その中心市と周辺市町村がお互いに協定を結び、圏域全体で役割分担しながら生活機能を整備し、圏域全体を活性化させようとするものであります。

次のページは定住自立圏構想推進要綱の抜粋でありまして、定住自立圏形成協定の締結等につきましては、地方自治法第96条第2項による議会の議決が必要であるということが明記されているところでございます。

本年、3月から4月にかけて、近接する鹿屋市と宮崎県の都城市が中心市宣言を行い、本市も現在その協議に参加しているところでございます。今後、定住自立圏形成協定を締結することも予想されますので、今回条例制定をお願いするものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○31番（野村公一君） 法的な手続きということで別に問題はないと思うんですが、この構想でいきますと中心市、都市部の機能を持った都市ということで、近隣に鹿屋市と、それから都城市が設定をされるわけです。距離にしまして、どちらも本市は等距離に位置するということからして、本市の将来を考えたときに、どちらの市に重点を置くべきなのか、そのことを場内で協議がされているのかどうか。そして、その重点を置くべき都市の理由は何であるのか。ひとつ御答弁

をいただきたいというふうに思います。

○企画政策課長（溝口敏久君） ただいま中心市につきまして鹿屋市と都城市が宣言をしたところでございまして、どちらに重点をと、距離についても大体同じぐらいではないかというようなことの質疑かと思いますが、今回のこの協議におきましては、現在それぞれ協議をいたしておりますけれども、どちらに重点を置くということではなくて、両方にそれぞれの機能がございまして、志布志市にとりましては、その必要なものについて今後協定をしていくということになるかと思っております。

まず、現段階で分かっているものにつきましては、都城市は都城志布志道路を中心としながら、都城市のサブシティ構想がございましてけれども、医療の関係を重点的に協議し、そしてまた、必要なことについて協定していくということになっております。

鹿屋市におきましては、それぞれまだいろんな分野がございまして、産業振興、それから公共交通、そして医療等々いろいろな分野がございまして、それらを今現在、部会等を開きながら何が協定ができるかということで協議中ではございましてけれども、志布志市にとりましては、いずれも必要に応じて協定をしていきたいということでございまして、一対一の協定になりますので、どちらに重点ということじゃなくて、その必要なものについて今後協定していくということになるかと思っております。

○31番（野村公一君） どちらも協議を重ねていくということのようですが、問題はその中心となる市町村、ここでいえば鹿屋市と都城市ですが、その中心市が志布志市に対してどういう位置付けをしていくのか、どういう立場で志布志市を取り込もうとしているのかということ、非常に当市にとっては大事なことです。したがって、そのことをどういうふうに問いただして協議を進めていくかというのは、当市の当局にとっては大事なことだろうと思うんですが、そこら辺がもう既に協議の中で明らかにされているのかどうか。今後詰めようとするのであれば、どのような協議の仕方ですらその辺を問いただしていくのか。ひとつ心構えをお伺いしておきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま担当の方から答弁しましたように、現在、鹿屋市と都城市の方から締結の申し入れが来ているということでございます。

この定住自立圏構想につきましては、1市のみと締結ができるということじゃなくて、2市でも構わないというようなことになっておりますので、私どもの地域としましては、鹿屋市ないしは都城市がどういった分野で志布志市と締結できるのか。また、したいというふうに思っているのか。また、私どもが望むのかということとをそれぞれの2市と協議をさせていただきながら、その定住自立圏構想に基づいた協定を今後結んでいこうというふうに考えているところでございます。

当然、この志布志市は志布志港というものを控えておりますので、鹿屋市ないしは都城市につきましても、そのことに基づいた形の協定ということになると思っておりますが、現在の段階では都城市の方が、よりそういった交通のネットワークの強化ということを求められているようでござい

まして、あるいは、それに基づく医療分野の提携というようなことが求められているということでございます。

私どもにとりまして、今後両市が、今、議員の方からお話がありましたように、どのようなものを望んでいるのかということも十分探りながら、そして、私どもが求めるものというものも十分主張しながら、相談しながら、それぞれの定住圏で締結を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○12番（本田孝志君） ただいま市長の方から説明があったんですが、確認というような格好でお伺いします。

この説明資料の5ページの、ちょっと読んでみますが、「定住自立圏形成協定は、中心市宣言を行った1の中心市と、その周辺にある1の市町村が結ぶことができる」となっていますが、今、市長の説明では、私たちは鹿屋市も近いし都城市にも近いから、二つの所と協定ができるというふうに私は聞こえましたが、確認をいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この中心市宣言を行った1の市というのは、現在、私どもが求められている鹿屋市につきましては、大隅圏域4市5町で、それぞれの自治体と鹿屋市が協定を結ぼうというふうに考えているところで、その中心市は鹿屋市ということでございます。

都城圏につきましては、都城市と曾於市、そして志布志市、三股町、この3市1町ということで定住圏を構成しようということですが、その中心市は一つの都城市ということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） この件に関しては3月定例会で一般質問等もさせていただいたわけで、もうこまごまとは質疑はしませんけれども、やはり定住自立圏構想、中心市を都城市、そして鹿屋市が宣言をするということで、それに合わせて、こちらがその協定に臨む際にしっかり議決をして先に進んでいかなきゃいけないということもあるわけですが、この大きな流れの中で、いわゆる国の市町村合併の施策、そして三位一体の改革、そして、その次に来たのが定住自立圏構想というふうに言われていますね。道州制をにらんでいるというふうにも言われております。

そういった背景からいったときに、都城市がどういうふうに考えているのかというのが、今言われたことが新聞にもきっちり出ていましたね。鹿屋市は具体的に記事にはなってませんでしたけれども、そういった中で、先ほど野村議員の方からもありました、どういった思いで向こうがこちらに臨んでいるのかと。そして、それを受けてこちらはどうか、そういった中で手を結んでいけるのかという問題もあるわけですが、大きく見たときに、鹿屋市、都城市という両方と今も広域でいろんなつながりがあるわけですね。そのつながりの中で、この構想の中ではいろんな補助事業が出るわけですから、当然乗っかっていかないと後れをとるわけですね。それが一つありますね。

一方で今度は、そこと両方結んでもいいわけですが、今度はそうすることによって、もう一つ

の選択肢であります、例えば前も申し上げましたけど、曾於市と志布志市が二つで一つの市として、旧曾於郡が一つになった形でイニシアチブをとっていくと。いろいろとこれまでの経緯があるわけですので、曾於市とは。そういった中でのつながり、そうなったときに今度は大崎が入ってくるとか、いろんな形も考えられるわけですね。そういったことを例えば想定はされていないのか、もうそこは捨てられるのか。ちょっとお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

定住自立圏構想に基づきまして中心市となれば、いろんな形の補助事業等が導入されるということで、極めて魅力ある政策じゃないかなというふうに思ったところでございます。そのような意味合いからすれば、私どもは残念ながら大崎町と合併できなくて人口要因が達成できなかったということで、仮に大崎町と合併していれば定住自立圏構想の中心市を宣言できる立場になれたんじゃないかなというふうに、今になれば思うところでございますが、そのようなことに残念ながらならなかったということでもあります。

そして、今お話がありましたように、じゃあ曾於市と合わせてすればどうかというようなことも御議論があったところでございますが、二つの市を合わせて一つの中心市として見なす場合には、人口の合計が4万人を超えて、それぞれの市で昼夜間人口比率が1以上でないといけないということでございます。本市に隣接する市で昼夜間人口比率が1以上の所がないということで、この要件を満たすことができなかったということでございまして、曾於市とそのような形で構想を立ち上げるということはできなかったということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、総務常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第8 議案第49号 志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第8、議案第49号、志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号、志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、租税特別措置法施行令の一部改正による同令の条の繰り上げが行われたことに伴い、条例中の当該条名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第1条で、志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の同令の引

用条項名の「第6条の5第1項第1号イ」を「第6条の3第1項第1号イ」に、「第6条の5第2項」を「第6条の3第2項」に改め、第2条で、志布志市過疎地域産業開発促進条例の同令の引用条項名の「第6条の5第2項」を「第6条の3第2項」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第49号は、総務常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第9 議案第50号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第9、議案第50号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象の追加、先物取引に係る雑所得等の課税の特例の適用対象の追加等の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を加えるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（外山文弘君） 議案第50号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

それでは、改正の主な内容につきまして、付議案件説明資料に基づきまして御説明申し上げます。

新旧対照表の8ページをお開きください。

附則第7条の3の見出しの改正は、今回、第7条の3の2の追加に伴います各共通見出しへの変更でございます。

同条第3項の改正につきましては、平成20年度税制改正にあつて、税源移譲に伴う住宅ローン特別控除に係る申告書提出期限に係る弾力的な取り扱い規定を設けていたものを、今回削るものでございます。

第7条の3の2につきましては、今回創設された住宅借入金等特別税額控除の適用に関する条文の新設であり、個人住民税の所得割の納税義務者が住宅の取得等をして、平成11年から平成18

年まで、又は平成21年から平成25年までに入居した方を対象として、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、所得税の課税総所得金額等の額の100分の5に相当する金額で9万7,500円を超えない金額のいずれか小さい額を個人住民税から控除するものでございます。

附則の第8条、第16条の3、第16条の4の規定中の改正につきましては、附則第7条の3の2第1項の追加に伴います読み替え規定等の整理でございます。

11ページをお開きください。

附則第17条につきましては、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例であります。個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除の創設、1,000万円までの控除ができるというものでございます。

附則第17条第3項第2号の規定中の改正につきましては、附則第7条の3の2第1項の追加に伴います読み替え規定等の整理であります。

12ページですが、附則第17条の2第3項につきましては、租税特別措置法の改正により譲渡所得に係る特別控除の創設に伴う改正であります。

附則第18条第5項第2号、13ページ、附則第19条第2項第2号の改正につきましては、附則第7条の3の2第1項の追加に伴います読み替え規定等の整理であります。

附則第19条の2につきましては、譲渡所得等の特例の適用対象に、平成21年1月4日において特定管理株式会社であった株式で、同年1月5日に特定管理口座から払い出されたもののうち、同日以後に当該株式と同一銘柄の株式を売買していないことが証明された特定保有株式を追加することによる改正でございます。

14ページをお開きください。

附則第20条第2項、第6項につきましては、関係法律の改正に伴います読み替え規定の整理であります。

附則第20条の2につきましては、先物取引商品の譲渡処分に係る譲渡所得を課税の特例に加えるための改正でございます。

15ページの附則第20条の2第2項第2号、附則第20条の4第2項第2号、16ページの附則第20条の4第5項第2号につきましては、同様に附則第7条の3の2第1項の追加に伴います、いずれも読み替え規定等の整理でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、総務常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第10 議案第51号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第10、議案第51号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の分割金額について端数処理を行うこととするため、当該端数処理に関する規定を加えるとともに、地方税法の一部改正に伴い、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税並びに上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例措置が講じられたため、当該特例の適用に関する規定を加えるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（外山文弘君） 議案第51号につきまして、補足して御説明申し上げます。

それでは、改正の主な内容につきまして、付議案件説明資料の新旧対照表に基づきまして御説明申し上げます。

説明資料は17ページでございます。

まず、第17条第3項につきましては、ただいま説明がありましたが、普通徴収の方法によって徴収しております国民健康保険税の分割金額の端数処理を1,000円未満から100円未満に引き下げ、これまで本算定時に第3期分の期割分が急激な負担をしていたということで、その負担を抑える目的で本規定を新たに設けたものでございます。

附則第5項につきましては、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の特例の適用でありまして、被保険者に係る所得割算定において、市民税同様、地方税法の一部改正に伴い新設するものでございます。

附則第6項につきましては、個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得し、所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合、1,000万円の控除が受けられるとするものでございます。

18ページをお開きください。

附則第9項は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例の新設であります。

いずれも、今回の地方税法の一部を改正する法律の改正に伴い、条文の整備、字句の整理、また、今回新たに2項新設したことによる項の繰り下げ等でございます。

以上、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第51号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。

日程第11、議案第52号から日程第14、議案第55号まで、以上4件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号から議案第55号まで、以上4件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第11 議案第52号 志布志市営墓地条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第11、議案第52号、志布志市営墓地条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号、志布志市営墓地条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、公有財産台帳整備に伴う墓地施設の調査の成果に基づき、中道墓地の代表地番を変更するため、同墓地の位置する番地を改めるものであります。

内容につきましては、第2条の表中、中道墓地の位置を「志布志市志布志町帖7100番地」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

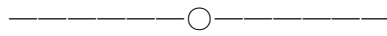
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第52号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。



日程第12 議案第53号 志布志市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第12、議案第53号、志布志市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号、志布志市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、気象庁が天気予報等で用いる予報用語の改正が行われたことに伴い、条例中の予報用語を改めるものであります。

内容につきましては、第13条の予報用語の「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

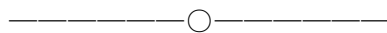
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第53号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。



日程第13 議案第54号 志布志市営引揚者住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第54号、志布志市営引揚者住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号、志布志市営引揚者住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、公有財産台帳整備に伴う住宅施設の調査の成果に基づき、志布志市営引揚者住宅の位置を一団の区画ごとの表示に変更するため、当該住宅の位置する番地を改めるものであります。

内容につきましては、第2条の表中、志布志市営引揚者住宅の位置を「志布志市志布志町安楽190番地28」、「志布志市志布志町安楽192番地、3192番地4及び192番地8」、「志布志市志布志町内之倉2079番地2」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） 市長。

○市長（本田修一君） ただいまの説明の中で間違いがございましたので、訂正させていただきます。

内容につきまして、第2条の表中、志布志市営引揚者住宅の位置を、「志布志市志布志町安楽192番地3、192番地4及び192番地8」ということで、先ほど間違って読みましたので訂正させていただきます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○12番（本田孝志君） ほんの基礎的なことをお伺いしますが、私はですね、この引揚者住宅、そしてまた位置が、「志布志町安楽何番地」と言われますが、教養がなくて全然分かりません。

ですから、字図とかそのようなものを、私は位置を付けるべきじゃないかなと考えております。前のところでもあったんですが、もう済みましたからですね。またその後にもいろいろ出てきますが、大体この辺じゃということですね、ぜひこういう審議をする場合は、即決ということでございますので、字図とか位置を参考程度に、私なんかのような無知な人間が分かるような、位置を。そしてまた、皆さんが説明、「どこがどげんじゃった」といったときに、「うんにゃなあ、どげんか分からん」というようなことで、住民には私は全然説明できませんので、ぜひですね、今後そのようなことをよろしくお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御発言のとおり、この地番では実際の土地が分からないということであるようでございますので、今回のこの御提案しました分につきましては後ほど届けさせていただきます。今後は、そのようなふうに改めさせていただきます。

○議長（谷口松生君） それでは、後もって図式を提出願います。

ほかに質疑ありませんか。

○31番（野村公一君） 今回、代表地番を変えていくということのようですが、新しい番地の中に引揚者住宅というのが何戸存在をするのか。それから、名前のとおり引き揚げ者が利用をされているのかどうか。そこら辺をちょっと説明をいただきたいというふうに思います。

○建設課長（中迫哲郎君） 引揚者住宅の今回番地が新たに付いた所の190番地28は、寿住宅と

ということで、松波住宅の反対側にあります県営の寿住宅と並んで建っている所でございます。現在、引揚者住宅としては2戸ありますが、1戸が空き家政策で空になっておりますので、入居者は1戸ということになります。

それから、192番地の3・4・8につきましては、若浜の中にあります住宅でございます。戸数が13戸ありますが、空き家政策が5戸ということで、8戸入居されているところでございます。

内之倉の2079番地2につきましては、森山小学校の下にあります森山住宅でございます。こちらにつきましても2戸ありますが、空き家が1戸ということで、1戸入居されているということでございます。

それから、引揚者住宅につきましては、入居当時から引き続き入居されているということで、現在、退居されたら空き家政策をするというようなことで認識しております。

○議長（谷口松生君） ということは、引き揚げ者であるという認識の下に入っていらっしゃるわけですね。

○建設課長（中迫哲郎君） すみません。

引き揚げ者ということで認識をして、空き家になった時には空き家政策ということで、入居させないということで、現在行っているところです。

○31番（野村公一君） この「引揚者」というネーミングを使われる、もちろん国の補助事業の中で建設をされたんだろうというふうに思うんですが、この「引揚者住宅」というネーミングはいかがなものか。もっと何か、例えば変更ができるものであれば変更をしていくべきじゃないかというふうな気がしてなりません、これは、市長、どうお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） 戦後六十数年たってまだ引揚者住宅かというふうに、私どももびっくりしているところでございますが、名称につきましては、法律等の条項等もちょっと精査しなきゃ分からないので、また後ほどこのことにつきましては回答させていただければというふうに思います。

○31番（野村公一君） 改まって回答される必要はないが、内部で少し検討・精査されましてね、変えていけるものであれば、法的に改めていけるものであれば、もうちょっと近代にふさわしいネームの住宅に変えていくべきだというふうに思いますので、そのとおりひとつ段取りをしてみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御提案がありましたように、内部的に協議していきたいと思っております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） ただいまの野村議員の質疑に関連をいたしますが、私も、この「引揚者住宅」というものは非常に現代になじまないのではないかという感覚であります、これは税制上の特典、もしくは入居者に特典、そういったものがあるのか。そういったものを含めて市長は見直しのごとも検討すると言われたのか、お伺いをいたします。

○建設課長（中迫哲郎君） 引揚者住宅につきましては、今、通称は「若浜団地」とかそういう

名称で呼ばれてますので、特別に住宅に「引揚者住宅」というようなネーミングを付けているわけではございません。

条例上、引揚者住宅ということで、税の特典とかいうものも、現在は公営住宅という認識の下で管理しているわけですが、今のところは税の特典があるということはないと認識しております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

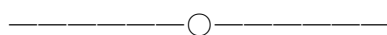
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第54号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。



日程第14 議案第55号 志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第55号、志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第55号、志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、公有財産台帳整備に伴う住宅施設の調査の成果に基づき、みどり団地の代表地番を変更するため、当該住宅の位置する番地を改めるものであります。

内容につきましては、別表中、みどり団地の位置に、「志布志市松山町泰野551番地」を加えるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第55号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。

午後は、1時10分から再開をいたします。

—————○—————
午後0時01分 休憩
午後1時10分 再開
—————○—————

日程第15 議案第56号 志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、議案第56号、志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号、志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、松山団地、馬場団地、西之原団地の一部、桜山団地の一部及び尾野見団地を教職員住宅の用に供するため教育委員会に所管換えをすることに伴い、これらの住宅の供用を廃止するとともに、公有財産台帳整備に伴う住宅施設の調査の成果に基づき、桜山団地の一部、さゆり団地の一部及びさくら団地の一部の代表地番を変更するため、これらの住宅の位置する番地を改めるものであります。

内容につきましては、別表中、教職員住宅の用に供することとする松山団地、馬場団地、西之原団地の一部、桜山団地の一部及び尾野見団地に関する部分を削り、桜山団地の一部の位置を「志布志市松山町泰野3767番地1」に、さゆり団地の一部の位置を「志布志市松山町尾野見19番地1」に、さくら団地の一部の位置を「志布志市松山町尾野見18番地14」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。

日程第16、議案第57号及び日程第17、議案第58号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号及び議案第58号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第16 議案第57号 志布志市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第16、議案第57号、志布志市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号、志布志市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、公有財産台帳整備に伴う住宅施設の調査の成果に基づき、大田尾段団地の代表地番を変更するため、当該住宅の位置する番地を改めるものであります。

内容につきましては、別表中、大田尾段団地の位置を「志布志市松山町新橋135番地1」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第57号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第17 議案第58号 志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第17、議案第58号、志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号、志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、公有財産台帳整備に伴う都市公園の調査の成果に基づき、宝満寺公園、町原近隣公園、ダグリ公園、志布志城史跡公園及び中道墓園の代表地番を変更するため、これらの都市公園の位置する番地を改めるものであります。

内容につきましては、別表中、宝満寺公園の位置を「志布志市志布志町帖6530番地2」に、町原近隣公園の位置を「志布志市志布志町志布志1480番地2」に、ダグリ公園の位置を「志布志市志布志町夏井203番地」に、志布志城史跡公園の位置を「志布志市志布志町帖6260番地」に、中道墓園の位置を「志布志市志布志町帖7100番地」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第58号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第18 議案第59号 新たに生じた土地の確認について

日程第19 議案第60号 字の区域変更について

○議長（谷口松生君） 日程第18、議案第59号及び日程第19、議案第60号の2件を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第59号、新たに生じた土地の確認について説明申し上げます。

本案は、鹿児島県が行っている志布志港整備（起債）事業における公有水面埋め立てのうち、第1-1-3工区及び第1-2工区がしゅん功したことに伴い、本市の区域内に新たに生じた土地を確認するものであります。

次に、議案第60号、字の区域変更について説明申し上げます。

本案は、鹿児島県が行っている志布志港整備（起債）事業における公有水面埋め立てに伴い、本市内の字の区域を変更するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（中迫哲郎君） 議案第59号、第60号について、補足して説明申し上げます。

新たに生じた土地の確認についてでございますが、付議案件説明資料の29ページをお目通し願います。

今回、新たに生じた土地につきましては、新若浜地区の埋め立てによる大字志布志町安楽字汐掛296の1、296の2の地先公有水面埋め立て地1万99.88㎡と、大字志布志町安楽字汐掛296の2の地先公有水面埋め立て地の2,878.4㎡でございます。

続きまして、議案第60号の字の区域変更については、ただいま説明申し上げました1万99.88㎡と2,878.4㎡の合計1万2,978.28㎡を、新たに大字志布志町安楽字汐掛に編入するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号及び議案第60号の2件については、産業建設常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。

日程第20、議案第61号及び日程第21、議案第62号の2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号及び議案第62号の2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第20 議案第61号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（谷口松生君） 日程第20、議案第61号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明申し上げます。

本案は、市道の構造上の欠陥による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成21年3月14日午後4時30分ごろ、市道狩川・大谷線の間地点付近で、松山町新橋の狩川集落方向から大谷集落方向に走行していた〇〇〇〇の〇〇氏の所有するダンプ式普通貨物自動車の左前輪及び左後輪が当該車両の通過の際に生じた道路中央部の陥没部分に入り、左前輪及び左後輪を破損したものであります。

事故の原因は、市の道路に構造上の欠陥があったためであり、過失割合を市が100%、甲が0%とし、同氏の所有するダンプ式普通貨物自動車の原型復旧に要する費用8万850円を市が甲に賠償し、和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○25番（小園義行君） 「市道の構造上の欠陥」というふうに表現があったんですけど、どういったことですかね。

○建設課長（中迫哲郎君） ただいまの「構造上の欠陥」ということですが、今回事故が起きて現地の方を調査いたしましたところ、空洞ができて陥没したということでございます。

空洞ができた原因ははっきりとは分からないところですが、舗装をする前に何回か洗掘された所を埋め戻して、その上に転圧を行ってコンクリート舗装をしたということですが、長年の経過により、その所が空洞化したというようなことで「構造上の欠陥」と示したところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第61号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、可決されました。

—————○—————

日程第21 議案第62号 志布志市土地開発公社定款の変更について

○議長（谷口松生君） 日程第21、議案第62号、志布志市土地開発公社定款の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号、志布志市土地開発公社定款の変更について説明申し上げます。

本案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、民法及び公有地の拡大の推進に関する法律の規定が整備されたため、志布志市土地開発公社定款を変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、第7条及び第17条の民法及び公有地の拡大の推進に関する法律に関する部分を整理するものであります。

なお、この定款は、鹿児島県知事の認可のあった日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第62号は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、可決されました。

—————○—————

日程第22 議案第63号 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第22、議案第63号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、各種事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、議案第63号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算から816万6,000円を減額し、予算の総額を179億5,283万4,000円とするものでございます。

補正予算の主なものでございますが、まず、4月の人事異動等に伴う職員の人件費を総額3,876万7,000円減額しております。それと、各事務事業でございますが、緊急雇用経済対策事業などを3,060万1,000円増額補正しているところでございます。

それでは、予算書の5ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正の追加でございますが、昨年燃料高騰等の影響によりまして漁業者の経営が厳しくなり、それと相まって志布志漁協も厳しい経営を強いられており、今回、漁業者の経営改善を図ることを目的に、志布志漁協に対する漁業経営改善資金利子補給を平成22年度から平成28年度まで、限度額を159万8,000円として設定しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の9ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、歳入の15款、県支出金、2項、県補助金は、地域の振興を図るための地域振興推進事業を454万8,000円計上、放課後児童健全育成事業を120万9,000円増額、新規就農支援事業を150万円減額、雇用機会の確保を図るためのふるさと雇用再生特別基金事業を965万2,000円、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を2,659万円計上しております。緊急雇用創出事業臨時特例基金事業につきましては、当初予算に計上しておりました緊急雇用経済対策事業に係る経費の一部に充当し、財源を振り替えております。

予算書の10ページでございます。

3項、県委託金は、理科の学力向上を目指す理科支援員等実践研究事業委託金を144万2,000円計上しております。

11ページをお開きください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金は、財政調整基金繰入金を1億1,951万3,000円減額、漁業経

営改善資金利子補給の財源としまして、漁業振興基金繰入金を35万2,000円増額しております。

12ページでございます。

2項、特別会計繰入金は、前年度分の精算に伴い、老人保健特別会計繰入金を6,662万6,000円増額しております。

13ページでございます。

20款、諸収入、5項、雑入は、コミュニティ助成事業助成金を160万円計上しております。

次に、歳出予算の主なものを申し上げます。

まず、人件費でございますが、先ほど申し上げましたが、職員分を総額で3,876万7,000円減額しております。

人件費以外の主な予算でございますが、22ページをお開きください。

3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、放課後児童健全育成事業に係る新たな児童クラブの設置に伴い、委託料を246万5,000円増額しております。

24ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、新規就農支援事業が農業公社への直接の補助事業となったため150万円減額し、集落営農等の合意形成活動を支援するための集落営農育成支援事業を新たに100万円計上しております。

7目、農地総務費は、緊急雇用経済対策事業である農林水産業施設環境整備事業に係る作業用軽トラック購入費として200万円計上しております。

26ページをお開きください。

3項、水産業費、2目、水産業振興費は、志布志漁協への支援対策としての漁業経営改善資金利子補給事業補助金を35万2,000円計上しております。

27ページをお開きください。

7款、商工費でございますが、1項、商工費、1目、商工総務費は、国民宿舎ボルベリアダグリの給湯配管の修繕を行うため、国民宿舎特別会計への繰出金を142万8,000円増額しております。

3目、観光費は、特産品の情報発信、PR、並びに雇用機会の確保を図るため、県補助金のふるさと雇用再生特別基金事業を活用した特産品販売促進事業委託料を965万2,000円計上しております。

29ページをお開きください。

8款、土木費でございますが、2項、道路橋梁費、1目、道路橋梁総務費は、先ほどの交通事故の和解に伴う賠償金を8万1,000円計上しております。

31ページをお開きください。

9款、消防費、2目、非常備消防費でございますが、消防団員の弔慰救済負担金を496万2,000円計上しております。

続いて、33ページでございます。

10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は、地域ぐるみ学校安全体制推進事業が県

の直接事業となったため、賃金等の経費を129万円減額しております。

2目、教育振興費は、小学校に理科支援員を配置し、学力向上を目指す理科支援員等実践研究事業を144万2,000円計上しております。

36ページをお開きください。

5項、社会教育費、5目、文化振興費は、志布志千軒太鼓の太鼓購入等に対する助成として、コミュニティ助成事業を160万円計上しております。

6目、文化財保護費は、県の補助金を活用した文化財案内板設置委託事業を200万円、宝満寺跡石橋解体修復事業を400万円計上しております。

以上が補正の主な内容でございます。

なお、お手元の補正予算説明資料に詳細に記載しておりますので、お目通しください。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○27番（鬼塚弘文君） 一点だけ確認をさせていただきたいと思ひます。

総務委員会の方で審議をされるはずでありますけれども、この消防費の関係。

合併して、それぞれの方面隊で頑張っておるわけでありましてけれども、梅雨の時期になりました。台風も来ます。そういう面から見て、それぞれの後援会の立場が現状はどうなっているのかですね。地域によっては消防団のOBによる支援隊まで立ち上がった所もあつたりしておるわけでありまして、後援会の役割も非常に大きいと思ひておりますが、旧3町の後援会の現状はどうなのか。分かつておれば、お知らせいただきたい。

○総務課長（中崎秀博君） 後援会がどのようになっているかということでございますが、現在、まだ後援会の一本化はなされていないところでございます。現在、一本化に向けて努力はいたしているものの、後援会の会費も旧町ごとに、松山は1,000円、有明地区が600円、志布志地区は各校区ごとに違ひまして、四浦と八野につきましては徴収がないというようなことで、現在、鋭意努力はいたしておりますが、まだ一本化にはなっていないところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありますか。

○14番（小野広嗣君） 一点だけ確認をさせていただきます。

今、財務課長から説明がありましたけれども、この生涯学習課絡みの文化財案内板設置委託事業ですが、ここに説明が出ておりますけれども、大事な事業だろうと思ひますが、この大慈寺境内というのは分かります。そして、その周辺とありますね。そして、あと小型案内板を5基設置すると。これの場所の設定等は今決まっているのか。そして、もし決まっているとすれば、そこを決めるに至るまでの過程等もお示しをください。

○生涯学習課長（小辻一海君） お答えいたします。

この境内の案内板の設置につきましては、前から文化財に指定されておりましたので、いろいろと協議をいたしまして、大型案内板を大慈寺の境内の正門の横の所に2基、それから小型をそれぞれ中の所に5基付けるようにしているところでございます。

場所に関しましては、地図等を後でお配りいたしまして提示したいと思います。よろしくお願いいたします。

○14番（小野広嗣君） 少し分かりにくかったんですが、大型案内板2基というのは、一つがこの大慈寺の境内内ですよね、ここに示されているのは。もう一つは、その周辺とありますから、その周辺というのはどこを指すのかということ。そして、この小型案内板を5基設置する、これもこの境内の中なんですか。それですね、一つは。

そして、そこを決めるに至った経緯ですね。いろんな声を聞いてそこに至ったのかとか、そういったことも含めてお示しをしていただきたい。

そして、この委託先は地元業者になるのか。そこも含めてお願いします。

○生涯学習課長（小辻一海君） この境内につきましましては、誠に申し訳ございませんけれども、場所に関しては境内の中に2か所ということで、その場所はちょっと確認が取れていません。それから、小型の案内板も5基ということで、境内の中ということで、この前、担当から話を受けたところでございます。地図等がこちらの方に配付されませんでしたので、ここら辺りをもう一度確認をして、また後で報告をしたいと思っております。

それから、この至ったいきさつでございますけど、これは文化財保護審議会とかそういう中で協議されましてお願いしたところでございます。

それから、業者につきましましては、この案内板につきましましては特殊な案内板ということで、委託ということでお願いしてあるところでございます。このことにつきましましては、地元業者でございます。

○31番（野村公一君） 今の質疑に関連をしてですが、こういう説明板みたいな案内板を付けて大慈寺の歴史だとか文化だとか説明をしていくというのは、非常にいいことだろうと思っておりますね。

ただ、問題はですね、文化財についての説明案内板は設置をしていくと。しかし、現状ではその文化財を見ることはできないと。したがって、その案内板だけではなくて、見る人にとっては文化財現物を拝見したいというのは、これはもうだれしも思うことであります。

しかし、現状では門外不出であって、もちろん寺院内であっても蔵からは出されないというのが現状なわけですね。そういうものを何とか公の目に付すために公開ができるもの、そういう前向きな協議というのが教育委員会ではなされていないのかどうか。

例えば、一つの例ですが、行政がそういう防火あるいは盗難等を防止できるような施設を造って宝物を預託してもらい、あるいは寄託してもらいという方法で公開をしていくと。極めて、私は文化財のこういう問題というのは大事なことだろうと思っておりますが、そこら辺が教育委員会では話が煮詰まっていないのかどうか。あわせて、市長には、将来そのことをどうとらえておられるのか、ひとつ伺いをしてみたいというふうに思います。

それからあと一点ですが、この宝満寺の石橋の修理でございます。大変長い間壊れたままになっておりましたが、これも県の文化財として指定を受けているということでございます。一時、

旧町時代には、この宝満寺のいにしへの姿を復元しようじゃないかといって、あの地区の発掘作業までした経緯があります。この宝満寺を今の状態で文化財の保護だけで済まされるおつもりなのか。それとも、更に進んで活用できる場所として考えておられるのか。これは、市長にお伺いをしておきます。

○生涯学習課長（小辻一海君） この文化財の公表・展示につきましては、先日、6月3日の文化財保護審議会でもいろいろな意見が出まして、やはり志布志の方にはすばらしい県の指定があるわけでございますので、また、今回も安楽、田之浦、白鳥神社等の衣装、それから面が県の文化財指定になったわけでございますので、そのあたりがあるからそういう展示をしていかなければいけないのではないかということで、審議会の中でも出されたところでございます。

そこで、こちらといたしましては、やはり先ほど申されましたとおり、いろいろと保管、それから安全面、それから盗難、いろいろありますものですから、そのことについては市の当局側の方に財政的な面もお願いして検討していくということで答弁をしたところでございます。

以上でございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大慈寺につきましては、国宝級の文化財が所蔵されているということについてはお伺いしているところでございます。そのことにつきまして公開をしていただければというようなふうにお話は、私個人としてはさせていただいたりするところでございますが、ただいま担当の方からありましたように、いろいろな経緯があったということで、門外不出になっているというようなことになっているようでございます。

今年もお釈迦まつりを開催した折に、そういったものを1点でも、例えば今回はこれと、そしてまた、次回はこれというような形で公開・展示していただければ、お釈迦まつりのそれこそ目玉にもなるのではないかなということもお話したりするところでございますが、なかなかそういった面では、前進がまだ今のところは見られていない状況でございます。

この志布志の貴重な、そして誇るべき文化財ということでございますので、大慈寺さんの方には、今後ともどのような形でだったら公開・展示ができるのかということにつきましては、担当もあわせて協議をさせていただければというふうに思います。

宝満寺につきましては、今回、石橋の改修に取り組むということになったところでございますが、現在の状況では歴史の街づくり構想の中での位置付けしかとられていないということでございます。

そのような意味合いから、全体の構想の中で私どもができる事業というものについては、山城の整備とかいうことに現在取り組んでいるということでございますので、そちらの方の整備等を順次行っていきながら、この宝満寺の整備あるいは武家屋敷群の整備とかいうことについても取り組むということになるかというふうに思いますので、そのようなふうにご理解いただければと思います。

○31番（野村公一君） この大慈寺の宝物については、過去に盗難とかいろいろありましてね、

先代から門外不出というふうな経緯があるわけです。したがって、それだけ貴重なものが多いということで、何とかそれを表に出してくれという要請をいくら今の状態でされても、恐らく私は答えはノーだろうと思うんですね。

であれば、やっぱり行政がこういうことをしていくので協力を願えないだろうか。要するに、火災とか盗難とかということの心配がないということであれば、恐らく和尚さんもそう意固地ではないと私は思っているんですが、そこらは行政がそのことにどう腹をくくるかです。やっぱり、大慈寺から遠い所までは持って行けませんので、大慈寺の境内の中の空き地を借りて、そこにそういう施設を造るとか、方法はあろうと思います。そういうものを少しですね、やっぱり内部で詰められて、そして内部で腹をくくってから交渉をされないという難しい問題だなというふうにも思っていますので、しかし、大事なことでございますので、前向きに検討をお願いをしておきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） ただいま貴重な御提言をいただきました。私どもも、この大慈寺の宝物、文化財ということについては、多くの方々が関心を持っておられ、そして、できれば公開・展示してほしいというようなことを関係者から度々聞くところでございます。

先ほども申しましたように、個人的には御住職さんとはお話をさせていただいているところでございますが、今後は行政とした形で、ただいま御提言があったことも含めて大慈寺さんとお話をさせていただきたいというふうに思いますので、どうかよろしくお伺いいたします。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） 合併効果の一つとして、新たな志布志市に特産品の売り場を確保するということは、非常に意義のあることであります。

合併当初から、こういった施設は必要だと思っておりましたが、今回、県の全額補助によりまして特産品販売促進事業を展開されます。港湾商工課の関係でありますので、所管の委員会で詳しく審議されると思いますが、二、三点お伺いをしておきたいと思います。

まず、この目的の中で、「市内における継続的な雇用機会の確保を図る」とあります。第一点としては、何人程度の雇用になるのかということが第一。

二点目といたしまして、内容の中に、「アピアの空きテナント及び商店街の空き店舗を活用し」とあります。この空きテナントについては1なのか2なのか、その数について教えていただきたいと思います。

そして、特産品とあります。志布志市の特産品として、現在陳列を考えておられるのはどういった内容のものがあるのか。

次に、そしてそれらの事業が、準備が終わって開店の時期、開店をされるのはいつごろになるのか、その点をお伺いいたします。

そして、これは委託料であります。21年度に965万2,000円、委託料が県からきますが、これは今後毎年助成が続くものであるのかという点。

そして、特産品の販売に今後力を入れるということですが、先ごろスタートいたしました

た特産品協会との関連はどのようになっているのか、その点をお伺いをいたします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） お尋ねの特産品販売促進事業でございますが、これは今御指摘がございましたように、補正予算説明資料の2ページにもございますように、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用したものでございます。

まず、この事業でございますが、この事業につきましては、市が地域における継続的な雇用が見込まれ地域の発展に資すると判断した新たな事業で、民間企業等に委託して実施する事業ということでございまして、ただし、雇用が主体でございますので、かかる費用の2分の1以上が人件費であるというような、そういう条件が付くものでございます。

県全体で、この事業につきましては約68億円の基金を県が国の第二次補正で交付を受けて積んでいるものでございまして、68億円の半分については県の方で利用されると。半分が、市町村が該当する事業があれば利用するというものでございます。

なお、今の時点で志布志市への配分については、6,200万円が県の方から予定されているということでございまして、これは今年度から今後3年間にわたっての事業でございます。したがって、単年度で申し上げますと、該当する事業がございましたら、志布志市の場合は今年度を含めまして、2,100万円が来年度、再来年度まで、3年間続くというものでございます。

そういった県の方からの説明を受けまして、市としましては、現在御提案しております特産品販売促進事業ということで御提案したところでございます。

御質疑のございました、まず、これに係る雇用は何人かということでございますが、現在ここに県の全額出資ということで965万2,000円、県の支出金ということで挙げておりますが、これは既に県の方から内示をいただいているものでございまして、内示の際に私ども、県の方に事業計画書を出しまして、そのうち雇用については新規雇用の失業者4人、4人ということで県の方には現在お願いしているところでございます。

それから、場所でございますが、アピアの空きテナント及び商店街の空き店舗ということで、現在、商工会が旧児島ガスビルの所を借りられまして、ルネッサンス広場ということでいろんなことで活用されております。その2か所に、このような形での販売促進につながるような取り組みをしたいというふうに考えているところでございます。

それから、特産品でございますが、特産品につきましてはやはり、現在「観光特産品協会」というふうに新たに衣替えしておりますが、そういった特産品協会の中で扱っていらっしゃるような、そういう加工品であるとか、そういったものが中心になろうかというふうに考えているところでございます。

それから、先ほど申し上げましたように、時期につきましては、今年を含めまして、あと2年間というところでございます。

それから、委託ということでございまして、観光特産品協会との関連はということの御質疑でございましたが、私どももいろいろ検討いたしました、やはり市内の特産品の販売促進事業ということを考えますと、市内にそのようなことを扱う団体があって、そういう販売促進等に努め

ていらっしゃる団体があるのであれば、やはりそこを活用するのが最も適正ではないかということで、現在のところ条件等がそろいましたら、観光特産品協会の方に委託できれば、そういう形で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○26番（上村 環君） 答弁漏れもありましたので、その点も含めて。

開店の時期については、いつごろなのか。

それと、特産品協会が日常取り扱っているような特産品というものを想定されているようですが、やはり合併の魅力として、志布志、及びその背後地にある農産物、こういったもの等が今後、港湾振興等に大きく役立つということのそういったテナントにもなればと考えておりますけれども、具体的に特産品協会が扱っている品物はこういったものがあるのか。

併せて、市長にお伺いいたします。

いわゆる、この事業の今後の展開、将来、どの程度本格的なものまで発展させていこうと考えておられるのか、その点をお伺いをいたします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 失礼いたしました。

オープンの時期等につきましては、現在考えている場所がアピアの空きテナント内と、それから旧児島ガス跡のルネッサンス広場ということでございますので、建物については既に整備されておりますので、中の備品とか、それからそういう商品等の陳列並びに必要な器具等の準備というものを考えますと、8月にはオープンをしたいというふうに考えているところでございます。

それから、先ほど私の答弁が漏れましたけど、市の現在ある特産品を中心というようにことで、加工品とか焼ちゅうなり、そういったもの等が中心になるかと思っておりますけれども、御指摘ございましたように、やはり市内には農林水産物が非常に豊富でございますので、そういったものも、他団体とあまり支障のないような形でですね、ぜひその中でPRできるような場所。例えば、同じアピア内にもそういう生鮮物等を売っていらっしゃるお店等がありますので、そういった所と競合しないような形で、そういう市内の農林水産物がPRできるような、そういう取り組みは関係の団体と話をしながら進めていきたいと、そのように考えているところでございます。

○市長（本田修一君） 市の特産品の販売所ということで、長い間、地域の方々も望んでおられた事業がようやく、こうして形となってできたということについては、本当に有り難いなというふうに率直に思っております。

これは、ただいま担当の方から説明がありましたように、県の補助事業を導入して立ち上げということになりますので、そしてまた緊急雇用対策という面もございますので事業化できたというようなことでございまして、また、補助の限度の年度が決まっているというようなことでございます。

ということでございますので、その期間内に何とか、当然これは営利を伴う事業でございますので、採算が乗るような形まで持っていくような形にしていきたいなというふうには考えているところでございます。

また、補助事業につきまして、このテナントの運営というものについて何らかの協議がその時点では必要になるかと思いますが、自立できるような形のものに仕上げていくということを前提にして、この事業については取り組みをしたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○22番（宮城義治君） 一点だけお願いします。

予算書の24ページ、そして、説明資料の事業概要の中でいろいろうたっているんですが、この100万円の助成でありますけれども、この対象団体の中で、いろいろあるんですが、ダブる地区もあるんじゃないかと思うんですね。

肆部合地区の場合は3営農の組織があると思うんですが、この一つに対して、一団体に20万円というようなことなのか。あるいはまた、この肆部合地区というのを一つにみて20万円であるのか。押切地区、田尾地区、野井倉下段地区。田尾地区もそれぞれあります。これは1組織があります。押切はちょっと、私は確認しておりません。

そしてまた、この中の野井倉南部地区というのはどの辺まで、野井倉というと、あとの肆部合、押切、田尾というのは全部野井倉地区に入るわけですが、この野井倉南部地区、どのようにしてこのように分別されたのか。その組織の団体名と、そして、その内容をですね。定義する集落営農、又は砂糖きび、でんぷん原料用さつまいも、いろいろあって、対象となるよう基幹作業委託のいろんなことを取り組む組織であるというふうにあるんですが、砂糖きびというような関係が志布志市のどこにあるのか。さつまいもはあるんですが、その地域の実情に応じて必要な活動に取り組む集落等に経費の一部を助成すると。どうも我々の見た考え方からするとちょっと聞きたいんですが、よろしくをお願いします。

○農政課長（白坂照雄君） お答えいたします。

ただいま御指摘がございました肆部合地区、野井倉南部地区、それと押切地区、田尾地区については、この集落営農の組織が現在もう形成されております。昨年に形成されておりますので、その団体に助成を行うということで、集落営農に伴う、いわゆる今後この地区が活動をしていくために必要な部分の活動費を助成するという事業でございまして、県の補助事業ということで2分の1以内で事業をするということでございます。

この内容の中に、砂糖きび、でんぷん原料用さつまいもと入れてありますが、県の事業名をそのままこの中にうたい込んで説明書に記載をしておりますので、中身につきましては、集落営農に関する活動支援に要する部分の費用を助成するというところでございます。

○22番（宮城義治君） 課長、ということになると、肆部合地区というと、肆部合地区は、そして田尾地区というのは肆部合地区に入っているんですね。肆部合地区なんですよ。肆部合地区に田尾地区が入って、これは分かるんです、私はもう知っているから。これは認めます。そして、肆部合地区というのは、この中に肆部合地区と、それから通山関係、これは押切地区が入っているから、その組織の中にあると思うんですよ。この肆部合地区という中に、もう一つあるんですね、組織が。それも含めてうたっているのか。そうすると、金額の割り振りがおかしくなるん

じゃないんですか。

○農政課長（白坂照雄君） ただいま御指摘がございました件については、私も営農の中身の構成内容までちょっと資料を持ち合わせておりませんので、そこらについては後ほど調査して御回答申し上げたいと思います。

○22番（宮城義治君） 課長、これは御回答じゃなくして、こういうように資料にうたってある以上は、そう簡単に組織の中は変えられないはずですよ。そうするとなるとね、このようなことをこのように明記したということは、それが自信があって、そして職員がちゃんとそれを確認した上でこのような区割りをして、そしてその数字を出したんじゃないですか。

○農政課長（白坂照雄君） 昨年設立されている団体が4団体ございますので、それについてはもう設立されておりますので、ちょっとそこの資料を持ち合わせておりません。野井倉下段地区につきましては、今後、ほ場整備をする地区でございますので、今後ここについては設立を図ってきたいという流れの中で今回計上しております。あと、そこについてはちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後で報告をさせていただきたいと思います。

○議長（谷口松生君） 22番、宮城義治君、特に許可します。

○22番（宮城義治君） ……ということでもいいですね。後で訂正できるということですね。

[何事か言う者あり]

いや、いや、いや、訂正じゃないよ。このことに対して持ち合わせていないということは、私が言うのは、これではおかしいんですよということを言ってるんですよ。肆部合地区というのは田尾もね、肆部合地区という中に入っている組織なんですよ。ね、田尾地区。そして、この肆部合地区という中に、いいですか、通山地区生産組合、そして肆部合農業生産組合と、それから団地化のね、それともう一つあるんですよ。それを肆部合に引くくめてしまうと、その組織の三つが一つになってしまうから、じゃあ行政のおれをこういうふうにしなさいと決めたのか。しかし、それは我々は聞いてないんですよ。ね、そうしてもらおうと困るわけ、組織団体そのものが違うわけだから。そこを言ってるんです。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

—————○—————

午後2時13分 休憩

午後2時15分 再開

—————○—————

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○農政課長（白坂照雄君） お答えします。

地区を、宮城議員からお話ございましたが、水田の地区ごとに分けてありますので、集落であっちこっちまとまっているという部分じゃなくて、田尾地区なら田尾地区だけの水田のまとまりの部分、それと肆部合地区、それから押切地区ということで、地区ごとに分けてありますので、その団体を分けてございます。

要は、水田の場所によって、肆部合、田尾と押切、南部という形で分けてありますので、集落との入れ混じりということはないということです。個人は入れ混じりがありますが、地区ごとの組合というか、地区に分かれております。

○議長（谷口松生君） 先ほどの文化財案内板の件につきまして、生涯学習課長の方で答弁を訂正するというごさいます。

○生涯学習課長（小辻一海君） 先ほど、小野議員の案内板の委託先の質疑の件で、私、地元の業者と申し上げましたが、先ほど申し上げましたとおり特殊な案内板ということで、最初は市内の業者を当たったところですが、どうしても市内の業者ではできないということで、東京のプレート会社の方に委託ということで、市内の業者ではなく市外の業者ということで訂正をいたします。誠に申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○9番（迫田正弘君） ちょっと後に帰りますけれども、特産品販売促進事業のことでお伺いしたいと思います。担当常任委員会ですので、一点だけ確認をさせていただきたいと思います。

J R志布志駅に観光協会の事務所を造るという中におきまして、その中に特産品のPR、それから販売も行うという説明を受けております。今回のアピアの空きテナントを使ったところの特産品販売促進、PRとの関連ですね、そこいらについてどういう位置付けを考えて、競合するような形ではありますけれども、先般説明を受けた中では、J R志布志駅の中にそういうコーナーを設けて行うんだという説明でありましたが、今般のこれとの関連はどういうふうになっていくのか、その点をお伺いいたします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 先般の総合観光案内所でございますが、志布志駅をJ Rから市が借り上げて、総合観光案内所を造るということで500万円の予算を可決いただいたところでございます。

ただ、ちょっと私の説明も悪かったかもしれませんが、J Rの総合観光案内所につきましては、あくまでも観光総合案内が主ということでございまして、ただ10坪ぐらいのスペースの中に一部そういう余裕があれば、特産品等のレプリカ等を置きながら、一部そういう特産品等の紹介もしたいということで、販売につきましては、志布志駅での販売は考えていなかったところでございます。

今回、アピアの中の空きテナントにそういったお願いしているような特産品の販売促進の事業を行いますので、志布志駅に総合観光案内に来られた方につきまして、「こういう志布志市には特産品がありまして、隣のアピアの方で販売してますよ」と、そういう連携を取っていきたいというふうに考えております。

それから、ルネッサンス広場につきましても同じでございまして、歴史散策等で上町等へ、先ほど出ました大慈寺なり何なり、そういう所へ行かれる方がかなり多いですので、ルネッサンス広場等にもそういうコーナーを置きながら特産品等の販売促進なんかを進めていこうと、そうい

うふうに考えているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第23 議案第64号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第23、議案第64号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第64号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、老人保健医療費拠出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（木佐貫一也君） 議案第64号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,451万1,000円を追加し、総額をそれぞれ47億4,339万5,000円とするものでございます。

予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございませう。

平成20年中の所得の確定に伴いまして国保税を算定し、一般被保険者国民健康保険税を1億230万円、退職被保険者等国民健康保険税を250万円減額し、合わせて8億601万円とするものであります。

次に、7ページをお開きください。

前期高齢者交付金は、交付額の確定により1億506万7,000円を増額するものです。

8ページの繰越金につきましては、平成20年度療養給付費等国庫負担金の追加交付分として4,424万4,000円増額し、1億4,424万4,000円とするものです。

次に、歳出でございませう。

9ページをお開きいただきたいと思います。

療養諸費の一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費につきましては、財源振替でございませう。

同じく、10ページの高額療養費も財源振替です。

11ページをお開きください。

後期高齢者支援金等、12ページの前期高齢者納付金等は、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知によるものです。

13ページをお開きください。

老人保健拠出金、14ページの介護納付金につきましても、支払基金からの確定通知によるものです。

15ページをお開きいただきたいと思います。

予備費につきましては、今回の補正に伴う調整のため1,076万5,000円を増額いたしまして、5,717万7,000円とするものです。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第64号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第24 議案第65号 平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第24、議案第65号、平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第65号、平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出予算について、償還金、一般会計繰入金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,642万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,480万円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、過年度分の医療費交付金を134万5,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の国庫支出金は、過年度分の医療費国庫負担金を2,971万7,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳入の県支出金は、過年度分の医療費県負担金を8万3,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を3,528万3,000円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金は、償還金利子及び割引料を6,000円増額するものであります。

10ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を6,662万6,000円増額するものであります。

11ページをお開きください。

歳出の予備費は、20万4,000円減額するものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第65号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第25 議案第66号 平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第25、議案第66号、平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第66号、平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、国民宿舎ボルベリアダグリの給湯配管修繕に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ142万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,093万4,000円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を142万8,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の管理費は、国民宿舎ボルベリアダグリの給湯配管修繕料を142万8,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、総務常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から14日までは休会といたします。

15日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでございました。

午後 2 時30分 散会

平成21年第2回志布志市議会定例会（第2号）

期 日：平成21年6月15日（月曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本	田	孝	志
坂	元	修	一
小	野	広	嗣
金	子	光	博
宮	城	義	治
立	山	静	幸
岩	根	賢	二
木	藤	茂	弘
八	久	保	壹
長	岡	耕	二
小	園	義	行
鶴	迫	京	子
下	平	晴	行

出席議員氏名 (32名)

1 番 下 平 晴 行	3 番 丸 山 一
4 番 八久保 壹	5 番 玉 垣 大二郎
6 番 坂 元 修一郎	7 番 鶴 迫 京 子
8 番 藤 後 昇 一	9 番 迫 田 正 弘
10 番 毛 野 了	11 番 立 平 利 男
12 番 本 田 孝 志	13 番 立 山 静 幸
14 番 小 野 広 嗣	15 番 長 岡 耕 二
16 番 金 子 光 博	17 番 林 勇 作
18 番 木 藤 茂 弘	19 番 岩 根 賢 二
20 番 吉 国 敏 郎	21 番 上 野 直 広
22 番 宮 城 義 治	23 番 東 宏 二
24 番 宮 田 慶一郎	25 番 小 園 義 行
26 番 上 村 環	27 番 鬼 塚 弘 文
28 番 重 永 重 久	29 番 丸 崎 幹 男
30 番 福 重 彰 史	31 番 野 村 公 一
32 番 谷 口 松 生	33 番 若 松 良 雄

欠席議員氏名 (1名)

2 番 西江園 明

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 木佐貫 一 也
農 政 課 長 白 坂 照 雄	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 吉 野 健 一
水 道 局 長 井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 大 園 朗	教育総務課長 五 代 豊 一
学校教育課長 山 口 幸 彦	生涯学習課長 小 辻 一 海

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、長岡耕二君と金子光博君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、12番、本田孝志君の一般質問を許可いたします。

○12番（本田孝志君） 皆さん、おはようございます。

私は、通告に基づいて一問一答式で質問をいたします。

まず最初に、市長のですね、次期市長選への出馬の意向を問うということで質問を申し上げます。

合併後3年数箇月の市政運営を振り返っての感想を問うということで、市長の意見等をお伺いいたします。

ではですね、通告してありましたので、分かりやすい答弁をお願いいたします。

私たち議員も、市長も、任期は残すところ、あと7か月になりました。合併してあつという間の3年数箇月のように感じます。この間、私も多くの市民の皆さんと話をしてきました。そして、最近選挙の話題がよく出るようになったようです。

そこで、まず市長にお聞きしますが、合併して初代の市長として、町長時代とは相当違ったりリーダーシップを発揮しなければならなかったと思いますが、この3年数箇目を振り返っての感想をまずお聞かせください。

○市長（本田修一君） おはようございます。

それでは、本田議員の質問にお答えいたします。

平成18年2月13日に初登庁いたしまして、早いもので3年4か月になったところでございます。その間、議員の皆様をはじめ、多くの市民の方々に御協力を賜りながら、新生志布志市のまちづくりに取り組んでまいりました。新生志布志市は、私が町長をしておりました旧有明町に比較しまして、面積で3倍、人口で約3倍となりましたので、仕事の量もざっと3倍になったのではないかなというふうに感じながら、就任直後、懸命に仕事に取り組んだところです。

しかし、やがて慣れてくるにしたがいまして、その忙しさも当たり前になってまいりまして、むしろ合併したのだから、市政運営を任される身としては、この忙しさが当然なのだという気構えで仕事に取り組むようになってきたところでございます。

そのようなことで、私自身、そのことを振り返ってみまして、就任の際に五つの項目について

公約を掲げましたので、そのことを中心に少し振り返ってみたいと思います。

まずはじめに、「あなた（市民）が輝くまちづくり…テーマは「共生」・「協働」ということでございますが、このことにつきましては、市民・行政・企業・民間団体が連携して支え合う共生・協働の市民社会づくりをポイントとしまして、志のあふれるまちを基本理念としまして取り組んできたところでございます。

4月24日を「しぶしの日」として記念日登録しまして、志のまち宣言を行い、その日に毎年、記念事業を実施してまいりました。

旧志布志町にございましたふるさとづくり委員会を全市に広げ、地域の課題解決に行政と協働して行う仕組みづくりを推進しまして、共生・協働・自立のための新たな補助制度も創設したところでございます。

また、市民と直接意見交換ができるふれあい移動市長室を開催しまして、これまで各校区を巡回し、今年度、2巡目を実施しているところでございます。そして、総合的な新自治会システムにつきましても協議を進めているところでございます。

さらに、女性の活躍の場づくりと、女性の起業支援制度にも取り組み、女性支援対策室を設置しております。

二番目に、「3つの力を合わせて…合併を成功させよう！大地の力と海の恵みと人のエネルギー」につきましては、思い切った行財政改革を推進し、徹底した無駄の削減に取り組んでまいりました。

公共施設の民間等へ委託する指定管理者制度の導入、及び保育所の民営化を進め、部長制の廃止、定員適正化計画の着実な実行によりましてコスト削減を図り、平成20年度からは行政評価制度を導入しまして、行政における機能性や問題点、無駄をチェックしまして、改善していくシステムの構築を図ってきたところでございます。

三番目の、「地域循環型産業振興に全力投球…豊かな志布志市を創ろう！」ということについてでございますが、地域産業の核である農・林・畜・水産業の振興とそれを取り巻く周辺産業の活性化に取り組んできたところでございます。

平成19年度には、「かごしま茶」の更なるブランド化を目指しました大会である、県の茶業振興大会が本市で開催されました。また、曾於南部地区の畑かん事業につきましても、平成19年度から通水が始まり、安定的な水の供給ができるようになりました。

畜産においては優良種畜保留導入への支援等を行い、水産においてははもの販売を促進し、林業においては品質向上と産業の省力化を目指しました森のめぐみの産地づくり事業に取り組んできたところでございます。

長年の課題となっておりましたアピア対策につきましても、今年度、競艇の場外発売場であるオラレ志布志をオープンしまして、経営改善へ向けての一步を踏み出せたところであります。

四番目の、「安心・安全～しあわせ・健康のまち＝教育・文化が華ひらく志布志市へ」につきましては、少子高齢化が急速に進む中、福祉や医療、防犯、災害対策、生活環境など、安心・安全、

住みよいまちづくりは行政の最重要課題であるにとらえまして取り組んでまいりました。

ピンピン元気塾のサポーターを養成し、市内で各種健康講座を開催しながら高齢者の元気なまちづくりを総合的に推進してきました。本市は、ねんりんピックのマラソン交流大会の会場にもなり、元気な高齢者でにぎわいました。

また、ファミリーサポートセンター事業、こんにちは赤ちゃん事業の取り組み等につきましては、子育て日本一のまちを目指し、乳幼児医療費の全額助成や妊婦健診料の補助の拡充を図ってまいりました。

そして、おじゃったもんせクリーン作戦などで、市民と一体となって取り組んだごみゼロのまちづくり、循環型社会を目指して取り組んだサンサンひまわりプラン、資源化率は全国4位でございますが、市ではトップという輝かしい成績を残せたことや、普現堂湧水群が平成の名水百選に選ばれましたことは、懸命に環境政策に取り組んだ成果と思います。さらに、公民館や自治会等に花の苗を配布し、花いっぱいのもちづくりを推進してまいりました。

未来を担う子供たちのために、食育の拠点となる給食センターを整備しまして、教育環境の統一化と学力向上を目指して、すべての小・中学校にパソコンを導入したところでございます。

本年度を健康づくり元年と位置付けまして、4月24日に志民健康づくりを宣言し、医療費の抑制と市民の健康増進策に取り組んでいるところでございます。

五番目の、「未来にむけて…世界の中の志布志「国際交流都市」をめざして」についてでございますが、視点を世界に広げ、新しい発想と企画で、人と物と技術・情報が交わる国際交流都市を目指して取り組みました。

九州唯一の中核国際港湾である志布志港は本年の3月には新若浜地区が供用を開始しまして、今後も貨物量の増加が期待されております。

アクセス道路である都城志布志道路も、平成20年2月に松山～有明北間の4kmが開通し、また東九州自動車道も鹿屋串良IC～大隅IC間の起工式が平成19年3月に行われ、平成24年度には志布志市までの供用開始が見込まれておりまして、早期の全線開通が待ち望まれているところでございます。

国際交流につきましては、シアトル、トレーシー、中国へ小・中・高校生を派遣しまして、市内においてはアイルランドなどから音楽家を招き、ホームステイや小・中学校を訪問し、交流する国際青少年音楽祭事業にも取り組みました。

また、さんふらわあにおいては、原油価格の高騰などから大阪～志布志航路からの撤退問題が突然浮上しまして、さんふらわあ志布志航路存続協議会を発足させ、市民一体となった航路存続に向けた努力の末、航路変更が撤回されたことはうれしいニュースとなりました。

こうして振り返ってみますと、本当にいろいろなことがありましたが、様々な地域課題の一つ一つが皆さん方の御協力により解決に向かっていきますことに、深い感謝と喜びを感じております。

また、合併し、市民の皆さんから寄せられた多くの要望等にも、厳しい財政状況の中ですべてこたえることはできませんでしたが、合併してよかったと思えるような取り組みをし、そ

の成果が少しずつ現れつつあると感じております。

そして、旧町ごとに長い歴史があり、その取り組みの違いをなるべく早い時期に同じレベルにすることを念頭において努力してまいりましたが、それも多方面にわたり、少しずつ解決へ向かっているのではないかと感じております。

これらのことは、大変な作業ではありましたが、やりがいのある仕事ではなかったかというのが私のこの3年4か月の感想であります。

○12番（本田孝志君） では、2番目の次期市長選への出馬の意向を問うということで質問申し上げます。

合併に伴い、役所の職員も町時代に比べると3倍以上になりましたから、職員もですね、本田市長がどのようなリーダーシップを発揮するかと大いに期待していたと思います。職員も十人十色ですから、期待どおりと思う職員もおれば、期待外れと思う職員もいたでしょう。これとやはり市民も同じ気持ちではなかったかなあと感じております。

そしてまた、市民の目はですね、この最も厳しい、この厳しい市民の目の審判を受けるのがあと数箇月後に迫っていますが、本田市長は次期市長選に出馬する意思があるのかお聞きしたいと思います。市長のただいまの率直な気持ちをお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今ほど述べましたように、合併後の初代市長として、議員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様の御協力・御指導を賜りながら、懸命に新生志布志市のまちづくりに取り組んできたところでございます。

私自身、3年4か月を過ぎたとはいえ、まだ半年以上任期を残しており、その期間、全力を傾注して市政運営に取り組むべき立場にいる者として、次の任期への出馬について、現段階で表明すべきかどうか非常に迷うところでもあります。

特に現在、昨年夏以降、アメリカの金融破たんを端を発しました百年に一度といわれる世界同時不況は、この志布志市にも深刻な影響を及ぼしております。そのような経済状態を一日も早く脱すべく国におかれましても、緊急経済対策の各種事業を盛り込んだ20年度第二次補正予算、21年度当初予算、21年度第一次補正予算と、次々に打ち出してきております。私どもは、このことを受けて、直ちに本市独自の予算編成を行い、皆様に御提案申し上げながら、市民の方々の生活が安定するよう努めなければならないことは申すまでもないことであります。

そのようなことから、次の任期については、この経済危機を克服しながらも、更なる市民の福祉の向上を図っていかなければならないという非常に重い任務になるかと思っております。

このような現況であります。私は初代市長となり、この志布志市の限りない可能性を信じ、市民の皆さんを信じ、様々な政策に取り組んできたところでございます。その取り組みの結果、今、どこよりも輝くまちづくりができる様々な芽が産声をあげ、そして流れができてきたのではなかろうかというふうに感じているところでございます。

私は、市民の皆さんにいくつかの日本一のまちづくりを目指しましょうと御提案し、市民の方々

とその実現に向けて取り組んでいるところです。その日本一のまちづくりが引き続いて市政を運営することで、本当に達成されるものと考えます。

まだまだ解決しなければならない課題が山積しております。世界同時不況にも対応しなければなりません。このことを市民の皆さんとともに乗り切り、文字どおり、輝く日本一のまちを実現するために、次期の市長選に出馬しようと考えますので、議会の皆様におかれましても、御理解・御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○12番（本田孝志君） ただいま、はっきりと次期市長選に出馬するということを明言されました。

では、明言されましたので、次にですね、ちまたでは、市長選出馬に意欲を見せて運動を展開されている人もいますようですが、ほかにも名前が挙がっている人もいますが、本日、本田市長が表明されましたから、市民の目も、今後の市長の公約に大いに関心を持つと思います。

さっきも言いましたように、市民の皆さんと色々なことを話します。私はですね、市長と同じく有明町伊崎田に住んでいますが、旧志布志町にも子供のころからですね、たくさんの友達もいます。そしてまた、志布志に買い物に昔から行っております。そこで、旧志布志町の市民が一番関心を持っていることは市役所本庁舎の位置であると、私は感じました。

私もですね、当時の合併協議会の委員をしておりましたが、その時の庁舎等の位置の委員もおおせつかりまして、やっておったわけですが、やはり時がたちますと、この3年数か月の間、多くの市民の人とも話をする機会がございます。当然、庁舎の位置の話題もたくさん出てきます。当時、3年半前に決めたことをですね、約4年になるわけですが、合併して3年5か月、そして今、話題が出ることは、やはり「どげんやっどかいな」と。有明の人にはですね、私がこの一般質問をするということで、皆さんに話したところ、「おまいはないをゆうとお」というようなことで、大反発を受けました。

私は一般質問の中でですね、市民の皆さんがやはり納得するにはですね、旧志布志町、そして旧有明町、旧松山町、人口はただいま3万4,000人ですが、志布志が1万8,000人、有明が約1万2,000人、松山が4,000人ちょっとということで、3万4,000人ということになってはいますが、やはりいろいろな市民の声を聞くということが、私は大事じゃないかなあと思っております。ですから、アンケート調査等をする気はないものか、そしてまたその結果によってはですね、住民投票とか。同僚議員が一般質問で7回しておりますが、いやもう決まったことだからじゃなくてですね、やはり前向きに、時代は進んでいくわけですので、先ほど言いましたように、アンケートをする気はないか、そしてまた、その結果によっては住民投票の意向はないものかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併いたしまして、先ほどもお話しましたように、もう4年を迎えて、何回か議会でも市役所の本庁舎の位置について議論があったところがございます。私自身、市民とこの本庁舎の位置についていろいろお話をさせていただく機会が多いわけですが、その折には、合併協議会

の時のその経緯、現在もし移転すればどうなるか、あるいは新しく市役所をどこかの地点に新築するとすればどうなるかということをお話し申し上げ、そして現段階ではかなり状況的には厳しいですよねというようなお話をさせていただいているところでございます。

そのような基本的なことで議会でも答弁を申し上げているところでございますが、ただいま本田議員の方からありましたように、例えば住民アンケート、住民投票というような形で、市役所の位置というものを考え直さなければならないということがあろうとすれば、そのようなときにはそのような措置をとらなきゃならないんじゃないかなあというふうに思います。ただ、まだ現在の段階ではアンケートを取るとか、住民投票をすることというような、市民の方々の各層、各方面からの御意見というのは賜っていないというような状況でございます。

私自身、市長就任以来、市民と直接、地域の課題探るべく、その地域に出向きまして開催しております移動市長室を平成18年度から取り組んできておりますが、先ほどもお話ししましたように、19年度、20年度におきましては校区単位で取り組みをしてきました。その移動市長室の場においても、市役所の移転というものについての提案ないしは議論はなかったところでございます。そしてまた、市の広報紙でも市民コーナーということで、市政運営について率直な御意見を賜るコーナーを設けているところでございますが、そちらの方にもそのことについては現在のところ、寄せられていないところでございます。

しかしながら、この市役所の本庁舎の位置につきまして、あるいは支所についてもそうかもしれませんが、合併当初にこのことは決定したことでございますので、時代の流れとともにその状況は変わってくるということは私自身は十分認識しているところでございますので、そのような時に至りましたら、あるいはアンケートないし住民投票というのは求められるべきものかというふうには認識しております。

○12番（本田孝志君） 前の7回の一般質問よりも、私はやはり市長も男だなあと、やはり人間だなあとと思います。やはり、いろいろとですね、なぜこのようなことを尋ねるかといいますとですね、次の市長選挙の一番の目玉が、先ほど出るということでございましたので、私はですね、本庁の位置の問題だと感じております。

ちまたでは、本田議員は市長と身内だから、どうせ市長とはつうかあじゃないかなあと思われがちですが、今までも提案された議案に対して、自分の意思で私は反対もして、また協力することは精一杯やっけてまいりました。今後もですね。

この前も4月のお釈迦まつり、にぎわいました。そして、上町商店街を歩きました。そして、5月にはアピアの支援の一つとして舟券売り場、先ほど市長の答弁もございましたがですね、舟券売り場もオープンしました。行政も志布志市の核である旧志布志町の繁栄のために、そしてまた今の志布志市の繁栄のためにですね、先ほど、前向きな意見というようなことで、私が質問したわけですが、それに対して前向きな答弁がございましたが、やはり大きなかなめは先ほどから私が言ってるようにですね、本庁の移転。合併の協議が、二度も三度も言うことじゃございませんが、その時決まったことも、やはり今の情勢がそうですので、ぜひですね、いろいろと手だて

をして、手だてといたしますか、アンケート調査をして、住民投票なんかをして、要望があればですね、大いに、市長の耳に入ってきたときはそのように、近い将来ですね、いつとは私は申しませんが、断言できませんが、ぜひやっていただきたいと思います。

というのも、先月の朝のテレビのニュースで、合併した市の市長選で2期連続が非常に厳しいようです。6割が2期目で落選しているというニュースでした。やはり、その原因がですね、庁舎の位置の問題が選挙の争点になって勝敗を分けたとありました。私が先ほど人口の問題も言いました、1万8,000人、1万2,000人、4,000人と。だから、この6割というのは、ここでいうと志布志ですね、今の志布志町が人口が1万8,000人だから、6割通る率があるんですよと。ということで、市長がですね、いくら立派な政策を打ち出してもですね、それよりも庁舎の位置が一番大きな関心事であることが、最近、全国各地であった合併後最初の選挙の結果で出ております。

市長は、そのようなことで、どのようにお考えでしょうかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併後の2回目の選挙でそのような傾向があるということについては認識しておりませんが、そういったケースもあろうなあとというようなふうには思っております。

しかし、それはそれぞれの地域の御事情もあるというようなふうにと考えるとございまして、私どもの町には私どもの町なりの次代へ向けたまちづくりがあってしかるべきだと。そのまちづくりの課題というものは、様々なものがあるかというふうに思います。それらのものを私自身、先ほど出馬表明いたしましたので、また整理いたしまして、皆さん方にお示ししながら市長選を戦うということになります、そのことにつきましても、そのときの市民の皆様方の評価で決まるのではなかろうかなというふうに思っています。

市役所の本庁舎の位置についても、その中で争点というふうになるのならば、私自身もそのことについては触れなければならないというふうには考えるところですが、現段階で、今、市長としまして、先ほども申しましたように、市民の方々と直接お話をさせていただいたところでは、そのような状況にはまだ至ってないというようなことでございまして、そのことにつきましては、また後ほど考えていきたいというふうに思います。

○12番（本田孝志君） では、次に移ります。

税金問題についてということで、固定資産税のことをお伺いいたします。

税務課の事業でですね、固定資産税の評価を見直す事業がございましたが、18年、19年、20年度、見直してすぐまた21年度、今度から税金が、皆さんがですね、私の所に会った人が何名も、「固定資産税が上がったがお、ないごち上がったろかいな」ということですね、「そら家か何かあっこっせえ、ちだを買うたりなしたりしやせんかったなあ」と言うたら、「いや、ないも変わらんたっどん、固定資産税が上がったもんやっで」と、3人ばかり聞いてですね、私も「やっべ行たっせえ聞きゃんせお、税務課で分かって」ということですね、おいとったら、まだ何人も来やったもんだから、いや、こらいかん、やっぱり一般質問でせっかくいろいろと言うんだから、そのうちの一つとして税金問題もやろうということで一般質問をしております。

詳しくですね、固定資産税の評価を見直した経過、経緯等を教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成21年度は、固定資産税の評価替えの年というふうになっております。固定資産税の評価替えは、土地と家屋について3年ごとに評価額を見直すという制度でございますが、今回の評価替えに合わせて、旧町間で異なっていた評価方法の統一を図り、公平・適正課税を実現するため、総務大臣が定める固定資産評価基準を基本に、本市土地評価基準マニュアルを策定し、その基準に基づいて市街地を形成している路線価地区内を中心に、宅地、雑種地、介在農地、農業施設用地等、約1万6,000筆を対象に現地調査を行い、現況地目の確認、同一利用画地の認定及び評価計算等、評価方法の見直しを実施してきました。

評価見直しについては、平成21年土地評価策定業務委託の一部業務として、平成18年度から20年度にかけて実施しております。対象地域については、志布志地域及び有明地域にあつては、路線価方式により土地の評価計算を行っている地区、松山地域にあつては家屋の密集度が高い市街地区となっております。

前年度と比較しまして税額が1万円以上増加した納税者数は、土地に関する全納税者数1万2,660人のうち460人で、全体の約3.6%となっております。ただし、この460人の中には、登記異動による税額変動者も含まれております。

今回、評価見直しにより、一部の方の所有する土地に対する税額が上昇しておりますが、他の納税者との公平性からも御理解をお願いしているところでございます。

○12番（本田孝志君） ただいま、3.6%の人が課税されたということでしょうか。

国もですね、お金が無いせいか、いかにして歳入を増やすか、いろいろな対策を見せているようですが、国もまだまだ節約ができるところがたくさんあるようで、最近ではマスコミにもよく出るようですが、私はこのような地方の住民を苦しめるような対策ではなく、もっと国自体を見直すべきと考えるところです。

今度もですね、補正予算で我が志布志市には5億4,100万円というのが交付金として来ておるようですが、この問題は別にしてですね、最近の厳しい経済状況の中、収入は減る一方です。この固定資産税は、一気に倍どころではなく、相当増えた世帯もあるようで、何人かの人から、先ほど申しましたが、相談も受けました。納税通知の切符など、詳しく見なかった人も、出すものに対して神経を行使したからだと思えます。

そこでお聞きしますが、なぜ今、この厳しい時に、先ほど3年ごとの見直しとございましたが、一気にですね、倍になるような課税をするのではなくですね、市長の太っ腹でもう少しずらすような政策はとれなかったものかお尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、評価替えの年ということになっておまして、3年ごとにこのことについては、不公平感を取り除くために評価を見直しているというような状況でございます。特に、今回の場合につきましては、旧町間の格差を取り除くんだというようなことで、

順次されてきているということで、ただいまお話ししましたように、評価が変更になったということでございます。

確かに、今議員がおっしゃったように、今、この本当に不景気な大変な時期に何をするのというようなふうには私自身も思うところでございますが、現在の段階でも、そのような形で不公正な形で課税されていらっしゃる方がおられるということがございますので、そちらの方の是正がまず第一なんだということございまして、特段、税額を上げるというような形でやっているということではないということをお理解していただければというふうに思います。

○12番（本田孝志君） では、次に移ります。

子牛とお茶の現状についてということで、農家所得減の対策はということで質問いたします。

志布志市の基幹産業でありますお茶の価格の低迷が続いています。そのほかにも子牛価格、農産物なども厳しい経営を強いられております。収入が減るが、税金は増えたということでございます。先ほど申しましたように、子牛の価格も去年からすると、ここに表を持って来ているわけですが、大分、棒グラフがですね、差がございます。ということは、20年度と21年度では、子牛が下がったということでございます。その状況についてお教え願います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まず、お茶の情勢につきまして、県内の一番茶の取引価格につきましては、昭和53年から31年振りの安い価格になったということでございます。昨年よりも本年は17%安い価格での取り引きになりました。

この要因は、近年の茶の市況は極めて厳しく、リーフ茶の販売不振による繰越在庫が多いことや、消費者の低価格志向に伴う仕入れ価格の抑制、厳しい経済情勢など、茶業農家を圧迫しているというのが現状であります。

本年は、3月下旬の冷え込みで晩霜被害が発生しまして、芽つぶれにより、生葉の減収、品質低下となりまして、一番茶に大きな影響を与えたところでございます。二番茶の市況も依然として厳しい状況ですが、生産の基本を十分に励行し、情報収集と市況に合った生産指導に努めているところでございます。

今後も、生産性の向上を図るため、生産コスト低減対策のマニュアルに従い、関係機関の協力を得て、生産指導並びに経営指導を進め、経費節減対策及び良質茶生産により生産農家の経営安定対策に努めてまいります。特に、厳しい現状を踏まえ、良質茶生産の支援対策としまして、たい肥、肥料購入の支援、スプリンクラー等散水器具購入に支援ができないかというふうに考えております。

次に、子牛につきましては、昨年5月以降、子牛価格は急激に下落し、現在も低迷している状況であります。

曾於家畜市場の今年1月から5月までの子牛平均価格は約35万8,000円で、前年同時期と比較しまして約10万3,000円の安値となっております。

また、配合飼料価格につきましても、本年1月以降下落傾向にあります。飼料高騰前の平成

18年と比較しても、トン当たり約1万円高い約5万2,000円と、依然として高値の状況であります。

今後の配合飼料価格の動向につきましては、再び値上がりする可能性もあります。農家所得が更に減少するのではないかと懸念しているところであります。

商品性の高い子牛を生産していくためには母牛の適正な更新をしていかなきゃならないということですが、農家所得が低い状況では、母牛更新に対して費用をかけることが困難な状況にあります。このため、市としましては、市の優良種畜保留導入事業の補助額の引き上げを行うことで、母牛の適正な更新及び増頭推進を進めることができないか考えております。

これら子牛やお茶の農家所得減に対する対策につきましては、国の一次補正予算の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して実施できるよう、県との協議に向けて準備を進めているところでございます。

○12番（本田孝志君） そう具体策がないということですが、国の指導がこうだから、方針がこうだからといってですね、そのまま「はいはい」ではなくてですね、本田市長の目に見える政策を期待したいと思います。

職員もですね、今の世間の厳しい状況を理解して、市民の喜ぶ政策を市長に提案してもらいたいと思います。

ということで、畜産課長と農政課長、今後どのようなことを市長に進言して、農家の人たちのためにですね、やっていくか、その政策・方法等をお示し願います。

今度ですね、私も期待しておったんですが、やはり予算の付け方もですね、通告外といえば通告外ですが、少しやっぱり関することですので言いますが、職員の減額だけ、あとはまた6月議会で、できたら私は、179億円、約180億円の予算の中で、せめて1億円でも少し農家のために、お茶も安い、牛も安いというのは分かっておったわけですので、ぜひ何かの方策をですね、一人は今度新しくなれましたが、前からの畜産課長と農政課長はどのような考えでですね、取り組んでいるのかお示しを願います。

○市長（本田修一君） 今回の補正予算につきましては、減額予算というようなことで御提案申し上げたところですが、内容につきましては、ただいま議員の方からありましたように、職員の減によります減額の補正予算というふうになったところでございます。

先ほども言いましたように、政府の21年度一次補正予算につきまして、臨時交付金が交付されるという手続きが来ておりますが、その内容についてまだ詳細に示されていなかったということで、今回の補正予算の中に具体的に盛り込むことはできない状況でございました。

そのようなことで、私どもはこの補正予算につきましては、速やかに対応できるべく、ただいま担当の各課において、その所管の農家のみならず、様々な市民の各界・各層の要望等をくんで、取り上げて、そして補正予算に対応できるものについては提案をするように命じているところでございます。

そのような意味合いから、少し発破を掛けすぎたせいかもしれませんが、5億4,000万円支給されるという状況にある中で、今、各課の要求は20億円ほど上がってきているということござ

いまして、これはちょっと発破を掛けすぎたかなあというようなこともあります。その中で、本市として特色ある形の予算編成を行っていきたいというふうに考えますので、どうか御理解いただければというふうに思います。

○12番（本田孝志君） 担当課はですね、どのようなお考えか。市長の気持ちは分かりました。担当課のそのやる気をお示してください。

○議長（谷口松生君） 市長、担当課でいいですか。

○市長（本田修一君） はい。

○畜産課長（中崎章文君） お答えをいたします。

今、市長の方から答弁がありました。国の第一次補正の臨時交付金、こういった財源を元にしなが、この厳しい状況に対応すべく、主管課の方としましても関係部署、市長の方をお願いをいたしている状況でございます。

先ほど答弁がありましたように、子牛の生産におきましては、やはり生産素畜の更新というのが非常に大事でございます。既存の優良種畜保留導入事業をいたしておりますが、こういった事業の拡充を図りながら農家の方々への支援を更に高めていきたいということで、協議をいたしておるところでございます。

加えて、子牛の価格が振るわない原因については、肥育牛の枝肉価格の低迷が原因でございます。したが、いまして、肥育の素畜を曾於の市場から購入する志布志市内の素畜導入についてもいくらか支援できないかということで、そうすることで子牛価格の買い支えということで、繁殖農家の支援ということを考えております。

以上です。

○農政課長（白坂照雄君） お答えいたします。

ただいま、市長、畜産課長の方から話がございましたとおり、国の臨時交付金の流れの中で、市長の方からお話ございましたとおり、お茶の方も繰越在庫等が多いということで、平均価格の方が低下をしておりますけれども、これに対して何かいい事業はないかということで、臨時交付金の方の流れの中で、現在検討を進めておりますので、農家の所得アップのためになればということで頑張っていきたいと考えております。

○12番（本田孝志君） お茶はですね、市の担当の方から資料をいただいておりますが、今年の21年生産実績見込みでですね、一番茶が大体21万円上げられている。そしてまた、肥料代が4万円から5万円、加工賃等を引いて約11万円ぐらいは10a 当たり残りはせんどかいというような表をもらっております。先ほど言いましたように、今年、去年も悪かったものですから、対前年度比ということでは2年間悪かったということで、約35%から40%のおとしからすると減じゃないかなあと考えております。ですから、やはり茶農家が、「やしとおな、やしとおなあ」ということで、私は、「もう半分しかねえ」と、「どげんじゃ」ということで、見ましたところ、やはりそれにはパフォーマンスもちょっとあったものかなあと思って、やはり35%ぐらい、この実績の、市役所の方の書類によりますとですね、そのような結果じゃないかなあと思っております。

それと、子牛のことですが、やはり子牛の増頭の補助金の問題はですね、もう今皆さんが、私は何件も昨日、おととい回ってまいりました。そうしたら、「何をしてもろうごたいなあ」と、「牛がやしあいなあ」、「やしあいなあ」ということで、補助金をもらっても、やっぱりお金を出さんないかんものだから、「今の現状で一番何が欲しとな」と言ったらですね、やはりラップ代が高くつくというようなことだと思います。だから、ラップ代が3,000円とか3,500円とか、いろいろこまごまと計算していけば3,500円になるようでしたので、ぜひですね、前も公社を使えばラップ代は補助しますよということで、いくらかしたと思うんですが、議決をいただいてですね、したことがあるんですが、やはり今一番欲しいのは、現状維持でもいいからラップ代をとというような要望が多いと思いますので、そこら辺をですね、ここで結論は出さんでもいいですが、後のまた9月議会でも12月議会でもですね、ぜひ、本年度中に早い措置をしていただきたいと思います。そこら辺をちょっと。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、ラップ代が高くつくということで、農家の方々の御要望があるというようなお話がございました。私どもも農家の方々の現在のこの子牛価格を解消するために、どういった取り組みが必要か、そしてその取り組みをするに際しての額というものはどういったレベルのものが必要かということについては、十分関係機関とも協議をさせていただいているところでございます。

限られた財源の中で対応するというようなことでございますので、このラップ代につきましては、対応できるかということも含めまして、今後、関係機関とも十分協議をさせていただきまして、子牛の価格が早く回復するような総合的な対応というものを研究してまいりたいというふうに思いますので、どうか御理解をお願いしたいと思います。

○12番（本田孝志君） 最後になりましたが、ぜひですね、21年度、まだまだ長いですので、来年の3月まで21年度もでございますので、執行部の皆さんもですね、市民のためになる政策をですね、打ち出して、市民の皆さんが良かったと、本田市は良かったとということで、私たちもですが、まだあと7か月ございますが、頑張りますので、どうかよろしくお願いします。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、本田孝志君の一般質問を終わります。

次に、6番、坂元修一郎君の一般質問を許可いたします。

○6番（坂元修一郎君） 皆さん、こんにちは。

市長は、今の同僚議員の質問に対しまして、次期も市長の続投を希望するというところでございました。私は、同僚議員の言う当確40%ではなく、100%のつもりで質問をいたしますので、明快な答弁をお願いしたいと思います。

通告書に基づきまして、一問一答式でお願いしたいと思います。

今回は、農業問題についてお伺いいたしますけれども、大きく分けまして、1番目に、農業情勢の把握と施策について、2番目に、この2年間で大きく状況が変わってまいりました茶業振興についてお伺いをいたします。

まず、農業情勢についてお伺いいたします。

以前、市長は同僚議員の質問に対しまして、志布志市の顔は、志布志の街であり、港であるという答弁をされております。このことは3町が合併する前からだれしもが認めていることではございまして、何の異論もないところでございます。

志布志の街や港が市を象徴する顔であるとするならば、それをサポートするのは背後地に広がる農業地帯であろうというふうに思います。言わずと知れて、それは人の体であり、手足の部分であろうと考えます。人の体も一部だけがいくら機能しても、体全体が動かなければ不具合が生じるわけで、志布志市という体全体が活かされるためには、血液が体内すべてを循環し、健康を維持しなければなりません。行政の仕事も血液と同じように、隅々までこまやかに行き渡り、市民の暮らしを守り、見守っていくのが本来の姿であろうというふうに思います。

地方では、昔から、農家がもうからないと街ももうからないといわれております。農業が基幹産業であり、本市においては特に顔を生かすために一次産業の農業が大きな役目を担っております。このことが、施政方針にある「大地の力と海の恵みを活かした創造性あふれる持続可能なまち」であろうというふうに理解するところでございます。

しかしながら、先ほど、同僚議員の話にもありましたように、農業生産の基盤として、全国でも大変恵まれたこの地域でございますけれども、過去百年来の不況の影響とともに、すべての農業部門におきまして、生産資材の高騰、消費低迷と価格の伸び悩みで、農業経済はひっ迫した状態が続いているところでございます。

市長は、志布志市農業の現状をどのように把握されているのか、まずお伺いをしておきたいと思っております。

○市長（本田修一君） 坂元議員の質問にお答えいたします。

先ほど、本田議員の質問でもお答えしたとおりでございますが、平成20年の原油や穀物の国際価格が史上最高水準に急騰し、光熱動力、飼料、肥料といった農業生産資材にも影響を与えており、農業生産資材価格指数は、平成18年に比べて13.6%上昇しており、生産資材の高騰は本市の農業にも深刻な影響を与えているところでございます。

また、平成20年9月以降、欧米各国で金融機関の破たんが相次ぎ、金融危機が世界規模で深まり、我が国における景気は急速な悪化が続いており、高級食材及びしこう品といった一部農産物の価格は消費の伸び悩みにより、平成19年に比べて下落傾向にあります。

本市の施設園芸の主要品目であるピーマンは、平成20年秋以降、原油価格が安定し、販売単価が比較的高値で推移したことにより、平成19年に比べて農家所得は上昇したものの、いちごにつきましては、景気後退による消費低迷で、販売額が平成19年に比べて約9,000万円の減少となっております。

家畜のえさとなる配合飼料価格は、主な原料であるとうもろこしや大豆価格の上昇、原油価格高騰による海上輸送運賃の上昇等により、トン当たり5万2,000円と、2年前の1.2倍の価格となっております。

畜産経営の農業所得は、国の収益性のデータによると、平成19年は平成17年と比較しまして、子牛で17.2%の減、肥育牛で76.6%の減、養豚で23.7%の減となっておりますが、平成20年は更に厳しい水準となっております。

特に、肥育牛経営では、飼料価格の高騰に加えて、導入時の子牛価格の相場高、枝肉価格の低下によりまして、物財費、飼料費や素畜費等の合計でございますが、これが粗収益を上回っている状況にあり、肥育経営安定対策事業の補てん金を算入しても、なお赤字の状況にあります。

本年度の一番茶は、暖冬と適度な降雨によりまして、新芽の動きが速く、当初、平年より2週間ほど早い4月上旬と予想されました。ところが、3月中・下旬の冷え込みで、晩霜害が発生し、芽つぶれによりまして、生葉の減収・品質低下となりまして、一番茶に大きな影響を与えたところであります。二番茶の市況も依然として厳しい状況であります。

以上のことから、本市における農業の現状は、お茶及び畜産において、特に厳しい現状であるというふうに認識しております。

そのようなことから、市独自の支援策が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） ただいま答弁をいただきましたけれども、ピーマンを除いて、ほとんどの業種において厳しい、そして赤字の状態であるという答弁でございましたけれども、大変な世の中が来たなあというふうに思うところでございます。決して農業だけが厳しいわけではないわけでございますが、不況が続きますと、雇用の悪化が進む中、国はその雇用先というのを農業の部門、福祉の部門に矛先を向けているようでございます。

昨年暮れの新聞でございましたけれども、ある大型農家が、畜産農家が職安に雇用の募集をかける。平年は年間3人ぐらいしか来ないのに、今年は13人も来たということであったようでございます。しかしながら、3日間の研修を経て、あと雇用するかしないかを決めるということでございましたけれども、そのうちのほとんどがですね、3日のうちにもう来なくなったと。2人残ったけれども、その2人は中国人だったというふうにですね、記事が出ておりましたけれども、国というのも仕事のきつきに加えですね、その報酬の少なさというのを御存じではないんじゃないかというふうに私は思います。

松山町で5月の末でしたか、認定農業者の総会がございまして出席しましたけれども、その中でも、今一番悪いのは、肥育、茶、生産であると、ワーストスリーをですね、自慢し合う現状でございました。そして、飲み方が始まりますと、その苦言の矛先というのは、JA、そして行政であったり、議員であったり、農業委員であったりとかですね、いろいろもう矛先が外へ向いてしまっているという状況でございました。

質問でございますけれども、現在の志布志市の担い手の確保状況ですね、それと農家1戸当たりの農業所得はどのように、近年変化しているのか、そして本市の農業所得はほかの地域と比べてどういった水準にあるのかですね、もし分かっていたらお示しをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まず、担い手の確保についてでございますが、担い手の確保の状況につきましては、平成18年度で認定農業者数、志布志市全体で538名でありましたが、平成21年5月末現在では569名となっております。わずかずつではございますが、増加傾向にあるところでございます。

そして、農業所得ということについてのお尋ねでございます。

まず、農業算出額でございますが、農業算出額につきましては、平成12年の本市の農業算出額は222億7,000万円、平成17年は241億4,000万円、平成19年は283億4,000万円、平成17年は平成12年に比べて18億7,000万円、平成19年は60億7,000万円増加しております。農業算出額につきましては、19年まで順調に伸びてきているということでございます。

そして、農家1戸当たりの農業所得はどうかということでございます。農業所得につきましては、1戸当たりの農業所得は、平成12年は旧有明町が216万7,000円で県内で10位、旧志布志町が203万3,000円で、12位でありました。旧松山町は175万9,000円で、16位でありました。ただいまのは平成12年でございまして、平成17年は旧有明町が276万9,000円で、県内6位でございました。旧志布志町が270万9,000円で、8位でございました。そして、旧松山町が202万5,000円で、15位ということで、県内でもそれぞれの地域で上位の方に入っていたということでございます。

○6番（坂元修一郎君） ただいまお示しがございましたけれども、農業者も増、そして算出額も増、そして所得も増であると。これは多分、農家の持つ面積の拡大等によるものだなあというふうに理解するわけでございますけれども、全国の平均、これは主業農家でございますけれども、429万円、そして都市近郊では600万円ぐらいあるというふうに伺っておりますけれども、この温暖な地域、まだまだ可能性はあるんじゃないかなあというふうに思ったところでございます。

本地域の農業は、温暖な地域、そしてこの広大な農地を生かした、全国でも有数の農業地帯であるわけでございますけれども、この恵まれた地域で農業が成立しないということはですね、かなりほかでは厳しい状態におかれているんだろうなあという気がいたします。最近、マスメディアでもですね、生き残る農業、そして生き残るための農業施策という言葉が非常に目立ってまいりました。それだけ農業が厳しく、行政もてこ入れをしてるんだなあというふうに思います。

本市の特異性としまして、一つの市にですね、二つの農協がある。ほかにももちろんありますけれども、これは大変珍しい形態でございますけれども、本来なら農業施策はですね、農協に任せておけばいいのかもしれないけれども、現在の農協というのは、大分変わってまいりましたですね。昔は農業生産主体の指導体制から、現在は金融、共済、そして葬祭等ですね、経済活動へシフトしているというふうにいわれております。都市近郊の農協は、もうからない農業部門はもう排除する方向にあるということまで聞いております。決して、当地の農協がそうであるということは言いませんけれども、最近、農協の経営というものが、子会社を設立してですね、実際の農家と競合するような場面も存在しているようでございます。

そのようなことから、最近、この前のその認定農家の総会でもありましたけれども、JAと行政への役割分担というのが明確化されるべきだろうというふうな声が大変聞かれたように思います。そして、これまで活躍された農業改良普及センター、これも畑かんの地帯で、何とかです

ね、旧大隅町の方に畑かんセンターとして残りましたが、昔は南部、中部、北部とですね、ありまして、いろいろ農家回りをされて御尽力をいただいたところでございますけれども、これもですね、近い将来、統廃合されていくでしょうから、まあ分からないという状況でございます。

いずれにしてもですね、地域の特性を十分に考えて、J A、行政とも、農業施策が行われているはずなんですけれども、その責任のない協議の中ではですね、総論では農業振興の話をしてるんですけれども、各論では農業が宙に浮いた形になって我々には聞こえる。責任のなすり合いではなくてですね、大きく変化していくこの農業情勢の中で、今後は必然的に行政が農業のことまでですね、タッチしながら、サービスをしていくという方向が絶対、私は出てくると思います。農業新聞を見ても、ほとんどもうJ Aじゃなくて行政がですね、タッチしながら、その方向性を示していくということの記事が大変増えております。

全国各地では、厳しい農業情勢をとらえまして、生き残りをかけた農業施策の取り組みが行政主導の下に行われておりますけれども、本市での生き残りをかけた取り組みというものが考えられているのかですね、お伺いをしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農家の経営安定を図るために、収量向上や生産コスト低減を図るため、国・県・市の補助事業の活用によりまして、産地体制の整備強化、認証制度の取得、畑かんの普及拡大、新規就農者支援など、組織一体となった活動を展開しているということでございます。

特に、肥料、燃油、飼料等の高騰及び農畜産物価格の低迷によりまして、農家の経営が厳しくなっている現状を踏まえまして、平成20年9月定例議会におきまして、農家緊急対策特別資金利子補給事業を提案し、議決をいただいているところでございます。平成21年3月末時点で14件、5,270万円の借入額となっております。

また、家畜飼料特別支援資金の借り入れに対しましては、国・県の利子補給以外に、市単独で利子補給を行い、畜産農家の負担の軽減を図っているということでございまして、平成21年3月末時点で、17件、1億3,265万3,000円の借入額ということになってございまして、そのような形で本市での農業施策に取り組んでいるというようなことでございます。

○6番（坂元修一郎君） 農家への支援というものが随時なされているというふうにお伺いをいたしました。

やはり、続投を考えるなら、農業部門というのを第一に考えて、行政がそれを引っ張っていくという形でなければですね、支持は得られないというふうに思います。本地域の特性、この暖かい気候を生かした施策、そして本市独自のここにしかない施策、産物がなければいけない。そういったものを特産品としながら、ブランド化を進めていくというのが本筋ではなかろうかというふうに思います。そして、未利用廃棄物の飼料、肥料への転換ですね。

そして、昔はやってたんですけどね、都市、量販店等への売り込み、農産物の販売先への売り込みというのもですね。やはり、これまで松山ではそういうこともやってまいりましたけれども、ほかの町では分かりませんけれども、そういったこともですね、今後は必要ではないかなあ

というふうに思います。

先ほどから新聞にいろんな記事が載ると申しましたけれども、これはこの前の新聞です。農業新聞ですけれども、長野県の川上村、ここは1戸平均がですね、粗収益ですけれども、2,500万円を実現しているという記事が載っておりました。これは高原レタスというのをですね、特産としながらですね、売り先をぐんぐん伸ばしている。その中で収益を上げ、後継者の平均年齢は28歳、少子化が進む中で、合計特殊出生率は1.83で全国でトップであるという記事であります。そして、一人当たりの医療費は県内最小であるという記事が出ておりました。元気だから生産が上がるのか、もうかるから元気なのか、そこは分かりませんが、そこです、この首長が何ということ職員に言ってるかという事です、行政はぶれずに集中せよ。農村部なら、農業で生きる哲学を持って」ということをですね、指導していらっしゃる。やはり、その土地土地の産物を大事にしながらですね、懇切丁寧に農家に指導されているということだと思います。

その土地に適合した農産物の選定、そしてブランド化、消費地への売り込みですね、適地適作ですけれども、そういったものを確実にしながら、そしてあとはいかにうまく太鼓をたたくか。農家はですね、踊りますよ。自分の食うものを抑えてでもですね、本当、年金をはたいてまで牛を飼って出荷しているわけですから。—————それだけ農業を天命と思っているし、子牛が好きだし、農業が好きなのですね。本当に行政の矛先が間違っていれば、絶対いい方向に行くと思うんですね。曾於ブランドであったメロンの指定が取り下げられたという記事が載っておりましたが、これに対しましても、いろんな方がですね、御尽力をされて、ブランドを確立されたと思うんですね。やはり、その後のフォローが足りなかったのではないかとこのように思います。もう現在でも、夕張メロンというのは全国ブランドで、現在も続いているわけですけれども、この点については、非常に残念だなあという気がいたしております。

先ほども出ましたけれども、新若浜の国際ターミナルがですね、コンテナターミナルが供用開始になりまして、中核国際港湾として役割が非常に注目されているわけですので、ある港の関係者からこんな話を聞きました。アジア各国から入ってくる船は、志布志で荷物を降ろすよりも、福岡で荷物を降ろした方が安くつくという話。それは何ですかと、志布志の方が近いから絶対安くつくんじゃないですかということをお願いしたら、結局こうでした。福岡で荷物を降ろせば、結局、帰り便に荷物があるから、結局のところ安くつくんですよという話でございました。

今後、高規格道路、東回り九州自動車道、交通アクセスが整備されていく中でですね、港を生かして海外へ向けた農業や特産品づくりにも早くから取り組んでおかなければ、間に合わないのではないかと、いつも思うわけですので、それらの取り組みがどうなのかですね。そして、施政方針の中でタイでのポートセールス、そしてフードタイプ2009への出展、台湾食品市場の視察ミッションなどが出ておりますけれども、外国ではどのような産物を欲しがっているということを把握されてるのかですね、その辺をお答えいただきたいとこのように思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志港は、今年の3月28日に新若浜港が開港したということで、本当にまさしく中核国際港湾としての機能が発揮されるんじゃないかなあというふうに期待するところでございます。

そのようなことから、現在、志布志港から海外に定期便が出ておりまして、週に8便、台湾、フィリピン、韓国、中国ということで、定期便が出ているというような現況でございますので、これを当然生かさなければならぬということは、皆さんが期待される場所ではなかろうかなというふうに思います。

そのようなことから、私どもも今取り組もうとしているところでございますが、県の今回の補正予算で、シンガポールかごしま畜産物販売促進事業ということで計上がされております。こちらの方に県の予算を付けまして、シンガポールの方に肉牛が、鹿児島黒牛が出荷されるというようなふうになってきております。そしてまた、志布志港国際航路利用促進協議会では、国際コンテナ航路を利用しました食品につきまして、助成措置をしております、6社で11件の実績があるということでございまして、これは内容的には、焼ちゅう、菓子、それから水ということでございます。

市としましても、地域で生産される農畜産物等につきまして、今後とも販路開拓というものや、それから当然、特産品というものを作っていかなきゃならないということでございますが、その特産品というものをきちんと作っていきながら、県や関係機関と連携して、輸出に取り組み、この志布志港を本当に文字通り、輸出入のある貿易港というような形にしていきたいというふうに考えるところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 早急にですね、港が生かせるように、顔というものを生かせるようにですね、手足を使っていたきたい、体を使っていたきたいというふうに思います。

原油をはじめ、資材の高騰問題がですね、国際経済に大きな影響を与えておりまして、農家のコストに大きくのしかかっております。

本来、農業は土地さえあればですね、作物を作れるわけですね、耕作できる。農業はマジックともいえますけれども、それを持続的に生産するからですね、肥料が必要になるということでございます。昔はですね、家畜を飼い、たい肥を畑にまいて肥料にしていたわけですがけれども、それが専門化されて、なかなかこの循環というのがうまくいかなかったということでございます。

あるデータがちょっとありました。1haで何人の食糧を生産できるか、何人を1町歩で養えるかということでございますけれども、オーストラリアが0.1人ですね。アメリカが0.8人、ヨーロッパのイギリス、フランス、ドイツでは3人～4人を1町歩で養えるというデータがあります。

それでは、日本はどのくらい養えるかということですがけれども、日本ではですね、1haで10.5人養えるそうでございます。この狭い土地ですから、この数字はですね、日本の農業がいかに有能であるか、生産技術が高いかということを示している数字でもあると思います。そして、生産資材の、またその必要性ですね。肥料、農薬、そういったものがあるからこそ、戦後、三ちゃん農業をしながらも、この日本の食というものを守ってこれたのではないかなあというふうに私は

理解しております。

それとですね、近年の野菜の栄養価、これが20年前と比べるとですね、約10分の1しかないというデータがですね、出ております。ビタミン、ミネラル、特にカルシウム、亜鉛といったものがですね、非常に落ちているということらしいです。一方ではですね、安心・安全な農業をしろと言いながらですね、片やその生産する野菜そのものがですね、もはや体に役に立たない代物が作られている現状があります。こういったことはなかなか表面化されておられませんけれども、野菜を食べてアトピーができた。そのアトピーを治すために有機栽培の野菜を食べてアトピーを治したという記事もありますけれども、非常におかしな現状が起こっております。ある記事でございますが、アメリカ人は農地が広いために、有機物、たい肥といったものを畑にまけないから、ミネラル分が少なくて、サプリメントを飲むんだという記事が出ておまして、やがて日本もそうなるだろうという記事がありましたけれども、これは原因は連作ですね。土がやせておまして、たい肥等の有機物の不足ですね。天地返しなどの土づくりができてないということによるものだろうというふうに理解します。

この基本部分をですね、やはりきっちりやらせるのが行政のバックアップではないかというふうに思います。農家はもはや高い配合肥料、化成肥料といったものを買える余裕はもうないです。全国各地で行政やJA主導の下にですね、バイオマスを利用した肥料づくりが盛んに行われておまして、私は非常にいらいらするところがあるんですけども、耕畜連携がこの地域の農業のですね、生き残りをかけた最後の手段ではないかというふうに思っております。国会ではですね、農山漁村の活性化や循環型社会の実現に向けたバイオマス法、いわゆる「バイオマス活用推進基本法」というのが、この前、可決されましたですね。そして、9月からの施行になる見込みのようですけども、バイオマス活用がですね、活性化する中で、市長はこの法律をどのように理解されて、本市ではどのように施行、利用されるのかですね、お伺いしておきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国におきましては、バイオマス活用の推進に関しまして、基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、バイオマス活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めることによりまして、バイオマス活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的としたバイオマス活用推進基本法を今国会で成立したところでございます。

この法律では、11項目の推進に関する基本理念を定めておまして、その中で循環型社会の形成に向けた推進と、農山漁村の活性化等に資する推進を掲げております。

バイオマスの大部分が農林水産物に由来し、農林水産業及び農山漁村がバイオマスの供給に関し、極めて重要な役割を担うものであります。このようなことから、農業は元来、自然の物質循環の中で営まれてきた産業であります。

本市におきましても、畜産環境保全、食品加工残さの利用促進、土づくりの促進を図りつつ、農村地域に供給可能なバイオマスにつきまして、製品やエネルギーとしての利活用を促進し、地

域資源の循環、畜産部門と耕種部門の連携による生産振興など、環境と調和した農業・農村の振興を図っていきたいと思っています。

今後、政府において、バイオマス活用の推進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究に関する事項を掲げた基本計画を策定していき、その計画を勘案しまして、都道府県、市町村がバイオマス活用推進計画を策定するよう努めることとしておりまして、総合的な計画策定におきましては、志布志市バイオマスタウン構想を勘案しまして、総合的な取り組みを検討していきたいというふうに考えております。

○6番（坂元修一郎君） やはり、市が積極的にかかわりながらやっていくという方向であろうというふうに思います。志布志市バイオマスタウン構想、以前は施政方針の中にもバイオマスの言葉が出てましたが、今度の施政方針の中にはバイオマスという言葉が出てなかったの、あれっ、何回も探したんですけれどもなかった。市長はそういったバイオマスに関しても非常に理解が深いというふうに私は理解しておりますので、ぜひともですね、これを成功させていただきたいと、活用していただきたいというふうに思います。

焼ちゅうかす、畜産廃棄物というのはたくさんあるわけですが、この畜産廃棄物の現状ですね、全国の有機性の廃棄物というのは2億8,000万tあるということで、その中の3分の1の9,000万tがですね、畜産廃棄物であるというふうにいわれておりまして、鹿児島県ではそのうちの600万tがあるというふうにいわれております。それを田畑に全部振ったときに、約4tちょっとの量があるようでございます。これは全くの偏在ですね、この辺に集中している。畜産マップを見てみますと、えびの辺りからですね、都城を通過して、志布志湾までのこの一帯に九州の約3分の1があるようございます。九州で3分の1はここにあるということはですね、これを生かさない方法はないわけでございます。先ほどから港のことを言いましたけれども、港から飼料が入ってくる。結局、積み込む先はないわけですよ。船は空で行ってしまう。結局、その循環ができていない。どんどん窒素がたまって水が汚染されたりするということでもございます。そういったものを使いながら、植物を生産して、結局、港から外に売り出せばですね、循環ができるわけでございます。もちろんそういった水の汚染というのもなくなっていくということもございます。

実は、末吉町に有機センターというのが、11年前ですか、できまして、この質問の関係でちょっと聞き取りに行っていました。16億円かけてですね、造ったたい肥舎でございまして、最初は地域住民からもすごい反対を受けてですね、やっとできたたい肥センターでございまして。有機農業の町を推進していくという中で、末吉町の町長が苦渋の策をもってですね、造られた有機センターでございましたけれども、最初は町民の反対がかなりあったということでもございました。確かに、たい肥も売れなかったということでもございます。しかしながらですね、ここ2年間、変わってきたと。もちろん、この志布志市からも買いに来られる。もう足りなくなってるんですよという話を聞いております。もちろん、売り上げ的にはまだまだ、私から見ても分かるぐらい少ない金額でございました。第三セクターですから、行政からも2人出向で行っていただけ

れども、もうかる必要はないわけですね。そういった循環という中ではですね、そういった市の取り組みというのも大事ではないかなあというふうに思っております。

そしてですね、麻生首相が、先日、日本の温室効果ガス、二酸化炭素、オゾン、メタン、フロン、こういった温室効果ガスをですね、排出削減中間目標を2005年度比で、2020年度までに15%削減すると表明されております。京都議定書よりも1%上乘せした形でございましたけれども、これによって1世帯の支出金額が年間7万6,000円増になるという記事が出ておりましたけれども、またかと国民は思っているわけでございます。

たまたま資料をあせっておりましたら、去年の暮れの新聞にこういうのが出ておりました。「農地で二酸化炭素削減が可能である」という記事でございまして、これは簡単に申しますと、田んぼに約1tのたい肥、そして畑に1.5tのたい肥を、全国のそういった耕地にまけばですね、京都議定書、去年ですから14%ですね、そのうちの約1割をその農地に、畑にですね、確保できると。もちろん微生物が増えて、二酸化炭素を吸ってですね、空气中に離さないということですけども、そういった効果もあるわけですね。大変すばらしい記事だなあと思って、今日は持ってまいりましたけれども、こういうこともございまして、このバイオマス活用推進基本法、これを活かしていただいて、市長のいうクリーンな、きれいな志布志市づくりをですね、行っていただきたいというふうに思います。

通告書には、志布志市の循環型農業推進協議会を設立ということが計画してあるということが出ておりましたけれども、今日は5人の質問者があるということで、ちょっと飛ばしたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、茶業振興について質問をいたします。

先ほど、同僚議員の方からもありましたけれども、これまでですね、県内、本市において、この温暖な気候、そして立地条件に恵まれまして、機械化と健康志向に支えられながらですね、茶業というものは本当に目覚ましく発展してまいりました。

現在、鹿児島県の栽培面積は約8,000ha、昨年荒茶生産量は2万6,000t、過去最高ということであるようでございます。全国では、毎年200町歩から300町歩余り、面積は減っているわけでございますけれども、本県におきましては、逆に100町歩以上ですね、増えているという、この現状ですね。

先ほど、市長も答弁されましたので、簡単に申しますけれども、新聞等でもう散々出ていましたので、皆さん御存じだと思いますけれども、一番最近で良かったのは、平成8年、平成11年というところでございまして、一番茶の平均単価が4,000円近くしてたわけでございますね。ところが、昨年からですね、一番茶の本茶ですね、2,000円、約半分ですよ。この数字はですね、平均2,000円ということは、上は3,000円もある、下は1,000円もあるということですので、そういうふうに理解していただきたいと思ひます。

じゃあこの2,000円という数字がどういった数字かということですね、生葉農家を考えるとよく分かります。まず、一番茶の収益、荒茶ですね、1kg市場に出したときの2,000円ということござ

います。それにかかる費用、茶工場で荒茶にします。委託加工といいますけれども、これにかかる経費というのが800円から900円かかるわけです。それで、一番茶の摘採が100円なりとかかる。そして、200円、300円ぐらいかかるのが肥料、農薬ですね。そして、いろんな機械を使うわけで、そして自分の人件費ももちろんそこに入るわけですが、そこを抜いてもですね、1 kg当たり千五、六百円かかるわけですよ。ということは、1,000円で売れた農家というのは、500円は手出しなんです。もちろんそういうことはないでしょうけれども、工場の方も遠慮して加工費を下げるとかですね、そういったふうに努力されている。

6月に入ってですね、現在、二番茶の収穫を迎えておりますけれども、昨日の平均価格で600円ちょっとですね。いい時で千五、六百円してるわけですので、もう半分以下ですね。これも加工費が450円ぐらいかかるわけですので、もう必然的に赤字というのは分かるであろうというふうに思っております。

先ほど、本田議員からもありましたけれども、この現状と価格低迷の要因をどのように把握されているのかですね、簡単に、先ほどある程度聞きましたので、お答えをいただきたいと思いません。

○市長（本田修一君） 先ほども本田議員の方にお答えしたところでございますが、本当に今、安い茶の価格になってしまったというようなことでございます。この原因につきましては、茶の市況が極めて厳しいんだと、そしてリーフ茶の販売不振がありまして、越年の繰越在庫が増しているというようなことであると、そしてまた消費者自身が低価格志向であるということで、仕入れ価格の抑制があり、また経済情勢等が厳しいというようなことで、全体的に消費不振というようなことであろうかというふうに思っています。

そのようなことから、非常に所得につきましては、大きい原因となります価格低下になっているようなことではなかろうかなというふうに思っています。特に、今年につきましては、また生産の現場で晩霜害が発生してきておりまして、生産されるお茶自身の品質の低下によりまして、また低価格になってきているということでもあります。

また、今お話になりました現在の二番茶の価格につきましても、そのようなことから、更に価格が低迷してきているというようなことであろうというふうに思いますので、今後、また皆さん方の御意見等を賜りながら、生産指導、経営指導ということに努めていきたいというふうに考えております。

○6番（坂元修一郎君） 市長のおっしゃるとおり、要因はそういったことでございます。ただいまありました、晩霜ですね、遅霜。これについて、茶における畑かんの今後の取り組みと推進ということで、ちょっとお伺いしたいと思います。

今年のこの価格の低迷というのは、市長が今おっしゃったように、晩霜による収量減というのでも挙げられます。記憶をしている限りでは、平成57年にですね、大変大きな霜の害がございまして、その時に私の家で、4月の8日だったと思いますけれども、-6.5℃ぐらいまで下がったという記憶がございまして。そうすると、防霜ファン、扇風機ですね、あれでは、放射冷却の熱を使い

ますので、 -3°C ぐらいしかですね、効果がないわけでごさいますして、それ以下になると、水を利用して散水氷結法ということですね、防霜しなければ、もうほとんど無理であるというふうに言われております。今後の曾於地域の畑かんというのは、10年間で9,200haを潤す大畑かん地帯になるということで、お茶にとっても大変有り難い事業でありますし、この事業に取り組んでこられた関係者の方々に本当に心から敬意を表し、感謝を申し上げたいというふうに思っているところでございます。

本年度のこの晩霜によりまして、今後、水利用による防霜施設の希望者が急増すると思われるわけでごさいますけれども、受益者の要望にこたえられるかお伺いをしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

はじめに、本市の21年3月末現在での茶園面積でございますが、現在、1,190haというふうになっております。このうち晩霜で被害に遭った面積は307haで、このうち有明町が259ha、84.4%ということで、有明町がほとんどを占めているということでございまして、そのほとんどが、今お話があった防霜ファンの地域の被害であったということでございまして。そのようなことで、スプリンクラーが必要だということが改めて認識されたということでございまして。

そして、この土地改良事業区域内での茶園の面積、畑かん受益地内の面積ということでございまして、松山町及び志布志町の曾於東部地区で192ha、このうち防霜用スプリンクラーが78ha、防霜ファンが70ha、その他が44haとなっております。

次に、有明町の曾於南部地区でございまして、受益地内の茶園の面積は831haで、防霜用のスプリンクラーが229ha、防霜ファンが342ha、その他が260haとなっております。市全体でいきますと、茶園面積の1,023ha、畑かん受益地内ですが、この1,023haに対しまして、防霜用スプリンクラーの設置が307haで、現在30%の設置率となっております。

ということで、畑かんの水の防霜効果が再確認されたということでございまして、今後、受益者の要望に対応できるかということでございまして。このことにつきましては、分土工、ファームポンドでございまして、これによつては茶園面積が拡大している地域もあるというようなことで、現在、新植の防霜用スプリンクラー設置につきましては、関係機関に更なる確認が必要じゃないかなあというふうに思われます。

そして、曾於南部地区についてでございまして、今までの県営事業の基本計画でいきますと、受益面積と防霜可能面積でございまして、この南部地区の計画されました防霜面積が700haであったということでございまして、防霜可能面積はファームポンドの容量から算出しました803haということでございまして。そして、単純に考えますと、831ha茶園がございまして、現在計画されている700haから見ても、131haもう計画からすると足りないということでございまして、全部が防霜のスプリンクラーに移行した場合は、131ha足りない計算になっているということでございまして。

ということではございまして、現段階では防霜用の水利用申し込みは200ha弱にとどまっているというようなことでございまして。そしてまた、先ほども言いましたように、ファームポンドごとに足りる所と足りない所があるということ、そしてまた間断散水によつては対処できるというよ

うなことから、今後の防霜用水利用の申し込みの状況を十分注意しながら対策を検討する必要があるかというふうに思います。その対策の中で、改めてまた間断散水をお願いするとか、それから新植につきましては、足りる分水工への新植、もういっぱいになっているファームポンドの所には御遠慮いただいて、余っている所のファームポンドの所に新植してもらおうとか、それからいわゆる新たな水源の確保ですが、そういったこと、そしてまた既設の水利用組合のため池を利用するという、それからまたファームポンドを設置することも将来的には考えなきゃならないんじゃないかなということでございます。

現在のところ、そのようなことで、まだまだ今の施設で十分対応できるというような状況でございますので、そちらの方で対応させていただきまして、農家等の意向を調査させていただきながら、くみながら、将来的な計画につきましては、改めてその判断につきましては、させていただければというふうに考えているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 分かりました。

面積的には131ha足りないということであるようでございますけれども、現状は足りている。そして、新たな水源というのも検討されていくということであるようでございます。

以前の一般質問の中で、間断散水、うちも相当やってきましたので、確かに効果があるというのは分かるんですけども、機械等の故障でその間断散水が途中で止まってしまったりということもあり得ないことはない。そういうときに補償の問題とか発生したり、この間断散水というのは最後の手段ではないかなあというふうに前回申し上げたような気がいたしますけれども、それよりも、この事業が進む中で、ファームポンドの増設というのが可能であれば、検討しながら申請したらどうですかということをお願いしたけれども、そのことについて答弁をいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新たにファームポンドを造ることということも、もちろん色々お話しました防霜面積の拡大ということに対します対応の一つにはなるかというふうに思いますが、防霜用水利用が現在の段階では急激に増加していないということでございます。そしてまた、ファームポンド増設につきましては、計画変更を伴いまして、地元負担額も多額になるということでございますので、こういった負担額が実際いくらになるんだということもお示ししながら、このことについては対応させていただければというふうに思います。

○6番（坂元修一郎君） このスプリンクラーでの散水氷結法というのは、昭和53年ごろだったと思いますけれども、カリフォルニアのオレンジの防霜からヒントを得てですね、うちで一番最初に試験をして、それから試験場が視察に来られて、それから全国に広まったという経緯がございまして、スプリンクラーでの防霜というのは志布志市が発祥の地であるというふうに御理解をいただきたいと思いますが、まだ始まったばかりでございますけど、畑地かんがい営農ビジョンを基にですね、有効活用をして、すばらしい実績が出るように願っているところでございます。

先ほど、「平成57年」に大きな霜があったというふうに言いましたけれども、「昭和57年」の間違いでございますので、訂正いたしたいと思えます。

次に、価格低迷の要因でございます過剰在庫や生産過剰への対処についてお伺いたします。

県は、先日、12日付けでございますが、「かごしま茶」産地力向上プランに対するパブリックコメントを募集するということを発表いたしました。品質、量ともに日本一を目指す方向性を県民に問うという異例の形でございます。県も2年続きの大暴落、そして今後の予想がまったくつかない、読めないということの現れではないかというふうに思えます。

茶価格低迷の要因に生産過剰があるわけです。市場経済の原則というのは需要と供給のバランスでございますので、たくさん作りすぎれば価格は下がっていくだろうというのが当然なわけでございますが、リーフ茶の伸び悩み、そしてドリンク茶の頭打ちでございます。現場ではいろんな対処が行われておりますね。JA都城の子会社でございますアグリセンター都城では、これまで年間20町歩ぐらいずつ増やしてまいったようでございます。現在150町歩ぐらいあって、そのうちの100町歩が伊藤園系列と産地協定を結んだ中での新植であったというふうに伺っておりますが、そのアグリセンター都城が3年先まで、この新植を見送るということを明言いたしております。

本市では、県の示す日本一の茶産地づくりに倣って、面積の拡充というのが進められてまいりました。先ほど言われたように、1,200町歩ほどに膨れあがっているわけでございますが、このところの価格低迷は農地の流動化にも大きく影響するのではないかというふうに思っております。これまで遊休農地や耕作放棄地、これに対しまして、いろは農園、そしてアグリサービスといったものがですね、引き受けられて、お茶を植栽されている。空き農地の借受けに貢献してこられたわけでございますけれども、しかし作っても採算が合わなくなってくるんですね、今後どうなるかというのを非常に心配するわけでございます。まだ志布志、有明の早場ならいいんですけども、内陸の方ではですね、採算の取れない茶園の返納等もう始まっているということでございまして、推進してきた以上、行政にもこれはもちろん責任があるわけございまして、この農地の大流動化時代を迎えまして、農地集積対策は打ち出しておりますけれども、今後、農地の活用を推進を図るということにつきまして、その方向性、対策というものは、やはり示すべきであろうというふうに思うわけですが、そこについてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、県の方では、日本一の茶産地づくり事業ということを示しまして、この鹿児島県の茶というものを日本一の茶産地にしようというようなことを大きな農業政策の柱としているところでございます。

このことに本市でも参画いたしまして、現在、本市の長期計画によりますと、平成28年度で約1,390ha、1,400町歩ほどになるわけでございますが、28年度までこれを見込んで、生産拡大をとってきたということでございます。

ただいまお話がありましたように、都城地区でもそういった形で新植については見合せをする

んだというような方向性が出されたというようなことは、私自身、初めて聞いたところでございますが、今回の今年の茶の価格の低落、不振というものを受けて、今まで生産規模拡大ということの一辺倒できたところでございますが、そのことについては少し見直しをしなければならぬということにつきまして、私自身、認識しまして、そのことを担当の方にただいま命じております。そして、そうするとなると、どういった形で今後は茶業振興について取り組むべきかということについては、今、担当の方で様々な計画を練っておりますので、そのことの方角性につきましては、近いうちに皆様方にもお示しできるのではなかろうかというふうに考えております。

○6番（坂元修一郎君） ある程度、方向性を見直しも必要であろうという答弁であったように思います。県も分からないわけですから、市としてもなかなか先が読めない、我々も来年は読めないわけでございます。この点に関しましては、非常に敏感に情報をつかみながらですね、方向性を決めていってほしいというふうに思うところでございます。

そして、この過剰在庫、価格低迷に過剰在庫があるわけですが、生産過剰の回避策としてですね、みかん等の果樹では、小さいうちに摘果をして、前もって調整するということが行われておりますけれども、お茶では聞いたことがないわけでございますが、ほかの産地においてはですね、もう始まっております。三番茶を摘採しない、秋冬番茶の摘採をしない、茶園を低く刈り戻してですね、高くなったらそれを低くして、それで力を付けて、高品質化、そして在庫の量を少しでも減らそうという努力がされているわけです。

そういった指導がされている中、他産地はですね、努力をしている中、志布志市がまったく知らぬふりはできないのではないかとこのように我々は思うわけですが、本市での農家への指導というのがあるのかですね、お聞きをしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま生産調整というお話があったところでございますが、茶の生産調整につきましては、他の県や産地、そして県内の一部で三番茶以降において生産調整の動きがあるようでございます。他の産地につきましては、そのようなことができるということでございますが、三番茶につきましては、鹿児島県産が七、八割を占めるということで、もし生産調整をするとなると、15万円程度の減収になるということで、鹿児島県だけがそのようなことを強いられるというようなこととなりますので、業界全体でこのことについては考えていただかなければならないかなという内容ではなかろうかというふうに思っております。

そのようなことではございますが、実質的に私どもも率先して、その対策については取り組まなければならぬということでございますので、今回、一番茶終了後、各地区で開催されました実績検討会や夏茶生産対策会議におきまして、経営面積の例年二、三割は実施されている中切り、あるいは深刈り更新を更に進めるようお願いしているところでございます。このことをすることによって、翌年の一番茶の品質向上につなげさせていただければというような形で御指導申し上げているところでございますが、先ほども言いましたように、このような生産調整全般については、やはり県の茶業振興会あるいは全国の茶業振興会あたりで協議をしていって、対策をとるべ

き内容ではなかろうかなというふうに考えるところでございます。

○議長（谷口松生君） 昼食のため、暫時休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

—————○—————

午後0時01分 休憩

午後1時09分 再開

—————○—————

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂元修一郎君の一般質問を続行します。

○6番（坂元修一郎君） それでは、午前中に続きまして、一般質問を続けたいと思いますけれども、その前にですね、午前中の一般質問の中で、質問に熱中するあまり、

—————

—————不適切な文言があったようでございまして、私も農家でございますし、

—————一生懸命頑張るという意味でございましたけれども、一般質問の内容として不適切であると思

いますので、取り消しをお願いしたいと思います。

[何事か言う者あり]

○6番（坂元修一郎君） ○○○○○頑張っておりますけれども、なかなかうまくいかない

ということで今回の質問をしているわけでございますが、私も足腰の強い農業のためには、安易な

補助対策は決して農家のためにはならないというふうにかねがね思っております。しかしながら

ですね、昨年からのこのお茶の悪い状況が続く中で、先ほど、静岡では200町歩から300町歩面積

が減っているという話をしましたけれども、静岡ではかなりの農家が廃業をされているというこ

とでございまして、そして、志布志市におきましても、昨年度2件の工場が操業を中止されてお

まして、これはもう補助がうんぬんとか要らないとかっていう場合ではないなと思っております

し、この前のその認定農家の会でもですね、「もうどげんかしてもらわないかんが」という話があ

ったところでございます。

生産資材の高騰、そして燃料の高騰に加えまして、この2年連続の茶価の低迷というのは、経

営破たんの方向にあります。利益は出なくても摘採を行っているのが現状でございますけれども、

刈り戻しの更新、摘採を中止した所への直接的な、補償的ですね、農家への支援が全国、静岡

でもですが、そういったことが始まっているわけでございますが、茶はしこう品であるために、

補償制度、そして価格安定基金というものがまったくございません。将来的にはどうなるか分か

りませんが、この現時点を乗り越えるための施策、そういったものは考えていらっしゃる

か、ないものか、市長にお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員の方のお話にもありましたように、本来、茶業の方々は、本当に独立心が強い形でやって

こられまして、そして様々な形で先進的に取り組んでこられたというような業界ではなかろうか

なというふうに思っています。そのような意味合いから、毎年毎年面積を広げてこられて、そし

て本地域、また鹿児島県全体も全国に名だたる茶産地になったというようなことで、その面から見て、非常に農業振興、茶業振興という面から貢献していただいたということはあろうかというふうに思います。

そのようなことではありますが、午前中から議論がありますように、現在の茶の価格については、史上最低の価格になってきつつある、その水準に近づいてきているというようなことでございますので、私どもとしましては、何らかの対応策というものについては、真剣に考えなきゃいけないということは当然かというふうに思います。

そういうような意味合いから、先ほども御答弁申し上げましたとおり、今後は経営的な面の指導というものもさることながら、技術的な面からの指導というものを中心に考えていながら、本市の茶の品質向上というものを中心に考えて、次年度以降の経営に寄与していくような形の取り組みを今後の指導として、中心に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 市長は、大変すばらしい答えを出していただきました。実際はですね、こんな悪い中でも旧志布志町はですね、県内でも今年は大変すばらしい成績を収めていらっしゃる、平均単価もですね、本茶で2,600円ぐらい、松山町は1,600円ぐらいなんですけれども、1,000円の差があるということでもございまして、実際、今年の旧志布志町のやり方を学べばですね、おのずと市長が申された品質の向上という中で生き残っていくすべがあるのではないかと私も思っていたところでございます。そういったことを持ち帰りながらですね、また私も松山町の振興会長として、そういった意見を広めていきたいというふうに思っております。

次にですね、消費拡大についてお伺いいたします。

お茶の効能については、もう今さら私が申すまでもございませんが、昔は特別な人たちがですね、薬として飲んでいたそうでもございまして、それが市民にも広がりまして、いつの日か健康飲料ということで、楽しみながら飲まれるようになったのが日本の緑茶、お茶だというふうにいわれております。成分に含まれるカテキンがですね、殺菌作用で、飲むこと、そしてうがいをするのがですね、インフルエンザ等、風邪の予防にも効果があるということらしいです。

世界保健機関、WHOがですね、新型インフルエンザの警戒水準を、この前、フェーズ6に引き上げております。世界的大流行、パンデミックというそうでもございますが、これを宣言されておまして、北半球がこれから寒くなる秋にかけて、これが終息せずに、また広がっていくのではないかという懸念がされております。今度のこの新型のインフルエンザというのは、死に至る確率は非常に低いわけでもございますけれども、その実態というものがなかなかつかめていないですね。そして、健康な若年層がかかってしまうと、重症者が多い。抵抗性が無いからということらしいですけれども、そういったわけで、子供をもつ親というのが非常に心配されるんじゃないかと思うわけでもございますが、健康に役立ち、風邪の予防にもなるということで、学校でですね、お茶を飲むことを習慣づけている地域もあるぐらいでございます。

これまでも同僚議員から給茶機の問題とか、お茶の消費というのを学校でできないかという

質問もございましたけれども、おいしいお茶をですね、飲ませるといことはなかなか容易ではないというふうに思いますけれども、せめていつもお茶を飲む習慣づけというのをさせることが、大人になってもお茶を飲むということにつながっていくのではないかと。それが消費を継続する基本ではないかというふうに思います。

今の若い親の家庭にはきゅうすが無いというふうにいわれておりまして、ペットボトル飲料がはやったのが平成6年、7年ですので、今の中学生ぐらいはですね、もともとお茶というのはペットボトルに入ってるものだという観念の子供も多分多いと思うんですね。都会ではそういった子供が非常に多いというふうに聞いておりますけれども、田舎でも決してそうではないとはいえない。そして、茶業界ではですね、茶業青年の方では、新婚家庭にきゅうす等をですね、結婚祝いとして配りながら、お茶の普及というのを図っているわけでございます。

新型インフルエンザの脅威がマスコミでも連日報道されております。お茶の利用、効果というものが評価を受けている中で、学校でですね、消費拡大につなげるお茶を飲む習慣づけというものはできないかですね、質問を申し上げます。

○教育長(坪田勝秀君) 今回の6月議会におきましても、教育委員長の委任がありましたので、答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、お茶の消費拡大についてでございますが、お茶に含まれるビタミンCによって、インフルエンザの予防にお茶うがいがあるということは、マスコミ等で紹介されているところでございます。

市内の各学校におきますお茶の飲用につきましては、旧町時代からお茶の自動給茶機が設置されている学校が11校ございまして、児童・生徒が水分補給やうがい用として利用をいたしております。現在、給茶機を設置している学校では、機種が古くなって、安全・衛生面で多少の不安もあることから、給茶機の使用をややためらっているようでございます。一方、給茶機を設置していない学校では、梅雨期や、それから冬の期間には、家庭から水筒を持参したり、学校でお茶を準備したりしている所もございまして。

お陰様で20年度は、この給茶機の有無にかかわらず、インフルエンザによる休校等は本市では1校もございませんでした。先ほど、議員御指摘のように、新インフルエンザにもお茶うがいがある効果ありということになりますと、本当に飛躍的に消費が伸びるのではないかと、私もひそかに期待をしているところでございます。

今後の学校におけるお茶の消費拡大や、お茶を飲むことの習慣づけにつきましては、現在設置の給茶機は、このままの継続使用は難しくなりますし、また一方では新規設置はそれなりの経費もかかるようでございます。

そこで、教育委員会といたしましては、リーフ茶の飲用については、学校を通して各家庭にお願いをすることといたしまして、これまで、前回の坂元議員の御質問後、各学校の実態・実状や、給茶機の安全性あるいは衛生面について、校長会等で話題にしていまいりましたので、今後は先進市町の実態も参考にしながら、全校設置の方向を関係課と協議してみたいと、かように考えてい

るところでございます。

なお、他市町の実状等につきましては、学校教育課長に説明をさせます。

以上でございます。

○学校教育課長（山口幸彦君） お茶の学校への導入につきまして、県内の状況をお知らせいたします。

平成19年度の調査ではありますが、鹿児島県内で小学校が63校、10.7%、中学校が15校、5.6%、合計78校、9.1%の学校において、毎日お茶を飲用しているというデータをいただいております。

例えば、その一つでございますが、南九州市では合併前から知覧町と穎娃町の方でお茶飲用がなされているようでございます。ある学校では、お茶の飲用は、まず学校で大きなかまでお湯を沸かします。そのかまにお茶のパックを入れて、やかんにそれを移し、学級へ運んで、湯飲みも子供たちが運んでというような形で飲用させているようでございます。

お茶は、毎日の給食の時間等を出しているということで、校長さんによると、子供たちにも好評のようであると、カテキンの効果等で風邪の予防になっているというふうに聞いているということでございます。

ただ、課題といたしまして、そのお茶等の仕事の分担や衛生面での管理等ということが大きな課題等話題になっているというふうなお話でございます。

ちなみに、南九州市では、合併により川辺町も一緒になったわけでございますが、今年の4月に導入することになり、それに伴い、大規模校3校には新たに給茶機を設置するという計画であるというふうにお話をお伺いしているところでございます。

以上でございます。

○6番（坂元修一郎君） 県内では1割近くの学校がお茶を飲んでいてということで、ちょっと意外でございましたけれども、かなりの学校において、そういった取り組みがなされているということでございます。

確かに、給茶機は熱湯を使いますので、危ないだろうなあという気はいたしております。夏は、またその熱湯のお茶を飲むというのも、子供は嫌がるのではないかというふうに思います。

水の衛生面から考えると、沸騰はさせなきゃいけないでしょうけれども、夏においてはやかんに、パックにお茶を詰めて、ただポンと入れて、勝手に飲んでもらうという簡単な方法もあるわけですので、そう大々的に金を使ってということではないのではないかなあというふうに思います。

また、振興会にですね、そのお茶の提供を言っていただければ、もうただのようものですから、もういくらでもですね、振興会の方から提供を受けられるんじゃないかというふうにも思いますので、ぜひ、将来的なこの消費の拡大につきましては、振興会等、お茶農家等も利用していただいて、将来的にお茶が健康に役立つということで、ずっと継続して飲むようにですね、習慣づけを行っていただきたいというふうに思っております。

ちなみに、リーフ茶の1世帯当たりの購入額と数量ですけれども、平成15年にですね、1.1kgあ

ったものが、この5年間で987gと、約1割少なくなっております。支出金額で5年前、6,171円だったものが5,030円ということで、これもまた1割近く減っているということで、いかにお茶が飲まれなくなってきたかというのが分かります。

ちなみに、ペットボトルですけれども、お茶のペットボトルというのは、もう頭打ちで横ばいか、若干下がっておりますが、その代わりにお茶の半分ぐらいしかないわけですが、最近5年間で倍に増えているのがミネラルウォーターなんです。今の世の中、お茶とかですね、ジュースじゃなくて、水が売れているという世の中ですね。非常にびっくりしますけれども、そういった現状を含めて、水商売ではない、本当に農家が苦勞してですね、体にいいものを作っているわけですので、そういったものを推進していただきたいというふうに思っております。

そういった消費が低迷する中で、鹿児島空港でアンケートが取られておまして、鹿児島県のお茶の認知度の低さというのが指摘されております。空港で県外の人にアンケートを取りました中で、鹿児島にお茶があったということを知らない人が90%ぐらいいるんですね。ほとんど鹿児島でお茶ができるということを知らない。もうお茶というのは静岡でしかできないという観点が非常に強いということでございます。そして、お茶を飲んでいただくと、「非常に鹿児島のお茶はおいしい、こんないいお茶があったのか」というふうに言われるそうでございます。いろんな品評会等でもですね、鹿児島はここ最近ずっと優秀な成績を収めておりますし、全国でもトップレベルの技術を持っております、もうブランド化が十分できるような状態にはあります。

そういった中で、市内にある茶に関する看板というのを見てみますと、前回、看板等の一般質問をしましたが、市内にどれくらいあるかということを確認しましたら、十何箇所あるということでございましたが、私が確かめてみますと、これは全部旧町時代にですね、作った看板であるようでございまして、それも旧町の産地の名前をPRする看板がほとんどではないかというふうに思います。県内2番目の産地でございますので、大々的なですね、看板を作って、消費を促し、茶どころのアピール、そして生産者を元気づけることはできないかなあと。そのでかい看板の横にですね、本田修一、名前を書く。選挙運動にも使えるんじゃないかというふうに思いますけれども、このことについては、市長、どうですか。

○市長（本田修一君） 誠に有り難い話でございますが、そういう公職選挙法とかの関係がありまして、ちょっと難しいかと思えます。

いずれにしても、今お話がありましたように、本当に私どものまちは茶の品質についても、全国的に高い評価を受けている地域だということについては、紛れもない事実であろうというふうに思います。

蒸し製玉緑茶の部で、本当に何年も何年も最優秀賞を受賞してきた歴史がございますので、そのような面からも、そして蒸し製の茶についても高い評価を受けているということについては、皆さん、本当に自信を持っておられるんじゃないかなあというふうに思いますので、そういった面から、そういったブランド名というものについても、振興会あたりでもっと御協議いただければ、私どももそのことについては応援を申し上げたいと。そして、それに基づく看板等の設置に

についても進むのではなかろうかというふうに考えます。

○6番（坂元修一郎君） この庁舎のある旧有明町につきましてもですね、従来から蒸し製玉緑茶で全国に名前をはせておりまして、品評会でも幾度となく優秀な成績を収めていらっしゃいます。

そういった中で、全国各地で、利益につながりにくい三番茶の摘採、秋冬番の摘採を中断して、そして茶園の高さを切り戻して、いいお茶を作ろうというねらいで、いろんな取り組みをされている産地が増えております。

また、県内でもですね、被覆を長くして、かぶせ茶という名前で特徴を出しながら、生き残りをかけている産地もあります。

そういった中で、県内を代表する第2位の産地としてですね、独自の対策というものを持ちながら、今後はやっていかなければいけない。ブランド力をつける必要性があるわけですが、そういった取り組みというのは考えていらっしゃらないかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今ほどお答えしましたように、本当に高い品質の産地であるということでございますので、そのことに対しまして、もっとアピールするような形の取り組みというものが必要かというふうに思います。

そのようなことで、茶業振興会あたりで十分協議していただければ、私どもの方としましては、そのことについて対応していきたいということでございますが、先程議員の方からもありましたように、今年の茶についても地域によっては非常に高い価格で取り引きされた茶もあるというようなことでございますので、地域に合った優良品種の導入、そしてそれに伴う改植というもの、それからそれに伴う土づくりということについて、私どもは徹底して指導と、そして育成、そして応援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

そのことを通じて、更なる品評会茶の出品、そして上位入賞ということが果たせられるでありましょうし、あるいはかぶせ茶というような手法等もありますので、これらのことについても研究、そして勉強していただきまして、取り入れられて、そのことによって更なる品質向上を目指していただけるような関係機関等の指導を重ねていきたいというふうに考えております。

○6番（坂元修一郎君） 確かに、市長の言われたとおり、やはり土づくり、いい成績を収めている人がいれば、それに追随するようにですね、努力をしてみたいというふうに思います。

今回は厳しい農業の現状、そしてたった2年、たった2年ですね、様変わりしてしまった茶業について質問をしてみました。基本的には農家自身がですね、自助努力によって問題を解決していくのが当然であろうというふうに思いますが、現在の農業は生産資材が軒並み高騰し、メーカーや企業の犠牲になっております。経済不況による消費低迷では、末端にいる農家が価格引き下げを強要され、いつの時代もですね、結局農家が泣かされる役になっております。畜産では、年金を添えて子牛を出荷し、茶では採算が合わないのに、仕方なく生産を続けている。これはですね、行政の力添えが本当に必要だというふうに感じております。

しかしながら、人間はですね、1日たりとも食事をとらずには生きていけない。ある評論家が言っております。どこの国も自国のことを一番に考えており、日本をつぶすなら、核兵器よりも食糧の輸出を止めるだけで十分であるというようにですね、農業危機を裏返せば、国内では最大のマネージメント産業であることは間違いないと、私は思っております。

国は、農地大流動の解決策として、企業や株式の参入を認め、それで乗り切ろうというふうにしておりますけれども、経済が成り立たない現状では、生きがいや天命としてですね、頑張っている農家、家族農業しか成立しないんじゃないかというふうに、私は思っております。それが日本の農業の基本でもあろうというふうに思います。明けない夜はないというように、いつか農業にも明るい時代が来るかもしれませんが、今現在、食糧を生み出す最も大切な人や農地が危機にひんしてございまして、もう後がない、いったん荒廃させた農地というのは、10年しないと元に戻らない。そして、高度な農業技術を習得するには20年かかるというふうにいわれております。腹が減った時に気づいても、もう遅いわけでございます。

次期市長選に出馬して、いつか日本一のまちづくりを、先ほど言われましたけれども、ぜひですね、いつの日か、日本一といわれるような農業のまちになるように御尽力いただきたいと思いますが、最後になります、農業に対する夢、希望というものをですね、市長の口から聞きたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の状況というのは、農業をされる方ばかりでなく、ほかの市民全般において厳しい状況であるということですが、農業についてということになりますと、多分、この低価格をもたらした原因というのを考えたときに、やはり景気の回復というものが先になろうかというふうに思います。

しかしながら、今、議員からお話がありましたように、農業というものから生み出される農産物というものは、私ども人間の血となり肉となりというようなものになるものでございまして、必ず摂取しなきゃならないということからして、国自体もその農業から生まれる農産物についての食糧自給率を高めようというような方向に、農政は執られているということでございます。

そのような中で、本市における農業という地位を考えたときに、本当に今、畑かん事業がまさしくこの地域で全面的に取り組まれようと、そしてそれを元に農業がひょっとして花開いていくんじゃないかなというふうに、私自身は思っているところでございまして。と申しますのは、今までの畑作農業というもののイメージを一新させるような農業に取り組む農家が、先進的な農家が、大規模農家が市内でも何箇所か、何人か出てきているということでございます。その方々を中心にして、今後はこの地域の農業生産は飛躍的に高まっていくであろうし、また農業所得も増えていく。そして、個々の農家については、若干辞められる方が出るというふうには思いますが、その方々は今申しました中核農家、先進的な農家の従業員として仕事をしていかれるような形にもなっていくのではなかろうかなというふうに思うところでございまして。

そのような意味合いから、この地の農業というものは、本当にまさしく日本の食糧基地にふさ

わしい農業展開が今後もたらされていくというふうに、私は希望を持っているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 外から見たときに、この志布志というまちがどういうふうに見えるかということ、いつも私は気にしておりまして、よその人にどう見えますかというふうに質問もすることがございます。そういうときに、ここほど良い所はねえよって、道路が整備されて、港があつて、雪が降らんがねっていうふうに、みんなおっしゃいます。ここで本当に農業が成立しなければですね、ほかでは農業はできないよというふうにコメントされる方がほとんどでございます。

そういった農業技術がですね、世界一の技術を誇るこの日本、それを生かすも殺すもですね、行政にかかっております。ばらまき補助金ではなくて、金を使わずともですね、生きた農業施策によって、農業にかかわる人や土、そういったものを根底から元気づかせていくことが、生き残る最大の課題、基本であるというふうに私は思います。

これから大変な年が来るか、そして来年はまたぐるっと変わって、良い年になるかもしれません。日本一と呼ばれるようなまちになるように、心より切望しまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（谷口松生君） 以上で、坂元修一郎君の一般質問を終わります。

次に、14番、小野広嗣君の一般質問を許可いたします。

○14番（小野広嗣君） 皆さん、こんにちは。

昼食後の一般質問ということで、一番眠たい時間に入ってきたように思いますけれども、しばらくの間、お付き合いをお願いしたいと思います。

それでは、早速、質問通告に従い、順次質問をまいります。

はじめに、がん対策について、2点質問をいたします。

がんは、日本人の死亡原因の第1位を占め、3人に1人ががんで亡くなっています。こうした状況に歯止めを掛けるため、国はがん対策基本法を成立させ、日本のがん対策のこれまで遅れてきた面が前進をいたしました。

しかし、一方では、いまだにがん検診率の達成目標が難しい状況にあります。生命を守るがん対策の強化を図るためには、何よりも早期発見・早期治療の促進が必要であります。

そこで、私たち公明党は4月に、生命を守るがん対策の更なる強化・充実を求め、署名活動を展開いたしました。

市長をはじめ、職員の皆さんや同僚議員の皆さん、そして何よりも多くの市民の皆さんの御協力を得て、多くの署名を集めることができました。大変に御世話になりました。4月24日には53万人を超える署名の一部を伊藤知事に手渡しし、5月1日には麻生首相あてに、九州・沖縄で集めた531万人分の署名の一部を河村官房長官に手渡ししました。河村官房長官からは、今後、更にがん対策の強化に努める旨が述べられたところであります。

さて、こういったがん対策を巡る状況の中で、今年度、市町村のがん検診事業を支援する地方

交付税が大幅に増額をされております。

そこで、まず本市の今後のがん対策に取り組む姿勢を伺いたいと思います。併せて、女性特有のがん検診推進事業が国の21年度の補正予算に計上され、いよいよスタートをするわけですが、それに向けた現在の準備態勢について伺いたいと思います。

次に、一人暮らしの高齢者や障害者の安心・安全確保について、2点質問をいたします。

1点目の一人暮らしの高齢者や障害者など、災害に弱い方々を火災被害から守るための火災警報器設置の助成については、18年9月定例会で一般質問を行い、市長からはそれまでの自動消火器の給付に加え、火災警報器の設置も給付対象にできるよう検討するとの答弁がなされ、早速、19年度より高齢者日常生活用具給付事業と、重度障害者等日常生活用具給付事業に取り入れられたことは一応の評価をいたすものであります。

しかし、一方ではいまだ周知が行き届いておらず、この事業を知らない対象者が多く、申請主義であることから、その利用実態は現在少ない状況にあると思います。今後、周知徹底を図り、広報に努める上でも、制限を設けず給付できるようにすべきではないかと思いますが、まずお考えを伺いたいと思います。

この項の2点目として、一人暮らしの高齢者や障害者を対象に、薬の処方せん、保険証の写し、掛かり付け病院の情報、緊急連絡先などを円筒の容器である救急医療情報キットに入れて、冷蔵庫に保管して、救急隊員や医師が患者の情報を早く、正しく把握することのできるようにする事業があります。昨年から何回かテレビでも放映され、それを見られた一人暮らしの高齢者からも、志布志市でも取り組めないものかとの御相談もあったところであります。市長のこの事業に関する認識と、本市でも取り組む考えはないか伺いたいと思います。

次に、子育て支援の観点から、次世代育成支援対策行動計画について質問をいたします。

市長は、この計画の下に、次世代育成への取り組みを推進し、親と子が健やかに安心して暮らせる子育て日本一のまちづくりを目指したいと述べられておりますが、平成21年度は志布志市次世代育成支援対策行動計画の見直し期にあたります。そこで、これまでの進ちょく状況とその成果及び後期行動計画への取り組みについて伺いたいと思います。

次に、スクール・ニューディール構想について質問をいたします。

このスクール・ニューディール構想は、学校施設における耐震化とエコ化、情報化を集中的に推進しようとするもので、具体的には公立校を中心に太陽光発電パネル設置などのエコ改修を進めるほか、インターネットのブロードバンド化や校内LANの充実など、ICT、すなわち学校内の情報通信技術環境を整備しようとするものであり、また予定されておりました耐震化も前倒しして、3年間で集中的に実施しようとするものであります。

そこで、本市では、この構想で示されている事業に今後どのように取り組もうとされているのか伺いたいと思います。

以上について、市長並びに執行部の誠意ある答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに、がん対策についてでございますが、本市の今後のがん対策に取り組む姿勢という事のお尋ねでございます。

国において、がん対策推進基本計画に定めた、がん検診の受診率を5年以内に50%以上にするという目標達成のため、がん対策予算を十分に確保する観点から、地方交付税を倍増させることが発表されました。また、県におきまして、鹿児島県がん対策推進計画の中で、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がんの早期発見のために、5年以内に受診率を30%以上、10年以内に受診率を50%以上にする目標が定められております。

本市におけるがん検診の受診率は、平成20年度で、胃がん15.5%、直腸がん15.3%、子宮がん9.8%、乳がんが16.8%、肺がんが39.9%という状況でございます。全国的に受診率の目標達成は厳しい状況であるというふうにお聞きしておりますが、がんの早期発見の重要性の観点から、受診率向上のために検診期間の延長や未受診者の方へ受診勧奨等、工夫を凝らして取り組んでまいりたいと思います。

次に、女性特有のがん検診推進事業がスタートするという事でございますが、現在の準備態勢についてのお尋ねでございます。

国の平成21年度補正予算が去る5月29日に成立しましたことに伴いまして、女性特有のがん検診推進事業が施行されました。この事業は、一定の年齢に達した女性が子宮頸がん検診及び乳がん検診を受診された場合、費用を助成するものです。具体的には、子宮頸がん検診の場合、昨年度に20歳、25歳、30歳及び40歳に達した女性、乳がん検診は、昨年度に40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳に達した女性に検診の無料クーポン券を配付するとともに、検診手帳を交付することによりまして、検診受診率の向上を図るというものでございます。

現在、市では、検診対象者の抽出を行いまして、子宮頸がん882人、乳がん1,210人と対象者の把握を行ったところであります。今後は、事業に必要な無料クーポン券と検診手帳発行に伴う予算化を急ぎまして、9月実施の女性検診に間に合わせていきたいと考えております。また、この事業につきましては、まだ広く周知されておりませんので、今後、機会あるごとに広報をしてまいりたいと思います。

次に、一人暮らしの高齢者や障害者など、災害に弱い方々を火災の被害から守るための火災警報器設置の助成についてのお尋ねでございます。

現在、志布志市では高齢者日常生活用具給付事業を実施しておりまして、寝たきりで支援を必要とする高齢者及び一人暮らし高齢者に対しまして、火災警報器等の日常生活用具を給付することによりまして、日常生活の安全に資することを目的としております。

火災警報器は、平成20年度から給付種目として追加しまして、6件の申請があり、いずれも設置しておりますが、今後も広報活動の周知に努めたいと思います。

また、障害者の方に対しましては、重度障害者等日常生活用具給付事業により、火災発生の感知や避難が著しく困難な障害者のみの世帯に対して、火災警報器や自動消火器などの給付を行うこととしておりますが、利用についてはいまだまだない状況でございます。

近年、高齢者が火災に巻き込まれ、犠牲になるケースもニュース等で聞かれているところがございます。住宅火災による死者の約6割が逃げ遅れで亡くなっており、最大の原因は発見の遅れによるもので、火災警報器を設置することにより、これらの原因の解消の一助になると思います。

しかしながら、消防法によりまして、既存住宅への設置は、各市町村条例により、平成20年6月1日から平成23年6月1日の間で設置の完了期日が定められ、平成23年6月1日から義務化となります。

県内では、県の補助廃止に伴いまして、本市だけが実施していること、消防法の考え方では、自己責任分野であるといったことですので、制度の啓発に重点をおきたいというふうなふうに考えますが、今後も民生委員等を通じまして、必要な方への情報提供、そして市報などを通じまして、啓発をしたいというふうに考えております。

次に、一人暮らしの高齢者や障害者を対象にしました救急医療情報キットについてのお尋ねでございます。

御質問にありました救急医療情報キットというのは、高齢者や障害者などの安全・安心を確保するため、掛かり付け医師や持病などの医療情報、薬剤情報の写し、診察券の写し、健康保険証の写し、本人の写真などの情報を専用の容器に入れまして、自宅冷蔵庫等に保管し、万一の救急時に備えるものであります。この救急医療情報キットを高齢者や障害者などの安全・安心を確保する事業として取り組んでいる自治体は、まだ数例ではないかと思っております。本市では、民生委員の方々が高齢者または障害者の方で、見守りが必要な方の協力員や家族の方の連絡先情報を工夫されているケースもあるところではあります。

今後、個人の医療情報を最新のものとして保管し、緊急時の対応に備えることが、必要な取り組みの一つになってくるものと思います。先進的に取り組んでいる自治体の検証を行い、本市ではどのようなものが望ましいか、関係課に協議を行わせていきたいというふうに考えております。

次に、志布志市次世代育成支援対策行動計画見直しについてでございます。これまでの進捗よく状況、成果及び後期行動計画への取り組みについての状況を示せということでございますので、お答えいたします。

現在の志布志市次世代育成支援対策行動計画は、平成17年度から5年計画として旧町単位で策定されていた計画を、合併に伴い志布志市の計画として、福祉課で関係各機関の御指導をいただきながら、数値目標等を再設定し策定したものであります。

今回、議員御指摘のとおり、平成21年度に計画の評価・見直しを検討し、平成22年度から26年度までの後期行動計画を策定いたします。現在の進捗よく状況でございますが、昨年度末から現計画の評価・見直しを行い、それらの検証を踏まえ、今回、委託契約を結ぶ計画内容の詳細について仕様書を提示し、5月27日に指名競争入札を実施し、委託契約を締結しました。目標数値設定及び計画策定のための意見聴取として、市内の子育て世帯約1,700世帯にアンケート調査票を配布し、6月16日を提出期限としてお願いしている状況でございます。平成22年3月末策定をめぐりに業務を進めているところでございます。

前期行動計画の成果としましては、保育業務の拡充と環境整備のための施策として、保育所の民間移管を推進してまいりました結果、合併後、伊崎田保育園、野神保育園の2公立保育所を移管してまいりました。

また、要保護児童への対応のため、平成19年度に要保護児童対策地域協議会を設置し、年2回程度、定例会を実施しております。このように、子育て支援のためのネットワークづくりは実現できたところでございますが、今後は構築されたネットワークがより効果的に迅速に機能するよう、内容の充実を図ってまいります。

さらには、育児の援助を必要な方を依頼会員、援助する方を提供会員とし、これを組織化し、相互援助を行うことを目的としたファミリー・サポート・センター事業を新たに開始し、会員の方々に喜ばれております。

ほかの子育て支援につきましても、マニフェスト実現のため、乳幼児医療費助成の拡充、第3子以降の出産祝金等、市独自の支援策を展開してまいりました。これらの支援策は一定の評価を得てきたと思っております。

市民の皆様、議会の御意見等、真しに耳を傾けながら、今後策定する後期行動計画において反映し、より良い計画策定に努力してまいります。

答弁の誤りがございましたので、訂正させていただきます。

はじめの答弁のがん対策につきまして、がん検診事業についての本市の取り組みの中で、本市におけるがん検診の受診率の中で、「大腸がん」というところを「直腸がん」というふうに答弁いたしましたので、訂正させていただきます。

○教育長（坪田勝秀君） まずはじめに、子育て支援に係ります教育委員会関係についてお答えをいたします。

教育委員会では、本行動計画を踏まえまして、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備を目標といたしまして、確かな学力の向上や豊かな心の育成、健やかな体の育成等に努めてまいったところでございます。

具体的には、施策50、「ティームティーチング、少人数指導の実施」から、施策61、「ホームページによる教育情報の公開」まで、12の施策を推進してきております。

その中の主なものといたしまして、まず施策51、「確かな学力の定着と向上」につきましては、一番新しいデータといたしまして、広報6月号に平成20年度の基礎・基本定着度調査の結果を公表いたしましたので御案内のことと存じます。

それによりますと、小学校5年生、中学校1年生の健闘が光る一方で、中学校2年生の指導の充実が求められていることが明らかになりましたので、学校・市教委の対策とともに、自学自習に対する保護者への啓発にも努めたところでございます。

また、施策53、「心の教育相談の充実」は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置によりまして、不登校児童・生徒への対応を図ってきているところでございます。

さらには、施策59、「きらり輝く3つのおしえ 煮しめ・つけあげ・にぎりめし教育の推進」に

においても、市内各学校で子供一人一人の良さや能力等を伸ばしますとともに、バランス感覚豊かな人間育成という理念の下に、特色ある学校づくりを指導してきているところでございます。

今後、現在進行中の本計画についての市民のアンケート結果や検討委員会の審議等を踏まえ、本年度作成予定の教育振興基本計画との関連を図りながら、平成22年度からスタートする後期行動計画の作成に取り組んでまいり所存でございます。

次に、スクール・ニューディール構想につきましてお答えいたします。

御案内のとおり、スクール・ニューディールとは、学校施設における耐震化・エコ化・ICT化などを一体的に実施する構想で、21世紀の学校にふさわしい教育環境の抜本的充実を図るものであると認識をいたしております。

まず、耐震化の推進につきましては、本年度、志布志中学校3階校舎の耐震補強・改修工事を始め、松山中学校校舎補強及び改修工事のための実施設計業務を発注いたしまして、現在、契約までを終了しております。

なお、今回、新たに出されました太陽光発電に係る改修工事でございますが、この事業実施においては、太陽光パネルやそれらを取り付ける鉄骨の重量を考慮して耐震補強計画等を立てなければなりません。また、新耐震設計で造られた建物についても、再度、安全性を確認しなければなりませんので、太陽光発電の導入には容易に踏み込めないという実情がございます。

また、現在、残り29棟の耐震診断調査結果が8月中に判明いたしますので、20年度までに耐震診断が終了しております10棟を含め、優先順位を見直すとともに、市全体の耐震化計画を策定いたしまして、安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

このようなことから、教育委員会といたしましては、まず何はさておき、耐震化を第一の目標に掲げ推進しているところでございます。

また、ICT化につきましては、各学校1台の電子黒板、リース期間満了のパソコンの入れ替えなど、最先端のICT機器の導入により、分かりやすい授業を展開し、子供の学力及びIT活用能力の向上を目指してまいりたいと思っております。

デジタルテレビにつきましては、電子黒板機能が付加できるものを小・中学校の普通教室を中心に、アンテナ工事と併せて整備を進める計画書を県教委へ提出いたしますとともに、現在、関係課と、この事業導入について協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 今、市長の方から質問通告の3点にわたって答弁をいただきました。これから一問一答式で順次質問を行っていきたいと思いますが、まずこのがんの対策の問題なんですが、過去にもこのがんの受診率を上げるための質問をして、市長とこの場でやり取りを行ってきたわけですが、本市に限らず、なかなかこの受診率が上がらない。担当課においても、一生懸命、御努力もされて、周知・啓発もされているわけですが、それにつけてもなかなか進まないという状況がございます。

そういった中で、今回、署名運動も展開した、そういった折でございましたので、あえてこの

質問を取り上げたわけですが、これまで細かい部分ではやり取りをしてきておりますので、少し角度を変えて今回はちょっと質問を行っていきたいと思います。

今回、壇上からの質問でも、がん検診に対する補助事業というか、いわゆる予算付けが大幅に増えましたね。いわゆるこの大幅な増額というのは、この事業に関しては今回が初めてです。20年度より約2倍強の増額となってるわけですね。そういったものを受けて、新たに志布志市で様々な事業の展開をし、周知・啓発もそうですが、取り組んでいかなきゃいけない。そういった中で、先ほど、市長が言われたのは、受診率が悪い、受診期間の延長をしていきたい。そして、未受診者の方々へ再度勧奨をしていきたいというような2点にわたって答弁をされたわけです。

実は、昨日、曾於市の大隅文化会館で、海老名香葉子さんの講演会がございました。そして、鹿屋市の商工会議所でも、鹿屋はもう女性だけに絞り込んでの、いわゆる講演会。どちらも参加をさせていただきました、御案内を受けておりましたので。その場で、実は冒頭より、この海老名香葉子さんが話をされたんですが、実は12日前に乳がんの手術を受けたばかりだと、そういった状況であったけれども今日は来ましたという話から始まりました。そして、その乳がんの手術を行う背景としては、かなり忙しい仕事状況の中で、周りからも検診をした方がいいんじゃないの。そういう自覚症状があったわけじゃないんですが、やはり定期的に検診は大事だから、1年に1回はという状況の中で検診に行ったら、乳がんであるということが分かって、それも2か所、そしてリンパまでいってる可能性もあるということで、即、入院して手術というふうになったわけですが、手術して4日間で退院をして、こうやって元気で立っておりますという話をされながら、本当にこの乳がんの手術というものが、そんなに難しい怖い話でもなくて、いわゆる手術をした翌日にはもう御飯も食べられましたと。そして、鹿児島島の鹿屋、曾於の方に行ってきますとお医者さんに言ったら、いいリハビリにもなるから行ってきなさいというふうに送り出していただいたという話もされておりました。そこで言われたのは、いかに検診を受けることが大事かという話を繰り返し、曾於の大隅文化会館でも、鹿屋の商工会議所でもお話をされておりました。やはり、自分が体験して語るということのは説得力があるなあと、昨日お話を聞きながらつくづく思ったところですが、本市においても、この受診率を上げていくためには、やはりそういった体験を語りながらですね、運動を展開していく、こういったことも大事だろうと思うんですが、市長、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私、その海老名香葉子さんの看板だけは見たところでございますが、ちょっと時間の都合で講演を聴くことはできませんでした。今議員がお話になられたように、体験に基づく方の話というのは、本当に貴重な感銘を受けるような話を聞けるということでもありますので、そんなお話を聞けば、もっと別な形でお話しできるかなあというふうに思ったところでございます。

いずれにしても、私どもはがん検診率の向上のために、本当にいかにして向上すべきかということにつきましては、担当の方でも苦心しているようでございます。今議会で御質問があるということで、私自身もヒヤリングをしたところでございますが、そのことについてどういった

ことを考えているのかということについて、改めて担当の方と協議をしたところでございます。

そのようなことから、やはり今お話のありました、体験談を聞かせるというのも一つにはあるうかというふうに思います。

また、現在、受診前にいったん集まってもらって、説明があってから受診が始まるということで、最後の方に至っては、かなり長い時間待たされるというようなこともあるようでございますので、ここの工夫も必要ではないかなあというふうな話も出たところでございます。つまり、短時間に、行ったらすぐ検診が終わるような環境があれば、もっと受けてもいいというような形になるのではなかろうかというふうな話も出てきたところでございますので、このようなことのように、今後も市民の方々が受診しようというようなふうにかにしていかにして考えていただくかということについての工夫は、更にしていきたいというふうに考えているところでございます。

○14番（小野広嗣君） 今後、県の方も講習会を行っていく、そして巡回でそういった講演会を展開するという状況にもございますので、そういったものも活用しながらですね、やはり周知徹底、意識の啓発をですね、お願いをしたいと思うんですが、ここに今日、「がんのひみつ」という東大のですね、中川准教授の本を持って来ました。市長、ここに「がんのひみつ」と書いてある、この東大の中川准教授の本なんですが、大変に分かりやすい本。ここに「いざというときに、あわてない！、がんも、そんなに、わるくない」って書いてあるんですが、これを「ひみつ」と表現されているのは、学問的な専門領域のことを言ってるんじゃないんですよ。いわゆる基礎的で大事な情報がしんびんに伝えられていない、知られていない、そのままの秘密になってるんだと、そのことを逆手に取って警鐘を鳴らしている本なんです。実際、冒頭言いましたように、2人に1人ががんになる。そして、3人に1人ががんで亡くなっていく。日本というのは、本当にがん大国なんです。そういった状況の中で、日常的に私たち一人一人が、がんになるということを実際に忘れて生活をしています。このがんの秘密がずっとそういう状況でおかれてるから、そういう生活スタイルになってしまってるということをお願いされてるわけです。

学校等に行かれましたね、子供さんたちにもいろいろと授業をしてくださってまして、例えば30人学級であれば、いわゆる線を引いて、ロープを張って、ここからここは将来、2人に1人ですから、がんになるんですよと、現実的に分かるようにお伝えをなさったりしております。そして、結局、学校で習ったことが、いわゆる将来、大人になって、がんになったときに、ああ、あの時にこういうことを学んだなあということにつながっていったときに、やはり受診の問題も含めて影響が出てくると。そういった意味では、どういうところで教えていくことが大事なのかと。大人に受診を勧めていくことも大事ですけども、小さいうちから子供さんたちに、そのことの大切さを教えることも大事だということをお願いされています。

教育長の方には通告をしておりますけど、その1点のみ、もし御答弁ができればお願いをしたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

がんといえば、私のことを盛んにおっしゃっているような気持ちがいりますが、私も8年に

なりましたので、もう大丈夫だろうと思っておりますが、学校におけるがんの学習についてということでございますが、小・中学校の場合は、保健及び保健体育の中で取り扱っておるところでございます。具体的な内容につきましては、少し学校教育課長に答弁させます。よろしくお願ひします。

○学校教育課長（山口幸彦君） 学校教育における、がんの学習ということについての御質問でございますが、小・中学校では、健康な生活と病気ということで、保健学習及び保健体育の中で取り扱うことになっておるようでございます。小学校5・6年生の保健学習の中で、喫煙、飲酒、薬物乱用と健康という学習をいたします。その中で、疾病の一つとしてがんの怖さ等について取り扱っております。また、中学校3年生では、保健体育科の学習の中で、健康な生活と病気の予防という学習をしております。その中で三大疾病を取り扱い、がんについてもそこで学習しているようでございます。さらには、特別活動の時間に、特別に時間を設定して、薬物乱用防止教育や喫煙防止教育の学習もやっているところがございます。がんをはじめ、現代の疾病の怖さと健康生活の大切さについて学習しております。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 今お示しをいただきました。ただいま紹介いたしました、こういった「がんのひみつ」とかいう本も読まれる機会がありましたらね、学校現場でもいろんな材料があると思いますので、お使いになっていただいて、子供さんにもしっかりとした教育を、ぜひお願いをしたいというふうに思っております。

今紹介しましたこの中川准教授と、志布志市にも来ていただきました、がんの著作で「がんばらない」というベストセラーを出されました鎌田實先生ですかね、あの方との対談があるわけですね。そして、その中身を見ていくと、あの長野県というのは、医療費が全国で一番低い県ですね。そして、最初からそうだったかということ、三十数年前はすごい厳しい県であった。そして、この先生が、あの諏訪中央病院の今は名誉院長になっていらっしゃるんですが、いわゆる徹底して、このがんに対して、受診をしていくことの大切さというのを、もう各地域、各地域、年間80回ぐらい回りながら訴えていった。そして、今度は受診する体制、いわゆる早朝受診であるとか、日曜受診であるとか、夜間受診であるとか、どう対象者が受けやすい体制を作ればいいのかと、そういうことをやった結果、ここへ結び付きましたということがあります。

だから、要は、対象者に対して、行政の側からしっかり状況を見極めて、どういう手を打てば受診ができるのかと。いわゆる話だけしに行ったって、なかなか進まない、啓発だけでは変わらないって、この先生ははっきり言われています。いわゆるがんという病気がどういう病気なのかということを知ることがまず大事、そのことを伝えていくこと。そして、受ける環境の整備をしっかりとらえていく。そういった工夫、それはやはり行政の真剣さがどこまであるのかということに尽きるだろうといわれていますが、その辺はどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、担当の方では、今、いかにして受診率を向上させるかというこ

とにつきましては、日々検討をしているような状況でございます、今お話がありましたような個別受診も含めて、総合的な集団の検診が来やすいような環境、そして来ていただいたら、本当にすぐ済んで良かったねと思われるような環境というものをつくっていかうというふうな工夫を今しようとしているところでございます。

私どものまちは、先日、4月24日の日に、今年を健康づくり元年と位置付けまして、様々な健康づくり事業にまい進しようとしているところでございます。その中で、当然、こういった検診については、検診率をきちっと高めていかうよということも、その項目の中に一つは入っておりますので、そういった意味からも、市民の方々に更に啓発をするというようなことから、本市が全国的に先駆的な地位を占めているごみの分別収集に取り組んできた時のような、各自治体単位、あるいは各種団体単位にこういったこと等については、積極的に話し掛けをしていくような工夫が必要ではないかなというふうに考えるところでございます。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、そういった今市長が述べられた対応もそうですが、先ほど、私が述べましたように、後段出てきます女性特有のがん検診の事業もスタートしますね。こういったことを含めても、いわゆる日曜、休日、そして早朝、夜間と、そういった検診体制もしっかり組んでいくべきであるという状況も生まれておりますので、そこもしっかり、できること、できないこと、現段階であるでしようが、しっかりそこも検討に入れてですね、進めていただきたいと思います。

そして、もう1点、9月はがん制圧月間というふうにいわれています。ですから、その時だけ頑張ればいいというわけではないですが、なかなかこういった受診率向上が図られない状況の中では、例えばこの9月のがん制圧月間を、今年こそ住民挙げてのですね、いわゆるがん撲滅運動であるとか、あるいはがん受診率向上運動としてですね、展開すべきではないかなと僕は思うんですよ。今から期間があるから、そういった企画を練って対応すべきではないかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このがん制圧月間につきましては、当然、今年度、国の方でがん検診についての重点事業として対策をとられるということでございますので、国を挙げて、このキャンペーンがなされるんじゃないかなあというふうに考えます。それらに合わせて、市としても取り組みをしていきたいと考えます。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、そういう方向で、国、そして志布志市としっかりタイアップしながらですね、この9月をがん制圧月間として、有意義に活用していただければというふうに思います。

あと、国の21年度補正予算の中で、当然、絡めて出てました、この女性特有の検診のスタートですが、今、準備状況をお聞きする段階で、市長もいわゆる対象者のリストアップ、この把握を行ったということで、その882人、1,210人、9月実施に間に合わせたいというような答弁でありました。

これ、1点お聞きをしたいわけですが、このクーポンが本来ならば6月補正にかかってくればよかったんですが、間に合わなかった。こういうことですよ。ずれ込むわけですが、そのことによって、クーポンが届く前に、この女性特有のがん検診推進事業にかなうような、いわゆる治療を受けられた、検診を受けられた、クーポンをいただく前にですね。そういった方々に対して、自治体は費用を補てんしていいということになっております。そして、そのために自治体がどのようなやり方をすればいいのか、あらかじめ決めておく必要があるというふうにうたっておりますが、その件は本市では、今どのように検討されているのでしょうか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、まだ担当の方からないようでございますので、担当に回答させます。

○保健課長（木佐貫一也君） クーポン券関係の分についてでございますが、ただいまのところ、詳細な説明が今のところは国の方から示されていないところですが、本日、クーポン券の見本というのが市の方に届いたわけですが、クーポン券と検診手帳の見本が届いたという段階でございます。その辺については、また国・県と協議をしながら取り組んでいきたいと考えているところです。

○14番（小野広嗣君） 各市町村の関係者と県の関係者が今協議をしている状況にありますね。そして、国の方もQ&Aを作りまして、ページ数にして、多分20ページを超えるQ&Aがもう作成されて、様々な今後の展開に対して、市町村の担当課が戸惑わないように、今しっかりとその準備は整っております。そういったものにしっかり目を通されているのか、まず、これはもう担当課長にお聞きをしたいと思います。

○保健課長（木佐貫一也君） Q&Aにつきましては、先日、届いたと申しますか、全般的な資料と、本日、クーポン券と検診手帳の見本が届いたというのが現状でございます。

○14番（小野広嗣君） 今回、僕が問うてるのは、そういった事業に対して、準備態勢がきちり整っているのかということですよ。いわゆる相談体制も含めて、しっかり取り組まなきゃいけない。先ほどから言っております休日だとか、夜間だとか、早朝であるとか、そういった体制もしっかり組みなさいという状況が生まれているわけですから、そういったことで質問をしているんですが、そういったことに関しては、市長の所まで、まだ届いていませんね。そういう総合的な準備態勢はどういうふうに進めようとしているのか、そこをまず答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） 先ほど、議員の方から御指摘がございましたように、今回の6月の定例議会に補正予算として間に合わなかったという内容でございます。

私どもとしましては、別の事業もございませう関係で、7月の臨時議会をお願いしたいなというふうに思っておりますので、その時点でこのことについてはまた改めて御提案申し上げまして、御協議していただければというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） この事業に対してですね、早め早めの手を打っていただきたいというふうに思うわけですが、やはり相談体制とか、課内でのいわゆる総合的な相談体制、あるいは準備態勢、そういったものをしっかり練り上げて、多分、今、市長は臨時議会と言われましたけど、

まあ臨時議会に間に合ってくれば、もうそれに超したことはありません。下手すると9月議会かもしれませんのでね。だけれども、その期間に練って、できることとできないことというのは、当然あるわけですね。そういった中で、できることは先手先手でぜひ打っていただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

次へ移りたいと思います。

一人暮らしの高齢者の方あるいは障害者の方、それに尽きるわけではないわけですが、そういった方々が安心・安全に暮らすために、今回、火災警報器の助成拡大という観点で1点目は質問をいたしたところであります。

この件に関しては、市長と過去にやり取りをし、ちょうど私の所が自治会長をしている時に、近所のおばあちゃんが逃げ遅れで亡くなった。そういった議論をする中で、その必要性を市長はよく理解をしてくださって、事業に取り組んでくださいました。そのことは、一応の評価はいたしております。

そして、ただ気になるのは、この前、1番議員ともお話をされてる中で出てましたけど、こういった義務化が出てくる中で、県下ではこの本市だけが取り組んでいる事業だという言い方をされるわけですが、やはり日本一の安心・安全なまちづくりを目指すべきでしょう。県下で一番じゃないでしょう、市長。僕はそう思うんですよ。全国的には、その後、僕らが質問して言った後に、全戸配布をする所とか、65歳以上は全部だとかやってる所がいっぱい出てきてるんですよ。ですから、そういった観点で、やはり市長として仕事をしていただきたいなと思うんですが、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県内でも一番安心・安全なまちをつくっていかうと、そしてまたいろんな意味で日本一のまちをつくっていかうということは、私自身が市民の方々にお話をするとき、最も分かりやすいことであり、そしてまたそこを目指すべき内容だなというふうに思いながらお話をさせていただいているところでございます。

しかしながら、できるものとできないものがあるということについては、十分また内部でも協議させていただきながら、そのことについて表現するのか、表現しないか等については、また後ほどお話をさせていただければというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） 一人暮らしの高齢者、また障害者の方々に、こういった施策があると。有り難い事業があるわけですが、残念ながら、その事業が全然伝わっていない。本当に残念なことだなというふうに思っています。

実はですね、今回、この質問を繰り返し行った背景にはですね、消防団の方々から、いわゆるこの火災警報器の設置が義務付けられる、既存住宅に対してもですね。そして、そういった状況の中で、65歳以上のような方々に火災警報器の設置を市ではできないのだろうか、そういう話が消防団の方々の中で出たと。そして、そのことが私の方に来たんですよ。いや、実はこういうふうになってますよと、私も質問でちゃんと取り上げてますよということを言って、びっくりされ

た経緯があります。

ここでお尋ねをしたいんですが、じゃあ一人暮らしの高齢者は、この志布志市にどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、3月末で本市の人口が3万4,443人、65歳以上が1万265人です。そして、夫婦の世帯が65歳以上で4,246人、2,123世帯ございます。一人の世帯が2,914人でございます。

○14番（小野広嗣君） 障害者、そして一人暮らしの高齢者、重なってる部分がありますのでね、両方聞くわけにもいきませんでしたから、そちらの分を取り上げて今聞いたわけですが、じゃあその一人暮らしの高齢者に対しては、いわゆるこの給付事業がありますね。そして、その給付事業は19年度から始まって、19年度は利用者なし、そして20年度に6人という、先ほどの答弁でよろしいわけですね。じゃあこの2,914人という方々は、これを市から給付を受ける資格があるわけですね。それにもかかわらず、利用者が今6人というこの実態を市長はどう受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

あまりにも低いレベルだというふうに認識します。

○14番（小野広嗣君） 何のためにこの事業が、スタートというか、それまであった事業にプラスをしていただいたわけですが、何のためにこの火災警報器の設置が事業として組まれたのか、その意味が全然分かりません。先ほど言いましたように、消防団の方々の中でそういう話が出て、それが回り回って私の所に御相談として来るような状況ですから、もっと中身のあるものにしていかなければ大変であろうというふうに思っています。そして、この障害者等のくくり、そして一人暮らし高齢者の中に、いわゆる所得制限も1割とはいえ、やはりそこに制限がかかっていますね。できるならば、僕は65歳以上の本当は高齢者世帯には、そうやって給付をしていただきたいなところまで言いたいんですが、先ほど、市長が言われているように、財政的な面もありますから、そこまで、のど口まで来てはいますが、なかなか言い切れない。せめて、今、事業を展開されている一人暮らしの高齢者や障害者の方々のそういった縛りをです、取ってあげて、そこだけはですね、やはり手当てをしていただきたいなという思いと、周知徹底をしっかりとやる。ある意味で、広報に載せて、こういう事業があるから申請をしてくださいよということではなくて、行政の側から、やはり個別に足を運ぶぐらいのですね、情熱があつていいんじゃないかと僕は思うんです。まあそれが量的にできないのであれば、集落を通して、あるいは様々な組織を通して、しっかりおつなぎして、申請書を上げていただく。それがやはり事業として抱えているのであれば、やるべき仕事じゃないでしょうか。どうですか、市長。

○市長（本田修一君） この火災警報器の設置につきましては、平成23年6月1日から義務化されるということでございますので、ひよっとすれば、まだ時間があるのかなあというような認識で、このような設置率にとどまっているのかなあというふうに考えたところでございます。現在、民生委員さんを通じまして必要な方へ情報提供していきながら、取り組みをしているという

ことでございますので、今後も、今お話がありましたように、自治会等を通じまして、このことについては更に啓発を図りながら、設置の推進について取り組みをしていきたいと思っております。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、この現実をしっかりと見極めていただいて、そしてこの現状はもう市長、十分このやり取りの中でお分かりになってると思っておりますので、もうこれ以上申し上げませんが、今後の取り組みをしっかりとやっていっていただきたい、そう申し上げておきたいと思っております。

次に移りたいと思っておりますが、この救急医療情報、このキットを使っての対応方。市長は物自体は見られましたか、文章でさっき読まれてましたけど。まだお目になってませんか。こういうやつですよ。テレビ等でも何回か放送されています。去年の2月、本年も4月、5月に放送されています。

なぜ冷蔵庫なのかということがあるわけですが、冷蔵庫であれば、どこの家にも大抵あると。そして、すぐに見つけられるということがあります。そして、ステッカーを玄関口のドアを開けた内側にはり、これを置いてますよと。そして、冷蔵庫にも付けていけば、救急隊員が入った時に、すぐ、そして中を開けて、搬送中にどこの病院につながればいいのか、そしてどういう医療情報をお伝えすればいいのかということで、救える命を救っていくというのが大きな流れ。

ある意味では、夕張市では同じような流れをやってまして、これをこういう呼び方じゃなくて、命のバトンというふうに呼んで対応している所もあります。そして、先ほど、市長が言われたように、救急救命カードみたいなのを作り上げて、同じような対応をしている所があります。いろんなことをやってる所があるわけですが、例えば救急隊員が来て、例えば障害者の方であるとか、高齢者の方であるとか、その方々の情報を素早く知ることができるとということが一番大事なんです。方法はいろいろあると思うんですよ。そこに対する本市での取り組みというのは、まだ弱いんじゃないかなという気がするんですが、どうお考えになってますでしょうか。

○市長（本田修一君） この救急医療情報キットということにつきましては、私自身、本当に承知してなかったことございまして、今回、御質問を受けまして、初めて勉強させていただいたところでございます。

そのようなことで、担当の方ともいろいろ話をするところでございますが、本人の保険証あるいは診察券の複写をどういった形で行うか、あるいはどんな容器が適当なのか、そしてまた導入段階で、どういった方々を対象としていくのかということ、そしてまた、これは極めて重要なことになろうかと思っておりますが、いつも新しい情報をいかにしてそのキットの中に入れ込んでいくかということの態勢づくりといいますか、そういったものがきちんと整えられなければ、なかなか進み難い事業ではないかなというふうなふうに、今、協議をしているところでございます。そのようなものを少し整理していきながら、このことについては対応させていただければというふうを考えます。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、今、市長の答弁にありましたような角度で、研究・検討を加えてですね、取り組めるものであれば、市民の命を守るという、そういった高齢者あるいは障

害者の方々の身の安全、そういった安心を守ってあげるという施策としてですね、やっていければいいと思いますが、救急情報の活用支援事業としてしっかり取り上げられておりますので、市長も多分目を通されたと思いますので、ぜひですね、このことに対しての理解。

そして、今申し上げられた点で一つ、いわゆるどういうふうにして取り組んでいるのかは自治体によって違いますが、例えばこの港区であるとか、同じような事業に取り組んでいる所は地域包括支援センターが中心となって、個別に面談をして、聞き取りをして、話をしていくものから、コミュニケーションもしっかり取れていってるんですね。そうやって作り上げていく。そして、今、懸念されていた更新の問題も、大体1年に1回ぐらいをめどにですね、更新をしていくという流れを、そういったシステムを作り上げてますので、ぜひとも、そういったことも判断にさせていただきながらですね、内部で検討していただきたいと思います。もう一回、お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、いろんなまだ整理すべき課題等があるようでございます。他の自治体を参考にさせていただきながら、このことについては内部で協議をさせていただければというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） この項に関しては、そういった方向でぜひ検討を加えていただきたいというふうに思います。

次に移りたいと思いますが、この次世代育成支援対策行動計画、この件については、先ほど、市長の方からこれまでの経緯・経過、そして昨年以降、評価、検証をして、5月ですか、委託契約も行ったということで、今、アンケート調査を取っていらっしゃいますね、取っていらっしゃる最中。私もここに志布志市の次世代育成支援に関するニーズ調査票という、これが16日、明日ですかね、明日を締め切りに上がるようになってるんですね。これは2段階に分けて調査をされていますね。こういった調査を取られることは当然必要なことであろうというふうに思うわけですが、今回のこのニーズ調査にあたりまして、新たに設けられた調査項目といいますか、そういったものを得て、後期計画に移していくキーワードとなる観点、これを少しお示ししていただきたいのと、やはり国が示していくこういった調査票、これをただ単に扱うのではなくて、本市独自の課題が前期でもあるわけですから、本市独自の課題として、その分をこのアンケート調査に入れたのか、入れなかったのか、その点もお示しをください。

○福祉課長（津曲兼隆君） ただいまのお尋ねですけれども、今回、特に入れましたのが、仕事と生活の調和ということで、やはり今後は男性の子育てに対する役割というのが増えてくるだろうということも思われます。そういう意味では、この中にも就労の在り方というものも設けてございますし、この前の3月議会でも議員から御指摘の父子家庭への支援策ということもございました。それはまた別個に取っておりますけれども、やはりそういう父子世帯と母子世帯への助成の在り方の違い、これについては父子世帯のアンケートの結果によっても、苦しいことには変わりないという言葉が出てきたところですので、そういうことも含み、また御意見欄もありますの

で、どういうことが志布志市として必要なことかということ、そういう中で拾い上げていけるのではないかと考えております。

○14番（小野広嗣君） 分かりました。

先ほどですよ、教育長の方からは、具体的に12目標でしたか、事業の精査をして、こういうふうに展開をしているというふうにあったわけですが、この前期の行動計画の中で、いわゆる目標を掲げていますよね。目標があって、そして事業の項目があります。それに対して、達成度というものをやはりしっかり見ていかなきゃいけないわけですが、トータルの事業の中で、完ぺきに達成した事業、そして大まか、大体できたであろうという事業、残念ながら前期においてはそこまできなかつた事業、そこをちょっとお示してください。

○福祉課長（津曲兼隆君） これにつきましては、先ほど、市長答弁の中でありましたように、旧町で目標値を設定してございました。これは合併して以降、この数値目標としては統一しておりますので、各町ごとになるわけですが、例えば休日保育の実施がまだ広まっていないと。旧有明町時代に1か所ございますけれども、これについては旧松山町、旧志布志町では広がってっていないということと、それから障害児の保育事業ということで、すべての保育園という目標値も掲げておりますけれども、これは補助事業に乗った意味では、申請いただいた所は取り組みをしていると。ただ、受け入れられている所については、実施はしているということで、おおむね実施ができていない状況ではないかと思えます。ただ、今後また更に取り組みをしなければいけない部分についても数点あるようでございますので、今後の後期計画の中でそこについては力を入れて取り組みをしていきたいと考えているところです。

○14番（小野広嗣君） 教育委員会の方で掲げた目標で達成できなかった項目があればお示しをください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

先ほど、いくつか代表的なものを申し上げましたけれども、やはり教育委員会の場合も、数値目標として具体的に挙げて、それと比較してはおりませんが、どれもこれも非常にある意味では教育に係る永遠のテーマみたいな部分もございまして、既にこれはもう達成したというようなことはなかなかいえないわけですが、例えば施策の57にあります「ボランティア活動の推進」などというものも、あるいはまた「調和のとれた児童生徒の育成」、施策の56でございますが、こういうもの。それから、施策の53に「心の教育相談の充実」というようなこともあります。やはり、いじめ・不登校等は、まだ完全に無くなっておりませんし、そしてまた調和のとれたと申しまして、これもまだまだ非行に走る子供たちの危ぐも抱いておりますし、ボランティア活動に至りましては、子供たちが一部一生懸命やっていますけれども、地域、学校間格差がありまして、十分行き届かないというところもございまして、今後はまだやはり、先ほど申しましたように、教育振興基本計画を作ることになっておりますので、それなどに反映させながら、少しずつでも前進させていかなきゃいかんなど、こういうことをいつも教育委員会内で話しているところでございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 大体、教育長の先ほどできている事業と今のやつを合わせると、教育委員会の流れはよく分かりました。

やはり、どうしてもこの計画、そしてその結果、これが出来上がるわけですが、前期計画、これが出来上がってるわけですから、いわゆる私も子育て支援についてというタイトルのくくりの中で質問をしているわけですが、大きな意味ではそういうくくりになるんですが、どうしてもこれまでの少子化対策という観点からだけではですね、ものを見ていくと、立派な行動計画にはならない。やはり、教育委員会も当然かんでますけれども、こういった事業を展開する上で、このプラン自体は、いわゆる高校生までを含む18歳以下というとらえ方でいいわけですよ。そうやってきたときには、今、調査を行っていただいておりますが、現実の例えば中学生であるとか、高校生の生の声をしっかり取り上げて、それを施策に反映していくということも大事であろうと思いますが、そういったものというのは、これまであまりなされてないように僕は思うんですが、今回、今後こういった行動計画を練り上げていく段階で、そういったことに対する取り組み、例えばそういった小・中・高、特に中・高生ですね、子供にはちょっと難しい部分があると思いますが、中・高生の生の声、そういったものを吸い上げていく仕組み、やり方、これに対してはどう考えていらっしゃるのかお示しをください。

○福祉課長（津曲兼隆君） 確かにおっしゃるとおり、中学生以下の子供を基本とした少子化対策、そして子育て支援というのが基本になって作成されてきております。議員、今おっしゃられた中・高生についての生の声というのは拾い上げるというのは、非常に難しい部分もあるかと思いますが、さらにまた次の計画の段階でどうするかということは、意見の聴取、これは教育委員会の意見と意見交換しながら、取り組める方向については考えていかなければいけないだろうというふうには考えております。

○14番（小野広嗣君） 福祉課長とだけやり取りをしたくて質問してるわけじゃないんですが、どうしても細かいことになると福祉課長になってしまいますので、もうこれ以上は話はしませんけれども、市長、やっぱりこの志布志市の次世代育成支援対策行動計画ですから、教育長も聞いていらっしゃるんですけども、やはり本市独自のですね、いわゆるこの調査項目を見て、必要な項目もあります。でも、うちの市にそぐわない間いも含まれてるなという気がするわけです。やはり、大都市部と地方とのいわゆる次世代育成支援対策という行動計画、まったく一緒じゃないわけですね。そういった意味では、本当に今までの本市の課題とかそういったものを含めて、そのことを本市でどう解決していったらいいのか、それもやはりこういった中から答えが出てくる場合もあるでしょう。そして、今度はこういったものを集めて、机上で判断をするだけではなくて、しっかり現場に足を運んで、お母さん方のお話を聞く。そして、そういったものを、しっかり行動計画として作り上げていかなきゃいけない。やはり、僕は本市独自の視点というものが網羅された、どこもかしこもこういったものを見て、どこの市町村も同じようなものを作り上げている、そういうものではなくて、ああ、これはまさしく本市の次世代を担う子供たちのことを考え

て出来上がった政策だなというようなものを作り上げてほしい、その観点で今回は質問しています。それに対して、市長、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在あります、この次世代育成支援対策行動計画につきましては、旧町単位のものを集めて、そして前期の計画としたということで、今後、まさしく本市の行動計画が今から作られようとしております。そういう意味合いからして、今、初めに申しましたように、市民の方々にアンケート調査を実施しているということからしまして、そのアンケート調査に基づきまして、市独自のこういった新しい計画が作られるというふうには考えているところでございます。本当に少子化というようなことで、極めて深刻な状況でございます。その少子化を一日も早く脱却すべく行動計画を作っていきたいと考えております。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、そういった思いで作っていただきたいと思います。

もう1点。いわゆる今回のこのニーズ調査も、いわゆる保育教育、幼児教育、そういった世代に対する調査と、小学生関係ですね、こういった世代に関しての調査と2段階に分かれて調査票を送っていらっしゃるんですよね。今後考えていかなきゃいけないのは、これはこれでいいんですが、いわゆる地域で子供を育てていくという視点というのが抜け落ちてるから、子供たちが育たないというのが一番今いわれていることですね。昨日の講演の中でも、そのことをずっと講演者が述べておられました。地域で育てていくための視点というものを考えていく上では、こういった調査票だけではその視点は生まれてきませんので、しっかり今後、パブリックコメントであるとか、いわゆる検討委員会だけでは分かりません。地域で子供を育てていく視点というものをどう作り上げていくのかということも、しっかり市民の皆様の声も聞いて行っていくべきであろうと。これを抜かしては、次世代の育成支援対策行動計画に僕はならないというふうに思っています。その点、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当然、私どもがこの子育てということを考えるときには、地域というものが重要な視点になるかというふうに思います。そのような意味合いから、子育てネットワークの形成というものが重要になるかということでございますので、そのことにつきましては十分配慮しまして、新しい行動計画につきましては取り組みをしたいというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） 分かりました。

次に移りたいと思いますが、教育長の方にはお願いをいたしますが、スクール・ニューディール構想、いわゆるこれまでなかなか予算が付かないといわれていた分野に大幅に予算が付いてくるという、このチャンスを当市の教育委員会としてどう生かせばいいのか、その観点から僕は質問をいたしておるわけでございます。

そういった中で、先ほど、教育長が答弁をされましたけれども、まずもって1番目に耐震化、これをまず成し上げていく。そして、電子黒板ですか、こういったものをしっかり取り組んでいく。このことに関しては、まあ前向きに取り組んでいきたいんだという話でございました。

国は2009年度中に、すべての公立学校にこのデジタルテレビを配置すると。大変なバブルだといわれていますね。この状況の中で、50型以上のテレビにすると。その背景には、先ほど言われましたように、電子黒板を設置する予定であると。それはもう学校に二つ、三つぐらいしか配置できないと思いますが、そうすると、今度はそこにパソコンが電子黒板に倣って必要になってきますね。電子黒板をなぞれば、教科書があつて、音も出て、授業がしやすい。そのためには50型以上の電子黒板でなければならないというのがあります。

そういった中で、この電子黒板も含めてのIT化を急いでいかなきゃいけない。これ、一番気になるところは、予算付けの問題です。いわゆる学校情報通信技術環境整備事業というものがあつて、これで半分を賄うということになっていますね。そして、今回の実は半分は、臨時交付金の中から賄うんだという部分がございます。この臨時交付金は、自由に使える、公共事業等にも使えるわけですから、これはしっかり声を上げて主張をしていかないと、取れない予算ということになってくるわけですね。そこに対して、教育長、どうでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、御指摘のように、本当に私どももある意味ではびっくりしているわけでごさいます、今までも本当に予算が無くてですね、できなかったことが、一遍にどっとまいりまして、しかもそれを短期間でやってくれと、こう言われてるものですから、ある意味ではどぎまぎしているわけでごさいます、学校現場も、私どもも。余計な心配かもしれませんが、果たしてテレビをそんなにたくさん作れるんだろうかというようなことまでも勝手なことを考えております。それはまあ日本の技術ですから、全国の学校数ぐらいは簡単に作れるんでしょうけれども、それはそれといたしまして、今申しましたように、この機を逸すれば、今度はもういつそういうデジタル化でありますとか、あるいはまたIT化ですね、そういうものが実際にこの志布志市を含め、日本の津々浦々まで流れてくるかも分からないという状況でごさいますので、私どもも今、教育委員会をはじめ、それからまた財務課とかにも御相談いたしましてですね、一生懸命やっておるところでごさいます。アンテナ工事も併せて整備をしなければなりませんし、また電子黒板を導入するとなりますと、場合によっては、もう教室が狭くなるんじゃないかなんて心配をいたしましたりもしておりますが、いずれにいたしましても、できるところは積極的に取り入れさせてもらいたい。先ほど申しましたように、エコ化につきましてはですね、耐震が先にいきましたので、それに乗せるとなりますと、そう簡単には、ちょっと調べましたが、結構重たいんですね。3.5tぐらいあるような物もありますので、かえってそれで今やっとな耐震化した建物がいくらかぐらっとくるというのじゃ、まさに漫画でごさいますので、そういうところも含めて、太陽光発電システムにつきましては、ちょっとどうだろうと、手を挙げかねると。先ほど申しましたように、いわゆる容易に踏み込めないという、ちょっと気持ちがあります。あとは何とか、前向きにやっていきたいと考えております。

○14番（小野広嗣君） 教育長のおっしゃる部分もよく分かります。今回、耐震化は耐震化という予算付けがこれまでであった中に、耐震化と一緒にL A N構築までできるよ、そして太陽

光発電も取り付けられるよということで、現場では大慌てになるということなんですけど、ただ、これも2020年へ向けて、今の20倍に増やしていこうという状況がございます。ですから、本市で急ぐべきものは、この耐震化、そして同時にこのLANの構築もできるということですので、いわゆるその総合的な整備をきっちりやっていただく。そして、望むべくでいけばですね、できれば1校ぐらいモデルとして、この太陽光発電のですね、設置ができればと。そういった思いに立っている所が多いみたいですね。全体的にはなかなかできない。だから、やはり1校ぐらいを各自自治体がモデルとして作り上げて、その成果も見極めながら、地球環境にやさしいまちづくりという観点でも貢献していけるわけですから、そこらも検討材料としてですね、もんでいただければと思いますが、どうでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

確かに今、議員のおっしゃるように、どこかモデル的にですね、いわゆる耐震化のあまり必要でないような校舎、あるいは学校、あればひとつそういう所にですね、パネルを載せて、そしてモデル的な太陽光発電のエコ化というのができればいいなあと私どもも考えております。ちょっとそこらあたりも研究してみたいと思います。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、一応たたき台としてですね、検討していただいて、モデル事業としてやっていただければ有り難いなというふうに思っているところであります。

先ほども申し上げましたが、いわゆる学校内でのIT化がどんどん進んでいる。志布志市はもとより、進んでいますね、有り難いことに。パソコンの設置も十分とまではいきませんが、かなりのところまでいってると。そういうことでは有り難い状況でございます。しかし、今後、先ほど申し上げましたように、デジタルテレビが入り、電子黒板が入り、そしてその下にパソコンを自由に扱うという状況になってきたときに、教師の方々のITに関する資質は、過去に比べて大分良くなっていますが、新しい技術が次から次へと入ってきてますね。この電子黒板を使う技術というのも、慣れないとかなり難しい部分があるようであります。そういったことに対する取り組みというのを今から進めていかなきゃいけないんですが、そこらは今どういう状況になっていきますでしょうか。

○学校教育課長（山口幸彦君） 教職員の研修に関するところでございますが、御案内のように、教職員の採用試験の中にパソコンが入って、もう久しくなるところでございますけれども、本年度からそれが無くなるというぐらいに、今、もう若い先生方というのは、ほとんど前提としてパソコンは使える形で学生時代を終わって現場に入ってくると。私から上の年齢になると、得意・不得意というのが実際あるのは現状でございますが、そうしたときに、今、中堅のある先生方はもうパソコンの取り扱いについては、個人差があるにしても、かなり積極的な取り扱いをしていただいているというふうに考えております。

さらに、新しく出てきます電子黒板、私も実際には操作したことがありませんけれども、聞くところによると、今まで画面上でできたことを実際に黒板の中でできるとかというようなことですので、これはもう経験をさせるなり、それから実際に使わせるなりというような形で、子供たち

と使ったり、または現在取り組んでおります市のICT推進研修の中で、積極的な利用について、業者さんとも相談しながら、前向きに研修を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、教育長の方からも、この電子黒板の設置等に関しては前向きな答弁がなされていまして、実はやっぱり先進技術を使っておりますので、私どもの同僚議員が、この電子黒板を設置している所に研修に、視察に行ってるんですね。そして、その結果を僕は聞いたんですが、実際、スタートをして研修で見ようと思ったら、練習を前日に一生懸命された先生が、その本番でうまくいかなかったという現実があって、なかなか難しいと。そういう意味では、今からですね、しっかり研修、実地研修等も含めてですね、やっていかないと、またせっかくの物が子供に対して使えないという状況では困りますので、ぜひとも、しっかりとした取り組みをお願いをしておきたいと思っております。

あと1点、このエコ化という問題にもつながるわけですが、小・中学校の芝生化の問題というのが、今、全国的に取りざたされていますね。そして、芝生化に至る過程もそうですが、その芝生の値段の高いやつ、安いやつが、鳥取方式というのがあって、これが今、全国を席けんしていると、こういった状況でございますが、そういったことに対する今後の展望というのはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

その前に、先ほどありました教員の研修の問題であります、これは十分教育センターあたりとも連携を取りましてですね、夏休み等を使って研修の機会を、あるいはまた講座を開いてほしいということをお願いしてまいりたいと。ただ、問題は、次に出てきますのは、そういう機器を導入いたしましたときに問題になりますのは、どうしてもランニングコストですね。これを入れて、そして、後はそれぞれ必要経費は市町村でみなさいということになってしまうという、結構かかりますよと、月々、ばかになりませんという話になると、その経費がありませんという話になると、室の持ち腐れという話になってきます。そこらあたりをどのくらい国も県も、あるいは面倒を見てくれるシステムがあるのかということもちょっと気にはなります。

それから、芝生化の問題であります、これにつきましては、各学校がですね、それぞれ部活等、特に中学校等は部活を持っておりますので、そうしますというと、その部活のためにどういふふうな芝生がいいとか、あるいはうちはもう芝生は要らんという学校もありましてですね、特に高等学校の場合は、皆さん御存じのとおり、有明高等学校はもう全部芝生でございます。あそこは野球部しかないからです。陸上部がないです。子供たちはもう野球部だけで頑張ってます。すばらしい芝生を張ってあります。ですから、中学校あたりになりますとそこらあたりの兼ね合いもありますし、芝生にするということは、近所に砂ぼこりもたたないというようなことで、大変いいわけでございますが、まあ土のグラウンドにはまた土のグラウンドの良さもあるでしょうから、そこらあたりは財政当局にもお願いもしながら、設置者である市長にもお願いしながら、今後、また不足した所は埋めていかなきゃならんと。そして、当然、芝生の植え付けその他につ

いては、もう場合によっては、保護者のボランティア等も積極的にしていただいて、水掛けもしなきゃなりませんし、そういうこともまた出てまいると思います。これは私どもも関心を持っております。

○14番（小野広嗣君） 教育長の方からも、芝生化に関しては興味を持っているということで、鳥取方式でやっていきますと、1校当たり50万円ぐらいですね、その芝生化ができるということで、今、大阪が一生懸命それを取り入れて頑張り始めていますね。これは学校の特質、実情にもよるんですが、寒冷地にはあまり適さない取り組みで、まさしくこういった私たちの地域にしっかりなじむやり方なものですから、ぜひ、これもですね、もう鳥取方式の中身はこまごま、資料として持ってますけどやりません。そういったものに対しても、しっかり目配りしながら取り組んでいくということですので、この後、あと本日は2人予定がされていますので、今日はこのくらいで終わりにしたいと思います。

終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、3時20分まで休憩いたします。

—————○—————

午後3時07分 休憩

午後3時21分 再開

—————○—————

○議長（谷口松生君） 会議を再開します。

一般質問を続けます。

次に、16番、金子光博君の一般質問を許可いたします。

○16番（金子光博君） それでは、通告に基づいて、順次、市長に質問をしたいと思います。

まず、道路行政について、志布志市の最重要路線である県道柿ノ木志布志線内の柳橋～弓場ヶ尾間についてであります。

現在、国の景気対策による補正予算のお陰で、3業者が作業を行っております。目に見えて拡幅改良工事の成果が出てきつつあります。地元の方々はもちろんのことですが、松山町民の期待度は大変なものがあります。そこで、今後の工程のタイムスケジュールはどうなっているのか。残り区間、約300mぐらいだと思いますが、完了年度をいつに見据えて工事が進んでいくのか、詳しく答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 金子議員の質問にお答えいたします。

県道柿ノ木志布志線は、議員も御承知のとおり、合併後におきまして、志布志市の最重要路線としまして、地区土木協会等においても毎年要望いたしているところでございます。

平成19年度までは、鹿児島県が地方特定道路整備事業により改良がなされ、市の負担金を負担していましたが、平成20年度から地方道路交付金事業により、市の負担金の負担が必要なくなりましたところでございます。平成20年度におきましては、県議会議員企画建設委員会で現地調査

の折には、地元の温かいお出迎えをいただきまして、当初3,000万円の予算に対しまして、1億1,000万円の追加補正が付いたところでございます。地元の皆様には、誠に有り難く感じております。

現在、約650mの繰越工事、この分は平成21年9月完成、を実施しているところでございます。

平成21年度は、先日、5月29日に柳橋までの400m間の関係地権者に工事説明会を実施しまして、その後、個別に用地交渉に入っております。用地契約完了し次第、下柳入口バス停付近の約300mの工事発注の予定であります。

完了年度につきましては、県からはっきりした年度は回答いたしておりませんが、財源や用地など確定しない部分もございまして、平成23年度を目標にしているということでございます。

今後も、なお一層の要望を行い、早期完成を目指していきたいと考えております。

○16番（金子光博君） ただいま答弁をいただきました。

現在、工事に着手している所は、今年の9月の完成を目指しているということで、有り難いことだなあというふうに思っております。

しかしながらですね、県があこの区間の改良工事を23年の目標にしているというようなことなんですが、その区間はどこからどこを県は考えておるのか。私の考えておるのは、残り、市長は答弁で400mとおっしゃいましたけれども、まあ400mあるかなあと思っておるんですが、現在の所から橋の所までを一応目安として私は質問をしておりますけれども、そこらあたりについてはどうですか。

○建設課長（中迫哲郎君） ただいま質問にありましたとおり、残り400mというのは、当初1,400mで区間を設定いたしまして、1期工事で1km、1,000mの区間を今実施しているところでございます。残りの400mにつきましては、先ほど、市長の答弁にありましたように、5月29日に用地の説明会を行いまして、引き続き工事に入るということで、目標を23年ということになっていてところでございます。

○16番（金子光博君） その場所については一致するような感じがしますが、県も23年の完成を目指しているということでございますが、非常に財源の確保が不透明なために、慎重な回答になっておるのではないかと思います。残り区間はですね、住宅は1軒ありますが、もう奥の方に家があって、住宅の移転は必要ないような所です。それに、柳橋の方から見ますと、松山町から向かいますと、1番目のカーブ、あそこが非常に危険でございます。高校生なんかも通学の途中に対向車とすれ違いざまにびっくりして、よくこけたりして、大きな事故にはなりませんけれども、けがをする子供も若干名おるようでございます。また、よく見てみますと両側とも、あんなきついカーブなのに側溝のふたもかぶっております。だから、脇の方には、なお車を寄せられないわけですね。あくまでも県がするわけですが、市長、次の選挙も控えております。21年度内の完成というものを県に強く要望する考えはないかお尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この路線の整備につきましては、毎回、本当にいろんな形で御指摘をいただいているところで

ございます。市といたしましても、私自身もこの路線の未整備の状況についてはびっくりした状況でございまして、特に合併後に重点整備路線と、地域密着型でも重点整備路線というふうに位置付けていただきまして、それ以来、本当に会う度に、県の土木関係の方に会う度に、この路線の整備については、強く要望してきているところでございます。

そのようなこともございまして、平成18年度、19年度につきましては若干予算が少なかったわけですが、20年度について、また20年度の補正についても、更に付けていただいたという状況がございまして、21年度についても、また今後も更に追加補正の要望をしていきたいというふうに考えております。

今ありましたように、21年度で事業完了を目指すというような形の要望はできないかということですが、現在の段階ではかなり厳しいと思われまので、早期の事業完了というような形の要望はしていきたいというふうには考えます。

○16番（金子光博君） 市長、やっぱりこげなこちゃですね、人のよかこっばっかり言うとなかなか進みませんので、何のための先輩・後輩じゃないですから、やっぱりいろんな手を使ってですね、そういう要請をしていただきたいというふうに思います。再度、お願いします。

○市長（本田修一君） 貴重な御提案をいただきましたので、その方向からも更に要望を申し上げたいと思います。

○16番（金子光博君） ひとつ、地元県議もですね、うまく使いながら、発破を掛けてください。私たちが発破を掛けてもなかなか効けません。市長が発破を掛ければ効けるんじゃないかと思えます。ひとつ期待しておりますので、よろしくお願いします。

次に移ります。

現在の厳しい農業情勢の中でも、特に昨年から、茶業、肥育牛の経営は厳しいと思われまですが、市長の認識はどうか、またこれらに今後どのような点に最も力を入れ、支援、育成を図っていくのか、分かりやすく答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど、別の議員にもお答えしたことでございますが、現在の農業情勢ということにつきましては、かなり厳しい状況であるということについては、認識を深めているところでございます。

特に、茶の情勢につきましては、繰越在庫が多いこと、消費低迷の問題が深刻化していること、そしてリーフ茶の消費量というものが毎年毎年減っているということで、総体に国内消費量が減ってきているんだということであるようでございます。そのようなことから、一番茶の価格に非常に大きく影響してきたというようなことがあろうかと思えます。

こうした厳しい年が続く中で、生産者として、しっかりと茶園管理を行っていただくことが必要かというふうに考えます。荒茶単価の低調で所得減少が続くと、今後の茶業経営に支障を来す恐れがあります。茶生産農家におかれましては、茶の生産しかないということでございますので、茶の産地の有利性と特色を生かし、低コスト生産の限界に挑戦していただきまして、良質茶の生産で生き残りをかけていただくような形、そして生産農家の結集をしていただきまして、

この情勢を乗り越えていくような取り組みということもしていただければというふうに思います。

今後も、茶商や問屋から信頼される茶づくりに努めていただく、そして信頼を損ねないような、基本に充実した取り組みというものになるように、私どもも指導をしてまいりたい、一緒に取り組みたいということでございます。

肥育牛につきましては、現在、県内の情勢としまして、平成21年1月から3月の和牛去勢販売価格につきましては80万3,995円で、生産コストが103万3,000円でございます。22万9,000円の赤字というふうになっておるような状況でございます。このことにつきましては、肥育経営安定対策事業補てん金が5万9,500円、収益性低下緊急対策事業補てん金が3万2,400円交付されておりますが、それらのものを合わせても13万7,000円の赤字となっているようでございます。

市内の情勢も同様な傾向でございます。補てん金を算入いたしましても、11万3,000円の赤字と推計されております。ということで、非常に厳しい状況であります。また、経営資金の調達等、大変苦勞されているというふうに認識しているところでございます。

そのようなことから、今後、市としましては、まず制度資金等の活用のための支援というものに加えまして、現在、国の一次補正予算の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用しまして、市独自の出荷支援対策や、市内産子牛買い支え対策を含めた市内産肥育素牛購入に対する支援が実施できますよう、県との協議に向けて準備を進めております。

○16番（金子光博君） 先ほど、同僚の坂元議員とお茶については、やり取りが大分ありましたけれども、私は素人ではございますが、違った角度からやり取りを少しさせていただきたいというふうに思います。

市の茶業振興計画の資料をいただきましたけれども、やはりこの重点推進事項、いいことが9項目書いてございます。一つ一つは読み上げませんが、この9項目の中にですね、需要拡大のための施策が一つもない。ただ、生産の面積拡大、品質向上、そういう施策はもろもろありますけれども、現在の茶の状況を見ますと、やり取りの中で、もう在庫がかからんね余っているんだというような状況の中で、そういうのはもう何年も前に分かっておったことなんだそうなのですが、その中で需要拡大のための施策が一つもないということが、私は非常に残念といいますか、何を考えちゃったろかいというような気持ちがするわけですが、そのことについて、市長の考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

その計画の中で、私どもは需要拡大の施策がなされていないというようなお話でございますが、先ほどもお話しましたように、この需要の拡大につきましては、いわゆる生産のだぶつきというようなこと、そしてそれは総体とすれば、景気変動、景気の落ち込みというようなことからくる消費の減、あるいはお茶離れというようなものからくるものではないかなというようなことでございます。

そのような観点からしますと、このことにつきましては、全国的に取り組むべき課題、全国の茶の農家の方々、それから茶業に関係する方々が積極的に取り組むべき課題ではなかろうかなと

いうふうに感じているところでございまして、そのようなことを先ほどもお話をさせていただいたところでございます。

しかし、そのような中でも、私どもの地域でも、そのことについては消費というような面でもあるという向きもございまして、当然、消費拡大、そしてまたお茶離れがあるとなれば、小さいうちからお茶に親しむような風土というものを培っていかなきゃならないということもございまして、その点につきましては、先ほど、教育長の方からも答弁いたしましたように、給茶機のセットを今後、順次整備していきたいというようなこともお話を申し上げたところでございます。

そのようなことから、今、本当に深刻な消費不振からくる、そしてまた経済の落ち込みからくる、あるいは生産過剰からくる、このお茶の価格の低下というものにつきましては、真剣に対応しなきゃならないということでございまして、庁舎内でもお茶の直接的な消費を進めるようなことをしなきゃならないというようなことを、ただいま協議をして、実施しようとしているところでございます。

計画には盛り込んでないということでございしますが、そのようなことをただいま協議しておりますので、消費拡大あるいは需要拡大ということについては、決まりましたら、積極的に市民の方々にも御協力を申し上げるような取り組みを呼び掛けていきたいというふうに考えます。

○16番（金子光博君） やはりですね、1,100町歩を超えるような産地になりますとですね、J A、行政、ともにやっぱり旗を振らんことにはこげな面積には育ってこんわけですのでね、やっぱり行政もそれ相応の責任があると思いますよ。おてっきい作らせっ、相場がこげん下がったなら、売いこちゃもう、売い方はすべてあなた任せと、おいだもうそんな専門外やっで、そんたしたんつ。

じゃあ、ほんねきやあですね、志布志市にいろんな所から視察研修に来られたり、ありとあらゆる任意団体もありますから、会合等もありますよね。その中で、まさかりーフ茶の需要が減退しているという中で、ペットボトルどま、その台には置いてないでしょうね。どうですか。

[何事か言う者あり]

○市長（本田修一君） お答えいたします。

努めてリーフ茶を差し上げるというようなことをしておりますが、中には団体によりますと、手っ取り早くペットボトルのお茶で対応しているというような現況はあるようでございます。

○16番（金子光博君） やっぱり人の事なんですよ。坂元議員が午前中、非常に力を込めて力説されましたけれども、職員にとっちゃ、やっぱり人の事なんですよ。

ところで、市長は、行政とは業種でいったときにですよ、農業とか製造業とかいろいろありますよね。業種でいったときに、何に当てはまると思われますか。

○市長（本田修一君） サービス業に該当するかと思います。

○16番（金子光博君） 私も、市長と同じように、究極のサービス業ではないかというふうに思っております。

旧松山町の時にはですね、役場にいろんな相談に行ったり、協議等、いろんな相談を受けて、解決するために、それぞれの部署に足を運びますよね。そうするとですね、非常にタイミングよくお茶がすっと出てくるのが当たり前というふうに思っておりました。

合併して、この本庁で、市長室に行った時にはですね、秘書の方がおいしい茶を入れてくださいますけれども、まあ農政課あたりではですね、茶を担当している担当部署ですので、それなりのことはやっぱり気が利いておりますが、ほかの所ではもう全然そういうことはありませんよね。

究極のサービス業ですよ。市民あっての役所ですよ。市民がおらんかったら、皆さん方も私たちも必要ないわけですからね。窓口みたいな煩雑な所ということ言ってるんじゃないありません。やはり、各部署にカウンターがありますよね。カウンターを超えて、またあるいはカウンターの所で、対面で話をする時に、—————いいタイミングでお茶が出てきたら、角の立つような問題も丸く収まりますよ。

ところで、役所の中にですね、県内で2番目の茶産地ですからね、志布志市は。日本茶のインストラクターといわれる方が、ソムリエというんですか、どっちかよく知りませんが、こういう日本茶の専門的な技術、知識を備えた方が役所の中におられますか。

○農政課長（白坂照雄君） お答えいたします。

農政課の中に1人在籍しております。

○16番（金子光博君） 女性の方ですか、男性の方ですか。

○農政課長（白坂照雄君） 男性の方です。

○16番（金子光博君） 市長、今の担当課長の答弁を聞いてどう思われますか。

○市長（本田修一君） 私自身も、ソムリエだったかインストラクターだったかちょっと把握はしてないんですが、うちの職員がその資格を取ったということは認識しておりました。また、1人か2人だったかというのについてもちょっと確証がなかったもので、課長の方に答えさせたところでございます。

かなりのレベルの資格者だというようなことでございますので、本市においては、そのような方がこうしておられるということでも、かなり茶の産地としては有り難いのかなというふうには思うところでございます。

○16番（金子光博君） 1人で十分だと思われますか。どうですか。

○市長（本田修一君） おいしいお茶の入れ方等について講習ができる資格というようなことでございますので、その方が様々な場面でおいしいお茶の入れ方を講習されるわけでございます。そのことがまた関係者によって広まっていくのではなかろうかという意味からすれば、1人は寂しいかもしれませんが、適当な人数ではなかろうかなというふうには思います。

○16番（金子光博君） 寂しいですよ、たった1人じゃ。—————

—————やっぱり職員に対してもですね、そういう制度があることも広報をしていただ

いてですね、資格を取りせかすれば、何もまじないものじゃないわけですからね。荷物かたげっさるっとな違うわけですから。その人の人格といいますか、品性といいますか、そういうものが上がるわけですのでね、やっぱりそういう資格に挑戦してみたいというような方々が1人でも2人でもですね、増えるようなこともやっていただきたいなあというふうに思います。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、庁舎内では、マイ茶というような形で、職員自身が自分の家から茶を、あるいは自分が好む飲み物を持って来るということで、そのものを休憩時間等に飲んでいっているような状況がございます。そのようなことで、現在、各課において、お茶を一緒に飲むというような時間帯がないんじゃないかなというようなふうには今思っているところでございます。

そういうようなことで、特に女性の職員に給茶させるということについては、男女共同参画の観点から、それは男性の職員も合わせて担うべき仕事というような位置付けが今なされているようでございまして、議員望まれるような、管理職が持つて来るのはちょっとどうか知りませんが、女性職員が特に持つて来るというような光景というのは、少し難しい状況になってきていると思えます。

そのようなことから、今後、市民の方々が、窓口は難しいかもしれませんが、いろんな御相談に来られた時にお茶を出すということについては、少し内部的に、またできる所できない所ございますから、そういったものを併せて協議をさせていただくということにさせていただければというふうに思います。

そして、今お話のあります資格者につきましては、お茶の産地としてふさわしいお茶の飲み方、お茶の入れ方、作法というものもございましょうから、その内容につきまして勉強させていただきまして、また挑戦する職員がいるとすれば、後押ししたいというふうには考えます。

○16番（金子光博君） ぜひ、そういうふうにやっていただきたいというふうに思います。

それからですね、一つ提案なんです、開田の里公園がありますよね。そこで、12月の上旬あたりにふるさとまつりというものが行われますけれども、あんな立派な公園があるのに、県内で2位ということは、もう九州でも2位でしょう。日本でももうよかところよ。日本でもベストスリーに入るような産地だと思います。やっぱり新茶まつりと。ふるさとまつりのころはですね、もうどこもイベントの目白押しですよ。そして天候が、非常にその年によっちゃ寒い。新茶まつりみたいなのをですね、単発の1日じゃなくて、1週間ぐらいですね、続けるようなのをして、まちっこう。今、お茶農家にとっては非常事態ですよ。ちった発想を変えて、もう作りこやてげなこっでよかわけ。もう面積をこれ以上拡大する必要もない。ただ、売り方を一生懸命せんないかん。おいしいお茶をみんなに飲ませて、年に5,000円の消費額がですね、8,000円にも1万円にもなるぐらい、いろんな所から来られたお客さん、そしてそういう祭りのイベントをすることによって、ああ、やっぱり本当のお茶のおいしさはこうなんだというようなものを、一人一人の口に味わってもらわんないかんですよ。やっぱりそういうのが、また県外から来られた方々なんか、黙っちゃってん宣伝をしてくいやいわけですから。そして、マスコミも利用する。もうふるさとまつりは、12月の時どまですね、そのころはもうみんな毎週毎週ですから、集客人数も少ないですがね。やっぱりそういうことも考えていかれる考えはないかお尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在のふるさとまつりにつきましては、12月の第1日曜日ということで開催させていただいているところでございます。従来は11月の最終の日曜日とか、その前の週とかだったわけですが、その時期になると、いわゆる農産物の収穫祭というような位置付けでされていたという経緯がございます。旧有明町で収穫祭という位置付けで開催していたということでございますが、合併いたしまして、11月にはやっちく松山藩秋の陣がありまして、そちらと同じ月にダブるということで、12月に開催させていただきながら、ふるさとまつりというようなことで開催させていただいているところでございます。

そのようなことから、同じように秋の陣まつりもそうだし、ふるさとまつりもやはり秋の収穫祭的な内容になっているということについては、特にイベント検討委員会等でも協議がされているところでございます。この合併して、それぞれの町であった大きな祭りというものについては、とりあえずそれぞれの祭りを維持しながらやっいてこうと、それぞれの祭りを活性化させようというようなことでやらせていただいているところでございますが、現在、四つの祭りについては、また時期等の検討、あるいは開催すべきかどうかということについても検討は、このイベント検討委員会の方でされているというようなことでございますので、そのようなふうに理解していただければというふうに思います。

そして、またそれを改めて新茶まつりというような形にするということにつきましては、現在、新茶の時期というのが、多分5月の連休明けぐらいになるんじゃないかなあというふうに思います。連休中、まあ連休明けになるとは思います、そのころというのは、ちょうど私どもの方ではお釈迦まつりが開催された直後というようなことでございますので、そちらとの兼ね合いもまた

あるんじゃないかなと思ったところでございます。

だんだんだんだん温暖化の影響でお茶が早くなってくれば、その期間にまた新茶まつりというのは改めて開催できるということになるかと思いますが、現段階では、そのようなことで、かなり新茶まつりを市として開催するというについては難しい面があるかなというふうに考えたところでございます。

○16番（金子光博君）　そういうことであれば、まあ仕方ありませんが、やはりですね、今のこの非常事態を乗り切るためにはですね、もう市の支援も限界がありますよ。やはり何ととっても、リーフ茶の消費減退とともに、一番の根源は、もう過剰在庫ですよ。去年の12月11日の南日本新聞に、「茶の生産拡大に黄信号」ということで、20年の総括みたいな記事が載っているわけですが、「昨年の市場の取扱量は1万7,700 tを超えて過去最高を記録した。それでも取引金額は前年に20億円余り届かなかった。」それだけ単価が安かったということですよ。「在庫の過多で需給の均衡が崩れつつあることの表れ。リーフ茶離れの影響が一気に噴き出した。」日本茶業中央会によると、2007年度ですから、19年度末の荒茶の在庫量は、推計2万6,600 tに上ると。鹿児島県の1年の生産量より約1万 t、在庫量はまだ多いんですよ。今年も似たようなことになっていくんだらうと思いますが、こんな状況でですね、来年の一番茶に期待が持てますか。今年より悪いかもかもしれませんよ。

県はですね、こういうことでも、「静岡で減反が加速していることから、『伸びしろはまだある』と強気の見立てを崩してない」と。役人の一番悪いところですよ。一度立てた計画は、なかなか取り下げん。現在の実情が分かっていないということですよ。一方、茶商は、「販売不振が続けば、買い切れなくなることもあり得る」と。もうこれ以上増えれば、もうこ切らんと。生産者の方ではですね、「もうこれ以上、投資を伴う路線の継続は難しい」と。もうこれは、もう工場も辛抱しがないかぎに辛抱して、機械ももう修理から修理で辛抱から辛抱していかんな、何とんしれんこんよか補助事業があっじ、飛び付いても自己負担が伴いますから、それを自分の自己資金で賄える所はいいでしょうけれども、借入れをして、その償還をしていくような所は、非常に厳しくなるんじゃないかなというふうに思います。

「県の茶業界は、これまで生産対策に軸足を置いてきた。だが、量に見合う販路がなければ、暴落の不安は消えない。流通対策の強化」こそ、『拡大是非』に先立つ緊急課題ではなかろうか」というふうに書いてあります。

坂元議員とのやり取りの中でも、静岡県では二番茶以降の深刈り・中刈りで、生産調整をするというようなことがもう決まって、実際行われるというようなことがありましたけれども、まさにその通りじゃないかと思えますよ。

市長、日本一の茶産地の南九州市のですね、霜出勘平市長ですよ、あの人にですね、直接会って、こわどげんじゃんそかいなど、こいままじゃおいげえん市の茶の人はもてんごたいがと。どしてん国やらJA、中央会、いろんな所に働き掛けて、もう二番茶ずいで終わりと、三番茶から先はもうずるっ摘んうっすつと、そういうような生産調整をどげんかともにやりもんそやと。志

布志市より南九州市の方は品質が悪かったということだそうですね。それで、いろんな所からですよ、呼び掛け、基金を何とか作って、来年の再生産につながるようなですね、最低保障でもですね、組み立てて、そこに金額はいくらでもいいですよ。県の茶市場あたりも相当な基金を持っているということだそうですね、南九州市長とそういうことを、直接会って、志布志市内の茶農家の期待にこたえるつもりはありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

生産調整につきましては、先ほども坂元議員のところでお答えしたと思いますが、三番茶の生産調整をすとなれば、鹿児島県だけが調整しなきゃならないということでありまして、極めて不利になるというようなことであるようでございます。そういったことから、全国的にこのことについては取り組むべき課題ではなからうかなというふうに考えます。

そのようなことから、今、御提案がありましたように、南九州市の霜出市長とは、この茶のことについてはまだ協議をしたことがないところでございますが、今後、市長とも協議をさせていただきまして、そして産地の状況等もつぶさにお伺いしながら、ともに進むべき道を見いだしていきたいというふうに思います。

○16番（金子光博君） ぜひ、もう早い機会にですね、そういうことをやっていただきたいというふうに思います。

それからですね、何のため、この国会議員がおいやっですか。森山先生も毎週毎週、地元に戻ってこられるというような話も聞いておりますが、茶のその現場を、集まっていたいて、そこで生産者のその生の声を聞いたと、そげな話はまあ聞いておりません。そういうようなことをです、担当課の方でね、森山事務所なり、そういう所と連絡を取って、何か生の声を国に上げないかんですよ、やっぱり。わけえで支援をしがないこちゃもうしれちよいわけですから、やっぱり国から銭を引っぱっこんな。農協出身の野村というような参議院議員もおられますがね。また、中央会の志布志出身のJAの川井田会長もおられますがね。ああいう人たちをどんどん使わないかんですよ。だれのお陰であんしは東京へんで仕事をしやっつですか。皆さんのお陰なんですよ。そして、上の方で頑張っていたいて、どしこばっかりの頑張りをしてくれやいか、それを見て、次の選挙では投票すればいいわけですがね。今、一番よかチャンスですよ。

とにかく南九州市の市長とですね、市長の方から話を持っ掛ければよかですがね。ひとつ、その後の対応、意気込みについて、もう一回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

森山衆議院議員につきましては、その都度その都度、お会いいたしまして、現況について、様々な業種の現況についてもお話をさせていただいているところでございます。先生の方も十分このことについては把握されていることでございますので、また改めて、今、御提案がありましたように、南九州市とも、あるいはまた別の産地とも連携しながら、関係機関に働き掛けをしていきたいというふうに考えます。

○16番（金子光博君） ひとつ、期待しておりますので、茶農家の人はですね、すべて我がやぐ

っじゃというような気持ちで頑張ってくださいね。

次に、肥育牛の方に移らせていただきます。

市長ももともとは畜産農家、養豚農家であられたわけです。その時に、今の養豚業を辞めて、町長選に出馬するということについては、養豚を継続している中でいろんなもんもんとしたものがあつたと思いますが、どういう気持ちで、考えで政治家になろうと決断されたのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○市長（本田修一君） 養豚業につきましては、町長に就任してから辞めたということでございます。私と、そして家内と、そしてまた従業員が1人おりましたが、町長になりまして私自身が管理できなくなったということございまして、かなりこういった農業、特に生き物相手の仕事というものにつきましては、こまやかな観察があつてその経営が維持されるというようなことございまして、そういう意味から、少し難しいなということございまして、養豚業につきましては廃業したというようなことございまして。

ただいま、どういう経緯で政治家、町長になろうとしたかというような御質問でございますが、私自身は、御承知かと思いますが、村づくり団体、村おこし団体、べぶんこ村というのが有明町にございまして、平成元年につくられたわけでございますが、この村長をやっていたというような経緯がございます。その時から私たちは、自分たちでできるまちづくり、村づくりというのは何かということで、自分たちでできることをその仲間で行ってこうというような趣旨から、村おこし団体というものを結成して取り組みをやってきたところでございますが、そのようなことをやっている中で、様々なことに挑戦していきながら、そして地域の校区の公民館長もやらせていただいたというような経緯がございます。

そのような中で、私自身が町長という立場に挑戦するというようなことにおかれたわけございまして、今私自身が掲げております共生・協働・自立というようなまちづくりがこの地域ではできるんじゃないかなというようなことを考えて、すれば、みんなが幸せ感を実感できるまちづくりができるというようなことを思い、そのことを大きな自分の支えとして町長選に臨んだというふうに考えております。

○16番（金子光博君） ありがとうございます。

私が考えちよつたのとは若干違つたようでしたけれども、私は私なりに、養豚を続けておられて、やはり山もあれば、谷底に相場がひつちやるいこともありますよね。継続していつちには、平坦にはいきませんから、やっぱりよか時があれば、茶、肥育、子牛、今みたいな時もありますよね。やっぱりそういうときに、こらやっぱり何とかトップになって、皆さんの負託にこたえたいなあというような熱い思いがあつたのかなあと思ひましたけれども、やはり村づくりあたりからということでした。

それはそれとして、肥育牛もですね、今年いっぱい非常に出荷しても厳しいだろうというふうにいわれております。

20年の経過としてですね、肥育経営を左右する三つの要素があるそうでございますが、1番目

に素牛の価格、2番目にえさの価格、3番目に枝肉の相場、もうどれもこれも、我がたちじゃどげんもならんこっばかりです。

年度内に出荷された素牛の価格は、20年度で、雌で大体45万円、去勢で55万円以上、えさは19年度の当初から上昇を始め、20年度には50%を超える上昇をして、1頭当たりのえさにかかるコストは、19年に比べて10万円余計にえさ代がかかるようになったと。一方、枝肉の相場はどうかというと、景気の冷え込みにより、1頭当たりの売り上げが枝肉単価の引き下げにより、10万円から15万円の下げとなったと。

もう自分たちの努力だけではどうしようもないというようなことになっておるわけですが、これをどげんかせんないかんわけですが、市長、畜産についてはちょっと詳しいと思いますので、あなたの考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） 私自身、畜産、養豚ということで、先ほど、現在のこの畜産環境を取り巻く悪化についての考察というような観点から御質問されたらろうと、今、改めて思ったところでございますが、私自身、養豚をやってきました、良い時もあれば悪い時もあるというようなふうに考えておりました。そして、良い時は皆さん元気があるわけでございます、その時にまた悪い時が必ず来るんだという用意をしておきなさいと、いつも指導員の方々には言われていたということを改めて思い出すということでございます。

そういうような意味合いから、現在の子牛の価格につきましても、一昨年でございますが、最高値で去勢、そして雌も含めて50万円超えた相場になったということにつきましては、将来は下がるよというふうに必ず言われてきたところでございます。それを導入して肥育される方は、またその時には苦しい時があるんだよというふうに言われてきて、現在の状況になっているということについては、皆さん、それぞれ認識されているんじゃないかなというふうに思います。

しかし、そうは言うものの、現実的に厳しい状況でありますので、何とかこのことを救済していきながら、そして何とか生産をしていっていただいて、また次の良い時によかったねと言われるような環境をつくってやらなきゃならないということについては、十分認識しているところでございます。

そのようなことから、私どもとしましては、でき得限りの事業、補助制度というものを取り組んでやっているということでございます。特に、国においても、先ほどお話がありましたように、川井田会長等の働き掛けがあったと思います。農協投資で優良素畜を導入されると、今回、20万円補助金が付くという制度がとられようとしています。このことは、まさしく子牛の価格がある程度維持されるんじゃないかなというふうには思うところでございます。

そしてまた、肥育牛についても、例のマルキン制度がございますので、それに対する補強の事業も組まれるということでございますので、そういった面から、畜産経営、和牛の繁殖、そして肥育の農家の経営維持等については、取り組みをさせていただいているということでございます。私どもとしまして、市独自といたしまして、そのことについて補強をさせていただくような事業に取り組むをさせていただきたいというふうに考えております。

○16番（金子光博君） やはりこのことについても、国にそれなりの手当てをしていただかないことには成り立っていかないわけでございます。市は先ほども言ったように、限界がありますよ、やっぱり。

今年ですね、21年の見通しとしてですね、素牛の価格は、今年いっぱい出荷するのは、やはり高値の時の牛であると。えさの価格は、21年に入って大幅な下げがあり、6月現在では昨年度末比の75%の水準で、非常に落ち着いてきたというようなことだそうです。枝肉の相場については、2月以降、前年よりもう1段下がり、先行きに非常に不安がある。現在、子牛相場は下がっているが、この安い子牛が出荷できるのは平成22年からである。また、枝肉相場の低迷がえさの下げ幅をほぼ吸収してしまい、経営環境は20年度とまったく変わらない厳しい状況である。もう1年厳しい状況が続けば、経営は黄信号から赤信号にならざるを得ないだろうというようなことでございます。

もうすばすばいきます。肥育農家ですね、ひとつ要望としてですね、4点ほどお伺いしてきておりますので、もういきます。

1番目に、この不況を乗り切るためには、基本的には国に頼らざるを得ない。農政陳情活動など、あらゆる機会をとらえ、補完マルキンの発動基準を地域の実情を反映した算定方式に改めてほしい。粗収益は、県内の平均売り上げを採用してもらいたい。やっぱりここらあたりについて、国会議員の先生方に頑張ってもらわれないかんですよね。

ある畜産農家に聞きますと、志布志市あたりはやっぱり肥育としては新興産地、まあ新しい産地で、曾於の子牛の市場に譲渡する牛の、まあ1級品ですよ。良いのはもうほとんど県外の、もともと肥育地帯で、それなりの飼育技術を持っておられる所の人たちが買って、1級品はもうほとんど買っていかれるそうです。地元の肥育農家は、やはりその下のクラスの、当然その牛しか買えないわけですよ。まあそれなりの技術が伴って、持っていないから、やはり当然出荷したときにはまた、全部が全部とは限りませんが、それなりの差が出てくるんだそうです。全国平均では95万円以上ということになるが、こっちはとてもじゃないけど、まあ100匹のうち、1割おるかおらないか、そういうような比率だそうです。

2番目に、平成20年度の補正予算で、志布志市は厳しい財政の中、JAとタイアップして無利子の農家緊急対策資金創設をし、また緊急支援金を支援された。肥育農家としては、誠にタイムリーな支援に感謝している。平成21年度においても同じような、できる限りの支援をお願いしたいというようなこと。

3番目に、子牛価格の低迷は、肥育農家にとって一時的にはメリットであるが、それによる飼育農家・飼育頭数の減少は、数年後、確実に肥育経営の圧迫要因となる。高齢化の問題を考えれば、ここでの減少はこの先の回復が極めて困難と思われるので、今後、繁殖頭数の減少を最小限に食い止めるための施策を重点的に行ってほしい。

4番目に、素牛の導入基金の、現在1,500万円だそうです。1頭当たりの利益幅が非常に少ないということで、できることなら、もうちょっと増額していただきたいなというようなことだそ

うでございます。

そのことについて、市長、お願いします。四つ、お願いしました。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

マルキン事業につきましては、今、お話がありましたように、そういった背景があるということについては、私自身、認識しておらなかったということでございます。そのことを受けましたので、また関係機関に働き掛けをしていきたいというふうに考えます。

それから、無利子化の事業につきましては、農協とまたこれは協議を重ねながら、引き続いて取り組んでいけるようにしていきたいというふうに考えます。

それから、繁殖牛の減少を最小限に抑えなきゃならないというような御指摘でございます。当然、このことにつきましては、今回の子牛の価格下落について、高齢者が辞めるということにつきまして、本当に多々聞いているところでございます。そのことが再生産という意味合いから、肥育農家にとって大きな影響があるということについては、本当に考慮すべき内容ではなかろうかなというふうに思います。そういった意味合いから、JAあおぞら等でも、今回、繁殖実験センターなるものを設けられておりましたので、そういったものも十分活用させていただきながら、繁殖農家の育成、そして繁殖牛の維持・増頭というものについても、積極的に支援していきたいというふうに考えます。

それから、素牛の導入の資金につきまして、限度が1,500万円ということでございますが、このことにつきましては、ちょっとまた財政と協議しながら、可能とすれば増やす方向でさせていただければというふうに思います。

○16番（金子光博君） やはりこのことにつきましても、国会議員の先生方にも頑張っていただかないかんわけです。鹿児島県は肉用牛の産出額800億円、豚730億円、ともに全国1位の畜産王国、その中でも和牛につきましては、曾於郡は日本一の産地でございます。やっぱりこのことにつきましては、お隣の池田曾於市長と連携を取ってですね、1人で言うよっけん2人で言うの方が効くっですよ。もうどこの経費の切いざっもないですよ、肥育農家の経営を見させていただくと。全部、銭で買うたもんばかり。もう我がたちのただ労賃の分ですよ。まあ、そら良か時もあったはずなんです、まあこういう状況が来年まで続いてすると、大変な資本を必要とする経営です。そういうところがつまずいたりすると、非常に波及効果も大きいのでね。やっぱり国の支援を受けながら、やっぱり市は市として、それなりの支援をして応援をしてやっていただきたいというふうに考えております。

あしたですか、あさってですか、長岡議員の方も、専門家がおりますので、またそのことについては質問があろうかと思いますが、いずれにしても、非常に大変な時期ですので、市長自ら行動して、受け身じゃだめですよ。もうこげな時なう世間を飛っ回らん。我げえは副市長がおっとですから、もう体調も万全になっておられますから。いろんな所に出て行って、かかじいがないしはもうどしこでんかかじって、知恵をもらったり、力を借りてくださいよ。そして、皆さん方の期待にこたえられるように、頑張ってくださいと思います。

最後に、ひとつ市長の決意を聞いて終わりたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

繁殖牛、そして肥育牛ということで、どちらも飼料費ということが本当に高騰になりまして、経営を圧迫してきているというようなことでございます。そして、先ほども別の議員にお答えしたかと思いますが、飼料費につきましては、輸入されるともろこし等が原料になっている面が大きいということで、国内産の飼料の自給というものが大きく現在求められる段階ではなかろうかなというふうに思っています。そういった観点からも、私どものまちでも取り組みをしていながら、総体的に生産費が安くなっていくような取り組みをしていただくというような指導をしていくと。そして、当然、消費の拡大についても、その面からも各種団体とも連携していきながら取り組んでいきたいというふうに思います。

議員が何回もおっしゃったように、このことについては、私どもの市としてできることにつきましては、極めて限定されているということでございます。国の方に働き掛けを積極的にしまして、この農家の救済については、取り組みをしていきたいというふうに考えます。

○議長（谷口松生君） 以上で、金子光博君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

本日の会議は、時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

ここで、45分まで、5分間休憩します。

—————○—————

午後4時38分 休憩

午後4時47分 再開

—————○—————

○議長（谷口松生君） 再開します。

次に、22番、宮城義治君の一般質問を許可いたします。

○22番（宮城義治君） お疲れさまでございます。

通告に従いまして、順次、一問一答式で、市長、よろしく願いいたします。

朝から非常に熱のこもった質問があったようでございます。いろいろ大変と思いますが、最後までよろしく願いします。

私は、職員の能力を開発するための施策について質問いたします。

これは何も職員をいじめるとか、ある同僚議員が「おまいはちっとばっかいかましとやねや」というようなことを言われましたけれども、市長の答弁によっては非常にうまく生きていく、そういう質問でございますので、答弁をよろしく願いいたします。

従来は、国が政策を主導し、結果として、全国均一に整備が進められてきました。これはそれとして評価すべきではありますが、今は地方の時代とか、魅力あるまちづくりといったことがいわれており、魅力あるまちづくりとか地域づくりは、全国画一の政策では不可能なことは自明の理であります。地域がそれぞれ独自に課題を設定し、それに見合った政策を展開していかなければなりません。つまり、自治体の政策能力の問題であります。これからは、地域の政策能力、住民と職員の能力の程度いかんによっては、地域間の格差が増大するといわれております。

職員は、政策課題は上から与えられるものであり、行政というものは法律、規則、通達に従い、能率よく執行するものであると認識しているものと思います。こうした認識では、視野も視界も感情も広がらず、言葉と知識が豊富になるだけだといわれます。私は、本市の職員を責めるものではありません。これが従来の一般的な公務員像であったのではないかと思います。人は自らを育てるものであって、他者に育てられるものではないともいわれます。そのために、自らの能力を開発しようとする職員に対して、何らかの支援をしてはいかかかと考えます。

例えば、特定の目的を持って外国旅行を希望する職員に旅費を支援する。民間ベースの研修とか、セミナーの受講を奨励する。新しいことに取り組んで、失敗しても責めない。いろいろあるうかと思いますが、こうした職員の能力を開発するための施策について、まず市長はいかがお考えか所信をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 宮城議員の御質問にお答えいたします。

職員の能力開発についてということですが、近年の地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化社会の到来、高度情報化社会の進展、市民ニーズの多様化、市町村合併をはじめとした広域化などにより、大きく変化しつつあります。地方自治体においても進行する地方分権の中であって、自己決定、自己責任の下で、自主的、自立的な行政運営を推進していくことが求められていることから、職員の能力開発については、重要な課題であると考えられているところでございます。

現在行っている職員の能力を開発するための施策としましては、県との人事交流ということで、廃棄物・リサイクル対策課及び県大阪事務所に職員を派遣しております。職員の研修制度としましては、自治研修センターが一般研修、特別研修を実施しており、一般研修については、階層別研修となっておりますので、職員の経験年数や職員の役職に応じて受講をさせているところであります。特別研修につきましては、原則公募制としており、受講を希望した職員については、受講者数の制限や予算面で支障がない限り、希望者全員を受講させております。

また、平成20年4月には自己啓発休業制度を導入しまして、職員が自発的に大学での修学や国際貢献活動に参加する場合に、申し出に応じて3年を限度に休職を認めているところであります。

今後も、平成19年3月に策定しております志布志市職員人材育成基本方針に基づきまして、職員の能力開発に関し、積極的に支援したいと考えております。

○22番（宮城義治君） 市長の答弁でございますが、非常に積極的な取り組みはされておると思うんですが、一部の職員であって、みんなの職員がそういったことに対して時間的に行けるかと

思うと、そうでもないような、私は気はいたします。

それだけでなく、やはり今後はですね、やはりこの今、我が日本にとってもそうですが、志布志市においても、いろいろな面で勉強しないと、これからの時代は大変な私は問題に突入するんじゃないかと、かように思うわけでございます。それによって、やっぱり市長、これからの自治体はですね、自らの創意と工夫によって、個性豊かなまちづくりを進めなければならないといわれ、10年後には、自治体の取り組みいかんによっては、自治体間に相当の格差がつくだらうといわれております。個性豊かなまちづくりを進めることは、新たな発想でなければなりません。新たな発想を中高年の現在の職員に求めるのは酷であろうと思うんですね。あと2、3年だとか、5年だとか、そういう人もいないとは思いません。若い職員にはいろいろなアイデアがあって、発表する場が少なく、上からの指示によって、黙々と仕事を処理していく。そのうちに中年になり、卒にはまった職員になっていくのが実態ではないでしょうか。

そこで、まちづくり活性化のために、若手の職員を先ほども申しましたように、やはり視察研修に派遣することについては、市長も先ほど言われましたが、私はそういうことをですね、できるだけ多くの職員がやっぱり受けるべきじゃないかと、かように思うわけでございます。行政主導でなく、民間団体や住民が協力してまちづくりに取り組んでいる事例を見ると、職員の視点を転換させることにもなろうと思えますし、経費も多額なものになろうとは思いません。毎年、人数を一班として派遣して、そして研修をする。いろんな面に取り組むということについてはいかがお考えかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、現在も県との人事交流ないしは派遣というような形で、積極的にそのことについては取り組みをしているところでございます。

また、今お話がありました民間との交流ということについては、取り組みがなされていないところでございますが、他の自治体等の例も参考にさせていただければというふうに思います。

ただ、ちょっと余計な話になるかもしれませんが、私、去年ぐらい、「県庁の星」という映画を見ましてすごく感銘したところでございまして、県庁の幹部候補生の職員が民間の企業に行った折に、非常にその企業の在り方というものについて、改めて民間のすごさ、そして厳しさというものを認識されて、その後、1年間研修された後、また復帰された場所が、今度は住民にじかに接する場所を望まれたというふうな結末の映画でありまして、ああ、やっぱりこういった形の研修というのものもあるんじゃないかなあというふうに思ったところでございます。

そういった観点から、私どもの市の職員もというふうに考えるところでございますが、実際、よくよく考えてみますと、私どもは身近に、職員においては、多分いろんな事業者、あるいは会社員という方々と直接接する機会も多かろうというふうには思うところでございます。その方々から様々な話を聞きながら、民間の厳しさというものについては認識され、そしてまた民間の考え方というのについても勉強させられているんじゃないかなあというふうには思うところでございます。

しかしながら、今申しましたように、実際にその現場に入って研修するとなれば、更に意識付けは高まってくるというふうには考えます。私自身は、そのことにつきましては、やりたいというふうなふうに考えているところでございますが、現在、行財政改革によりまして、様々な部署で人員削減を行いながら、更なるサービスが向上できるような行政運営をしようという取り組みをしているところでございます。そのような中で、新たにまた職員が欠けるということになれば、かなりその職場職場で厳しい状況が発生するというふうなふうには考えているところでございます。そのような面からも、その観点からも考えさせていただきまして、このことについては今後の課題とさせていただければというふうに思います。

○22番（宮城義治君） 市長、職員はですね、市長は一人が欠けるとこうというようなことをおっしゃられるけれども、やはりその能力を持っておるわけですから、そこはやはり、10人おって、10人の仕事をしなさいということじゃなくて、その分については、やはりカバーできると思うんですよ。やはり、そういう小さいことをですね、市長が考えておったんじゃ、職員の能力開発はできないと思います。これはもうやはり会社であっても一緒です。その分をみんなが加勢して、賄ってやって、そして出ていった者に対してはそれだけのものを、能力を付けてきてくれということで、帰ってきたらその倍の能力で返ってくると思うんですよ。そういうような発想を持たないと、どこでもそうですけれども、職場あるいは現場は絶対伸びていけない、私は思う。だから、ある会社の社長なんかの場合は、自らが仕事をしながら、そして社員を外に出すと。これはよくテレビなんかでも出るわけですけども、やはりそういう気持ちを持った市長の考え方がですね、私は必ずや職員にも浸透すると思うんです。これをですね、やっぱり1回限りじゃなくて、やはり何回かするうちに、その分の答えを私は出してくれる職員は多いと思うんです。人間は、これはできなくても、これをやろうとすれば、3倍も4倍も能力を持っている人は多いんですよ。走らなくても、走ることは絶対負けないよと、そういう能力を私は開発したらどうかということなんです。ただ一つの仕事を計算するのであれば、もう今は計算機があるわけですから、いろいろな機械を利用して、そして仕事をしているわけですから、やはりこれからの職員はそういった能力をとにかく、また後の職員、退職をしたその後に入ってくるその職員にまた指導できる、そういう大きな宝が必ずできると思います。私はそういうふうに、今日のことについていろいろ勉強し、そしてまたいろいろお話を聞きに行ったわけですけども、「やはり宮城君、今からの市役所はこんなものだよ」ということで、私はこの能力開発について、今、質問しておるわけです。もっと市長の力強い、出た後は必ず、市長も座って協力するよと、行ってこいと、その代わり、それだけのいろんな面を身に付けてこいと。そうしたら、その職員は何倍も私は能力を付けて帰ってくると思います。

最後になりますけど、毎年ですね、定期的に2～3回募集して、そして常に問題意識を持つことによっていいアイデアが出てくるであろうし、またまちづくりに参加するといった意識もですね、私はわいてくるのではないかなと思うんですが、市長の答弁をお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、先ほども言いましたように、県等へ派遣して、あるいは研修に出しているという職員がいるということについてはお話をしたところでございまして、このことについては職員全体、こういったものがあると、そして自分もチャンスがあれば行ってみたい、そして能力を伸ばしたいというような方向に考えているかというふうに思います。そしてまた、この派遣に選ばれた職員については、自覚を持って、また誇りを持って、その学んだことを持って帰って、確実に市の幹部職員として育ててきてくれているというふうに私は信じているところでございます。

しかしながら、民間企業へ派遣ということについては、現在まだ取っておりませんので、このことについては十分、また受け入れの側の会社というものがどういったものがあるか、どういった形で派遣できるのか、交流できるのかということについても、検討すべき内容が多々あるかどうかというふうに思います。

私自身は、基本的には、このことについては、やりたいという気持ちであるわけでございますが、先ほども申しましたように、県にも派遣している職員がいる、そして合併によりまして、様々な部門で人員削減がされて、一人一人の職員の仕事の加重が高くなってきているというような状況の中で、またその部署から1人ないし2人派遣するという事になれば、相当な形で協議を進めていった上でしなきゃならないというふうに考えているところでございます。

ただ、そのことが定着すれば、そういったものかというようなふうに職員の方々も考えるようになりますので、そういった風土が生み出せるような仕組みというの、合わせて考えていきたいというふうには思ったところでございます。

○22番（宮城義治君） 2点目の畜産振興についてでございますが、このことについては、先ほどからいろいろ同僚議員の方からも貴重な質問があったようでございます。私は、そのための飼料の件で質問させていただきます。

今、飼料も高騰しておって、そして非常に牛の飼い方にも大変な苦勞をしているというのが実情であります。そこで、飼料の稲わらの取り組みについての現状と、今後のいろんな面に対しての取り組みについて、行政としてどのような計画を立て、そしていかれるのかということでありまして。濃厚飼料の高騰、そしてまたそのために農業所得が厳しい状況にある。先ほどからも出ております。畜産農家にとっては、大変な今苦しいところに立っているんじゃないかと私は考えます。また、規模拡大投資のために、償還などが滞っているという、非常に厳しい状況にもあろうと思います。

現在、畜産農家の中には、今の負債額では、誠に真剣にもうどうだろうかと、離農を考えざるを得ないという声も耳にしております。

市長は、この状況をどのように認識し、どのような対策をお考えか、まずお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど来、別の議員にもお答えしましたように、農業を取り巻く環境というのは非常に厳しい、どの作物についても、そしてどの畜種についても、そういった状況であるということでございます。このことを受けまして、それぞれの農家が経営を維持するかどうかということについて、特

に高齢農家の方々については考えられている状況じゃなかろうかなというふうに思うところでございます。

そのような中で、本市としましては、全体としまして農業振興と、そして農業生産高の維持あるいは増進というようなものを今後も続けていかなきゃならないということでございますので、そういった観点から、様々な種目に、作物について、対策を打とうというふうに行っているところでございます。特に畜産についても、お茶についても、先ほど来、お話しているような状況でございます。

○22番（宮城義治君） 市長、この飼料稲の取り組み、今度、市でもまた取り組みをしているようですね。私はこういう資料を、市長は持っていらっしゃいますか。ありますね。この主な飼料用品種の収量成績、育成地における移植栽培ということで、鹿児島県というのはいないんですよね、ここには。北海道から、これは福岡県まで、それぞれの県のところは取り組んでいるんですよ。鹿児島県はここに載ってないんですよね。農政課長、ちょっと知ってってくださいね。なぜ、県が取り組みをしないのか、私もおかしいと思うんですね。本当は、何年前までですか、鹿児島県は畜産一の県だといわれましたですね。最近どうか知らんけれども、宮崎県がどんどん追い越してきた。これはどこにあったかという、やはりそれだけの努力をしたということなんですよ。こういう、どんどん今これに取り組んでおる中に、鹿児島県という、そういうこれがここに掲載されていない。じゃあ鹿児島県は、今、この飼料稲をしようとしておるのか。しかし、志布志市は今度もいろいろ農協とタイアップして、これは後でまた聞きますけれども、種子を仕入れて、そして植え込んだ、あるいは直まきしたと、こういう実績を作っておりますね。なぜ県が取り組まないのか。先ほど来、いろいろ肉用関係についても、もう少し、もう少しというような質問があったようですけれども、これだけ北海道から、それこそ九州も福岡、宮崎、それぞれ取り組みをしておるわけですよ。畜産県である鹿児島県がこれに取り組まないと、県がこれに掲載しないということは、これはもう知事を言うんじゃないかと、これをしないのであれば、やはり我々市が、これから農家のために、これを進めていかないといけないと、私はこう思います。

と申しますのもですね、これはただ、わら、わらと、ただ普通の稲わらとは違うわけですね。これには栄養があって、そしてそのわらを与えることによって、実を食わせるんじゃないですよ。それにそれだけのやはり効力があるということで、濃厚飼料を与えなくてもいいということですよ。私は、宮崎県に知人がおって、そしていろいろ話を聞いて、そこは大きな畜産農家なんですけれども、新しい品種等を何とかできんかということでお願いしたんですが、5反ぐらい、まあ50aぐらいお願いしたんですけれども、何で鹿児島県はそういうようなのをしないのかよと、まあこうなんですよ。これは市の方からの書類ですよ。課長も知っていますね。耕畜連の方で出している書類ですよ、これは。だから、やはりこういうものをですね、市長も先ほどから、ただこれは何も高くつくものではないんです。種子はちゃんと農家を買うんだから、その手先をしてやれば、まだ畜産農家はですね、負債もそう抱えずに、農協に言うとい悪いかもしらんけれども、やはりそれだけコストを下げることはできるんですよ。

そして、私の宮崎県の知人が言うには、「宮城さん、こんとを食わすれば、もうあんまり食わすつと親もあんまり太るから、今度は、新しい宮崎県でできたこの飼料わらは、前の品種はそうでもないけれども、これも作ってみよ」ということで、どうかそうしてくれということで、10aぐらいの種を分けてもらったんですけども、やはりですね、そういうようなこれはやっぱり、先ほどの職員研修、宮崎県ですね、そこでも研修とかそういうのがあるんですから、そこでもいろんなことをして見せるんですから、そういう所に何で職員を派遣しないか、ましてまた研修、日帰りもできるわけですから。だから、今、農政課長、そして畜産関係の課長なんかは肆部合地区のグループに、何十aあったかな、1町歩ぐらいの植え付けをしましたですね。あれは苗をして、そして最近、ここ1週間か10日前に水田に植え付けをしたんですよ。早い人は、我々の場合はそうじゃなくして、もう水田に直まきにして、鎮圧して、そしてもう1尺ぐらいになっておるんですけども。やはりそういうことをですね、先ほど言ったように、やっぱりそうして職員を、あそこに行ってみよと、あそこにこういうわらを作っているらしいがとか、あるいはその宮崎県の人志布志市の安楽の橋のどこか下に、5反ぐらい、去年も作ったというんですよ。今、何か砂利を取っていて、今年作ったか作らんか、それはちょっと分かりません。やはり、そうして彼らはですね、彼らは失礼ですけども、宮崎県の畜産農家はですね、努力しているんですよ。そして、行政ももちろん努力をする。そして、農協もその上にまた一生懸命に取り組んでいるということ。時間をかけて、長い時間、いろいろ勉強したわけですけども、やはりただ今ここにあるんですよ、コストを下げるもどが。何も行政の金をこうせえあせえじゃないんです。そういうことですね、私は鹿児島県もこれに載ってない、遅れている。そして、今、志布志市では、今ちょっと取り組んできた。これを今日ここでもうというんじゃなくして、これからのそういう取り組みについてですね、行政の方から、私はひとつも助成してとは言いません。このことについては、それぞれの所に行って、宮崎県なら宮崎県のある所に行けば、私も知っていますから、そこに行って、こうこうとなればですね、相当のそれなりの種子もお願いすることもできると思います。

課長、ちょっと聞きますけど、今度、農協が、あおぞら農協ですね。いいですか、市長じゃなくて課長に聞いて。

○議長（谷口松生君） いや、市長に聞いて、市長が回しますから、大丈夫ですよ。

○22番（宮城義治君） でですね、種子を今度ちょっと販売したということを聞きました。私はそれは知りませんでした。そして、どういうことだったのか知りません。それはまあそれとしてですね、やっぱりそうしてあおぞら農協もどこからかその種子を仕入れて、その種子が今、今度作ってるのは、恐らく通山地区生産組合が1町歩ぐらいに植え付けしているんじゃないかと思えます。

やはり、そういうことができるわけですから、だから、私は農協が種を何で出さなかったとか、そうじゃないですよ。農協を責めるんじゃない、まだいろいろ出てきますので。やっぱりそういうところもですね、職員はちょっと農協との付き合いをして、農協に出て行って、そうい

うことの話し合いもですね、するべきじゃないかと思うんです。

そこで、市長、お伺いしますけれども、この行政とおおぞら農協の、その農政関係については、どのような今、関係のいろんな面で話し合いをしておられるのか、まずお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、志布志市の管内には、おおぞら農協とおおぞら農協があるということでございますが、そのそれぞれの農協につきまして、それぞれの生産者の部会等がございますので、部会等に行きまして、それぞれの作物について一緒になって協議をしているということでございます。

そしてまた、補助事業等につきましては、農政課の方を通じまして、それぞれの補助事業等について推進をして、また相談を受けるというようなことを重ねているということでございます。

その農協が有しておりました種子の取り扱いについては、担当の課長の方に回答させます。

○農政課長（白坂照雄君） お答えいたしますが、今回、昨年からの飼料用稲につきましては8ha栽培をいたしまして、本年度16haほど栽培を見込んでおるところでございますけれども、今、飼料の入手につきましては、ちょっと資料を私の方が持ち合わせておりませんので、後ほど確認をしてお答えさせていただきたいと思っております。

○22番（宮城義治君） 市長ですね、もう今、課長が言われた、もう今は遅いと思っております。間に合いません、はっきり言って。これはやっぱり稲と一緒に稲科ですから、もう恐らく今年はまけないと思っております。来年だろうと思っております。

そこでですね、これはもう行政の方でも、市の場合は、試験というか、試験の飼料わらを、もう今回で3年目ですかね、飯山地区のあそこに。この結果は出ていると思うんですよ。だから、そういうふうに収穫されたそれがどのくらいあって、そして去年もして、今年ももうやっています。だから、その結果と、それから、先ほどから言っておりますように、それに基づいた何か計画が立っているのか。何か今度も、行政の方では大変な時期的な遅れで、私は種をまいたと思うんですよ。もう我々は、その前にまいておるわけですから。だから、そういったことについて、市としての今までのその実績と、そして今後の計画が立っているのか、まずお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成20年度に作付面積が8haということで、実証ほ場ですしております。そして、21年、本年には16haということで、モデルほ場等で取り組みをしているということでございます。このことにつきましても、先ほど、議員の方からありましたように、例えば直まき、あるいはへりの直まき、あるいは苗を植えるやり方、それからその取り組みをするための産地づくり交付金の確立の仕方というもの等も一緒になって、研究・調査をやっているようでございます。

そのようなことを踏まえまして、22年度には更に面積が拡大されるような形の推進を図るということで、水田農業推進協議会や関係機関と連携して取り組んできているということでございます。

私自身も、この飼料稲ということにつきましては、本当に今後、重点的に取り組むべき内容ではなかろうかなというふうに思います。先ほども別の議員にお答えしましたように、現在、輸入

飼料が年々年々高騰化している。その背景は、やはりとうもろこしのエタノール化ということが国際的に進むのではなかろうかというようなふうに取りざたされている環境があるということでございます。

そういうことから、自前の飼料というものの生産確立ということにつきましては、真剣に取り組んでいかなきゃならないというふうな思うところでございますが、先ほど、表のお示しがありましたように、鹿児島県は取り組んでないんじゃないかなというようなお話であったところでございます。私自身も、昨年、そして一昨年という形で、こういった展開を本市でやっているということでございますので、県全体もそういったふうに進んでいるというふうな思っていたところでございますが、今、表を見せられて、そういったことが進んでなかったということにつきましては、少し残念だなあというふうな思ったところでございます。

今後、私どものこの取り組みが、かなり実証されるようなデータが示されるということになれば、本格的にこの転作の関係での飼料稲導入というのは、飛躍的に進んでくると、また進んでいかなきゃならないのではないかなというふうな思うところでございます。

○22番（宮城義治君） まあ市長が、今、そういう取り組みの姿勢、そして、実績ですね、これを早く出すべきだと思うんですよ。ただ作って、それがどうなったか、いまだに我々も分からないわけですね。ある人にしてもらって、専門の畜産農家ですから、それがもう去年2回切っていると思うんですよね。だから、そういった実績もやっぱり行政の方でちゃんと、畜産課なら畜産課で出して、こういう実績が出ているんだよと。そして、やっぱり農家にも、畜産農家にですね、やはりそういうことを指導するような取り組みをしていかないと。やはり、さっき私がちょっと言ったように、「もう牛は安くなるし、飼料は高いし」と、こういう声を出してるわけですよ。だから、声が出ているわけですから、やっぱり市長ですね、この種子については、いろいろなあれで、農協の方でもちゃんとしてくれると思いますので、そしてまた畜産農家でもですね、失礼ですけど、言葉は悪いかもしらんけど、「おまいだどこからそげなんを持って来たかよ」と、こう言われるわけですね。「お前は議員じゃって、農協に行たっせえ、何かやかましゅう言っせえ、そげなんを取っくつとやねとか」とか、こういうことをみんな言うんですよ。いや、そうじゃないんだと、こうこうですと、今、市もちゃんとあそこで試験田を作って、こうこうしているから、ならもう今年ぐらいは、その種を配分がありはせんかねとか、そういう期待をしている人は多いんですよ。多いんじゃなくして、市は絶対してやらんないかんですね、これを。農家殺しですよ、先ほどから出ているように。生産者がもう辞めると言い出したらですね、大変な私は志布志市の農業所得は落ちてくると思いますよ。もちろん肥育農家、畜産農家も一緒ですけども、また生産農家がですね、もう駄目だと首を振ったら、大変だと思います。そして、それぞれみんな一生懸命取り組んでいらっしゃるわけですから、まず担当課と一緒にですね、農協と一緒にですね、そういう来年の種子については、もう今年いろんな計画を立ててもらって、そしてもう注文を取ってですね、来年に向けての取り組みをぜひしてもらいたいと思うんです。そのことについて、もう一回、市長、答弁をください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この飼料稲わらということの取り組みですが、現在、年次を重ねて、だんだん栽培面積が増えてきているということでございます。ただ、畜産農家の方で、まだそのしこう性とか、それからその造替の結果とかいうことについて、確たる数字をまだ私どもの方でいただいてないというような状況でございますので、ちょっと私の手元にはまだ来てなかった状況でございますので、そのことも併せて検討させていただきまして、そしてもしそれが、先ほど、宮城議員の方がおっしゃられましたように、宮崎の方ですばらしい成績が出ているというような内容でありましたら、そのことも含めて研修等もさせていただきながら、取り組みをさせていただきたいなあというふうに思うところでございます。

ただ、現在、転作という形で取り組みをしていただいておりますので、水田農業推進協議会の方で十分検討してもらいながら、このことについては取り組みが必要かなというふうに、改めて思うところでございます。この稲転の交付金が付いた上での生産ということが前提になっておりますので、そのことが今後どういったふうに推移するのかということも大きな要因になってくるのではなからうかなというふうに思います。振興作物助成、団地加算というものについての御理解が得られた上で、この飼料稲わらの生産については、積極的な取り組みをしていただくよう、今後とも行政等もやっていきたいというふうに考えます。そして、種子の確保についても、農協とも十分話し合いをさせていただきたいと思っております。

○22番（宮城義治君） 市長ですね、転作とか、そういう関係とはもう別に考えんといかんですよ。奨励金を当てにするというんじゃないかと、どうせ飼料は作るわけですから、そういうことので考え方で持っていくと、今、私は農家に、飼料を買うのは高い、そのためにこの飼料わらを作らせるわけだから、それとは別途に考えた趣旨を、そして農家に、そしてそれを波及していかんないかんということですよ。それがあからこうとか、今、転作奨励金とか、もちろん転作しますから、奨励金は付くんですよ、もうこれは普通の転作飼料と一緒にですから、わらも。だから、もうまったくこれをもらうからこれじゃなくて、とにかく牛に与えるのに、ただ普通の草なら牛が太らんですがね、ただ食べるだけであって。そのわらは、それだけの栄養価値のあるものがわらとして出来上がっておるから、親牛なんかもあんまり与えると太ってしまうよということ言うわけですから。ただ普通の、市長、ここら辺の稲わらと、この考え方は全然違うんですからね。そういうことをひとつ、いろいろ課長なり、そしてまた農協なり、一緒になって取り組んでください。

終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、宮城義治君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（谷口松生君） ここでお諮りをします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明16日は、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。

御苦労さまでした。

午後 5 時33分 延会

平成21年第2回志布志市議会定例会（第3号）

期日：平成21年6月16日（火曜日）午前10時

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

立山	静幸
岩根	賢二
木藤	茂弘
八久保	壹
長岡	耕二
小園	義行
鶴迫	京子
下平	晴行

出席議員氏名 (31名)

1 番 下 平 晴 行	3 番 丸 山 一
4 番 八久保 壹	5 番 玉 垣 大二郎
6 番 坂 元 修一郎	7 番 鶴 迫 京 子
8 番 藤 後 昇 一	9 番 迫 田 正 弘
10 番 毛 野 了	11 番 立 平 利 男
12 番 本 田 孝 志	13 番 立 山 静 幸
14 番 小 野 広 嗣	15 番 長 岡 耕 二
16 番 金 子 光 博	17 番 林 勇 作
18 番 木 藤 茂 弘	19 番 岩 根 賢 二
20 番 吉 国 敏 郎	21 番 上 野 直 広
22 番 宮 城 義 治	23 番 東 宏 二
24 番 宮 田 慶一郎	25 番 小 園 義 行
26 番 上 村 環	27 番 鬼 塚 弘 文
28 番 重 永 重 久	29 番 丸 崎 幹 男
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

欠席議員氏名 (2名)

2 番 西江園 明	30 番 福 重 彰 史
-----------	--------------

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 木佐貫 一 也
農 政 課 長 白 坂 照 雄	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 吉 野 健 一
水 道 局 長 井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 大 園 朗	教育総務課長 五 代 豊 一
学校教育課長 山 口 幸 彦	生涯学習課長 小 辻 一 海

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、長岡耕二君と金子光博君を指名いたします。

○議長（谷口松生君） 昨日の宮城議員の質問に対する答弁漏れがあったということで、追加答弁をしたいとの求めがありますので、これを許可いたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

昨日の宮城議員の、畜産振興について、飼料稲わらの取り組みの現状と今後の取り組みについての御質問に対しましての答弁の漏れがございましたので、追加で答弁させていただきます。

種子の確保についてでございますが、JAあおぞらは、去年は経済連を通して確保しました。今年も草地飼料組合を通じて確保いたします。さらに、県の事業につきましても、平成21年産作付け用種子の購入助成を今年やります。そしてまた、22年用の種子増殖のための原種子購入助成の取り組みをすところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） 次に、金子議員より発言の取り消しの申し出がありましたので、発言を許可いたします。

○16番（金子光博君） 昨日の一般質問の中で、性別役割分担について、不適切な表現がありましたので取り消します。

ただ、私が訴えたかったことは、皆さん忙しい中で仕事を懸命にやっておられますが、行政はサービス業であるならば、何気ない日ごろの接遇というものももう少し大切にすべきではないだろうかということです。また、お茶農家への取り組みとしては、市役所が非常事態であるお茶を積極的に消費するという姿勢もお茶農家への信頼につながっていくのではないかと、いうふう考えたからでございます。

終わります。

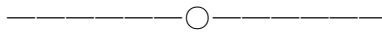
○議長（谷口松生君） ただいま金子光博君から、昨日の会議における発言について、会議規則第67条の規定によって、性別役割分担についての不適切な発言部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、金子光博君からの発言取り消しの

申し出を許可することに決定しました。



日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、13番、立山静幸君の一般質問を許可いたします。

○13番（立山静幸君） おはようございます。

通告に基づき、市長、教育委員長に順次質問をいたします。

一番目の国語力アップについて、(1)の辞書引き学習方法を市内各小・中学校及び家庭に積極的に取り入れるべきと思うがであります。5月25日、午前7時のNHKニュースの後、ユニークな取り組みということで、国語力をアップするため辞書引き学習方法を取り入れている小学校が紹介をされました。新しい漢字を漢字辞書で引き、漢字に赤字を引き、付せんを付け、言葉の意味を音読する。そして、国語辞典では同じ漢字で二文字以上の漢字を引き、意味を音読して付せんを付けていく方法でありました。私はすばらしい取り組みであると考え、すぐ教育委員会に電話をし、内容を説明しましたところ、既に有明小学校で辞書引き学習は実施されているということの回答でありました。

そこで、29日の朝、有明小学校の校長先生にお会いして、取り組みについて話を聞いたところであります。有明小学校は平成19年度と20年度、国語科の曾於地区研究協力校に指定をされて、「読める・書ける・高める国語学習」を研究課題に、国語辞典の活用に取り組み、21年度も引き続き実施をしているとのことでありました。共通実践事項としまして、一つに調べた言葉に赤線を引く、二つに言葉の意味を最後まで音読する、三つに付せんに言葉を書きそのページにはる、四つに付せんには通し番号を付けていくと。このような国語辞典あるいは漢字辞典の活用方法をされているようであります。

そこで、6年生の授業を見せてもらいました。テレビで見たとおり、まったく同じような辞書引き方法でありました。有明小学校では、家庭でも、漢字辞典・国語辞典を置いて親子で辞書引きをされているとのことでありました。身近な小学校ですばらしい取り組みがされているようで、これを市内各小・中学校及び家庭に積極的に取り入れていく考えはないか、教育委員長にお伺いをいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

近年の社会の言語環境の悪化に伴いまして、子供たちの言語能力、特に語い力が低下していると認識しておりまして、子供たちに確かな国語力を身に付けさせることは大変重要な課題であると考えております。また、言語に関する指導の充実は、今回の学習指導要領の改訂でも取り上げられておりまして、本市ばかりでなくて、全国共通の課題であるところとらえているところでございます。

ところで、国語力の向上のためには、御案内のとおり様々な方法があるわけでございます。

今回、議員御注目の辞書の積極的な活用も極めて効果的な方法の一つと言われております。学習指導要領では、国語辞典の引き方を小学校3年で学習することになっております。漢和辞典の引き方は小学校4年で学習すると、こういうふうに位置付けられているところでございます。しかしながら、いろいろな言葉に触れたり、あるいは親しんだりする中で語い力を育てていくために、市内のいくつかの小学校では、1年生や2年生の段階から国語辞典を各自購入し、言葉の意味を調べたり探したりする活動を取り入れているところでございます。

本市ではこの指導を始めてまだ一、二年であります。言語事項等の定着に効果が見られるという報告も聞いておりますので、今後また、国語力の向上に更につながるものと期待をしているところでございます。今後とも辞書の積極的な活用をはじめといたしまして、音読や暗唱等の授業への導入などの様々な方法を組み合わせまして、すべての教科の基礎となります国語力の向上のために、学校・家庭が一体となって子供たちの学力向上、あるいはまた豊かな感性を伸ばすために、そしてまた学校では公教育としての役目を果たせるように各学校を指導してまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

○13番（立山静幸君） 有明小学校から今朝ほど辞書を借りてきましたが、6年生が5年まで使った国語辞典と漢字辞典だそうです。このようにいっぱい付せんが付いております。国語辞典につきましては今も6年生になってから使っている分ということで、今まで使った分を借りてきましたけれども、両方とも付せんが付いて、通し番号が付いてると。そして、国語辞典ではいろんな字句を引いて付せんを付けると。6年生の授業の中で「ひろう」というのがドリルの勉強でありましたが、「ひろう」という字の書き方をまず順番を覚えて、それでそのドリルの中で「四捨五入」とか「取捨選択」とかというのがありまして、それを今度は国語辞典で引いて、その意味を音読して、みんながそういう辞書を引いて、一人一人が辞書を引いていくというような方法でありました。非常にすばらしい取り組みが19年度・20年度でされて、今年の2月6日に研究発表があったそうでありまして、その成果品も借りてまいりました。

そういうことで、教育委員会としましてはただいまありましたとおり、市内各小学校でそのような取り組みもされているというようなことではあります。各小学校の取り組み等についてもう少し、教育委員会がどのような指導をされているのか、お伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、御指摘のとおり、辞書の利用というのは有明小学校が特に非常に熱心に2年間取り組んで、研究発表をいたしたところでございますが、それがすぐに学力につながるかどうかというようなことはまた短兵急には言えないわけですが、私どもはやはり教育というのは、ある意味では百年の計という部分もございまして、即明日役に立つということでもなかならうというようなことも考えながらやっておるわけでございます。

辞典を利用した教育活動、学力向上というようなことを含め、語い力の向上ということも含めますが、また一方では、先ほどちょっと申しましたが、音読をさせると、すばらしい文書を

ですね。徒然草でありますとか、あるいは源氏物語の冒頭を覚えさせるとか。あるいは、ある小学校では、加世田にごぞいます島津日新公のいろは歌を覚えさせております。1年生から覚えております。校長先生が覚えさせてですね、そして2年生、3年生になると、もう意味も暗唱しています。それはいろいろな、それは詰め込みじゃないかとかですね、どうしてそんな無理なことをするかという意見もないわけじゃないかもしれませんが、私はやはり人生のある時期において、覚えるべきはやっぱり覚えるべきだろうという考えを持っております。

ですから、その覚えたことが何かまた大人になったときに知らず知らず口から出てくるというのが、やっぱり学力であり教養と言われるものであろうと、こういうふうに思っております。ですから、やっぱり辞典に親しむということで、分からない言葉を面倒くさがらずに引くと、調べるといふ、この作業といふのは、極めて私どもは今忘れかけている実態がございます。何か「便利で、早くて、快適で」と、そちらばかりを重要視しがちであります、生活の中でも。ですから、子供たちの時代には、せめて面倒くさがらずに調べてごらんと。ただただ「分からんで教えてくれ」じゃなくて、自分で体を動かして覚えるという教育は国語に限らず大事だと思いますので、今後、こういう研究発表もいたしましたので、二校、三校、四校、五校と更に市内に拡大していくことを期待しておりますので、今後またそういうふうな方向で指導してまいりたいと、このように考えております。

○13番（立山静幸君） 広がり期待しているわけですが、先ほど3年生で辞書を、漢和辞典は4年生からということでしたが、有明小学校では1年生から辞書引きをしていると。1年生の担任の先生が「なかま」という毎日の通信を出していらっしゃるのを見ますと、もらっているのは4月22日、24日、5月の11日、14日の分をもらっているわけですが、その中で、1年生でも辞書引きをしているというようなことで、1年生の4月に入ってまだそうならないのに辞書を買って、それを引くというのが適当な教育なのかとか、すばらしいなとか思ったんですが、そういう、1年生から父兄の方も辞書を買って学校に持たせてやるというような取り組みについて、各小学校の教育方針ではあると思うんですが、そうした取り組みについて教育長はどのような考えなのかですね、お伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

1年生からということですが、学習というのは、アレルギーといいますか、拒否反応を示しますとどうしても難しいわけでございまして、水を飲みたくない馬に飲ませようとしたってなかなか飲まないわけでございます。子供たちが1年生という段階ですね、辞書を引きなさいと半強制的にもしやったらすれば、これはもう最初から国語嫌いを育てるようなものでございまして、やはり文部科学省では3年、4年あたりで、興味・関心が出たところでやいなさいというのは、そのことだろうと。ややもすると競争みたいなことになりましてですね、早く覚える、早くどうするということになりましても教育の本質をゆがめてしまいますので、私どもといたしましては学校の十分実態に即してですね、子供たちの興味・関心にうまく先生方が手を貸せるような教育を展開していかないと失敗するよということは、かねがね指導して

おります。

ですから、学校によっては、あるいは子供たちが、大変ごく小規模校あたりはもう二、三人しかいない、10人しかいないというような学校もございますので、大体学力の程度がそろっている場合もありますから、そういう所は先生の判断、校長の判断で「1年生から、じゃあやってみるか」ということは可能でしょうと思いますが、やはり私は3年、4年生あたりから導入していくのが理想かなとは考えております。

○13番（立山静幸君） 先ほども話がありましたとおり、1年生からでも親しむと、慣れるということは大事だと思っております。

そこで、山重小学校の日曜参観が6月7日にありまして、案内を受けていましたので行きました。1年生から6年生まで参観をしたわけですが、3年生の机の上には辞書が載っておりました。「ああ、山重でも取り組みが始まったのかな」と思って喜んでいたところです。そういうことで、ちょっと時間がありましたので校長先生と話をする中で、山重小学校では先生方と話をしまして、4年生以上は辞書をそろえようかという話が進んで、取り組もうという結論に達したというような話をされまして、非常にいいことだなと思っておりました。

そういうことで、中学校はどうだろうかと思つて、有明中学校にまず電話で聞いてみましたが、有明小学校がこういう辞書引きをして進んでおつて、通山はどうか分かりませんが、通山との新1年生はどうなんですかと電話で話をしましたら、中学校の1年生では正しい辞書引きをということで、国語の時間に辞書引きの取り組みをしているということで、有明小学校、通山小学校から上がってきた新1年生について、そう問題はありませぬというようなことでもございました。

それから、宇都中学校にも電話で聞いてみました。宇都中学校は1・2年、3年生まででしょうけれども、新しい漢字が出てきた場合には宿題でそれに対応しているということでございます。家でその漢字の書き方とか、いろんなそういう国語辞典等で引いて、家で宿題でさせているというようなことであります。そこで、宇都中学校で出たのが、図書館に30冊ぐらい国語辞典があつて、図書館で引く、宿題をする人もいます。しかし、図書館の辞書はもう昔のもので、今使うにはちょっと古すぎると。それで今年の予算でお願いをしているけれども、どうなるのか分かりませぬというような国語の担任の先生の電話での話でありました。

中学校での辞書引きというのはどのようなふうになっているのかですね、お伺いたします。

○学校教育課長（山口幸彦君） 教育長が申しましたように、導入の時期は小学校が3年生、それから国語辞典に関しては4年生というような形で、授業の中で扱います。

その後、子供には生活化、生活化けの方を身に付けていかなければならないわけですが、議員仰せのように、まず家庭の中で、生活の中で使うような経験というのがどれだけ出てくるかということが一番重要でございます。したがって、小学校の時期に辞書を引くということがどの程度身に付いて中学校に上がるかと。逆を申しますと、中学校の時間の学習の内容の中で、辞書を1時間使って、さあ引き方をどうしましょうということは、もう中学校の

中では取り扱う内容としては無いというふうに考えているところでございます。したがって、小学校、そしてまた小学校で身に付いていないとするならば、中学校の最初の段階で、国語の学習等の中で改めて辞書の引き方や、その効用等について指導することが肝要かというふうに考えます。

なお、先ほどの学年をとということにつきましてですけれども、国全体のこれまでの国語等の研究の中で、大体3年生、10歳、11歳ぐらいが辞典等についての難しさ・優しさのちょうど年齢であろうと。それ以前については決して悪いことではないわけですが、まずは身近にいる親や大人が引いている姿を見て、それを見ながら興味を持った子供と一緒に引くようになって、いずれは自分で引くようになって。そのことが中学校の中で、各教科の中で生きていくようになるというふうに学習指導は作られているというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

○13番（立山静幸君） 中学校ではそういう小学校で修得した引き方、そういう慣れですかね、慣れの下でやっているという今答弁であります。そうであればなおさらですね、小学校でそのような辞書の引き方なり、勉強の仕方をする必要があるんじゃないかならうかと、こう思うんですが。

それと、さっき言い忘れましたけれども、宇都中学校の図書室の辞典の購入ですね。国語の先生の話では一冊が3,000円ぐらいしますと、それで1教科分、35人ぐらいですかね、であれば10万円ぐらいかかるというようなことではございましたが、このような図書館の古い辞書を更新する考えはないのかですね、お伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

図書館の書籍の購入あるいは需用費等の予算要求につきましては学校長がそれぞれの実態に応じまして、その緊急度を判断いたしまして予算要求をすると、順位を付けてということの基本としております。ですから、学校長が、本校の場合はどうしても30冊辞書をそろえることがまず図書館充実の第一歩だと、こう考えたいたしますれば、恐らく辞書30冊分の要求が来るでしょう。ただ、それが極めて高額になる場合は、2年間かけてとかいう形でそろえていくということも出てくると思います。

それから、また一方では、辞書ぐらいはそれぞれ個人で買いなさいよという指導をする校長もいるかもしれません。どうせ結構な辞典を買っておれば、中学校、高等学校までも使えるんだよということになりますと、学校に30冊そろえることだけが教育的かということ、これまた別な見方も出てくるかなと思っております。

私どもといたしましては必要なものは、個人的には辞書だったら自分できちっと選んで買えば、もう大人になっても使える、国語辞典なんか使えるよということとは指導したいと思っておりますが、学校に備えるという方法も一つの選択肢ではあろうと、こういうふうに考えております。

○13番（立山静幸君） 私も3,000円ぐらいだったら自分でと思って話をする中でですね、中学校の生徒は自分で持ってきている生徒もいるんだと。しかし、図書室にも昔のやつがあるということで、図書室にあれば休み時間等にですね、部活動なんかで遅くなって自分の家で宿題としてできない分を、そういう時間を割いて図書室でやっている生徒もおりますということだったものですから。

そういう、前から図書室に備え付けてあるとすればですね、やっぱり、3,000円ぐらいすれば10万円ぐらいなんですよ。10万円ぐらいでそういう備え付けができるものであればですね、それは校長先生の判断ということではありますが、何とかできないものか。通告はしていませんが、市長、予算のことであれですが、どうしても各中学校でそういう辞書が図書室にあるとすればですね、調査をされて、それが古い分があればですね、買い替える予算を付けてやるということは考えられないものか。市長にお伺いします。予算を付けるということで。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま教育長の方から答弁がありましたように、各学校においてそれぞれの備品等の、また図書についてもですが、勘案されて教育委員会の方に要求がされるというふうなシステムになっているというようなことでございます。そのことを受けまして、私の方としましては教育委員会の分も含めて、また総体的な財政等を勘案しながら措置をしていくという段取りになるということになります。ただいまお話がありました新しい辞書の購入という分につきまして、また教育委員会の方から上がってきたその段階で考えさせていただければというふうに思います。

○13番（立山静幸君） 各小学校でそのような取り組みが、山重小学校もそういうことになると思いますが、そういう場合に教育委員会としてですね、やりなさいというのはいろいろあると思いますが、有明小学校をモデルとしてですね、ぜひ取り組んでいただきたい。そして家庭でもですね、やっぱり有明のモデルになるところがあると思うんですが、そのような活用方法もですね、ぜひ取り入れていただきたいと思います。

次に入ります。

二番目の県道改良工事についてであります。 (1) の、県道523号志布志有明線の国道269号芝用集落から野神岩屋集落までの改良舗装工事が進まない状況である。今後の見通しを問うであります。

この路線は、有明町の中心を東西に通る背骨的な主要路線であります。昭和40年代に吉村のバイパスの改良が始まりまして、少しずつ改良舗装をされて、約50年が経過をしようとしております。あと、この間約1,800mぐらいが手付かずの状況になっております。この区間は、志布志・大崎方面へは野神・西光保育園の園児の通園路、それから野神小学校の通学路、宇都中学校の通学路、そして有明・志布志・尚志館高校の通学路、そして通勤道路であります。また、大隅、大崎の野方方面へは、岩川高校なりの通学路及び通勤道路となっております。

朝夕は、市内でも多い方の交通量であると思っております。また10時ごろから午後3時ごろ

までは、ジャパンファーム等がありまして大型車が多く、約1,800mの間に5か所ぐらい広い所がありますが、大型車はそこで譲り合って待っておって、お互いに通っているような状況であります。岩屋集落のあの住宅地帯が完了しましたので、早く芝用の方に上がってくるんじゃないかならうかと思っておりましたが、なかなか工事が進まない状況で、住民の方々、特に山重校区の住民の方々はですね、宇都中等に生徒が行くものですから、どうしても早くしてもらわないかんと。志布志港も新若浜も開港したので、港に通じるそういう重要な路線であるということでもあります。

そこで、工事が進まない状況を県はどのような計画を今後しようとしているのかですね、市長にお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本路線は、平成14年度から平成18年度にかけて地方特定道路整備事業により改良されてきましたが、当時用地取得困難によりまして、残り約1.8kmを残しまして平成19年度から事業が中断しているところであります。しかし、この路線は県道志布志福山線と国道269号を結ぶ重要路線でありまして、地域の学校関係者、公民館、南部厚生事務組合からも整備促進の要望が寄せられております。

市としましては改めて市の重要路線と位置付けまして、曾於地区土木協会の中で、毎年行われます土木事業に関する要望説明会において出された要望を取りまとめ、県庁の関係課へ直接要望をしている状況でございます。また、並行して機会あるごとにお伺いいたしまして、早期の事業再開を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

○13番（立山静幸君） ただいま事業再開に向けて努力をしていきたいということですが、用地買収で遅れているというようなことでございます。県は途中途中からはしないというような方針であるようですが、どうしても岩屋の方がそうであればですね、芝用の方から着工できないのかですね。そのような要望はされていないのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今議員の方からございましたように、用地の確保が困難というような状況で、この路線は事業がストップしているというような状況でございます。そのようなことで、この路線の中で当時2地区の筆界未定があったということございまして、1地区につきましては解決ができた。小学校側の方でございます。残りの1地区につきまして、これが中間地点でございまして、この部分がまだ未解決というようなことでございまして、その部分が解決できないから事業も再開できないというような状況でございます。

この部分の解決に向けて県と協力して取り組んでいきたいというふうに考えますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○13番（立山静幸君） ただいま野神方面の筆界未定は解決をしたということですが、1か所が筆界未定ということでございます。全線1,800mを同時にはできないわけですね。それで、野神の方が解決したとなればですね、野神の方から逐次やってくればいいと思いますが、

恐らく今話を聞いて、芝用側のインフラテックのちょうど西側に、輝北町の土地が50aぐらいあります。その土地だと思うんですが、そこまではまだですね、相当の距離がありますので、これはおいてもらって、その間、まだあそこまで行くには五、六年もかかると思うんですよね。

頭方限の集落の入り口辺まででもですね、どうしても早くしてもらわんとですね、中学校の生徒たちはかわいそうなんですよね。それと、送り迎えの保育園児等もいるわけですので、どうしてもですね、土木協会に任せるんじゃないくてですね、昨日も話がありましたとおり、やっぱり直接市長が出向いて解決をしていく、工事に着工していくという方法を取っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県も限られた財源の中で地域の道路の整備をするというようなことで、その道路の整備につきましては、極めて限定された形でしか私どもの地域に整備が回ってこないという状況でございます。その中で、それでは私どもの地域でどの路線を重点的に整備してもらうかということを担当課を中心に話し合いをしまして、そしてまた地域におきましては地域の土木事業連絡会を通じて県の方に要望するというような形になっているということでございます。

この路線につきましては、整備が進んでいた中で、用地が取得困難というようなことでいったん事業中止になったというような経緯がございます。そのようなことから、そのものに充てられていたものが別の路線に回ってきているというような現況であろうかというふうに思います。そしてまた、その流れの中で、県の方では財政縮減ということで、公共事業についての事業量が急激に減ってきているというような状況の中でありまして、私どもとしましては合併いたしまして地域密着型の路線について重点路線ということをして3路線、県の方にお願いいたしまして、ここを中心に整備をしていただいていると。そして、別途県の方で整備していただいている事業の方については引き続き整備をお願いしているところでございますが、そちらの路線の整備が済んだ後、次の新しい路線の整備になろうかというふうに思うところでございます。

そのようなことでありますので、そのことを前提としまして、私どもは次につきましてはここですよというような形で御要望申し上げているところでございますが、ただいまお話になっております芝用から岩屋までの路線につきましては、お話にありますように大型自動車等が離合する際には本当に一方が待機しているような状況、そして結構交通量も多い路線ということでございますので、今申しましたように県の地域密着型の路線の整備ができてから、この路線の整備については重点的に整備してもらうように要望は重ねているところでございます。

○13番（立山静幸君） 合併当時のその3路線を重点的にやったその後ということになれば、23年で終わると、柿ノ木志布志線だったですかね。ということになれば、24年ということになるわけですよね。それではですね、もう住民の方には本当に申し訳ないような、市長もちった頑張らんといかんと思います。少しでもですね、用地買収でもする、そこに50mでも100mでも用地買収でもしていくというようなですね、予算の獲得方法に全力を注いでいただきたいと

思います。

この3路線について、私どもから言えばですね、こっちの方が上だったと思うんですよね。私どもからすればですよ。市内でそういうことも言えない状況でありますけれども、住民からすればですね、山重・野神方面からすれば、交通量はもちろんのこと通学路としてですね。今日の新聞にも載っていたようですが、交通量より人の通る道路を最優先的にやろうというような国交省のものが載ってございましたけれども、そういう通学路ですよね。今まで大きな事故もなくて幸いですけれども、本当に中学生の自転車の生徒は危ない状況であります。

山重、野神の一部の生徒方は下りになっているものですから、ずっと下りなんですよね、1,800mぐらい。直線ではあるんですが、大体直線ですので見通しができるからかもしれません、自転車のスピードも出るし、単車は単車でですね、40km制限はありますけれども、いろんな高校生とか中学生の自転車等は相当のスピードで下っていく状況であります。

3路線はしなければならぬと思いますけれども、その前になんとかですね、手を打つような努力をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県の単独事業として整備する路線ということで、市の要望を取りまとめて報告するわけですが、次年度の要望につきましては毎年9月から10月にかけて要望箇所を取りまとめて、現地の調査、測量、そしてまた現場の写真なんかを取りそろえまして、要望書をそろえて県と協議していくわけがございます。

このことにつきましては、先ほども申しましたように本当に重要路線、地域にとりまして重要路線というふうには認識しております。そして、整備がまだ済んでいないということで本当に残念な状況であります。そのことにつきましては、そうなった経緯があるということにつきまして議員の方も十分御認識かと思えます。その事業が中断になった用地の確保ということにつきまして、県と懸命に取り組みをしていきたいというふうに考えるところでございます。

○13番（立山静幸君） ぜひですね、用地が片付いたということですので、用地買収ですね、用地買収が早くできるような予算獲得に努力をしていただきたいと思います。

次に、二番目の、県道513号の宮ヶ原大崎線の国道269号の平野集落から山重集落間が途中で工事が中止になっております。中止の理由は、1筆の用地交渉が進まないためであります。今後、県はこの線をですね、どのような対応を講じようとしているのかであります。

この路線は約20年ぐらい前に川添集落の広域農道を起点としまして工事が着工され、1年に50mとか100mぐらいしか進まず、田淵集落の途中で工事が中止をされ、終点側の国道側から山重集落の方に用地買収が進められ、国道から山重集落へは下りとなっておりますため、下流の山重集落の一部が工事が進められ完了しております。畑の真ん中を盛土工事が進められておまして、その間1筆の用地交渉が進まないため、もう3年間ぐらい工事が中止になっております。

今後、県はこの路線についてどのような対応を講じようとしているのかですね、市長にお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本路線は平成12年度から18年度にかけて地方特定道路整備事業により改良されてきましたが、当初計画区間の500mの中間部の用地取得が困難になりまして、平成19年度から事業が中止状態になっております。本路線は国道220号・269号、グリーンロード、県道志布志有明線など重要路線をつなぐ路線でありまして、市としましても強く要望しているところがございます。しかしながら、県の意向を確認しましたところ、用地問題で中断・中止した計画は、その問題が解決しない限り隣接区間の整備計画の事業採択は難しい状況であるとのことでした。よって、今後この区間の整備計画を進めるには、県と協力し問題解決へ努力していかなければならないということがございます。そしてまた同時に、地道な要望活動もしながら早期再開へ期待したいというふうに考えるところでございます。

○13番（立山静幸君） この1筆の用地は、大崎の方で福岡の方におられる方でありまして。お母さんはまだ大崎町で健在ということでありまして。もう四、五年前、合併前ですね、町の職員も何回か県の職員の方と行かれたというような話も聞いております。

そういうことで、解決しなければ工事が進まないとなればですね、市長も福岡方面へは出張があると思うんですよ、そういう際にですね、ぜひ住所等を、宗像市とか聞いた覚えがありますが、出向いてですね、話をしてみたいと思います。どうしても用地交渉がなかなかいかなければ、もういつまでも工事ができないわけでありまして。山重集落の方は貴重な畑をですね、5反歩ぐらいですかね、用地を提供されて、畑の真ん中を二、三m盛土をしてですね、そのままなんですよね。地主とすればですね、道路はよくなるし、畑は取られたしですね、やっぱりそういう関係者もいらっしゃるわけですから、市長も何回か福岡方面には自衛隊関係とかいろんな方面で出張される際があると思いますが、ぜひですね、市長自ら用地交渉に出向くお考えがあるのかですね、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員のお話がありましたように、旧有明町時代にも町の方で直接本人とお会いしまして事業の説明をし、そして理解を求めるということを重ねてきたところがございますが、結果的には協力を得られなかった状況があったというようなことがございます。

このことにつきましては、それこそ年に一回ぐらい電話等でもですね、確認、お願いはしているような状況でございますが、今お話がありましたとおり、私自身が出向いて、そのことで用地の取得が、用地のお話が済むということになれば本当に有り難いことでございますので、そのような機会がございましたら御本人ともお話をさせていただければというふうに思います。

○13番（立山静幸君） ぜひですね、出向いて用地交渉をしていただきたいと思います。

次に、三番目の、同じ県道513号の宮ヶ原大崎線の国道269号平野集落から、下平野、倉ヶ崎、曲集落間の局部改良や蓋版の布設を早急に実施するよう県に要望する考えはないかでありまして。県は1路線に2地区は改良舗装工事は採択しないということで、20年ぐらい前か

ら先ほどの川添から国道までが採択になっておったものですから、この区間は手付かずであったわけです。

しかし、倉ヶ崎の橋は架け替えがされております。局部改良等につきましても何箇所かありまして、また蓋版の布設等についても集落座談会での要望なりで、要望が現在までされましたけれども、今までずっとながめてみまして150mぐらいしか蓋版がかぶさっていないような状況であります。それも、主に下平野の集落内でございます。下平野の集落内は集落の北側に5年ぐらい前、養鶏場ができてまして大型車が毎日通っております。そういうことで、大変集落の方々も危険な状態であります。

この区間をですね、それから何箇所かありますけれども、幸いに側溝が落ちぶた式になっておってですね、蓋版だけで済む箇所がほとんどでございます。そういうことで、この国道269号から曲集落までですね、局部改良が必要な場所、あるいは蓋版が必要な箇所を調査されて、県の方に文書で要望する考えはないかですね、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国道269号から曲集落方面につきましては道路幅も狭く、またカーブも多くなっております。また、高齢者のドライバーも多く、危険度も増しているところがございます。維持・補修的なものにつきましては地元から要望等があった場合、現地に出向きまして聞き取り調査などを実施しまして、県土木へ補修依頼を行っているところがございます。しかし、部分的であり、大きな効果までは発展していない状況であります。

このようなことから、市としましては県単独道路整備事業で局部改良や側溝改修等を要望しまして、安心・安全な道路の整備を行っていきたいというふうに考えております。

○13番（立山静幸君） ただいまの回答では維持補修的なものについては地元の要望があれば実施をするというようなことと、県単独改良は実施ができるという回答ですが、そうであればですね、先ほども申しましたとおり、要望箇所を調査してですね、ぜひ文書で要望をしていただきたいと思えます。

現地を見れば分かりますのでですね。何箇所か、一挙にはできませんので、県単独の改良等ができるものであればですね、1地区でも採択をしてもらったり、蓋版はぜひですね、下平野の集落内とか倉ヶ崎の上の段に上がった所なんかは急カーブの所がですね、前も10mぐらいしか蓋版を布設してもらっていないんですよ。そういう所もありますのでですね、ぜひ調査をされて要望をしていただきたいと思えます。

次に、三番目の新型インフルエンザ対策についてであります。

(1)の新型インフルエンザの国内発生に伴い、どのような緊急対策を講じたかでありますけれども、新型インフルエンザがメキシコで発生して、アメリカ、カナダ等、次々に発生し、我が国でもカナダからアメリカ経由で5月8日、成田空港に帰国した高校生と先生の3人が感染をしており、成田赤十字病院に隔離されたところでもあります。国は重点的に水際対策や封じ込め対策が取られました。

5月16日になりまして、神戸市の各高校で新型インフルエンザの国内感染者が多数確認をされたところであります。以後、大阪府、兵庫県等で感染者が広まり、福岡市内でも感染者が増加しております。さらに、今日の新聞等でも御承知のとおり、鹿児島市でも福岡から帰省された方が感染者ということで確認がされております。

5月19日の全員協議会で保健課長から一応の説明は受けたところでありますけれども、中核国際港湾のある志布志市はですね、鹿児島空港のある霧島市に次いで外国人の交流が多い市ではないかと思えます。現在までどのような緊急対策を講じてこられたのか、また現在どのような対策を講じておられるのかですね、市長にお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

WHO、世界保健機関が、メキシコで発生し流行しているインフルエンザ様の感染症は新型インフルエンザであると発表したのを受けまして、我が国においても4月28日、新型インフルエンザと認定し、対策本部を設置しました。県においても4月30日、対策本部を設置し、本市においても5月1日に新型インフルエンザ対策協議会を設置したところであります。

協議会においては行動計画の再認識、現状把握について協議したところでございます。さらに、5月25日には対策協議会を衣替えした警戒本部を設置し、業務継続計画など今後の対応について協議したところであります。

対外的には、5月1日、7日に港湾関係者連絡会議、同じく5月7日に感染症危機管理肝付・曾於地区現地対策協議会、5月19日に志布志保健所管内新型インフルエンザ対策連絡会議が開催され、正確な情報の共有に努めたところでございます。

市民の方につきましては、防災無線・有線・広報紙（5月号・6月号）、そしてホームページ、さらに全世帯に散らしを配布し、情報の提供をしたところでございます。

また、併せて、必要物品の在庫確認や発注を実施したところでございます。

○13番（立山静幸君） その協議会でのですね、どのような検討がされ、どのような協議がされて、各事業所等がどのような対応をされたのかですね、お伺いいたします。

○保健課長（木佐貫一也君） 協議会での対応についてでございますが、まずは新型インフルエンザについての情報についての共同認識を持つということで、現状の把握ということで課長さん方に説明いたしまして、それとは別に今後の対応、当然感染状況というのが変わってまいりますので、現状での対応、今後状況が変わってくるにつれてどういう段階があるということの認識をしていただいたということです。

それと併せまして、市民の方に正確な情報を伝えていくということで協議したところでございます。

以上です。

○13番（立山静幸君） 港湾連絡協議会だったのですかね、ここでの協議はどのような協議だったんですか。

○保健課長（木佐貫一也君） 先ほど質問の中でございましたように、志布志市は港を持って

おります。当然港ということですので、国内の運行というのと別に国外からのということがあります。当然国外からについては、潜伏期間の七日以内に志布志に入港した分については検疫をする必要があると。それと、症状の無い船員の場合は無線検疫をするといったことなどの情報についての確認をいたしたところです。

○13番（立山静幸君） どのような方々が出席されたんですか。協議会のメンバーは。

○保健課長（木佐貫一也君） 協議会のメンバーでございますが、海上保安庁、警察署、志布志保健所、それと大隅曾於地区消防組合、大隅地域振興局建設部の志布志港支所、九州地方整備局志布志港事務所、鹿児島税関署、あと港関係の業者の代表の方、12団体が参加されたところです。

○13番（立山静幸君） 分かりました。

次に、（２）の防護服セット等の購入や防護服の着用方法などの訓練を実施したのかでありますけれども、5月9日以降、空港での防護服を着用した機内検疫関係の人たちを一日にニュース等で何回も見てまいりましたが、霧島市では空港があるため、5月14日に職員を対象に新型インフルエンザ対策訓練や防護服着用方法などを学び、万に備えたとのことでありました。また、肝付町では5月11日に臨時議会を開いて、新型インフルエンザの対策本部、職員用の防護服セットの予算も計上されたということでありました。

本市は防護服セット購入や防護服着用法などの訓練を実施されたのかですね、市長にお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の危機管理対策としまして、昨年11月に策定しました新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、感染防護用物品の備蓄のために当初予算で37万円計上しまして、御承認いただいているところでございます。

今回は感染防止用マスク100枚を購入しまして、備蓄分と合わせて450枚備蓄済みであります。感染対策用セットにつきましては100セットを発注済みでございます。この感染対策用セットが御質問の防護服セットになりますが、入荷が今月予定というふうになっておりますので、着用方法の訓練はまだ実施しておりません。ただ、昨年職員が県主催の研修会の中で着用訓練も見学しておりますので、必要に応じて訓練も実施できるところでございます。

○13番（立山静幸君） ほかの市町に比べれば対応が遅いような感じがしますが、発注済みだというようなことでございますが、鹿児島でも感染者が発見されたということでもありますし、世界保健機関のWHOでは6月11日に新型インフルエンザが警戒水準を「5」から「6」に引き上げたということで、世界的な大流行が宣言されたところであります。この流行は3年間は続くだろうというようなことでもあり、やっぱり長期戦への備えを怠ってはならないというようなことも新聞紙上、社説等で挙げられております。

そういうことで、マスクなり、あるいは防護服なりもそろえられているようでありますけれども、志布志保健所の発熱センターはどのような対応がされているのかですね、お伺いいたし

ます。

○保健課長（木佐貫一也君） 志布志保健所の対応でございますが、散らし、それと防災無線等でお知らせしましたとおり、時間内・時間外を含めて相談を受け付けているところでございます。ちなみに志布志保健所の相談件数が、6月11日までのデータですが、114件相談があったということでございます。

以上です。

○13番（立山静幸君） 私が聞いているのはですね、ただ電話で対応をするというのじゃなくて、保健所がどのような、発熱センターを県が指定しているわけですから、そこでのどのような対応が、準備とかですね、そのような病院の確保とかですね、どのような対応をされているのかというのを聞きたいと思っております。

○保健課長（木佐貫一也君） 保健所管内におきましては疑似患者というのが発生していないわけですが、仮に発生した場合は、保健所と相談者の方との電話の話が原則なんですが、その話の中で疑われるようであれば、曾於地区の発熱センターに指定されております曾於郡医師会立病院の方に行って診断をしていただくという段取りになっているところです。

○13番（立山静幸君） 曾於地区の医師会、感染者が確認された場合は、志布志保健所としては曾於郡医師会立病院で対応するということになっているということですよ。まだ発生していないので医師会で対応ができると思うんですが、それ以外の病院は指定されていないのかですね、お伺いいたします。

○保健課長（木佐貫一也君） 今、県下で24か所指定されているところです。近くでは曾於医師会のほかに、鹿屋の医療保健センターも指定されているところです。

国の方としましては、各県において増設を図ることをするようにということで、検討の依頼も来ているようです。

以上です。

○13番（立山静幸君） 分かりました。

次に、(3)の、関西方面への修学旅行や一般団体客で、さんふらわあをキャンセルした団体があったのか。また、一般客の減少があったのかでありますけれども、大阪府や兵庫県等の観光地では修学旅行や一般の観光客の宿泊キャンセルが相次いだということのようでありませう。また、国外への高校生の修学旅行や中高生の海外派遣中止等、様々な影響があったようであります。また、さんふらわあに関しては新型インフルエンザの影響はなかったものか、市長にお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

さんふらわあの運行会社であります株式会社ダイヤモンドフェリー志布志支店に確認しましたので、そのことに基づいてお答えいたします。

まず、修学旅行でございますが、本年度、修学旅行の予約につきましては、関西方面からが1中学校、4高等学校、延べ約550名、そして鹿児島方面からが2中学校、3高等学校の延べ

約1,120名、合計3中学校、7高等学校で約1,670名の予約があるところがございます。その中で、鹿児島方面からの2中学校、1高等学校と、関西方面からの1中学校が、5月下旬から6月初旬にさんふらわあを活用した修学旅行を計画されていたところがございます。この3中学校、1高等学校のうち、2中学校につきましては日程を延期していただき、さんふらわあを活用していただくということになっております。また、1中学校につきましては、日程を変更せずに、予定通りさんふらわあに乗船していただきました。しかしながら、1高等学校につきましては、大阪・東京コースを東京コースのみに変更され、残念ながらさんふらわあには乗船していただけなかったというふうに伺っております。なお、7月中旬に計画されております鹿児島方面の1高等学校は、予定通り実施されるというふうに伺っております。

次に、一般客団体でございますが、一般客については、この新型インフルエンザ国内発生に伴うキャンセル等はほとんど無いということでございます。しかしながら、県内旅行エージェントが企画いたしました志布志港発大阪行き上り便につきましては若干のキャンセルがあったというふうに伺っております。参考までに、昨年5月のさんふらわあ旅客実績と比較しましても、約7%の減となっております。人数で申し上げますと663名の減となっているところがございますが、このことは新型インフルエンザによる直接的な影響だけでなく、高速道路料金が1,000円になったという問題や景気低迷によるものも含まれていると考えられているというふうに聞いたところがございます。

以上であります。

○教育長（坪田勝秀君） 本市からの修学旅行についてお答えいたします。

本市の小・中学校では本年度、1年おきに実施を予定しております小学校4校を除きまして、24校中、20校が修学旅行を計画しております。主な旅行先は、小学校では鹿児島県内や熊本県でございますが、中学校では長崎県、福岡県、それから熊本県の九州管内がほとんどであります。松山中学校の1校だけが関西方面となっております。ちょうど実施予定日が関西方面での感染拡大が報道された時でございましたので、学校としてはやむなく延期をいたしまして、まだ実施をいたしておりません。

6月までに実施予定であったその他のすべての学校は、実施時に新型インフルエンザがまだ九州管内では発生していませんでしたけれども、念のためにマスクや消毒液等を持参するとともに、新型インフルエンザについての学習も可能な限り勉強をして実施するよう指導いたしましたところ、幸いに旅行先で新型インフルエンザに感染したという報告は受けておりません。

今後、修学旅行を実施する学校においては、思い出に残る修学旅行にするために、新型インフルエンザの流行の状況をしっかりと把握しながら適切に対応するよう指導しているところがございます。

以上でございます。

○13番（立山静幸君） 分かりました。

9日にさんふらわあ志布志航路利用促進協議会が開催されると新聞紙上で見まして、いろん

な、バスとか旅行者数とか、19年度対20年度の減が載っておったようでございます。21年度も水道使用料とか利用料金の一部助成とかをやるというようなことでしたが、その席上でただいま申されましたキャンセルとかの分、それから今後の利用分についてですね、要望等はなかったものかですね、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

利用促進協議会の中では、この新型インフルエンザについての話は特段無かったところでございます。と申しますのが、先ほども申しましたように、ほかの原因で旅客の減、あるいは貨物の減というものが考えられるというようなことでもございましたので、そしてまた一般の団体で新型インフルエンザの発生に伴ってキャンセル等が発生していない状況だというようなことで、特段このことについては話がなかった状況でございます。

○13番（立山静幸君） 終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、立山静幸君の一般質問を終わります。

次に、19番、岩根賢二君の一般質問を許可いたします。

○19番（岩根賢二君） 皆さん、こんにちは。

私の今回の質問は、知事や代議士の先生に相談することなく市長の志ひとつで答弁ができる内容かと思っておりますので、二回目、三回目の質問をしなくて済むような意欲のある回答を期待して質問に入りたいと思っております。

ごろ合わせで4月24日をしぶしの日と定め、志のあふれるまちづくりを推進していこうと張り切っておられる市長が、高齢者に対する思いやりの心、慈愛の精神、そういう志をどれほどお持ちかという視点で、本日は二つの質問をいたします。

市長は本年度の施政方針で、志のあふれるまちづくりの具体的事業として、記念講演の開催や迫田アヤ志基金創設の紹介、そして志のシンボルマークの活用等を推進していくと、そう述べておられます。これらを実践することがまちづくりの推進には大変大切なことではあります。それに加えて、心優しく、人を思いやる心を育て、実践することも大事ではないでしょうか。口で何回唱えるよりも、思いやりの心を持って行動する姿こそが人を動かすのではないかと感じております。

ところで、施政方針の中では、高齢者福祉については「援護が必要な高齢者や一人暮らしの生活を支援するとともに、社会参加や生きがいづくり、健康づくりに努める」と、3行だけ書いてありました。子育て日本一のまちを目指す市長にとっては、高齢者は二の次なのかなと感じました。

平成19年度から敬老祝金は、9月1日を基準日として、その時点の年齢での節目支給となりました。節目にすることによって生じる差額の予算を子育て予算に活用したいというのが一番の理由でありました。他の市町村の例を見ましても、節目支給自体はそれほど特別なものではなく、むしろ多数派だと思いますが、支給方法に関しては若干市町村によって違いがあるようでもあります。

ある市では、その年度内にその年齢に達する人には支給日の敬老の日以降であっても支給している所もありますし、対象者が基準日から支給日までの間に死亡された場合でも、生計を同じくしていた親族に支給するという例もあります。特に、満100歳の方に対しては誕生日に支給している例が多いようであります。このような例は、高齢者やその家族に対する思いやりの心が表れているといえるでしょう。

しかし本市では、例えば基準日の翌日の誕生日の方は、あと丸々1年待たなければなりません。90歳や100歳に達するということが大変難しいことなのですが、それから更に1年生き延びるといことは、なお一層難しい状況になるのではないのでしょうか。人生が年齢順でないことは分かっていますが、高齢者の方がこういうことを話されたことがあります。「夜寝るときに、明日もちゃんと目が覚めるかなと言いながら床に入るんだよ」という、そういう話を聞いたこともあります。

敬老の精神から考えますと、満年齢の方には誕生日に、また数え年の方には年度初めに支給する方法がより一層喜んでもらえるのではないかなと考えます。ほかにもよい方法があるのではないかと思いますが、そのような支給方法に変える考えはないのか、市長の志をお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） 岩根議員の御質問にお答えいたします。

敬老祝金の支給につきましては、対象者の年齢判定の基準日である9月1日以降、敬老訪問を実施している白寿と市内の最高年齢者を除いて、民生委員の方々への現金配付を行い、敬老の日までに対象者への支給を完了してもらっているところであります。対象者の都合、体調不良、長期入院及び不在等につきましては、いったん市役所へ返納していただき、支給可能日の前日までに再度民生委員にお願いしております。

年齢判定の基準日につきましては、条例で「支給日の属する年度の9月1日現在における年齢」と規定されております。このことに対して、「同級生及び同じ生まれ年でも、支給される人とされない人がいるのでは」という問い合わせは数件届いているところでございます。合併以前の旧町ではおおむね敬老の日の9月15日前後で基準日を設定しておりまして、旧志布志町では100歳以上のみ特例的に翌年の3月31日としておりました。

議員御指摘の支給対象者の年齢に配慮した基準日の設定についてでございますが、現状は合併協定に基づきまして9月1日で基準日としてきました。市民から数件ではありますが、年齢判定の基準日について意見が寄せられている現状を考慮しますと、暦年を基準とする1月1日、年度を基準とする4月1日、現行の敬老の日を基準とする9月1日等のパターンがあろうかというふうに考えられます。

議員御通告のとおり、支給対象者の年齢に配慮した基準日を考慮しながら、敬老祝金の趣旨を損なわない形で今後、支給をする方向で取り組みたいというふうに思います。

○19番（岩根賢二君） 今後、年齢に配慮してということで、通告内容につきまして私は、最初は「年齢に考慮して」と書いていたんですが、「考慮」よりも「配慮」の方がいいかなと。

それはやはり市長の志ですよね、心配り。そこを反映する言葉はどちらかというところ「配慮」の方かなと思って「配慮」といたしました。市長の答弁が見直すということでございますので、二回目以降の質問はしないということにいたしたいと思っております。

次に、ひとり金婚式についてであります。

ひとり金婚式は平成19年度以降実施されていません。再開を望む声もあろうかと思いますが、その余地はないのかお尋ねいたします。

そもそもお二人そろっての金婚式はもちろんお祝いの式であるわけですが、ひとり金婚式は、戦争で配偶者を亡くされた方々の労苦をねぎらうという趣旨で始まったと聞いております。しかし、戦争に限らず、連れ合いを亡くされた方々にはそれぞれ苦労があったろうと思っております。ですから、行政として心配りをしなければいけないのは、二人そろって金婚式を迎えられたハッピーな二人ではなく、むしろ連れ合いを亡くしても頑張っておられたひとり金婚の方ではないかと思うのであります。そのような意味からも、終戦から六十数年たってひとり金婚式の役目は終わったからもう止めてもよいというのではなく、「本当に御苦労さまでした」という心からのねぎらいの気持ちでもって、ひとり金婚式を再開する余地はないものでしょうか。志あふれるまちづくりを目指しておられる市長に、市民の幸せを願う志があるのかないのか、お聞きをいたします。

○市長（本田修一君） 失礼しました。こちらの方で答弁いたします。

ひとり金婚式につきましては、合併以前も3町で、その方法は異なっておりましたが、実施していたところでございます。ひとり金婚式の始まりにつきましては、3町とも当初は夫婦そろった金婚式だけでありましたが、戦争で配偶者を亡くされた方々が結婚後50年を迎えられた時期に、これまでの苦労をねぎらうという趣旨から実施されたようでございます。したがって、対象者につきましては結婚後同じような人生を送ってきた方々であったようでございます。

戦後65年を迎えようとしている現在では、配偶者を亡くされて40年以上に至る方から、つい最近配偶者を亡くされた方と、ひとり金婚の場合、その人生は様々であるようでございます。このようなことから、合併後、平成18年度はひとり金婚式を実施いたしました。が、申込者・参加者とも非常に少なかったことから、平成18年度の実施後に協議いたしまして、19年度から実施していないところでございます。

そのような状況でございますので、20年度、さらに21年度については、対象者とも少なくなっている、また更に参加者も少なくなってくるのではなかろうかというようなことでございますので、現在のところでは、このひとり金婚式につきましては考えていないところでございます。

○19番（岩根賢二君） 先ほど二回目の質問をしなかったものですから間違われたのかなと思っておりますが、今の市長の答えは、私も福祉課に行ってもですね、聞いております。同じ答えでした。だから、その後のことを市長に聞いているわけです。今言われた、役目を終えたというふうな

話ですよね、参加者も少なかったと。少なかったけれども、ゼロでしたか。参加希望者はゼロでしたか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成18年度で、申し込みをされた方が34名いらして、参加された方が18名おられました。

○19番（岩根賢二君） それはひとり金婚式の最後の平成18年度のことだと思いますが、例えば、19年度にはもうしないということで、アンケートとかそういう要望はもう全然取らなかったということなんですか。

○市長（本田修一君） 対象者に対するアンケート等につきましては実施しておりませんでした。

○19番（岩根賢二君） 平成18年度は、34名中18名が参加されたということですよ。パーセントで52.9%。その前年は、17年度は46.7%、16年度は46.3%ということで、また参加者が若干増えてきているなという流れにあったんじゃないかなと思うんですよ。そういう中で、18年度でもう止められたということで、アンケートも取っていないと。もう既に、これは執行部の勝手な理由で私は止めたというふうにとらえるわけですね。そういうとらえ方が極端かも分かりませんが、そういう私の考えに対して市長はどう感じられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま申しましたように、ひとり金婚式に来られる方が、申し込みからすると参加率というのは若干高まったというようなことですが、年齢等がだんだんだんだん高くなっていくというようなことで、将来的にはこの対象者も減っていくというようなことですが、そのことから19年度以降については実施しないというようなことに決めたかというふうに思います。

○19番（岩根賢二君） 市長の今の答えはちょっとおかしいんじゃないですか。対象者の年齢がだんだん高くなっていくということは、それは考えられないでしょう。それは戦争で連れ合いを亡くされた方が対象であればそうでしょう、年齢は高くなってきますけど、そうじゃないわけですから。金婚は結婚後50年ですから、年齢が極端に高くなっていくとかいうことはないと思いますが、やっぱりそういう認識がちょっとずれているんじゃないですか。

これに対してですね、福祉課の方でもお聞きしましたら、要望が確かにあったということですが、その内容について市長は耳にされていますか、どういう要望があったと。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては担当の方から直接は聞いておりませんが、そのような方がいらっしゃるということについては十分考えられるところだというふうに考えます。

○19番（岩根賢二君） 私が聞いたところによりますと、数は少ないですけども2件あったと。そのうちの一人の方は、「ひとり金婚式を再開してくれないんだったら、もう選挙にはかかいよわんど。」と言われたそうですよ。それは、市民の方にとっては、これを市長がもう止めたたいげなということで、本田市長に対してやはり反発が今あっているんじゃないかなと思

うんですね。

私もグラウンドゴルフの係をしているものですから、高齢者の方とよく話をする機会があるわけですが、やはり何かそういう飲み方の席とかなるとひとり金婚式の話が出るんです。「なんごてせんたろかいな。」ということですね。

先ほど冒頭で私は申しあげましたけれども、やはりねぎらいの言葉というのは、どちらかというと私はひとり金婚式の方に掛けてほしいなと思います。二人そろって金婚式を迎えられた方はそれなりにお祝いもあちこちからあるでしょう。だけど、一人で金婚式をするというのはなかなか家庭ではできないことです。それを行政がやってくれるというところに趣旨があるんじゃないかなと思うんですが、そういう要望にこたえる気はないのかということを知っているわけですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の段階でその対象者の方々につきまして、その調査等もしておりませんので、その調査等をした上で考慮させていただければというふうに考えます。先ほども言いましたように、たくさんの方がこういったことをするとすれば参加したいというようなお話があれば、そのような方向にすれば非常にめでたい、本当に有り難いお話だというふうに思いますが、そのことについては、自分は特段そういったことはしなくていいんだよというような方が多いとなれば、そのような方向にまとめるのが適切かというふうに考えますので、調査をさせていただければというふうに思います。

○19番（岩根賢二君） 今市長がおっしゃったのは、例えば「ひとり金婚式をした場合に参加していただけますか」というふうなアンケートの取り方をするということですか。それで、どちらか、いわば多数決で決めようかということですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

多数決ということではなく、多数の方がおられたら実施してもいいというふうに考えます。

○19番（岩根賢二君） 実施できる方向でやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後1時10分から再開いたします。

—————○—————

午前11時53分 休憩

午後1時10分 再開

—————○—————

○議長（谷口松生君） 会議を再開します。

一般質問を続けます。

次に、18番、木藤茂弘君の一般質問を許可いたします。

○18番（木藤茂弘君） それでは、昼の一番でひとつお願いしたいと思います。

通告に基づき、順次質問したいと思います。一問ずつの質問でいたします。

地域高規格道路の整備でございますが、平成21年度から伊崎田・志布志間が工事着手となるが、市の工事負担金が予測されるのかということでございます。

先般、伊崎田・志布志間の工区の安全祈願祭も行われ、具体的な工事着手となりました。大変喜ばしいことだと思っております。本事業の基本的な考え方としては、市の負担金は無いのが基本的な考え方であるというふうに当初の計画から聞いておるわけでございますが、しかし予算のみで工事が施工されず、県営地方特定道路整備事業等の導入施工を行って負担が行われた工区もあったかのように思うわけでございます。

そこで、今回の伊崎田・志布志工区間について市の負担金が予測されるのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 木藤議員の御質問にお答えします。

地域高規格道路の都城志布志道路につきましては、有明インターチェンジ・志布志インターチェンジ間3.6kmが今年度より本格的に工事着工ということで、先月、伊崎田本村の工事現場で安全祈願祭が執り行われました。御承知のとおり、本路線につきましては県が事業主体でございますが、県道のバイパス的な位置付けということで、この区間につきましては県道志布志福山線道路改築事業ということで県が重点施策事業として施工し、現在のところ市の工事負担金は無いということでございます。

○18番（木藤茂弘君） 工事負担金は無いということが筋であると思っておりますが、過去に本事業の費用がない場合については、県がそれなりの財源等を導入して負担があった経緯も過去の実績の中にあつたかのように伺っておるわけでございまして、今回のこの事業等についてはどのようなものかということをお伺いしたわけでございます。

それでは、次の二番でございますが、地元業者参入の取り組みについてということでございます。

国においては戦後最大といわれる経済危機の中、いろいろな景気対策により暮らしや雇用を守り、中小企業を支え、金融・経済を強化するとともに、地方を元気にして景気回復を図ろうとしておられます。今回の伊崎田・志布志工区の平成21年度事業費は、10億2,000万円という事業規模であります。特に、地元の景気回復のためにも、地元でできる工事は地元業者の参入が大事だと思いますが、市長としては、県に対して地元業者の参入要望の取り組みをどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地元業者の参入につきましては、工事資材等を含めまして、機会あるごとに県の関係者の皆さんをお願いしているところでございます。地域密着型ということで、とにかく地元の業者を優先して使ってくださいということにつきましては、あらゆる機会にお話をしているところでございます。

現在のところ、橋りょうの上部工や法面工等、特殊工事を除く一般土木工事につきましては、曾於地域管内の指名業者で工事施工地の地元優先をさせていただいているということでございます。

○18番（木藤茂弘君） お願いしてそのようにいたしておるということでございますが、今回安全祈願祭に参加された施工業者等でございますが、この業者等についてはいわゆる今回のこの工区において、今年度分について地元業者の方々が入っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この安全祈願祭につきましては、今回の六つの工区のうち四つの工区が執行されたということでございまして、その工事を請けられた方々が祈願祭を主催されたということでございます。そして、その請けられた業者の方々はすべて地元の業者ということでございます。

○18番（木藤茂弘君） 今回の工区に対して、はじめてのこうした祈願祭の中に地元業者がすべて入っておったということで、有り難いことだと思いますが、こういうことであるが故に地元の景気対策、景気の回復、そういうものが図られることを願っておるわけでございます。今後につきましても、ぜひとも機会あるごとに県の方には要望をして、地元でできるものは地元でやっていただくという、そのような体制を取っていただくことが大事ではなからうかというふうに考えておりますので、ひとつ頑張ってくださいというふうに思っております。

次に、教育行政についてでございます。

(1)といたしまして、今回実施された基礎学力定着度調査のいわゆる結果について、校長・教職員は担当教科、自分の学校の実施された結果を把握しておられるのかということでございます。

基礎学力定着度調査の結果は、小学校5年生と中学校1年生がほとんどの教科でおおむねの県の通過率を上回っており、基本は確かに身に付いていることが理解されたわけでございますが、中学校2年生はすべての教科で県の通過率を下回っているという結果であるようでございます。この調査の結果について、校長・教職員は担当教科、自分の学校のその結果を把握しておられるのか、教育委員長にお伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、議員御指摘のように、基礎・基本定着度調査は県におきまして毎年1月に実施されますが、調査終了後に各学校で採点・集計を行いまして、市教委で集約した後に県への報告を行っているところでございます。最終的には、各学校・市・県の平均通過率が校長・教職員に通知されるのは3月の初めとなりますが、年度末ということもあり、教職員による結果の詳細の把握は4月ということになります。また、4月に実施されます国の全国学力・学習状況調査につきましては、結果の通知が9月になりますので、結果の概要の通知は、調査実施後5か月を要しているというのが実態でございます。

このように調査実施後、結果の把握まで数箇月の経過をしておりますので、実施後直ちに指

導に生かすというトーンはあまり高くはないというのが実情でございます。しかし、管理職といたしましては、調査終了後に、国や県のまとめが出る前に早急に、自校の、自分の学校のですね、自分の学校のデータを分析して、教職員の指導方法の改善や工夫に生かしております。

教育委員会といたしましては、調査実施後の教職員による分析把握までの時間差を埋めるために、基礎・基本定着度実施後、領域・観点ごとの分析結果を基に、全体への指導を行ったりしながら児童・生徒の学力向上や指導力アップに努めるよう指導しているところでございます。以上でございます。

○18番（木藤茂弘君） ただいまの説明では、実施後数箇月の一応期間を要するというところでございますが、現時点では、学校の先生方は各々おおむねの把握はしておられるだろうというようなことであるようでございますが、的確な数字的なものとしては、まだ現時点では把握しておられないということで理解しておけばいいわけですか。お伺いします。

○学校教育課長（山口幸彦君） お答えいたします。

教育長の方で今、大きく二つの基礎学力に関する調査について回答をしたかと思えます。1月に実施いたしました県の基礎・基本定着度調査につきましては結果がもう学校の方にまいておきますので、各教科の担当・担任は子供の実態についてはきちっと把握できるものと思っております。

今年の4月に行いました6年生と中学校3年生を対象とします全国学力・学習状況調査につきましては、現在、市の状況につきましては今集計をして、明けて9月ごろになりますけれども、各学校は実施後、直ちに自分の学級、授業をしている分については評価をさせていただいて、それを基にしながら日常の指導に生かすようにというような形で指導を続けているところでございます。

以上でございます。

○18番（木藤茂弘君） 実施の結果を把握しながら指導、計画に生かしておるということで理解していいというふうに考えるところでございます。

次に、基礎学力を高める、学校の持つ教育力についてという点について、一応、市報の5月号にいろいろ書いてございます。指導のための具体策というようなことで、学校はということでいろいろ書いて、学校の方から受ける側の生徒側の方に向かっての発信だけが載っておりますので、私はこの角度ではなくして、やはり学校自体の内部のとらえ方、これに向かってどういう形でやればいいのかという、そういうとらえ方から質問をしてみたいというふうに考えております。

積極的な学校経営を行うためには、学校が持っている資源を把握し、それを最大限に活用していくことが肝要であるというふうに思っております。同時に、学校の持つ教育力をまず的確に把握することが大事だと思います。

そこで、第一に、教職員の持つ教育力、指導技術に優れていること、教職員としての使命感と情熱、教科などの専門知識・教養を基盤とした実践的な指導力、これらを含めてどのように

評価しておられるのか。また、教職員としての資質向上のため、研修の機会の設定は、年どの程度設定されておられるのか。こうした先生方のひとつの研修の機会、そしてまた先生方が一応持つておられる指導力、学校が持つておるそうした施設を含めた活用の問題、そうしたものがどういうふうになっておるのかということが一点。

次に、合併して各学校の教育施設の平準化を図るために、特に文教厚生委員として松山町の学校施設を視察した結果の中で、施設整備として特に志布志町、有明町の各学校にパソコンの整備を行ってまいったわけですが、市全体として、各学校の施設は現在のところでは均一化されているというふうに考えておるわけですが。

そこで、第二に、学校という教育資源を活用できる教職員の教育力の存在であるわけですが、特にパソコンは十分に教育機材として活用されているのか。その活用の度合いはどの程度なのか。昨日の同僚議員の質問の中にもありましたように、電子黒板の活用の問題も出たわけですが、これらも含めてどのような、100%とした場合に一番希望することは、100%利用しておるということであれば一番好ましいことではありますが、どの程度の活用がなされておるのかということ、ひとつお聞きしたいと思います。

もう一点につきましては、やはり子供の基礎学力の定着を高めるためには単に学校の取り組みだけではなくて、その土台となる家庭の機能、生活習慣の定着、このことにつきましては市報の5月号にもいろいろと、「家庭はどうあるべきか」ということも載っておるわけですが、「早寝・早起き・朝ご飯」、そうしたものと、予習・復習などの定着などが大事だというふうに考えるわけですが。学ぶ意欲を持って粘り強く努力を続ける子供をどういうふうに育てるか。

そこで、第三に、生徒自身が持つ教育力であろうというふうに考えるわけですが、それに対する学校としての日常の教育活動の取り組みと申しますか、そのような点についてどのように具体的に学校はやっておられるのか。この点についてお伺いしたいと思います。

特に、教育行政の二番の基礎学力を高める学校の持つ教育力について、三点ほどお伺いしたいというふうに考えるところでございます。教育長にお願いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

まとめて答弁させていただきますので、もし答弁漏れのところがありましたら、学校教育課長に補足して答弁させます。

御存じのとおり、教育力の向上につきましては、ドリルでありますとか、宿題を多く出せばよい成果が出るというわけでもございません。興味・関心や意識を高める、意欲を高める指導をベースにして、分かる授業を行っていく中で、はじめて子供たちはよりよく学んでいくことができるものと思っているところでございます。

子供同士が互いにかかわりながら、それに教師が中に入りながら、自分の考えを表現したり、あるいは友達の発想を聞いたりしていく中で、思考・判断力が身に付いていくものだと考えているところでございます。それがまさしく学校のよさだろうと思っております。決して、我が

家で一人閉じこもって朝から晩まで勉強すればいいというものではないと。昔、鹿児島に「芋こじ教育」というのがございました。子芋をです、おけの中に入れてごしごしごしやるときれいに皮が取れると、「芋こじ教育」と私聞いたことがあります、ああいうふうにごしごしやる子供たちが互いにせつさたくましながら、お互いを認め合い、そして学び合いながら学校という一つの集団で勉強するものだという事を思っているところでございます。

そこで、各学校におきましては、指導法については研究テーマを設定いたしまして、年間を通した研究・実践を行うなどしているところでございます。課題を基に仮説を立てまして、そして具体的にどのような指導を行うかを学校内で真しに検討をし合ひまして、工夫・改善していくことが、遠回りなようでございますけれども、子供たちの学力向上につながっていくのではないかと、いうふうにご理解しております。

そうは言いましても、先ほど議員御指摘のとおり、学校がそういう指導を工夫し、子供たちと一緒にやろうといたしましても、やはり家庭の協力無しには、これはもう成果が得られないということは自明の理であります。そこで、教育委員会といたしましては、現在、60・90運動、つまり家庭において小学生は60分、中学生は90分の家庭学習を推奨することとして、60・90運動というものを展開しているところでございます。さらに市教委といたしましては、学校においては、家庭と協力をいたしましてノー部活デー、今日は部活をやらない日、そして帰って学習に備える日、あるいはノーテレビデー、これも設定していただきたいということ等も実施するなどいたしまして、家庭での学習時間の確保を訴えているところでございます。家庭の協力の下、家庭と学校での学習がバランスよく行われてこそ基礎学力の定着も図られていくものと信じているところであります。

たとえ小中一貫でありますとか、あるいは二学期制など様々な改革が行われたといたしましても、学校の持つ教育力というものは、やはりこれは不滅だろうと思っているところであります。しかし、そういうときに先生方の指導力というものが欠如すれば、これはどうしても子供たちには力が付けられません。厳しく、そして優しく、そしてまた思いやりを持って子供たちに寄り添いながら指導をしていくという先生方の姿勢も大事にし、そしてまた施設設備は御案内のとおり、もうほとんど均一化したといっても言い過ぎではないと思っておりますが、しかしまだまだ旧町時代の施設設備という古いものを引きずっている部分もないわけではございません。そういうものは現在着々と、今回の緊急対策でもそうありますが、改善をしていただいておりますので、子供たちの学習意欲、先生方のやる気・情熱というものが加われば、きっと志布志市の教育は今後また更に向上するであろうと、こういうふうにご期待をされているところでございます。

以上でございます。

○18番（木藤茂弘君） いろいろと総括的に教育長の方からお聞かせいただきましたが、特に校長先生の意欲が変われば学校が変わるとよく言われるわけです。先生たちが変われば元気のある学校ができる、それが子供たちに具体的に跳ね返っていくということじゃなかろうかとい

うふうに考えるわけですが、先ほど教職員のいわゆる教育力の問題についてお願いしたわけですが、やはり教職員は一般職員とは異なり、教職員には研修の義務を課し、任命権者は研修の実施義務などが規定されておるわけでございます。

ほかの一般の公務員と比べて、教職員にとって、自ら研修に参加し、教職員として研究と修養を続けるのは教職員としての責任であり、資質の向上に大いに役立ててもらわなければならないわけでございます。そういう先生方が校内で実践することで、周りの教職員にも影響を与えていくのではないかとというふうに考えるわけです。

そういう形の中で、やはり常に研修、教養を高めるための研修の在り方、このようなものがどのような形で具体的になされているのか、お伺いします、再度。

○学校教育課長(山口幸彦君) 先ほど教育長の方で校内研修のこと等に触れましたけれども、例えば一つの例として、学校で大体月に二から三回程度、ほとんど月曜日になりますけれども、研修の時間というのを設定している学校がほとんどだろうかと思います。

各学校は、小学校も中学校も1年間の研修テーマ、例えばある小学校は「意欲的に学習に取り組む子供の育成～算数科において基礎・基本の定着を図る手立ての工夫を通して～」とかいうテーマを設定いたしまして、年間大体3人程度の研究授業者、自分の授業を提供して、その授業を基に校内の先生方が指導力を高めるための話し合いをします。その話し合いには市教委の指導主事が参加したり、年間繰り返される計画訪問等には県の事務所の指導主事等も参加していただいて、資質の向上を図るという研修を日常的に行っております。

さらには、県の方で行っております初任者に対するフレッシュ研修、それから5年目の教員にありますステップアップ研修、10年目の教員にありますパワーアップ研修等も活用して、これらもすべて授業を含んでおりますので、各学校の中で授業を通して相互に学び合うという形で授業力を付けるような指導がなされております。さらには、県の総合教育センターの方で、学びたいこと、勉強したいこと、特に力を付けたいことについて、場合によっては一泊を含めてゆっくりと、じっくりと学習するようなシステムもありますし、最近スタートした土曜日の日に教師が自主的に吉田の方まで出掛けて行って、その中で自分の学びたいことについて、これもよくあることですが、はじめて転勤等で来て、小さな学校で複式学級を持ったと、非常に不安であると。なかなか行政的にもそれをきめ細かくできない、間に合わない点もありますので、自ら進んで吉田まで出掛けて行って複式のことを勉強して、それをもう明日からの授業に生かしているという教職員も市内にはおるようでございます。

それと、先ほど出ましたICTの関係でということで、これはもう御案内のように、本市は松山町のパソコンの整備が非常に優れておりました。私が来た時にも本当にびっくりするぐらいでした。それを基に、志布志、有明の方も、おかげさまで全小・中学校に全国にも劣らない非常に素晴らしい設備をしていただいております。その活用について促すのが私たちの仕事でございますが、1学期、2学期についてはかなり上がってきますが、残念ながら3学期はやっぱり落ちるという傾向がここ3年間同じように続いておりますので、3学期も更に使用率が上

がるような形での指導を今後も続けていきたいというふうに考えているところでございます。
以上でございます。

○教育長（坪田勝秀君） もう一点申し上げておきます。

議員も私どもが作っております教育行政要覧をお持ちだと思いますが、これの45ページから各学校の概要を記してございますが、その中の一番下の方にそれぞれの研究主題というものを書いております。例えば、松山小学校の今年度の研究主題は「自分の思いを豊かに表現する子どもの育成」、泰野小学校の場合は「基礎・基本の定着を図り、意欲的に学ぶ子供の育成～国語科学習における読む力を高めるための指導法の工夫～」と、こういうようなことでずっとそれぞれの学校、24校、研究テーマを設定いたしまして、この1年間互いにせっさたくましようと、こういう取り組みをしているところでございます。

御紹介します。

○18番（木藤茂弘君） 学校のいわゆる研修課題等についての取り組みは理解したようなわけですが、やはりこのような研修を重ねて学校の先生方の教育力を高める、そのことをやはり授業に反映するということが大事じゃなかろうかと。そこで、やはり授業の準備と申しますか、やはりそうしたひとつの先生方の子どもに対する、サービスといえちよっといき過ぎかどうかあれでしょうけど、そうした配慮、授業を行う前提について、授業準備のその心構え、そうしたことがやはり具体的には大事じゃなかろうかというふうに考えるわけです。

これらにつきまして、現場ではそういうことが具体的になされておるのか、まあまあということのなのか。そういう点について、どのように把握しておられるかお聞かせいただきたい。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

大変大事な視点を指摘いただきましたが、授業の準備、それはまた子供へのサービスではないのかということですが、御指摘のとおりでございます。私も学校訪問等をいたしました時には、10を教えるなら20、30準備しなさい、10を教えるから10を準備していいというものではないと。ましてや、10を教えるのに5や6を準備したって何もならんというようなことを強調しておりますし、先ほど午前中も出ましたが、国語力の向上につきましては、小説を教えるならば、まず原文を教師が全部読めと、それから教えないと、教科書に載っているのはほんの一部だと。だから、それを読みこなしてから指導には入れというようなこと等も教えておりますし、お互いに研究授業をしながら、相手の授業を見て、そしてまた自分の授業に反映させると、そういう校内研究授業体制も確立して、そして志布志を出て行く時にはすばらしい先生だったと言われて出ていけるように、それぞれ先生方は頑張ってくれということをおねがひ強調しているところであります。今後、まだ若い先生もいっぱいおりますので、そういう先生方が地元の教育力を支えにして、そして立派な教師として本市を離れていくようになればなど、こういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○18番（木藤茂弘君） 現場では大変だろうと思いますが、そういうことに心してひとつ頑張

っていただくように御指導をお願い申し上げたいというふうに考えております。

次に、施設の有効活用と申しますか、これに対する教職員の取り組み、率でいいますと、具体的にどの程度活用されておるか、この点について率直にひとつお答えいただきたいと思えます。

○学校教育課長（山口幸彦君） パソコンの利用率ということだろうと思えますので、ちょっとここに資料を持ち合わせておりませんので、しばらく時間をいただければと思えます。

○教育長（坪田勝秀君） 今ちょっと資料を探しに行きます。その間ちょっと説明しておきます。

施設設備、パソコンに限らずすべての施設を含めて申し上げますと、やはり学校によっては、例でございますが、前年度まで大変吹奏楽が熱心な先生がいて、その先生が転勤してしまったために今度はそういう楽器が眠っているというようなこと等もよく聞く話でございますし、その年々にそれぞれの専門の先生がいるときは、特に中学校でございますが、器具が十分に、せっかく買ってやったのに数年で利用されなくなってしまうというような傾向もあつたりいたします。

それで、そういうことのないようにできるだけ人事配置についても工夫はいたすわけでございますが、柔道の先生が出たからすぐまた柔道の先生が入ってくるということもなかなか難しい面もありますので、つついそういう施設が眠ってしまうというようなこともないわけじゃありません。

また、一方では、新しい器具、施設を造ってくれ、買ってくれという要望もあることがございます。しかし、これはもう財政的にも限られておりますので、できるだけ修理して使う、あるいはほかの使い方を考えると。トレーニング道具一つといたしましても、自分たちで工夫すればまた新しいトレーニングの方法が見いだせるんじゃないかというようなこと、工夫・改善ということと同時に、現在指導しております。

ですから、やっぱり旧町、3町でやや温度差のある施設設備がございますので、我慢するところは我慢してくれという指導もしながら、施設設備の改善、充実をお願いしていると、こういうのが実態でございます。

○18番（木藤茂弘君） 設置されてある施設等については、可能な限り、ひとつ現場で活用していただくことをお願い申し上げておきたいと思えます。

それでは、生徒自身の持つ教育力でございますが、これにつきましては次の家庭教育学級の内容充実とのいづらか関連もあるかというふうに考えるわけでございますが、これらの点を含めて、家庭教育学級の内容充実についてお伺いしたいというふうに考えております。

特に、社会教育というものは、やはり学校教育と違ひまして、学習指導要領的なものはつきり言ひまして無いわけでございます。現場、現場でその課題をいかにして解決していくかということであると同時に、社会教育は学ぶ自由もあれば、一方では学ばない自由もある学習でもあるわけでございます。

現代社会においては、多様化する生活の中で、いろいろな社会問題が起きております。残念なことに親が子を、子が親を、教え子が教師をあやめるといふ、毎日のようにテレビで報道されておる昨今でございます。このような状況の中で、日本という国はどうなっていくんだらうかという不安もあります。戦後教育の弊害なのか、文明社会の弊害なのか、先人の教えにあるように「徳育無き教育は知恵ある悪魔をつくる」といふ、これらに類する事件も多発しておる時代であります。日本という国の最高学府を出ながら、人間としてやってはならないことをやるような、そういう人も多々あるわけでございます。

幸いに志布志市ではテレビ等で報道されるような事件は起きていませんが、一方では学力向上を叫びながら、教育の原点は家庭にあるとよく言われます。それを基に教育委員会の方といたしましては今年度の事業計画の中で、全小学校17、中学校7、幼稚園3、保育園16、おやじ学級として13、計56学級の家庭教育の開設を委託事業としてやろうという計画が立てられておるわけでございます。やはり教育委員会が行う以上は公教育の場として、地域・家庭に向き合い、家庭学級の課題をとらえ、整理して、魅力ある講座の企画・実施が大事ではなかろうかというふうに考えるわけですが、そのような学級を開設される手法として、家庭教育学級の内容充実をどのような形で図ろうとしておられるのか、お伺いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

昨年度の例でございますが、昨年度の家庭教育学級は市内の11か所の保育園、それから3か所の幼稚園、それから24か所の小・中学校で開設をしております。それぞれの保護者を対象に学級生を募集いたしまして、学級生自身が計画を立てて講演会や料理教室などの学習を展開しているようでございます。

本年度の場合も私の手元にある資料を見ましても、ある中学校では親の役割に関すること、それから食育に関すること、またさらにはミニピアノコンサートというようなもの、そしてまた教育講演会、それから人権教育、食事と人権とか、あるいは学校を語るというような講話とか、そのほかAEDの利用の仕方、あるいは料理教室、陶芸、そういうもろもろのものを、それぞれ学校・地域の実態に応じて地域の人材を生かしながら展開をしているということが実態でございます。

先ほど議員の御指摘のように、本当に今、現代社会はこのまま行けばどうなるんだらうというようなことを私どもも日々憂いておりますが、学力向上もさることながら、人間として生きる、踏み行う道をどう教えればいいのかというようなこと等につきましても、ある学者が言っておりますように、「文明が発達すれば人間は幸せになるというのは大きな間違いだった。」と言っている人がおりますが、本当にそんな気がしてならないと。むしろ、陰と光、その陰の部分が表に出まして、いろいろな社会の悪い現象を引き起こしているようでございます。そういうのを見て育つ子供たちが果たしてどういう形で大きくなっていくんだらうと思うと、本当に背筋が寒い思いがするわけでございます。それだけに、なおかつ学校教育、地域教育、家庭教育の持つ意味というのは極めて重いと、重い時期に来ていると、こういうふうに考えていると

ころでございます。

私どもといたしましては、公教育の範ちゅうをはみ出さない範囲において、バランスの取れた教育を展開すべく、学校そしてまた教職員、正しく指導していかなきゃならない極めて責任の重い立場にあるのが我々だろうと思って日々頑張っておるつもりでございますが、しかし学校もまた生き物でございますので、今それこそ数分後にはどんな大きな事件が私の所に飛び込んでくるかも分からないわけでございますが、そういうことが起こらないように日々努力し、そしてまた日々祈りつつ頑張っていかなきゃならんと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○18番（木藤茂弘君） いろいろと取り組みにつきまして聞きましたが、方法論としてですね、いわゆる今回も先に申し上げましたように、56の学級を計画されておられるわけなんです、それぞれの学校に委託事業としてやられるわけですが、この場合に、研修課題の設定については委託先の各学校の課題設定に基づいて委託しようとしておられるのか。その責任者は校長なのか教頭なのか、学級生なのか。そこら辺りの取り組みの在り方について、どのように考えておられるのか。

○生涯学習課長（小辻一海君） お答えいたします。

この件につきましては、各学校で課題を設定して行っているところでございます。代表者ということでは、校長先生が代表ということをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○18番（木藤茂弘君） 各学校でその代表者は校長先生ということであるわけでございますが、やはり委託金額というものは当然公費で出すわけですから、大小にかかわらず大事に使っていただくということではなければならないというふうに考えます。やはり教育委員会としては委託として出しても、各学校の課題設定等については、ある程度公教育の場としてやる以上は踏み込んだ助言・指導、ただ委託だからということで委託先に任せっきりということのないように配慮していただきたいというふうに考えるわけでございます。

そこで、特になぜ私がそのようなことを申すかと申しますと、やはり現在の社会情勢、あるいは学級開設等についてですね、受講生自体が魅力ある講座と申しますか、そうしたものにつきまして、やはり体験活動によるひとつの在り方、特に子育てを終えたそうした市民の方々に知恵袋を持っておられる方々の実践体験を通じての家庭教育学級の在り方とか、特に先ほども申しましたように、人間としての恥・しつけというものが現在やはり要求されておる社会の在り方ではなかろうかと。特に、学問的な領域を超えた内容の講座というものが、受ける側としては実生活に即応した、ひとつの新鮮味を持った学習活動の展開というものがなされるんじゃないかというふうに考えるわけでございます。

そういう中で、しつけ、恥を知る、いわゆる人間教育と申しますか、学校だけにすべての教育を任せるということでなくて、学校が持つ機能は学校の中で義務教育としてぴしっとやらせ

ると。しかし、恥・しつけというものは家庭でびしっとやらせるという、そうした家庭教育学級の在り方というものが大事ではなかろうかと。家庭でやらなくてはならないような教育の在り方の問題を学校に持ち込んで、学校の教頭先生、校長先生を走り回らせておるといような現状も多々あるんじゃないかというふうに考えるわけでございます。

やはり家庭教育学級を公教育の場としてやるとするならば、そうした面についての家庭の機能の回復というものを促す家庭教育学級でありたいなというふうに考えるわけでございます。

特にそういう中で、NHKの大河ドラマの「篤姫」の放映の中でもですね、特に行政の場では鹿児島県の観光行政の一つの目玉として活用されておるわけでございますが、私はあのドラマを見てですね、感じたことは、やはり鹿児島には鹿児島のすばらしいひとつの子育て、家庭教育というものがあつたんだなということをつくづく感じた一幕がございました。それは何かと申しますとですね、篤姫の波乱に満ちたあの生き方はですね、やはり家庭の中にあつたんじゃないかというふうに考えるわけでございます。今和泉の島津家に生まれて、島津斉彬の養女として将軍徳川家定に嫁ぐわけでございますけど、そのころの女性としては不自由な時代でありながら、自分の生き方をやはり自分でびしっと心に命じたあの姿というのは家庭の教育の在り方だったんじゃないかというふうに考えるわけでございます。特に、徳川に嫁ぐ篤姫がき然として「私の意思で参ります。」と、そして養育係の菊本、あれは俳優の佐々木すみ江さんだったと思いますけど、そのせりふの中にですね、「女の道は一本道、引き返すのは女の恥でございますよ。」という、この文句に感銘を受けたわけでございます。この教えがあつてこそですね、篤姫は一生振り返ることなく前を向いて生きていったのではないかというふうに、私はつくづく感じるわけでございます。

やはり、ああした教え、生き方というものが何となく今の家庭の中には欠けておるんじゃないかというふうに感じるわけでございます。それで家庭教育学級の、あるいはしつけというものには特に強要してできるものでなくて、それぞれ家庭の持ついわゆるそれぞれの家庭の中でのしつけ、教えというものがあつたわけでございますが、画一的なものの在り方というものはできないとしてもですね、やはり人間としての基本的な教え、在り方というものを論ずる家庭教育学級にしてもらいたいものだなというふうに考えるわけでございます。

特に、私どもの時代の人間が持つておる価値観と、今子育てをやられる方々の価値観は違う面がただただあるかと思いますが、基本的には私はやはり人間としてお互いが心しなくてはならないことは、時代がいかなることがあろうとも変わらないはずだと、日本人として変わらないはずだというふうに考えるわけでございます。私どもが育つた時は、特にしつけ、そうしたものは私の家では母親が担当しておりました。その合間については、特にじいさん、ばあさんがしつけ、教えはやってくれておりました。そしてまた、地域の中では地域の方々がやってくれておりました。特に、我々が日常耳にすることは、「祖先を大事にせんないかんど」、「うそを言うな」、「先輩、人様に向かってあんまり議を言うもんじゃねえど」、「弱いもんをいじむんな」、「人に迷惑を掛けるな」と、そのようなことを常に言われながら我々は育つてきて、現在

に至っているわけですが、我々が教えを受けたこのことがですね、特に鹿児島では郷中教育の一環としていろいろ言われたわけですが、このことが現代社会の中に合うか、合わんかはそれぞれの家庭の中で選択していただければいいわけですが、こういうことを含めて、ひとつ現代のいわゆる家庭教育の必要性をかんがみ、課題設定の在り方というものやっていたきたいものだなということを感じるわけですが。このことについて、公教育の場として開設される教育委員会としての考えをお聞かせください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま議員の御指摘、もっともなことだと私も感じております。やはり公教育の場におきまして決して偏向教育にならないように、子どもは、先ほど御指摘のありましたように、家庭教育学級を任せるなら任せてもいいけれども、その場で行われる家庭教育学級の実態については、やはり指導と助言を怠るなということではなかったかと思っております。それにつきましても、今後、ただ補助金を出して後は任せっきりというようなことにならないように、各家庭教育学級については十分所期の目的が達成するようにしていかなきゃならないと思っております。

本市の家庭教育学級の目的はやはり思いやりの心、あるいはまた感動する心など、豊かな子供の育成を目指しておりますので、それを保護者同士と一緒に学習することをねらいとしていると私は位置付けております。ですから、やはり何が変わられて、何を変えてはならないのかという、不易と流行という言葉がありますが、変えてはならないもの、変えなくてはならないもの、そのことをよく見極めて、そして家庭を守り、そして子供たちを育ててほしいということをお力説したいと思っております。

県のPTAの活動の中にも「一家庭一家訓」というものを設定しようという運動もございしますので、本市におきましてもそれぞれの家庭で小さなことでありますけれども、「よく手伝いをしましょう。」とか、あるいは「あいさつをしましょう。」とか、そのようなことも言われております。そしてまた、御飯の前は「いただきます」、食べ終わったら「ごちそうさま」と、この二つの言葉もきちっと言えるような人間にしていこうというようなことも言われておりますが、なかなかこれにいたしましても、だれに対していただきますと言うのかと、おれは金を出しているんだみたいなことを言う親がいるとか、いないとか、学校給食に対してですね。とんでもないなと思うんですが、それほどに価値観が変わっている時代でございます。ですから、やはり命をいただきます、命をありがとうございますというのが「いただきます」と「ごちそうさま」だろうと私は思っているんですが、そういうことでの価値観の多様化もございしますが、しかし我々は流されないように、そしてまた遅れないようにということを念頭におきながら公教育を展開してまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

○18番（木藤茂弘君） いろいろと申し上げましたが、ひとつそういう考え方で内容充実を図っていただければ有り難いというふうに考えております。

最後に、市長、教育委員会の方にお伺いしたいと思います、特に家庭教育の面につきまして、家庭におけるしつけの面で、性別による固定的な男らしさ、女らしさの扱いは、私はあっていいんじゃないかというふうに考えております。一方では固定観念は捨てましょうというような、そのようなことですが、私はやはり男女共同参画社会のいわゆる在り方というものは、男女間で違いのあることをお互いが認め合い、支え合いながら家庭・社会・職場を作り上げていこうということではなかろうかというふうに考えるわけでございます。この点について市長はどのようにお考えか、また教育委員会としてはどのようにお考えか、お聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

家庭において子供のしつけに関しまして、男らしさ、女らしさということについての考えといたしましては、市としましては男女共同参画社会基本法に基づきまして、そのことについてはとらえているということでございます。男女共同参画社会の定義ということにつきましては、男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野に活動できる、参画する機会が確保されて、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会というふうになっております。

つまり、男女という性別によって利益に違いが生じるんじゃないくて、個人として能力や個性を十分に発揮できる社会を作ることがこのねらいでございますが、まだまだこのことについては理解が得られていないというのが現状でございます。係の方では、市民に男女共同参画社会についての意識を持っていただき、理解を深めてもらうという啓発活動をしていくということを中心に大きな課題としているわけでございますが、そのためにPTA、家庭教育学級等でまちづくり出前講座を利用しまして積極的に実施したいというふうに考えております。

その中で特に理解していただきたいのは、固定的性別役割分担意識の見直しということでございます。私たちには生まれながらに持って生まれた性別がありますが、そのほかに性別を理由にその役割を固定的に決めてしまうということがあります。例えば、男は仕事、家事や育児は女が担うものということでございます。こういう考え方につきましては、現在仕事を持つ女性が増加しているというのが現状でございますので、ますます女性の負担が大きくなってきており、このことがひいては少子化の要因の一つにもなっているというようなことでございます。

このようなことで、男女共同参画社会基本法の五つの基本理念の第4条の中に、「社会における制度又は慣行についての配慮」というものがありまして、固定的な役割分担意識にとらわれず男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える。また、第6条の「家庭生活における活動と他の活動との両立」では、男性も女性も家族の一員として家事や育児、介護などを協力して担っていく環境が整うと。それぞれが家族の構成員として役割を果たしながら、ゆとりの時間が生まれ、自己啓発や地域活動への参加にもつながってくるというふうに考えております。

しかし、家庭においてすべての家事や育児などを担うということにつきまして生きがいや喜びを感じておられる女性もたくさんいらっしゃいます。男女共同参画ではそのような方々の考

えというのを別段否定するということではございませんで、選択肢の一つであるというふうに尊重しております。

性別によります役割分担によって不満を感じておられる方々もいきいきと生活できるような社会づくりを目指すものでありますが、日本が長寿大国であることを考えると、家庭の家事を女性に頼っていた男性にも長い老後のために家事への参加を勧めていく必要があるかと考えます。また、お子さんを持つ保護者の方々は、お子さんの性別にとらわれずに個人としての将来と一緒にじっくりと話し合うことが大切であるというふうにも考えます。

そして、男らしさ、女らしさの概念は人それぞれであろうかと思えます。性別を前提に考えるのではなく、一人の人間としての人権を第一に重んじる生き方を尊重していく自分らしさというものを考えさせていくことが重要であるというふうにと考えています。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のこの問題につきましては極めて重たく、そしてまた大切なテーマだろうと思っております。中でも、特に人権を尊重する感覚を磨くということは極めて重要なことだと考えておまして、私は個人的な見解といたしまして、男女は同権でなければなりません、同質ではないのではないかなというような考えも持っている一人でございます。ですから、これはそれぞれが、金子みすゞという人の詩ではありませんが、「みんな違って、みんないい」という立場に立って考えていかなければならない問題ではないのかなと。お互いに男女でも、あるいはまた年齢の違う者同士でも、あるいはまた国籍が違って、認め合い、よりよく生きていくためのきっかけづくりとして学習の機会を作って、そして広めていかなければならない。今回、アメリカの大統領にああやって新しい大統領が生まれたのも、やはりその表れではないかなと思ったりもいたしております。

やはり男性としてのよさ、女性としてのよさというものは、個人の価値観にもよるところが多いと思えますけれども、人としてあるべき姿、あるいは先ほどから議員御指摘の道德観、しつけ、生き方の問題については、しっかりと子供に教えていかなければならない大きなテーマだと、こういうふうにと考えております。

○18番（木藤茂弘君） いろいろと御意見も拝聴いたしました。今後、ひとつ家庭教育学級の充実をはじめとし、教育の振興を願っております。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（谷口松生君） 木藤議員、答弁漏れがありますので。

○学校教育課長（山口幸彦君） 先ほどは失礼しました。

平成20年度のICT、パソコンやプロジェクターを使った授業等の実施率について、調査したものについて数字をとということでしたのでお知らせします。

この調査は、昨年度パソコンやプロジェクターを使って授業等をやりましたかという全教職員へのアンケート調査を基にまとめたものでございます。大きく、毎日を含めて週1回以上使っているという方、週数回を含め月1回以上、そして学期1回程度、なかなか使うことができ

なかったという四つに分けて調査しました。

小学校におきましては、週1回程度が32%、月1回以上が29%、学期1回以上が20%、なかなか使う機会がなかったという教職員が19%。

中学校におきましては、週1回以上が14%、月1回以上が18%、学期1回以上が32%、機会がなかったという教職員が38%。

以上でございます。

○18番（木藤茂弘君） どうもありがとうございました。終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、木藤茂弘君の一般質問を終わります。

ここで、40分まで休憩をいたします。



午後2時25分 休憩

午後2時40分 再開



○議長（谷口松生君） 会議を再開します。

一般質問を続けます。

次に、4番、八久保壹君の一般質問を許可いたします。

○4番（八久保壹君） こんにちは。

今日の最後の一般質問になると思いますが、通告に基づいて質問をしまいたいと思います。

志布志市が誕生いたしまして4年目を迎えて、我々議員と市長にとっては残すところ半年余りとなってまいりました。この3年半は行政にとっても市民の方々にとっても、もちろん私たち議員にとっても大きな変化を求められた時期でもありました。この間、旧町の融和を図りながら、ダグリ宿泊施設や保育所等の民間移管・指定管理者制度導入、それからアピア再建対策、さんふらわあの撤退問題等解決を迫られた課題が山積した時期でもあったと思っております。他方、高規格道路の松山～有明北間の開通や、今年に入り新若浜ふ頭の供用開始という喜ばしい出来事もありました。

市長にとりましてはこのようなことも含め、住民の方々に対してもいろいろな思いがあろうかと思えます。自己評価については昨日、同僚議員の質問の中で答弁されました。また今朝の新聞に、次期市長選への出馬表明もされております。このことも出ておりました。これを市民がどう受け止めるかは今後にかかっておりますが、これまでの3年間を振り返り、二番せんじになると思いますが、改めて私の質問に対して、今までの行政に携わってきたことをひっくるめてですね、正直な自己評価をしていただきたいと思います。いかがですか。

○市長（本田修一君） 八久保議員の質問にお答えいたします。

平成18年の幕開けとともに新生志布志市が誕生しまして、その年の2月に行われました市長選挙におきまして多くの市民の皆さんの御支援と御支持を賜り、初代市長として当選させてい

ただきました。常に、合併した各地の均衡ある発展を意識しまして、合併前においてはぐくまれてきた自然・文化・歴史・産業などの貴重な資源をしっかりと受け継ぎ、より魅力的なものになるよう更に磨きをかけるとともに、地域相互の連携と強化を図りながら新たなまちづくりを推進してきたところでございます。

自己評価というような御質問でございますが、就任しました時に5項目の柱を立てて取り組んでまいりましたので、それを中心に振り返りたいと思います。先般の本田議員の答弁と重なりますが、御了承いただきたいと思っております。

一番目に、「あなた（市民）が輝くまちづくり…テーマは「共生」・「協働」」につきましては、市民・行政・企業・民間団体が連携して支え合う共生・協働の市民社会づくりをポイントとしまして、志のあふれるまちを基本理念として取り組んでまいったところでございます。4月24日を「しぶしの日」として記念日登録しまして、志のまち宣言を行い、その日に毎年記念事業を実施してきているところでございます。

そして、旧志布志町にございましたふるさとづくり委員会を全市に広げて、地域の問題解決に行政と協働して行う仕組みづくりを推進しまして、共生・協働・自立のための新たな補助制度も創設いたしました。そしてまた、市民と直接意見交換ができるふれあい移動市長室を開催してきているところでございます。さらに、女性の活躍の場づくりと、女性の起業支援制度に取り組むため、女性支援対策室も設置しております。

二つ目の、「3つの力を合わせて…合併を成功させよう！大地の力と海の恵みと人のエネルギー」につきましては、思い切った行財政改革を推進しまして、徹底した無駄の削減に取り組んでまいりました。公共施設の民間等へ委託する指定管理者制度の導入、及び保育所の民営化を進めまして、そして部長制の廃止、定員適正化計画の着実な実行によりましてコスト削減を図り、平成20年度からは行政評価制度を導入しまして行政における機能性や問題点、無駄をチェックしまして改善していくシステムの構築を図ってきているところでございます。

三番目の、「地域循環型産業振興に全力投球…豊かな志布志市を創ろう！」につきましては、地域産業の核である農・林・畜・水産業の振興とそれを取り巻く周辺産業の活性化に取り組んできたところでございます。平成19年度には県の茶業振興大会を本市で開催できました。また、曾於南部地区の畑かんが平成19年度から通水が始まりまして、安定的な水の供給ができるようになったところでございます。畜産においては優良種畜保留導入事業への支援を行いまして、水産におきましてははもの販売促進をしてきました。そして、林産におきましては品質向上と作業の省力化を目指しました森のめぐみの産地づくり事業に取り組んできたところでございます。

長年の課題となってきましたアピア対策につきましても、本年度競艇の場外発売場であるオラレ志布志をオープンしたところでございます。

四番目の、「安心・安全～しあわせ・健康のまち＝教育・文化が華ひらく志布志市へ」についてでございますが、少子高齢化が急速に進む中、福祉や医療、防犯、災害対策、生活環境な

ど安心・安全、住みよいまちづくりは行政の最重要課題としてとらえまして取り組んできたところでございます。ピンピン元気塾のサポーターを養成し、市内で各種健康講座を開催しながら高齢者の元気なまちづくりを総合的に推進してまいりました。

本市はねんりんピックマラソン交流大会の会場にもなりまして、元気な高齢者でにぎわったところでもあります。また、ファミリーサポートセンター事業、こんにちは赤ちゃん事業の取り組みによりまして子育て日本一のまちを目指し、乳幼児医療費の全額助成や妊婦健診料の補助の拡充を図ってきたところでございます。

そして、おじゃったもんせクリーン作戦など市民と一体となりまして取り組みましたごみゼロのまちづくり、循環型社会を目指して取り組んだサンサンひまわりプラン、資源化率によりましては全国第4位、市の単位ではトップでございますが、輝かしい成績を残せたことや普現堂湧水群が平成の名水百選に選ばれたことは懸命に環境政策に取り組んだ成果と思います。

さらに、公民館や自治会等に花の苗を配布し、花いっぱいのもちづくりを推進してきております。

未来を担う子供たちのために、食育の拠点となる給食センターを整備しまして、教育環境の統一化と学力向上を目指してすべての小・中学校にパソコンを導入したところでございます。

さらに、本年度を健康づくり元年と位置付けまして、4月24日に志民健康づくり宣言をし、医療費の抑制と市民の健康増進策に取り組んでいるところでございます。

五番目の、「未来にむけて…世界の中の志布志「国際交流都市」をめざして」についてでございますが、視点を世界に広げ、新しい発想と企画で、人と物と技術・情報が交わる国際交流都市を目指して取り組んでまいりました。九州唯一の中核国際港湾である志布志港は本年の3月には新若浜地区が供用を開始しまして、今後も貨物量の増加が期待されております。港に至るアクセス道路でございますが、都城志布志道路も平成20年2月に松山～有明北間の4kmが開通しまして、また東九州自動車道も鹿屋串良IC～大隅IC間の起工式が平成19年3月に行われ、平成24年度には志布志市までの供用開始が見込まれており、早期の全線開通が待ち望まれているところでございます。

国際交流につきましては、シアトル、トレーシー、中国へ小・中・高校生を派遣しまして、市内におきましてはアイルランドなどから音楽家を招き、ホームステイや小・中学校を訪問していただき、交流する国際青少年音楽祭事業にも取り組んできたところでございます。

また、さんふらわあにおいては原油価格の高騰などから大阪志布志航路からの撤退問題が突然浮上しましたが、さんふらわあ志布志航路存続協議会を直ちに発足させ、市民一体となりました航路存続に向けた努力の末、航路変更が撤回されたことは誠にうれしいニュースとなりました。

合併直後に就任いたしまして、旧3町がそれぞれ持つエネルギーを速やかに一体化することに傾注しまして、「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」を目指して全力投球をしてまいりました。

私の評価ということについてでございますが、その評価につきましては、議員もお話のとおり、市民の皆様方の判断にお任せしたいというふうに思うところでございます。

○4番（八久保壹君） それぞれの成果について自己評価をしていただきました。そして、その評価については一般市民に預けるといような形ですね。

昨日、市長選出馬を表明されて今朝の新聞にも載っておりましたが、私はですね、この中でですね、昨日の質問もありましたので、もういろいろと考えていたんですが、いろんなことはもう止めて一点だけ伺っておきたいと思っております。それはですね、子育て日本一ということでもあります。

これはですね、また昨日、別な議員からも質問がありました。住民がいてこそ行政という存在があるんだと。これはもう間違いなくそうですよね。そういうことから考えてみましてですね、この志布志市の誕生のいきさつの一番大きな要因といたしますか、一つの要因とでも言ってもいいんですが、これは私は一つはですね、人口増対策ではなかったかと思っております。ということはですね、どんどんどんどん減ってくる人口に対してですね、やっぱり生き残りをかけるためには合併して人口を増やして、そして行政基盤を大きくしていこうというようなことが合併が進んだ一つの要因でもあると思っております。

そういうことから考えますと、志布志市は誕生したばかりのまちと言えまして、例えますと赤ん坊みたいなものでありまして、その長である市長に対してですね、初代市長である市長に対して、やはり多くの市民の方々はその手腕、すなわちかじ取りに注目してきたわけです。

そういう中で、今朝ほどですね、今日ですね、昼だったです、志布志市の人口推移というようなことでちょっと聞きに行きましたら、こういうデータをもらいました。これはもう御存じの方もいっぱいいらっしゃると思いますが、18年がですね、合併した時の3月31日現在となっておりますので、3万5,054名。そして、19年が1万5,581名、20年には1万5,598名。すみません、これは世帯数の方でした。18年が3万5,054名、それから19年が3万4,756名、それから20年が3万4,443名となって、だんだんだんだん人口は明らかに減ってきております。

そしてですね、これの原因になるのは死亡者数の増加ということが言えると思えます。死亡者数はですね、18年が425名、そして19年が454名、20年が502名となって、これは明らかに増えています。

ところがですね、喜ばしいといたしますか、出生した子供の数は18年が274名、そして19年が285名、20年になりますと307名というようなことで、ここ3年間の統計を取りますと18年から19年にかけて11名、そして19年から20年にかけては22名、グラフ的にいいますと2倍になってきているわけですね。私はこれを見た時に、やっぱりこれは志布志市が進めている、もちろんこれは市長が先頭に立って進めている子育て支援対策が効いてきたんだなど、こんな喜ばしいことはないかと認識しております。

しかしですね、こういう状況はですね、一時的な、全国的にも出生率が上がってきたという新聞記事もありました。だけど、これがいつまで続くんだろうかということになるとやっぱり

不安があります。先ほど言いましたように、市がやって、皆さんがいらっしゃるということは、そこに多くの住民がいるから、やっぱり市という存在価値があるわけですね、存在の意味があります。

そこで、やっぱり死亡者数を減らすという対策はもちろんしなくてはいけないことではありますが、将来へ向けた更なるやっぱり対策というか、施策が求められておりますが、市長はこのことにつきまして、これはもう次のことは申し上げませんが、この残された6か月ですか、あと6か月余りといえますか、この中でですね、次へ向けて、だれがなるか分かりません、次は。これは分からないことですので、だから、それに向けてですね、やっぱり何かおぜん立てを、やっぱり引き継ぐためにですね、やっておくことが、私はこの志布志市を将来に向けて存続していくためには必要ではないかと思うんですが、それについて市長はどのような考えでおられるか、伺っておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今ほど議員の方から現在の人口ということで、3万4,443人ということでお示しがあつたところでございます。当然、私どもは合併した時に将来の予測ということをしてまして、市の振興計画を定めたところでございますが、それでいきますと、平成23年を目標としまして、そのときの人口が3万4,000人を目指したというような状況でございますが、何とかその数字よりも高いレベルで推移していけば有り難いなというふうに思うところでございます。そのようなことを考えるとすれば、当然出生される方がたくさんいなきゃならないということでございますので、そのような観点から子育て日本一のまちづくりを目指していくべきだというようなことで、このことを大きな政策の目標として掲げてきたところでございます。

残りの期間ということでございますが、今お話ししましたように、様々な子育て日本一の政策というものを取り上げ、推進してきている状況でございます。今年につきましては特に景気対策ということで、別途商品券の事業につきまして子育て応援というような観点から、18歳未満の子供さんにつきましては通常の1割増しに加えて、更に1割付けて120%の商品券を発行しようという事業に取り組んでいるということで、子育てされる環境が少しでもよくなるように、そしてまたそれを利用していただくことによって本市の商業振興、そして商業振興がされて少しでも景気回復につながるような形というものを今年に取り組んでいるところでございます。その事業等につきまして、残された期間一生懸命取り組んでいきたいというふうに考えます。

○4番（八久保壹君） 子供たちの数が増えてきたことはこんな喜ばしいことはありません。この死亡者の数が増えているのは、やっぱり高齢者の方々が多からこういう状況になっているのではないかと考えております。

一番、私は前の一般質問でも申し上げました、人口増対策を図るためには企業誘致は避けては通れないなど。そのことによってですね、いろんな波及効果が出てきております。そして、これは今の現状ではですね、世界経済のこのような状況では夢になったかなと私は思っているわけです。あの時に言ったことがいつごろそういう時代になってくるのかなということですか

ね、今じっと我慢を、私自身がじっと我慢をしているようなことなんですが、これのことについてもですね、やはり、そういう状況であるからといってあきらめるべきではないと思っております。

先ほどから申し上げましたように、子供の数は確かにこれだけ増えてきております。しかし、全体の人口はだんだん減ってきている、これは十分予測されるわけです。その中で、止める方法として今一番いい方法は何かといったときですね、やっぱり多くの企業誘致をして、そして働ける場所をつくってやると、そしてそこへ若者が定着すると。やっぱりそういう環境を整えてやること、だれが今からの市長になってもですね、このことは避けては通れないんじゃないかと思っております。

ということですね、これからそういうことも含めて、もうこのことについては答弁は求めませんが、やはり市長、残された6か月、これでやはり目鼻を付けるというような気持ちですね、やっぱり夢を、次の世代といいますか、市長は引き続きやられる可能性もあります。しかし、ほかの人がするかもしれません。この夢を、次に残すような夢を語ってもらいたいと思います。先ほどはちょっと答弁は要りませんと言いましたが、この夢について少し語っていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど、子育て日本一の中で子供の出生率が高まっているということで、本当に喜ばしい状況だというようなお話をさせていただいたところでございます。合計特殊出生率につきましては、現在国が1.34、そして鹿児島県が1.54、本市は1.7ということで全国に比べても極めて高くなってきているということで、本当に有り難いなというふうに思うところでございます。

そのようなことから、少子化については更に歯止めが掛かるような政策を真剣に打っていきながら、どの地域にでも赤ちゃんや子供の声が聞こえるというようなまちづくりができればというようなふうには考えているところでございます。

夢のある政策をというようなことでございますが、昨日、次期の市長選に出馬するというようなことを表明したところでございます。その表明した時にお話しました内容というものにつきましては、様々な課題が、特に景気がこういった後退局面に来ていて、世界的な同時経済不況の中での本市の経済の建て直しというものが急務であるということが前提の上で、さらに市民の福祉向上を目指していかなきゃならないということがあるということでございます。

そういう意味合いから、非常に時期については責任の重い次期市長になるんじゃないかなというふうに感じるところでございます。しかしながら、その責任の重い市長選に挑戦することになれば、そのことを十分課題としてとらえ、そして何らかの解決策を明示しながらそのことについて挑戦しなければならないというふうに感じるところでございます。

私自身が3年4か月余り市長として一生懸命市政運営に携わらせていただいた中で、私自身が様々な形で市民の皆様方にまちづくりについて御提案を申し上げてきたものがございます。それは、共生・協働・自立のまちづくりであったり、日本一のまちづくりであったりというこ

とであったわけでございます。そのことにつきまして、合併当初はとにかく3町の融和、そして旧3町同じレベルのサービスの一体化ということに努めてきた結果、なかなか、私が今申しましたような新しいまちづくりに向けての方向性というものにつきましては見いだせないところではございましたが、ようやく3年目を迎える今年になってきてから、その手ごたえというものについて感じるようなふうになってきたところではございます。そのことをもちまして、きっとこの志布志市は本当に私自身が皆さん方にお話しているような日本一すばらしいまちになっていくというような確信が持てるようになってきたということではございますので、今までの取り組みを更に推進させていただきながら、先ほど申しました、今ある課題を解決していくというような取り組みをさせていただきたいなというふうに思っています。

具体的にはまた改めて公約としてまとめて皆さん方にもお話し申し上げたいというふうに思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○4番（八久保壹君） いろいろと今後のことについて語っていただきました。それでは、次に入っていきたいと思います。

二番目のですね、安全で安心な地域づくりを目指した防災対策についてということで質問をしていきたいと思います。

今年も先日梅雨入りが発表されまして、災害シーズンを迎えようとしております。そこで、災害シーズンを迎えて、その対策は万全かということと、自主防災組織と行政の在り方について当局の見解をただしていきたいと思います。

つい先日なんですけど、6月7日に第3回土砂災害全国統一防災訓練が松山町の新橋前田地区で行われました。私も見学させてもらいました。もちろん地区住民の前田地区の住民の方々の参加もありました。そして、その第一の目的はですね、土砂災害に対する警戒・避難体制の強化及び防災意識の向上となっております。ということで、松山方面隊の消防団員の方とか、それから県警の大隅、そして土木事務所、それから消防署、いろいろな防災関係者の方が集まりまして行われました。

これを見てですね、せっかくこんな、普通の一般の方々では味わえないようなですね、体験できるようなこういうのをやっているのに、なんでこんなに、そういう人たちをのこしてですね、参加が少ないなと私は思ったものですから。なぜこのことについてですね、もっと一般の参加者、特に、これは松山町でありますので、松山町の方の参加を呼び掛けてはどうだったのかということが残ったものですから。このことについてはどうだったんでしょうか。どういう、いけば周知といいますか、で行われたんですか。答弁してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先日行いました土砂災害訓練につきましては、松山地区の前田集落の所で行ったということではございますが、集落の方々28戸、対象住民60人ではございます。地域の方々40人、消防後援会が5人、公民館役員が5人、消防団が40人、消防組合が16人、警察が6名、県の砂防課が3人の、合計115人が参加して実施しております。

今後、もっと多くの方々に見学に来ていただきまして防災に対する意識の高揚を図ることから、防災行政無線を通じて、そして有線放送等を通じまして今後は周知をしていきたいというふうに考えます。

○4番（八久保壹君） そういうような状況でありましてですね、一般参加がほとんど少なかったと。これはいろいろなあれもあると思いますが、私はやっぱり防災認識に欠けて、一般の人たちがですね、欠けていることが大きく影響しているんじゃないかと思っております。

そういうことですね、これは今後の課題としてですね、ぜひ取り組んでほしいと思っております。

それからですね、まだちょっと気付いたことがあって、あそこの訓練を御覧になって気付かれたと思うんですが、これは一次避難所や防災拠点としての、果たしてですね、あれは訓練ということではありますが、あそこを見た時ですね、あの場所が一次避難所やあるいは防災拠点としての、一時的なものであったとは思いますが、ということについてどのようにとらえられているのか、ちょっと伺っておきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当日は、地域住民の方々に避難の訓練をお願いするということで、集落の前の田んぼの所にありますグラウンドゴルフをされる広場に、その避難する所を設置したところでございます。私自身も見まして、地形的に考えて少し問題かなというふうには思ったところでございますが、若干道路よりも高めになっているということで、それなりにはなっているのかなというふうに考えたところでございます。

しかしながら、避難の場所については一時避難ということでございますので、実際に避難していただくときには新橋の公民館なりになろうかというふうに思いますので、そちらの方に避難していただくということになろうかというふうに思います。

○4番（八久保壹君） 私もそういうとらえ方をしておりましてですね、説明もありました、実際には新橋の方の公民館に行くんだと。しかしですね、あそこでもし、私が想定したのはですね、集落のあそこの広場には、三つの谷といいますか、水が流れて来ております。これが一点ですね。その集まって来た所のすぐ近くに広場があったと。普通は何もないわけですけど、これが一点。

それからもう一つは、集落があって、道路があって、そのすぐ近くの山が崩れたというような想定でありました。多分、それが本当で、そういう状況があったら、あそこはもう水浸しになるんですね。そういうことを感じたものですから。

やっぱりこういうことが、普通は我々が防災対策を立てていくときに、見過ごされてしまっていることが、非常にこういうことが多いんじゃないかと思ったものですから、これのことについて聞いたわけです。このことにつきましては、後でですね、拠点づくりというような意味でですね、自主防災のところでまた質問をしていきますので、そういうことを感じたものですから、今、その場所の認識について伺いました。あそこで本当の災害が起こったときはどうあ

るべきかということをやっぱり、我々と言ったらちょっとおかしいんですが、防災対策のかなめになる人、あるいはそういう人たちはやっぱりそこら辺りまで考えた防災対策を立てることがですね、安全・安心につながっていくわけですので。そして公民館が、松山の役場もありますとか、それからコンクリートの建物もありますが、いざ自主避難を呼び掛けてもなかなか住民の方々は腰を上げません。ということはですね、やっぱり近くにそういう所があって、そこへ拠点があってですね、安心するような所があれば、「みんなどげんやろかい」というような、「今日はどげんやろかい」、「情報はどげんやろかい」というようなことでみんな集まって来て、であれば「すぐそこへ集まってください」とかというのができて、それが一次避難ですよ。そして、本格的に今度は、「ここではもう危ないから新橋公民館の方に行きましょうや」ということになってくるのではないかと思うんです。この件につきましては、また後の方で質問をしてみたいです。

次に移りたいと思います。

私は本題の方にですね、一番目に志布志市の防災対策は万全かということ掲げておりました。これは防災基本計画ということでですね、昨日だったですか、私もこれをもらいました。そして一応ざっと読ませてもらいましたが、いいのができております。これはもう確かに今までとはまた違うようなことですね、いいなと思いつつながらですね。この配布をですね、18年の災害後の9月の一般質問でですね、同僚の藤後議員ができてないのかということをやったら、「いや、今のところは県と協議中です。」と。その時に質問をされましたが、どうするか。その時、どういうことを重点的な目標として取り入れていくか、そして、今度は出来上がったものをどうやって市民に周知させていくのかということ質問されましたが、今ここでやりますと、これは防災会議という所で作っておりますよね。ということになると、これをですね、やっぱり、せめてですね、自治会組織の集会所といいますか、そういう所にですね、配布する気はないか。せっかくこんないいのができたのにもったいないと思いますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市の防災計画につきましては、先日会議を開催いたしまして、本年度の計画について現場を視察したりして改めて確認したところでございます。そのようなことで、その計画については現在、計画に基づいて土砂災害に対しまして警戒をしているところでございますが、作成後の住民への周知につきましては、土砂災害等に対する周知は広報でしているというものの、計画そのものの実施については周知してないということでございます。

今後は、防災意識の高揚並びに自主防災組織の育成、充実、そして自分の命は自分で守るんだと、それから自分たちの地域は自分たちで守るんだという自助・共助の防災基本の観点から、地域防災計画にあるように、防災計画の概要版、若しくはそれに近いものを作成しまして住民への周知を図っていこうというふうに考えます。

○4番（八久保壹君） 私もですね、これをそのままやってもですね、あまり読まないと思います。先ほど、質問に入る前に、何年か前にできた防災マップがありますよね、災害防災マッ

プ、ちょっと見せてもらいましたが、あれがありますが、実際のところ、私もほとんど見ていないですよ。何でもかと思ったら、全域的なことが書いてあって、自分の所がさあといったときに見れるかと思ったら、大したことはないわけですよ。大したことはないわというぐらいですよ、それは見ておりません。

今、そういう答弁で、やっぱり地域に合ったのを今度は配布するということですね、市長。ぜひ、そのことに取り組んでほしいと思います。

次はですね、私はいろいろと災害のことについて調べておりましたですね、今度は私がまた何年前か、その後の年、19年だったと、6月だったと思いますが、その時ですね、形態災害ということ、これは新しい言葉になるのではないかとということをやりましたが、これは農産物を生産するにも同じことが言えるわけですし、毎年同じ物を作っておってもやっぱり、今年の天候はどうだろうとか、霜はどうだろうとか、やっぱり天気も事前点検をしたりしてですね、そして相手側の方の売れていく方も調べてやるわけですね。そして、今年の生産量といいますか、そういうのをやってきた人ほどもうけにつながるといいますか、ただ流れで作った人は、言葉を使うと後で直さないといけないかもしれませんが、いわゆる百姓というような格好になってくるんじゃないかと思えます。そういうことですね、やっぱり形態災害というのを見落としてはいけないと、私は今も思っているんです。これはもう自信があります。

そういうことで、特にですね、志布志市の中で松山町から志布志町の田之浦、四浦、八野、森山にかけてのあの山間地はですね、過疎化により耕地や山林の荒廃が進んでおります。それによる形態といいますか、形態といいますのは、ここで説明しますが、少しずつ形状・状態が変わっていくということでありまして、これを見落としているがためにですね、やります。例えばですね、川がまっすぐしてきれいにつくってあって、何も変わらなければ、水がぎりぎりまで来ても崩れないわけですので災害は起こりませんが、これが曲がりくねったりして、その辺に崩れが出たりしておりますと、やはりその流れが濁流となってですね、そして災害を起こすわけです。だから、少しずつ変化していくことが大きな災害につながっていくんだと。自然災害、自然災害といいますか、自然災害も、例えば今日のような日がものすごい35度ぐらいになったとしますが、我々はこういうクーラーの中に入っていると涼しくて何も感じません。ですよ。逃れることができるんですよ。だけど、外におればいわゆる病気になったりします。

こういうことですね、この形態災害をやっぱり見落としてしまったことが、18年の水害ですね、あれには私はつながったんだと今でも思っておりますが、このことについて、将来の防災対策に向けてですね、どういう取り組みをされているのか。その時の認識をされて、それからそれをどうして生かしていくというように考えられているのか。そのことについて伺っておきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

18年の7月の集中豪雨につきましては、本当に新市になった直後に大きな災害が起きたと。そしてまた、考えもしないような集中豪雨であったということでございまして、そういった面

からもかなり大きな災害・被害が本市にもたらされております。

その中で、今お話にありました形態災害というような形のものがいかにあったかということについては把握はしていない状況でございますが、お話にありましたように、例えば川等にたい積があったり、あるいはきょう雑物があったりするとなれば、それによって災害が起こるであろうということは容易に予測できることでございます。そのことにつきまして、私どもの方としては特段、現在の段階では把握はしていない状況でございます。

○4番（八久保壹君） これは志布志公営住宅というのがあったものですから、これで写してきました。今、そこにありますよね、防災マップ、前に配布されました。これを見てみますとですね、前川と安楽川、そして菱田川というように、こういう格好をしていますが、この3河川が志布志市には大きな流れです。この中でですね、前川と安楽川は志布志市全域の4分の3の地域に及んでおります、範囲がですね、流域範囲が。菱田川はどっちかといいますと、菱田川と、それからあっちの原田の方にはですね、田原川系があります、全然違いますが。菱田川はそんなにないわけですね。山間部ではなく平たん地なんですよ。ここにも災害が起こります。

そういうことからしてですね、いかにこの三つの河川の防災対策、あるいは調査することがですね、志布志市の防災対策、防げるかということにつながってくると私は認識しております。

18年の災害後ですね、いろいろ調べさせてもらいました。山間部とかああいう所をずっとやりますと、ここもあそこもというような格好ですよ。やっぱりそういう所を見過ごしてきたわけですね。人間の成長にしてもそうですよ、自分の家の子供はなかなか成長しないけど、他人が見たらですね、もう何年かしたらこんなに大きくなったなとびっくりするぐらいなんですよ。それをやっぱり少しずつでもしていかなければならないということをやったもんですから、こういう話をしております。

それで、これはですね、今ここの三つの河川をするのは、これは志布志市のいけば管理・管轄ではないわけですね。これは2級河川ということで県ですね。1級河川は国になります。だから、これをやりながら、点検をしながらですね、いろいろいろいろな人たちからも質問が出ております。やっぱり県に強く呼び掛けようと、あるいは政治家の先生を使ってやれと。

しかしですね、これを調べてですね、ああこれは危ないんだぞと自分たちが認識しなくては、ほとんど見過ごされてきます。大したことはない、だれが見てもそう言う。だけど、こういうことが大きな災害につながっていると私は思っております。これはもう防災をする人の、防災関係に携わる人の第一歩ではないかと私は思っております。だから、このことについてですね、県とか国に要望は直接はなかなか難しい、この経済状況では。ということはですね、何をしておくべきかとなったときは、私はこれの現地を詳しく調べて行ってですね、そのデータを取って、やっぱりこういうことで去年はこんなのが起こりました、その時はこうだったですというようなことからですね、国や県へ私はぜひ呼び掛けて、そういう対策を取るような対策をお願いしたいと。市長、そういう考えでですね、これはもう市でお金を使うことは本当に

こういう状況でありますので、やっぱりそのためにはこういうことが、今申し上げましたような、やっぱり現地をしっかりと見て、そしてそれを検証していくことが大事だと思います。そのことについて答弁をお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありました前川、安楽川、菱田川、そして田原川ということで、市内には大きな四つの河川があるわけですが、特に前川沿いについて毎年毎年雨が近づいてくたびに住民の方々から、前川の河口部に砂がたい積していることについての御指摘があるところでございます。私どもはそのことを受けまして、直ちに国ないし県について、除去についての要望等をしているところですが、あの地区につきましては、そ上する海水とともに大雨が降るとなると大性院地区が極めて冠水しやすい状況になっているということでございますので、そういう時期については特に志布志支所を中心にしまして、職員にも雨の度に走らせまして監視をしている状況でございます。

そういうことから、災害につきましては常々怠りない態勢をとってきているところですが、今申しましたように、そういった形態災害というような形にならないためにも、国・県につきましては気付いた時点で要望等をしているということでございます。

○4番（八久保壹君） これはそういうことを調べてみてですね、自分の足で、あるいは地域の住民の方々々と手を携えながら、連携しながらですね、ぜひ進めておくべきことであると私は確信しております。ということはですね、その住民の方たちの防災に対する認識も上がってきます、意識高揚にもつながります。そして、今いろいろとあちこちで進められている自主防災組織の組織率も上がってくると思っております。

次はですね、河口周辺の対策についてです。

市内には三つの大きな川の河口があります。前川はですね、港湾の中にありまして、岸壁に囲まれたといいますか、直接河口部にはそんなに被害は出ないと思います。しかしですね、菱田川と安楽川につきましては、はっきりとこれは形態災害の恐れが出ております。

この前ですね、5月の終わりごろだったと思いますが、地域の方々が災害シーズンに入るぞということで、まだ梅雨入り宣言は発表されておりましたが、調べてみようと思ってみました。そしたら案の定ですね、その状況は、菱田川の方なんですけど、大変なことになるのではないかとということでですね、建設課にお願いして、それから土木事務所をお願いしたら、この前二日か三日にかけてですね、対策がされました。ひとつ住民の方々も安心してですね、やっぱり自分たちでやったことがこういうのにつながっていくんだなという認識を私は持たれたと思います。「おいどんがしたとや」、「言うたならやっぱりしてくれたよな」というような話になってくるんですね。私はこれが大事ということでですね、菱田川の方はそれで終わります。

安楽川の河口はですね、形態が変わってきております。このことについて把握されているのか。されておればですね、市長はなかなかだと思いますけど、担当者の方といいますか、市長

でもいいです、答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

安楽川河口につきましては、平成19年度から護岸工事が実施されておりますが、この工事の中で河口部にたい積しました砂の掘削を行い、護岸に寄せる工事も同時に行っております。しかしながら、護岸工事の一環として実施しておりますので、1年経過するうちには再びたい積するような状況にあるようです。これは川の状況そのものがこのような状態にあるのではないかと思われます。川の流れの動き、志布志湾から入ってくる波の動きに伴い砂が移動し、掘削前の状態に戻ろうとする性質があるのではなかろうかというふうに考えるところでございます。

○4番（八久保壹君） 私はこの河川についてはですね、河口部もやっぱり形態災害が起きているんだと。雨、豪雨そういうものプラス、形態による災害であると。

私は志布志港のしゅんせつ、それから増設ですね、これには大賛成であります。そして志布志市が発展していくためには、3月だったですね、新若浜ふ頭が供用開始をされました。これで志布志市も今から発展をしていくのではないかと大いに期待しております。しかしですね、あそこに、今度は沖合の方にですね、5万t級の航路を設けるために水深14mという、幅400m以上にわたってですね、掘削されているわけです、しゅんせつされました。それまではですね、市長も御存じだと思いますが、おとしだったと思いますが、あそこの港のちょうど工事がここから始まるという新しい所の、あの港側の方がですね、ものすごく砂のたい積がありました。そして、そのあれで通山の方の松林の方が崩れてきたわけですよ。そして、去年やっとなですね、そのことに気付いて土木事務所が工事をしてくれました。

ところが、今度は、そのベロといいますか、砂洲ができていいる所がですね、また変化してきております。これは明らかにですね、付近の海がまた水深が深くなったということによってですね、前は安楽川のそれこそ一番下の方にあったやつが、今だんだんだんだん上に上がってきております。ということは、だんだんだんだん砂を引き込んでいくものですから、それが移動をしてきているわけです。これがまさに、形態の状況が変化してきているということなんです。

それによってどんな災害が起きるかといったら、今土木事務所によって工事がされている所がですね、前は下の方だったのですが、今度は上の方に来てしまうということです。下手をしたら、深くなってしまえば台風の時に大波が来たときは、今までは遠浅で止められていた波の力がですね、だんだんだんだん上の方に上がってきて、何年かしてああいう状況が続いたら、安楽橋や今の国道に近い所まで来るのではないかと心配しております。

だから、こういうことをですね、先ほど言いましたような、市長に一生懸命言ってもなかなかしてくれませんでした、土木事務所もなかなかしてくれません。しかしですね、今志布志港では、あの港のこっちの方の堤防側にですね、安楽川をずっと沖の方にですね、20mの堤防を築いて、その上に松を植えて、景観に配慮した港づくりをするんだということでやっらいっしやいます。

私はこういうことも確かにいいと思います。しかし、港が発展するそういう中でですね、その直近ですよ、そういう災害が懸念されるようなことがあってはならないと思うんですよ。このことについて、市長、ぜひですね、港湾関係者の方々ともう一回、先ほども言いました、前川の上の方のとか安楽川の、これをもう一回、そういう人たちとちょっと見てもらえませんか、現地に来て、そしてこういう状況でこういうようになっているから、そのことについてぜひ検証をしてくださいと。そして、私は分かりませんが、いろんな所で、こっちの備蓄を造った時にですね、今でもありますよね、石油対策交付金ですか、というのがあります。それから、整備していくうちにですね、そういう恐れのある所があれば地域周辺整備事業みたいな事業があるわけですね。ぜひそういうのをですね、市のお金を持ち出すのはこれは許せませんし、私もそれは願っておりません。港と共生していくためにも、ぜひですね、港湾にそのことを強く言う前にですよ、港の港湾関係者やそういう人たちと検証をして、そしてそのことを基にしてどういう対策を立てるかということですね、同じ机の上で議論してほしいと思いますが、市長、そういう考えはないか伺っておきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

安楽川河口につきましては、今ほど答弁いたしましたように工事によりまして、いったんはたい積物を除去したというような状況であります。また再び発生しているというようなことであります。多分、これは港ができたことによる結果ではなかろうかと。特にまた河口部につきまして、港と河口部が接する所が若干台になっているというような形態がございますので、そういったものも影響しているんじゃないかなというふうに私自身は考えているところでございます。

しかしながら、それは専門家が考えに考え抜いた形で、結果ああいった形で港が造られた、岸壁が造られていると、護岸が造られているというような状況でございますので、基本的には地域に、地元の河川に影響がないというようなことを想定して造られているというふうには考えるところでございます。

そのようなことが前提でございますので、現況等をしっかり見てもらって、もちろん私自身も県あるいは国の方々にはいつも話をしているところですが、再度、見てもらいまして検討をしてもらえよう、要請はしていきたいと思っております。

○4番（八久保壹君） ぜひですね、取り組んでほしいと思います。

もう一つ付け加えますと、あそこの航路は、水深14mは、今から5万tあるいは6万tとかだんだんだんだん増えてくれば、未来永ごう、あそこは14mにずっと保たなければなりません。だから、砂がどんどんどんどん積もれば、また掘る。これの繰り返しをすることを認識しておいてください。これは分かりますね。

ということでですね、ぜひこのことについては県当局、あるいは国もあります、四建もあります、こういう人たちとひざを交えながらですね、まず現地を見て検討会なりされて、そしてそれが地域の防災につながってくるんだということ。

それから、先ほどですね、前川や安楽川のことについてやりました、形態災害があると。前の水害と違い、台風の時ですね、市長も御存じだったと思いますが、山崩れ・がけ崩れで流木がですね、安楽川河口中は、抱き回せないようなこういうのが何百本と上がりました。結局、先ほど言った形態災害は上の方で、山間部で起こっていますが、それがずっと来てやったとき、あの志布志の安楽川河口にはああいう状況になって来るんですよ。そして、今土手を造ったあそこは、竹で山のようになっておりますね。ああいう状況がありますので、ぜひですね、今後も形態災害ということ認識されてですね、いろんところで活用していくことが私は大事だと思います。お願いしたいと思います。

次に入ります。

三番目がですね、自主防災組織と行政との連携についてということであります。

今年はまだ、松山町が対象となり自主防災組織推進へ向けた推進活動が始まることになっております。この自主防災組織にですね、行政として何を求めているんだろうかということ。ということはですね、自主防災組織はなぜ必要かということ、そして、そのできたものに何を求めるのかということでもあります。答弁をお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

4月1日現在、本市には自主防災組織が235ありまして、1万5,598世帯のうち1万658世帯が加入して、組織率は68.32%となっております。このことは、これまでの共生・協働型地域コミュニティ創出支援事業の取り組みや、地域防災推進員の養成、及びNPO法人の地域防災推進協議会の御協力等によりまして組織率が上がってきているものと思っております。

自主防災組織の必要性につきましては、災害発生時の個人や家族の力だけでは限界があるため、隣近所の人たちが集まってお互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組むことが必要とされているところでございます。また、その役割としましては、大規模な災害が発生した際、被害を最小限にとどめるため、日ごろから地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など災害に対する備えを行い、実際に災害が発生した際には初期の消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど重要な役割を担っているとされております。

市の自主防災組織の取り組みの現状としましては、なかなか実質的な取り組みがされていない状況であると認識しておりますが、平成19年度から毎年実施している土砂災害全国統一防災訓練の際に地域の方々に参加していただき、自主防災組織の必要性などをお願いしているところでございます。本年度は松山町新橋の前田地区でその訓練を行ったということでございます。消防団、消防署、警察、地域住民の協力をいただき、避難訓練や情報伝達訓練等を実施したところでございます。

議員がお尋ねになられました自主防災組織に何を求めるかということにつきましては、平常時においては、地域の危険性や家庭内での安全点検、及び各種の防災訓練を通しまして日ごろから大規模な災害に備えるほか、災害時においては、大規模な災害が発生したときに人命を守

り、災害の拡大を防ぐために必要な活動を行うということが理想ではないかと思います。現実的には、先ほど述べましたように、自主防災組織の必要性や役割を十分住民の方々に理解していただきまして、最低年に一回は役割分担の確認や話し合い活動などを行っていただきたいというふうに思っております。

今後は市としましても、自主防災組織が機能するように消防団や消防組合と連携しまして、防災訓練、自主防災組織の代表者に対する研修会、アンケート調査の実施など組織の育成・充実に努め、バックアップをしていきたいと考えております。

○4番（八久保壹君） 自主防災組織がなぜ必要かということについても今やられました。これはなるほど一般的なもので、そういうことがいろんな自主防災組織を推進していくときに使われることであります。

それからですね、自主防災組織に何を求めるのかということになっておりますが、今までの自主防災組織もあったはずなんですよね、もう昔に作った。しかし、それは活動をしていないと。新たにまた、コミュニティ事業というんですか、あれを取り入れて新たに作っていかうということで、有明、それから志布志、今年は松山ということでやっておりますが、これはですね、何といいますか、いくら作っても、それから何を求めているのかということに対してですね、今までもそういうことがずっと来ているんですよね。しかし、やっぱり有名無実になってきて、だんだんだんだん廃れていきます。

それから、先ほどの18年の水害でですね、いろんな教訓を受けました、我々はですね。そして、これがですね、今度は19、20年度におきましては、こういう大きな災害は発生していない状況でありまして、住民の方々にとってはあんどしているところなんですよね。だから、よくたとえにですね、「のど元過ぎれば熱さを忘れる」ということわざがありますが、もう住民の方々もこのことはだんだんだんだん薄れてきているのではないかと思います。だから、その辺がやっとならなくても、「ああ大したことはないわ」というぐらいでですね、済まされてきていると思うんですよ。それが、そういう感じをですね、つなぎ止めて、やっぱり次の年も、その次の年へもつなげていくというおぜん立てが私は必要じゃないかと思うわけです。そういうシステム作りといいますか、これが必要ではないかと思っております。

一つはですね、公民館長といいますか、その頭になる人は毎年のように替わります。それから役員もどんどん替わっていきますよね。だから、つぶれていく、名ばかりになって、いつの間にか有名無実になってもうしていないというようなことになります。しかしですね、私はこのシステムにですね、自主防災サイクルというシステムみたいなのを取り入れてですね、これを行政のかなめである防災担当部署と、年に一、二回はですね、もうそろそろこういう時期になりましたと、お宅はどうですかというようなことでですね、やっぱり喚起してやることも大事じゃないかと思うんですよ。それでないとなかなか腰を上げません。ということですよ。

このサイクルを作るというのはいろいろと、自主防災サイクルを作っていくということはいろいろ難しいと思いますが、一つの方法としてはですね、やっぱり担当者としてですね、現地を見

て検証することが大事です。私の地域のことを言いますと、菱田川の河口の部分でこういう状況であると、みんなで行ったら、「こげんなっちゃってや、こやどうにかせんといかんど」というようなことをやって、役所の方に要望しましょうとやりました。土木事務所にやりました。やってくれました。やっぱり自分たちがそうして動いたことがつながってくるんだなというようになってくるんですね。今まではこういうことがないんですよ。任せですよ、自主防災組織任せ。ぜひですね、このことを反省されてですね、やっぱり、何という言葉を使ったらいいか分かりませんが、ひとつの年間を通じたサイクルを作ってですね、そして検証をして、毎回やる必要はないわけですので、あとは自主的な活動ということになりますので、たまにはスイッチを入れてやる、そういうことを行政のかなめとしてですね、住民の安全と安心を守るためにそういう構築をしてほしいと思いますが、この件につきましてははまだこういう方法でやりますとか、こういう取り組みをされていかれる気はないか伺っておきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自主防災組織はいつごろからというふうなお話があったところでございますが、第二次大戦後、戦後の混乱期を除くと、その時期を除いてあったのではなかろうかなというふうに思っております。しかし、これは有名無実だったんじゃないかなということでございますが、極めて限定された形でありましたが、平成7年に発生しました阪神淡路大震災の際に数千人の死者が発生したわけでございます。この時に、実際、災害によりまして倒壊した家屋から消防機関等によって救出されたのはわずか数パーセントであったと。しかしながら、近隣住民によって救出された割合が90%だったということがこの阪神淡路大震災によって分かったということでございますが、これ以来、自主防災組織の必要性・重要性ということについて認識が深まってきました、組織化について本格的な取り組みが始まってきているようでございます。

そのようなことから、今申しましたように、この自主防災組織というのは実際に災害が発生したときには、本当に私どものまちでも大規模になればなるほど、その機関が現地に到達するという点については時間が掛かると、また困難な状況があるということから考えると、地域の方々が自ら自分たちの地域を守っていただくというふうな形の組織づくりが必要かということになるかというふうに思います。

そのようなことから自主防災組織を組織化しているということでございますが、そのことも含めて地域の方々に改めてお話をしながら、今お話がありましたように、この組織の活性化ということも本当に真剣に考えていかなきゃならないということでございます。

年に一回ぐらいは役割分担の確認をしてもらうと。そしてその確認の上に話し合い活動もしてもらうと。改めてそのことができたら消防団や消防組合と連携しまして、防災訓練あるいは防災組織の代表者に対する研修会等も行っていかなきゃならないということでございますので、今後は今申しましたようなスケジュール等を明示しまして、自主防災組織と共に地域住民の安心・安全なまちづくりの体制を構築していきたいというふうに考えます。

○4番（八久保壹君） ちょっと市長の方からも先ほどありましたが、今のこの自主防災組織

の推進にあたっては、先ほど市長も申されたようにですね、阪神淡路大震災後にですね、どんどんどんどん出てきております。そういうことで、私もこの時はですね、会社の本社が神戸の方にありましたので、救援隊ということでですね、神戸の方に行きました。あの時を見てですね、災害とはこんなものかと。

しかしですね、ああいう大きな地震は、これはもう絶対ということは言えませんが、この辺では起こらないと私は思っております。あそこは住民が倒壊した家屋の人たちを救ったのが大分大きかったということですが、この辺の災害というのは豪雨、津波、あるいは台風、そういうことですよ。だから、災害が発生したときは動かない方が安全なんです。あそこはたまたま災害で崩れたもんだから、まだ動けるんですよ。そして隣近所から、逃げるわけにもいかんもんだから、うろうろしてその辺にいるから声が聞こえて助けたというような、これは全然状況が違うわけですよ。だから、この辺もやっぱり把握してほしいと思っております。

そういうことですね、やっぱり行政としてのかなめとしてですね、私はやっぱり使命があるんじゃないかと、大切な使命があるんじゃないかと思えます。これはですね、どんなことかという、先ほど言いました、一回ぐらいは、一、二回ぐらいは、最低二回ですね、こういう組織の長だけでもいいですから集めてですね、会議をしてくださいということが一つ。それからですね、やはり今度は、地域の住民の方々がそういう検証をしたらですね、それを検討してください。絶対検討してください。いやそれはお金が無いですからでは駄目です。どういう状況になっているかということ住民の方々と行ってですね、ちょっと見てもらえば、お金を出して改修はできなくても、逃げる方法はどういう方法があります、こういうのをやっておきましょうとあってですね、ソフトの面で対応できることがいっぱいあるんですよ。だから、お金をやって、お金をかけさせ改修をせんならんとというようなことは、これはもう今はちょっと厳しいので、ぜひこのことを認識してほしいと思えます。私はこういう使命があるんじゃないかと思っております。そして、それがですね、自主防災組織の今後の活動の永続性にもつながっていくと確信しております。ぜひこのことについて取り組んでいただきたい。

最後になりました。

最初、冒頭の方で防災拠点づくりについてちょっと話をしましたが、これはですね、公民館なんかを造るときには、自治会の集会所建設をするとき、市の方では、いくらかもう忘れましたが、改築と新築ではやると。それから、二つの集落が合併したときは2倍くらい、5割増しですか、そういうのがありますということでですね、やっておりました。

これはこの前、前田の所を見せていただきました、あそこの防災をですね。その時ですね、やはり小さくてもいいから、せめてそういう兆候が、雨が降ったら、どんどんどんどん強くなったら大変だということが分かりますので、そこへですね、自主防災組織とかあるいは自治会長さんなんかが集まってですね、「あそこを見てみたら大分増えちよっど」というようなことですね、そういう拠点づくりがですね、今は電話もありますが、やっぱりそういう所でやってですね、ほんならどうしようかということでですね、早くほんならここへ来て、そして集ま

ったら、あるいは車で新橋公民館にみんな連れていこうというような、やっぱり対策が必要なんですよ。

そのためにですね、先ほど言いました、自治会集会所等の建設については補助金がありますが、これにプラスですね、そういう拠点づくりのための、新しくそういう所を建てる所もあるとは思いますが、ある程度がっちりしたのを造ってもらうためにですね、この補助金に、改修とかそういうのですね、上乘せしたような防災拠点づくりのための助成は考えられないか。ぜひ、やっぱりこれも住民の命と財産を守るために必要なことでありますので、答弁をお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市自治会集会所施設整備事業補助金交付要綱によりまして、集会所の新築、増築、改築又は移転の場合は、事業費の40%以内で320万円を限度とする事業があります。

一時的な避難場所に利用できるよう支援をお願いしたいということですが、市では防災計画で一次開設の避難場所として24施設を指定しております。また災害救助法が適用された場合、更に追加避難場所として20施設を指定している状況です。

集会所の避難場所としての活用につきましては、災害時に二次災害等も予想されることから、災害要援護者等への避難場所への移動手段としての集合場所としての活用が現段階では考えられるということでございます。

○4番（八久保壹君） 市長も御存じだと思いますが、私の所は海岸線を有して、津波も来るだろう、あるいは高波もやって、水浸しにもなりますというようなことでですね、新築をする時、ぜひそういう機能を持った所を造ろうではないかということですね、造りました。市長や多くの人たちは御存じだと思います。

そしてですね、今ここをですね、自主的な避難所として活用しております。これはもちろん今の市の条例とかそういうのをやったらですね、とてもできません。条文にありますのでですね。しかし、住民の方々は「よかったな」と言われるんですよ。なぜかといったら、近くにあるから、そしてみんな知っている人が集まって来るわけですね。「おまいげえはどげんやったや」、「おいげえはこげんしっせえな、こっちから水が来っせえ」とか、どうのこうのとかそういう話。ところが、一人暮らしとかそういう人たちが集まって話をしますと、一人で不安なのを抱えるよりか、そういう所に集まってやることができるんですよ。そしてそこで、「ちょっとやっぱりみんながおれば安心できますよね」というようなことになってくるんですよ。

だから、うちの所もこれは一次避難所というよりか、その前の段階ということでもあります。私が言っているのはそのことなんですよ。一次避難所は市が指定しております、これはですね。だけど、最初そういう人が集まって来てくれた、多くの人が、一人もいなかったというよりか、そういう人たちが自主的に避難して来る施設があれば、その人たちが5人、10人来たときは次のガッチリした指定した所に連れて行けばいいわけですから。そういうのを市はもっと考えてほしいなということなんですよ。いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお話しましたように、自治会の集会施設につきましては、そのようなことで自主避難等ができるような形の施設整備をお願いしたいということでは、いただいているところでございます。

そのような意味合いから、現在お話にあるような施設につきましては、その機能を皆さん方が求めていらっしゃる、また機能性を発揮しているのではなかろうかなというふうに思うところでございますが、要は今議員の方からお話がありましたように、市が市民の安心・安全なための避難場所というふうなふうに指定する場所としてふさわしいかどうかについては、また別な観点からその施設については検討しなきゃならないと。もし、それがふさわしくないとすれば、市としましてはきちんと安全が確保できる施設について対応していきたいというふうに思うところでございます。

ということで、問題は、そちらの方に一時的に、自主的に集まっていたいただいた方を速やかに安全な形でいかにして移っていただくか、もし事態が悪化したときに移っていただくかということについて、私どもとしましては何らかの形で検討をすべき内容ではないかなというふうに思ったところでございます。

○4番（八久保壹君） 安全と安心、そして住民の命と財産を守るためにですね、そういうことでできることがあればですね、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、八久保壹君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明17日は、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。

御苦労さまでした。

午後4時10分 延会

平成21年第2回志布志市議会定例会（第4号）

期 日：平成21年6月17日（水曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

長 岡 耕 二

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

下 平 晴 行

出席議員氏名 (32名)

1 番 下 平 晴 行	3 番 丸 山 一
4 番 八久保 壹	5 番 玉 垣 大二郎
6 番 坂 元 修一郎	7 番 鶴 迫 京 子
8 番 藤 後 昇 一	9 番 迫 田 正 弘
10 番 毛 野 了	11 番 立 平 利 男
12 番 本 田 孝 志	13 番 立 山 静 幸
14 番 小 野 広 嗣	15 番 長 岡 耕 二
16 番 金 子 光 博	17 番 林 勇 作
18 番 木 藤 茂 弘	19 番 岩 根 賢 二
20 番 吉 国 敏 郎	21 番 上 野 直 広
22 番 宮 城 義 治	23 番 東 宏 二
24 番 宮 田 慶一郎	25 番 小 園 義 行
26 番 上 村 環	27 番 鬼 塚 弘 文
28 番 重 永 重 久	29 番 丸 崎 幹 男
30 番 福 重 彰 史	31 番 野 村 公 一
32 番 谷 口 松 生	33 番 若 松 良 雄

欠席議員氏名 (1名)

2 番 西江園 明

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 木 佐 貫 一 也
農 政 課 長 白 坂 照 雄	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松 山 支 所 長 上 原 登	志 布 志 支 所 長 吉 野 健 一
水 道 局 長 井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 大 園 朗	教 育 総 務 課 長 五 代 豊 一
学校教育課長 山 口 幸 彦	生 涯 学 習 課 長 小 辻 一 海

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、長岡耕二君と金子光博君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、15番、長岡耕二君の一般質問を許可いたします。

○15番（長岡耕二君） 皆さん、おはようございます。

今日は、朝のトップバッターということで、張り切ってやりたいと思います。

昨夜の夢見がよかったので、今日はいい答弁を市長に期待して質問をさせていただきます。誠意ある答弁をよろしく願いいたしまして、早速通告いたしておりましたので、質問をさせていただきます。

まず、資料にありますように、緊急商工業資金利子補給金交付事業について伺います。

本年度、当初予算で緊急経済対策の一環としてこの事業が計画され、平成20年度支払い分から1%の利子補給をするということで、商工業者にとっては大変有意義なことだと思います。いろいろ話を聞いてみますと、実際のところ対象となる事業所は少なく、幅広く利用できないのではないかと思います。

今年の5月末現在で、対象となる事業所は何件で、事業費がどのくらいあったのか伺います。

また、この事業を商工会を通して利用した資金のみに適用される理由は何か伺います。

商工会員であるけど、商工会を通じてない資金利用をして今回、緊急商工業資金利子補給金交付事業の対象にならない事業所も多いと聞きますが、いったいどのぐらいの事業所があるのか伺います。

また、今後の対応として、商工会を通さずに資金を利用した事業所に対しての利子補給は考えられないか伺います。

次に、農業振興について伺います。

国の平成21年度補正予算も政府与党により通過いたしました。経済危機対策も打ち出されていますが、農家に十分周知徹底がされる状況にあるか伺います。いろいろと、次々と出される対策の市民への周知・連絡をどのように考えているのか伺います。

また、国や県から農家へのさまざまな対策があるが、志布志市で独自の緊急対策は考えられないか、これも伺います。

畜産生産基盤施設整備事業の内容の見直しについてお伺いいたします。

小規模農家から大規模農家まで対応できる事業費の拡大、そして見直しは考えられないかお伺いいたします。

次に、林道境屋柳井谷線の在り方について伺います。

この林道は、国際の森へ行く人や地域住民、そして工事関係者の車や、幅広く利用されている道路であります。この道路は林道であり、木の枝が覆いかぶさって出て、そしてアスファルト、コンクリートにもひびが入って、今、道路を利用するとき、一部は通行止めになっている場所もあります。現在林道であります、ぜひ市道に格上げして、管理の徹底をする考えはないかお伺いいたします。

最後に、もう一つの道路として、J A 鹿島立花迫支所跡地の敷地内に地域住民が生活関連道路として利用している土地がありますが、地域住民が円滑に利用できるように、市で買い上げる考えはないかお伺いいたします。

この場所は、南側に狭い県道があり、離合も難しく、北側には軽トラック1台ぐらいしか通れない道路がありまして、必然的にこのJ A 跡地の敷地内を通行する車が多いのが現実であります。また、近くには保育所もあり、この利用頻度の高い土地をぜひ市道として買い取っていただき、地域住民が安心して通行できるようお願いしたいと思います。

これで1回目の質問を終わり、あとは一問一答方式で質問させていただきます。

誠意ある答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

長岡議員の質問にお答えいたします。

まずはじめに、緊急商工業資金利子補給金交付事業についてでございますが、対象となる事業者は何人で、事業費はいくらぐらいかということについてお尋ねでございます。お答えいたします。

緊急商工業資金利子補給金交付事業につきましては、緊急経済対策の一つとしまして、商工業者の経営の安定化を図るため取り組んでいるところでございます。具体的には、志布志市商工会に加入している商工業者が、株式会社日本政策金融公庫などの制度資金を商工会を通して利用された融資のうち、1年間に支払った融資利率1%に相当する利子を交付するものであります。

御質問の対象となる事業者数と事業費でございますが、あっせん件数が220件、利子補給対象額が約1,200万円となっております。

次に、商工会を通して利用した資金のみ対象とする理由というのは何なのかというようなことについてのお尋ねでございます。お答えいたします。

志布志市商工会から平成20年11月7日付けで利子補給の要望がございました。具体的には、商工会があっせんし、貸し付けた貸付金利息に対する利子補給を行うための資金1,000万円の補助金を要望するものであります。

商工会と協議しました結果、商工会が金融あっせん業務を執り行っており、商工業者が商工会を利用くださることで組織の強化につながるということ、次に、緊急経済対策として取り組んで

いるが、すべての資金を対象にした場合、財源確保が厳しいということから、商工会を通して利用した資金のみ対象とさせていただいたところでございます。

次に、商工会員でありながら商工会を通さずに資金を利用している事業所というものについてのお尋ねでございます。お答えします。

商工会員でありながら商工会を通さずに資金利用をしている事業所数については、正確な数字は持ち合わせておりません。

参考ではありますが、株式会社日本政策金融公庫の融資につきましては、平成20年分につきましては、志布志市の事業者が、約150件の借入れをされております。うち、商工会を通して利用した件数が約50件となっております。鹿児島県制度資金については、平成20年4月から21年3月までに保証承諾した件数は、105件で前年比150.1%となっております。うち、商工会を通して利用した件数が約20件というふうになっております。

次に、今後商工会を通さずに資金を利用した事業者に対して利子補給することについてのお尋ねでございますが、緊急商工業資金利子補給金交付事業は、商工業者に対する緊急経済対策の一環と位置付けております。併せて、志布志市の商業振興を担っていただいております志布志市商工会の組織強化も兼ねております。よって、商工会を通して資金を利用した事業者に対して利子補給を実施するところでございます。

なお、今回の緊急商工業資金利子補給金交付事業は1年限りとなっております。今後につきましては、社会経済情勢を勘案しながら平成22年度事業で協議してまいります。

次に、農業振興について、さまざまな経済危機対策が打ち出されているが、市民への周知・連絡についてはどのようなものになっているかというようなことについてのお尋ねでございます。お答えいたします。

ご承知のとおり、いろいろな経済危機対策の事業が措置されております。実施要綱や要領等が整備され次第、県等が主催する説明会が開催されまして、事業内容が明らかに示されてくるものと思われまます。

事業の周知方法としましては、事業ごとに実施主体が決められておりますので、取り組みも変わってまいります。説明等を受け事業内容の掌握ができましたら、これまで同様対処してまいります。

今回の経済危機対策事業につきましては、市民の方々から照会を受けた情報等を考慮しながら、新規事業の周知や事業導入希望者の確認を進めていくこととしますが、総合的には担い手育成総合支援協議会や水田農業推進協議会、市技連会等の関係機関や事業窓口等と連携しながら、市民が希望される補助事業が十分活用されるよう、市民への周知・連絡には万全を期してまいりたいと思っております。

次に、市独自の緊急対策というものは考えられないかということでございます。

市独自の緊急対策につきましては、お茶や畜産など極めて厳しい経営環境にあると認識しております。このような状況を踏まえ、現在、国の一次補正予算の地域活性化・経済危機対策臨時交

付金を活用しまして、市独自の緊急対策を実施できますよう、県との協議に向けて準備を進めております。

まず、農政関係につきましては、茶の品質向上並びに生産コスト低減対策としまして、生産資材購入費の一部を支援し、生産農家の再生産意欲を高める措置を講じたいと考えております。

また、畑かん営農についての受益者の水利用促進と水利用の理解を深めるため、受益者農家へ貸し出すための散水器材を購入しまして、畑かん営農の推進を図っていこうと考えております。

次に、畜産の肥育牛部門においては、出荷対策と導入対策として支援しまして、肥育農家の再生産意欲を高める措置を講じたいと考えております。

また、子牛生産農家や酪農、養豚においても、経営基盤の根幹となる素畜の更新が計画的に実践されるよう、既存事業の優良種畜保留導入事業の拡充によりまして、農家の再生産意欲を高める措置を講じたいと考えております。新たな施策がまとまりましたら改めて提案してまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。

次に、畜産生産基盤施設整備事業の内容の見直しというものは考えられないかということについてお答えいたします。

畜産生産基盤施設整備事業の内容見直しにつきましては、御指摘のように、平成21年度は20年度に比べて各対象事業の補助額を1割削減しまして事業継続をしているところでございます。この背景は、市の予算にも限りがございます、新たな補助事業を追加し続けることはできないため、毎年の予算編成方針の定めにおきまして、「新規事業は、新規事業1件につき廃止事業1件以上を要し、新規事業に係る一般財源要求枠につきましては、廃止事業における一般財源の範囲内とする」として運用いたしております。今回は、畜産生産基盤事業の中に新たに牛舎改修事業を発足させることに伴いまして、その財源確保のために既存事業の補助額を1割削減したものであります。このような事情から、既存事業の1割復元を見直すことは難しいと考えるところでございます。

畜産経営の厳しい環境をかんがみますと、でき得るなら既存事業分の補助額の削減をせずに支援できればとも考えますが、全体的な予算編成上の取り組みの一環でありますので、御理解をいただければと思います。

次に、林道境屋柳井谷線のことについてお尋ねでございます。市道に格上げできないかということに対しましてお答えいたします。

林道境屋柳井谷線は、昭和23年から昭和52年までに開設されました延長9,076m、幅員4mの林道でありまして、平成6年度までに改良舗装の整備を完了しているところでございます。

現在は、林道の持つ多面的な機能を保つため、市内林道の集落道的な基幹林道を定期的に草木の伐採、路面補修等による維持管理を行っております。なお、本年度4月から緊急雇用経済対策事業としまして、4名の作業班として新たな雇用を確保し、市内の林道整備をはじめ農林水産業施設等の維持管理を行っているところでございます。

林道境屋柳井谷線を市道に格上げする場合は、道路法に基づく台帳整備が必要でございまして、

500分の1の平面図作成や道路交付税に関する調書の作成など、多岐にわたりまして道路台帳整備が必要となります。その費用は、林道の延長が約9kmでありますので、測量調査だけでもkm100万円程度の費用がかかるということから、台帳整備まで含めると1,300万円程度の費用が必要となります。また、現在ある林道台帳とは要綱が違うため、道路法に基づく管理のため多額の費用を必要とするということでございます。

大性院集落の起点から益倉集落の最終地点までの市道認定は考えられますが、その先の陣岳国際の森を経由しまして柳井谷集落の終点区間は、一般車両が安全に通れる道路規格でないこと、また道路こう配も急なことから、今のところ市道格上げについての考えは無いところでございます。

梅雨時期などの自然災害が懸念される時期につきましては、通行止めなどが想定されますので、より安全な県道を利用していただければというふうに考えているところでございます。

次に、JAそお鹿児島立花迫支所跡地につきまして、地域住民が生活関連道路として利用している道路が含まれているようなので、市道として買い上げができないかというようなことについての御質問でございます。お答えいたします。

御質問のJAそお鹿児島立花迫支所跡地の件についてでございますが、JAそお鹿児島が公売を行っている部分ではないかと考えます。その場所は、旧支所の建物や農業に関する倉庫、一部防火水槽など、以前から設置されている所であると思えます。

農協は地域に密着した事業所であり、農業に従事される方のほか、一般の方でも往来が可能なオープンスペースであったと確認しているところであります。

質問の部分は、建物の前面に駐車場としての用途を含め、一般の方も往来できる部分であったと感じており、結果的に地域住民の方が利用していたことであり、あくまでも道路としての位置付けとはいえないものであると感じているところでございます。

現在、民地を市の道路として買い上げる場合、ほとんどが道路の拡幅などによる場合であって、計画に基づいて買収していることから、御質問の買い上げについては困難なものであるというふうに考えているところでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○15番（長岡耕二君） 答弁をいただきましたが、まず、緊急商工業資金利子補給金交付事業について伺います。

私もこの事業は大変いい事業だというふうに考えて、商工会とかいろいろな所も宣伝をされております。それを聞いて事業所の方々といろいろ話をする中で、最初こういう事業があるということでお尋ねをいただきました。その中で、市役所、商工会に連絡したけど、内容が詳しく分からないということであって、私が3月の定例議会でありました説明資料をある事業所の方に見せました。その中での反応であります。いろいろ金融機関に問い合わせたりしてみますと、商工会を利用して融資をいただくというのは、今のところ融資の関連の方がおっしゃるには、緊急対策として商工会を利用するんだったらちょっと時間がかかるということですね、政策銀行にも相

談したところ、2,000万円を超す部分は商工会の推薦が要るということで、1,900万円ほどにして申請を緊急の場合は出していただくというのが現実ですということをお教えいただきました。

その中で、この説明資料を見せた時ですね、これは一部の人しか利用できない制度であるというふうに伺いました。それは、いろいろな問題、今、緊急対策として市長も述べられたようにですね、緊急を要する事業でありますよね。そういうとき、やはり商工会を通じてするには時間がかかる。そして、今説明がありましたように160件のうちの50件、そして、融資の一部ですよ、これも。あとは、銀行などで融資を受ける部分がかかなりあるように見受けられます。

そこで、商工会を通じて平成18年1月から19年に融資を受けた、そして20年1月から21年の利子補給をするということでもありますよね。これを見たとき、やはり緊急対策で政策として持ってきたとき、平成18年からの融資というものは、本当の緊急対策の資金であつたらうかというふうに考えられます。

それと、この期限ですが、今年だけの利子補給ということではありますが、今年だけで緊急対策が大丈夫なのかなというのが、今、ちまたで、経済界で言われている状況ですよ。政府も21年度の補正予算を出されて、今度は使いやすい事業として、そして地方が使いやすい資金にしてありますから自由に使っていただく資金が結構ありますよということをお聞きした部分で、今後も、まだこの対策としていろいろあろうかと思いますが、そのへんを市長はどのように考えておられるか伺います。

そして、今後の対応として市長が言われましたが、今後考えていくという中に含めて、その答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、緊急商工業資金利子補給金交付事業につきましては、商工会を通じてただいま事業を展開しているというようにございまして、そのようにございまして、緊急ということでございまして、とりあえず今年度ということになりまして、22年度についてはこれからだということにございまして、このことにつきましては、私どもも事態の推移、景気の動向ということを見極めながら、また更に次年度についても要望が必要ということになれば直ちに要望しまして、このことについては関係機関も含めて要望を重ねていきたいというふうに考えます。

そして、21年度分については、今お話がありましたように、使いやすい形で資金の事業執行ができるというふうになっているというふうに聞いております。

○15番（長岡耕二君） 今後はそういう対策でやっていくということですので、ぜひやってください。

商工会から要望があつてやられたというのは、本当、当然だと思いますよ。その中でですね、やはり商工会の対策として18年からの融資を対象にしたということですね。今後、市長がいい答弁をされたんですが、21年度以降の対策として商工業者が見たときですね、やはり18年1月から融資を受けた部分が緊急対策であるだろうかという疑問を投げ掛けられる部分もありますよね。これは商工会への対応ということでされたというふうには考えますが、やはり事業者への対応と

いうのはですね、事業者が融資を受ける部分というのは、やはり経営者にとっては融資を受けるというのはちょっと人に分かってほしくない部分もあるかと思います。それで件数もいろいろ、およそ言われた部分はその部分であろうと思います。これで見るときですね、お宅の調査の中で、商工会を通じている部分が3分の1ということではありますが、銀行を含めてやった部分では、融資の人に聞いてみますと、この対象になるのは1割程度でしょうと、3割はあるのかなというふうに聞かされました。財政的にちょっと厳しい部分があるということですね、1,000万円程度を計画されたということではありますが、今後、この経済対策としてはですね、やはり1,000万円では。いろんな事業が経済対策としてはありますが、この1,000万円の予算を増やす考えはないか、それだけちょっとお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市としまして、緊急経済対策というようなことで、商工業者の方に対する事業というものはいかようなものがふさわしいか、あるべきかということについて、関係者と協議した結果、商工会の方々からこういった形で利子補給事業というものが出されてきたということでございます。

そして、さらに市としましては商工振興というようなことから、商品券事業というものを提示いたしまして取り組みをさせていただいているところでございます。この商品券事業につきましても2億円というような多額の商品券を発行するというに伴いまして、総体として2億3,000万円というような形の事業になっているということでございます。これらも併せての商工振興だというふうに御理解いただければというふうに思います。

そして、私どもとしましては、この商品券事業につきましても、今お話があります利子補給事業につきましても、動向を見極めながら、もし市内の事業者の方々がもっと欲しいと、そして現在の予算では足りないというようなことになるとなれば、そのことについては、前向きに対応しようというようなふうには考えているところでございます。

○15番（長岡耕二君） ぜひそういう形ですね、続けてほしいと思います。

そして、私の質問の中にもありましたが、商工会を利用して融資を受けるほかのですね、事業所の対策というものも、やはりいろいろ聞いてみますと、1割程度の人が恩恵を受けるというのはですね、やはり事業としては、なじまないということではないですが、事業者に対してのですね、やはり広い意味での融資を受けるということで、予算に限りがありますが、その部分。簡単に言いますと、商工会を通じた部分でないと助成は受けられないという部分、この部分をどういうふうに市長はとらえているか。この部分だけお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市内で、さまざまな形で経済事業に取り組まれる方がおられるわけでございます。

商工業をされる方は商工会を中心にして、結束してその商工振興に当たられるということ、そしてまた、農業をされる方は農協等を中心として、結束して御自身の振興に当たられる、あるいは漁業の方についてもそうであろうかと思えます。

そして、森林業についてもそうではないかなということございまして、私ども行政としまし

では、そのような形で団体として取り組まれている多数の方々に対応せざるを得ない、個々の方々につきましては個々に対応していただいている状況でございます。今お話があります商工会についても、商工会を組織として利用されているの方々について、私どもは今回も対応させていただいたというようなことでございます。

○15番（長岡耕二君） 市長の見解と私の見解はちょっと違いますが、事業としてはですね、そういう対応しかできないのかなというふうに考えますが、今の現実を見たとき、グローバルなとらえ方をいたしますと、JAさんの話やら商工会の話が出ますが、やはり今は金融にしても大きな銀行、地方銀行がですよ、「融資を受けませんか」というふうにダイレクトで来る時代ですよ。そういうとき、商工会を通じて、JAを通じてというのは、やはり行政ですることによってちょっと考え方の変化を、時代の流れに合わないというのではないですが、そういうところを含めてですね、今後は考えるべきではないかなというふうに考えています。

商工会、JAさんを通じてやるということは、束ねてやるということもありますが、今の時代にはやはりそうじゃない部分も地域にはあるということですね、含んで今後も政策を掲げていかないと、行政離れというんじゃないくて、ある一部の人を、一部のところだけを補助するという考えはですね、今後は見直していくべきではないかなというふうに私は考えています。

そうでないと、やはり事業所もいろいろ、1割、普通の民間の銀行なんかを利用している部分というのはですよ、これに含めたら何パーセントにしか、この対象になる人というのは少ないような気がいたします。ぜひ、そういうところも今後の対策として行政は考えるべきであろうというふうに、私はそういうふうにとらえていますが、市長、もう一回その点をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話があります商工会、ないしは先ほどお話ししました農協、あるいは森林組合、漁協、そういった組織に属されている方というのは、極めて経営基盤が弱かったり、経営資質がまだまだ足りなかったりというような方々が多いんじゃないかなというふうに思います。それらのものを御自分で何らかの形で経営できるというような方々は、今お話がありましたように、国あるいは県と直結した形で事業の導入を持ってこられる資質がある、力があるというようなふうに考えるところでございます。

そういった観点からしまして、私どももすべての事業者に対して対応できればよろしいわけですが、自力でできる方は、自力でそういった形の経営環境の変化については対応をしていただく。しかしながら、この環境の厳しい中でなかなか自力でできない方については手を差し伸べてあげたいというようなことから、そのような方々が多く集まっている団体というものを対象にして政策として行っていくんですよということになろうかと思えます。そのようなふうに御理解いただければというふうに思います。

○15番（長岡耕二君） 市長と私とちょっと考え方が違いますが、ちょっと時間がないので次に入るために、また後でこのことは議論する機会があるんじゃないかなというふうに考えていますので、そっちは済みまして、農業振興についてお伺いいたします。

今まで同僚議員が一般質問をされる中で、今の農業情勢、世界情勢は、ある程度皆さんが御存じのとおりで、答えのしようがないぐらいの状況であります。今までの中でも一番問題になっている、主力になっているお茶、畜産、そういうことでいろいろと質問があり、答弁もいただきましたので、その部分は大まかな形で質問させていただきたいと思います。

農業振興だけじゃなくて、世界的に、経済的に、いろいろな形で経済危機対策を、国や県、そして今もありましたように、市でもいろいろな経済対策を緊急にやられていることは十分承知しております。

その中で、21年度予算が成立して間もなく、21年度の補正予算を政府は成立いたしました。やはり、政府もこれだけ対策として緊急にやられているということは、危機的な状態というのが現実であり、マスコミでいろいろ聞きながら、また、自分たちも厳しさというものを実感しているのが現実であります。

そこで、今次々と出されている政策というものを住民にどういう形で知らせるかということがあります。志布志市でいろいろな農業政策をやっておりますが、大まかに見て、もうこれ以上現場で努力している農家の皆さん、お茶にしても肥育の皆さんにしても、やはり現場での努力というのは、ある程度もう限界があるんじゃないかなというふうにとらえています。

その中で、政府やら県がいろいろとやられている事業、これはもちろん進めていってやらないといけません、今後、行政で考えていけないといけない部分は、やはり農業の地域でありますので、お茶にしても、この前の同僚議員の中でお茶が増え過ぎた、いい品質の分とかそういう部分もありますが、やはりここで市として考えていけない部分は、変革だろうと思えます。この百年に一度の厳しさの中で、百年に一度のチャンスでもあると私はとらえています。

その中で、私たちも今まで地産地消ということで、いろいろとやってまいりました。そして、いろいろと市の方でもやられた経緯があります。例えば、私たち肥育農家で地元で、とれた分を地元で肥育して、地元で販売してみようということで、地産地消でアピアを中心に、年に2回ほどやってまいりました。そして、今回も課長の皆さんやいろいろな方々に、行政の皆さんにも無理して消費していただいたのがこの前で、4月12日から13日にかけてやったわけでございますが、やはり地産地消としてやってきたが、私を含めてですね、生産から消費まで考えたとき、やはり売ることの厳しさというものを実感しました。そして、生産の現場での苦しみも分かっております。

そこで、行政としては、お茶が売れない、肉が売れない、こういうとき、やはりリーダーシップをとる人は考え方というものを変えていく時期でもあるし、チャンスでもあるというふうにとらえています。

その中で、ある村長の農業新聞の話、これは坂元議員から借りたものでございます。長野県の川上村の村長でありました。この人の異名が「機関車」というふうにあだ名が付けられたというふうにありました。そして、私が今月の月刊誌で見た村長が、やはり同じ長野県の川上村の村長の話がありました。いろんな情報を聞いてみますと、やはり行政のリーダーは変革に対応して、

カリスマ的な存在というのが、機関車といいますか、そういう形であろうかと思えます。ここよりちょっと小さな村でございますが、その人がやはり有名でありまして、1戸当たり平均2,500万円ほどの農村の収入があるということでもあります。その村長の機関車というのが、やはりリーダーシップをとる人が変革にいかに対応できる人であるか、厳しさの中から見いだしたというのがありました。ここはレタスを作ってやっていると。その中で、レタスを作っているアメリカにある州ですね、州と姉妹盟約を作って、そこと交流していると。いろんな角度であります、やはりこういう厳しい時にリーダーシップをとる人の発想というのが大事ではないかなと思っております。

私が考えているのは、いろいろな話をしながら、地産地消の中でですね、消費というものはもう限界があるのかなというふうに考えています。そこで、地産地消の「消」、消費の方をですね、「商」の地産地商ということで、やはり今後、方向転換と言いますか、そういう形で考えていけないか、そういうことで提案していけたらというふうに考えています。

これはなぜかと言いますと、お茶の一番いいところが余っている、売れない。そして今、畜産である高級牛肉が売れない。やはりそういうところを、地元の国会議員の先生ともちょっと話したんですが、「先生、ここをどうにかして売ってくれば、この辺はある程度この危機は乗り切れますよ」と、そういう話をしながら、お茶もやはり、どこで消費するのか私もあまり知恵も無いので、やはりそういう方向転換と言いますかね。牛肉の方は「先生、学校給食にA-5の一番おいしい所を子供に食べさせてみられたらどうですか」ということですね、冗談まじりに言ったら、これもいい話かなというふうに先生と冗談を言いながら話したんですが、やはり方向転換というもの、百年に一度のチャンスですので、そういうところをやはり考えて、お茶もちょっと減反した方がいいんじゃないかとか、いろいろな考えもありますが、方向転換をしてですね、やはりいいのがあれば、いいのを売るということですね。

お茶も、昨日、おととい、シンガポールに高級牛肉を売っていくというのが新聞に載っておりましたが、今、香港と台湾ですね、そしてシンガポールに牛肉を売っていますが、これもある程度好調でありますよね。そういうところを、生産基盤の中では限界がありますので、お茶はどこに売っていけばいいか私もちょうと想像が付きませんが、そういうところで方向の転換を、部分的には地産地消の「消」を「商」にするということですが、そういうところを市長はどのように考えておられますか。

通告をしていませんが、客観的にどのようなとらえ方をされて、これ以上のことを市長は考えておられるだろうと思っておりますが、そういう部分についてちょっと質問させていただきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

日本の食糧基地と言われるこの南九州地域は、さまざまな農・畜・水産物が産出されるということでございます。そして、それぞれの品目ですばらしいものが産出されるということで、全国にそれが食糧基地としての機能を担いながら販売されているということになるかというふうに思います。

そのような中で、最高級品と言われるものについては、極めて限定された形で消費がされる、そして、限定された方が消費されるというようなことになりまして、この地域でその最高の品質のものを消費していただく方がいかほどいるのかなというふうには少し考えたところでございました。

しかしながら、私どもは、せっかくそのような農・畜・水産物があるということでございますので、そのものについては、やはり触れる機会が必要ではないかなというふうに思います。

今議員の方からお話がありましたように、学校給食等というようなことも一つの何らかのそういった取り組みとして必要な面もあろうかというふうには考えるところでございますが、現在、地産地消というような面からも、地元の例えばメロン等についてはJA等からそういった機会を与えていただいている、あるいは、いちご等についてもそういったことがあるというようなふうには聞いております。そういったできる範囲内で地元の生産者とお話をさせていただきながら、そのような日本の中でも最高の品質を誇っている農・畜・水産物について、触れ合う機会をもたらしたいなというふうには考えるところでございます。

○15番（長岡耕二君） ぜひ、緊急にそういう対策をお願いしたいというふうに考えています。

それはですね、やはり今度の21年度補正予算は、政府が成立した、これは使い勝手のいい、地域でいろんな形でやってくださいという金がありますので、ぜひそれを使ってくださいよという感じで、逃げ道か知りませんが、そういう感じで行われましたので、ぜひこの対策の中でですね、緊急にやってほしいというふうに考えています。

それはなぜかと言いますと、この経済対策というものは、緊急に、少しでも早くすることによって対策という効果が出てくるというふうに考えてます。名前も「緊急」ということですので、ぜひそういう形でですねいいことを利用して、この地域の活性化、ほかの所よりこの地域ができるだけ早く脱皮できる政策を、そして変革のある、市長は私なんかから比べたらですね、すごくこっちの方もすばらしいノウハウも持っていますので、ぜひそういうところを、角度を変えてですね。やはりこの機関車じゃありませんが、今は機関車じゃなくてですね、新幹線があります。ロケットもあります。そして、今度は「ロケット」という異名の市長のノウハウでですね、ぜひ、そういう変革の時代に対応できるリーダーシップを発揮していただいて、緊急にやっていただくということを提案して、この部分は終わりたいと思います。

後でまた、いつかそういう機会があるかと思っておりますので、その時にまた続きはやりたいと思います。また、もうあと私なんかも半年しかありませんので、そのつもりでよろしく願いいたします。

そして、畜産生産基盤、ここに一部入らせていただきます。

この事業はですよ、今まで何年間ぐらい、何年前にやられたのかなというふうに考えています。それはなぜかと言いますと、農家の皆さんがですね、やはり「これはもう使ったよ」と、そして「予算もこれぐらいじゃ、今の時代に合ってるのかよ」といろいろ言われます。財政面でちょっと厳しいところもあるかと思っておりますが、ちょっと畜産の方々が出された政策の数字を見えます

と、市長も言われたように、1割カットして政策が通ったというような感じの金額ですよ。やはりそういうところをですね、新しいものを入れたから1割カットしたよというんじゃないで、やはり政府も金を出してますので、そういうのを緊急にですね、やはり今言われたが、来年はこの倍でやるよというような感じですよ、政策をぜひ。昨日の答弁でもありましたが、この政策をやったら20億円ぐらいの政策が出てきたというように市長が驚いておりましたが、それぐらいでも足りませんよ、この緊急対策というのはですね。やはりそういう気持ちで対応していただければ有り難いというふうに考えています。

これは答弁は要りませんが、それだけ要望をしておきます。

次に入りたいと思います。

林道を市道にというのは、金がかかるからできないというふうに市長の答弁にありました。ここは確かに林道ですよ。ですが、利用される方々がかなり多いですよ。「国際の森に上がってきて、こっちに來たら木の枝があつて、やつと降りて來ました」と言われる方々もおられます。そして、「バイクで行ったら、下りで石ころが落ちていて危ない目に遭いましたよ」という苦情もあります。やはりですね、管理、そういうところは、市道にできなくてもですね、雨の時期になればずっと通行止めになるという道路ではですよ、住民に不都合な道路はですね、いくら林道であっても、やっぱり管理はしっかりと。私が一般質問をするからということではなかったんですが、土手払いをしてありました。だけど、木の枝、通行止めはまだ依然と続いております。

これも時間ありませんので、また議論することにしまして先に進めます。ぜひそういう所は、やはりその担当の方々がしっかりと管理をしていただくということでお願いします。

○議長（谷口松生君） 長岡議員、具体的に質問をして進めてください。

○15番（長岡耕二君） はい。

具体的にと言いますが、もう今までの中で答弁があつたものだから、大まかな形でしかできないかなというふうに考えていますが、やはり身近なところにちょっと時間を入れて質問させていただきます。

身近なところでいつも私なんか相談を受けるのは、道路行政です。その中で、今度二点ほど取り上げたのは、その一部です。いろいろな要望をいっぱいもらっていますが、この一部にした訳は、大変重要な、苦情の多い、要望の多い場所を二つに絞りました。そういう気持ちで聞いていただければ有り難いと思います。

J A 鹿兒島立花迫支所跡地の道路の問題でございます。やはりこの地域はですね、県道も狭いし、いろいろな苦情があります。この立花迫支所跡地、ここはですね、その中に精米所があったり、近くにはですね、立花台という住宅があります。そして保育所もあります。田舎の方では、住宅というか、事業所は立花迫支所がありましたので、いろいろ集中的にある部分であります。

私もここが閉鎖された時ですね、ちょうど建設課に相談したことがありました。ここが閉鎖されましたが、この地域の人が何か公共で利用できる、道路として市は買ってくれんだろうかと。

その時もそうでした。相談しましたら、「ここは道路としてつこがないかな」と。はじめて見る人はそう思います。ですが、この地域に住んでいる人は、かなり生活関連道路として重要な、道路ではないですが、今までいろんな形で利用されております。

市長の答弁の中で、市道として買い上げる気持ちはないという答えでしたが、もう1回答弁をいただくために、もうちょっと誠意ある答弁をもらうために、ちょっと部分的にお話させていただきます。

この場所を、私も近くに住んでおりますが、いろんな形でですね、大型のトラックが県道を走りますよね。走ると、ああ離合できないなというときは、すぐそっちの方向に行く道路なんですよ。大型同士が離合できない県道なんですよね。上の方には三角になった市道もあります。そこへ行く時もですね、やはりこの道路を、道路と言いますか、この施設を利用しているんですよ。そして、保育園なんかに連れて行く、帰る時、ここを通るんですよ。そして、団地の皆さんも、市道から県道に出る時はこの所を利用されるんです。そして、学校の行き帰りをされる子供さんなんかも、県道は狭いですので、こっちの方が安全だということで利用されるときがあるんです。ここを利用している人でないと分からない、そういう所ですよ。そういう所を市で買っていただく、やっぱり条件があるかと思いますが、もう1回市長の答弁をいただきます。誠意ある答弁をよろしく願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、この地につきましては、JAそおの方で民間の方と話が進んでいる土地であるというふうにお伺いしているところでございます。そのようなことから、その推移を見守りたいなということもございます。そして、そのことでもって解決していただければ、むしろそちらの方が望ましいというふうなふうに考えているところでございまして、私どもとしましては、市道の整備ということにつきましては、総合的な計画を立てて整備をしていく、ましてや新しい路線になると、かなり長期的な視点からそのことについては考えなければならないということになろうかというふうに思います。

そして、買収する土地につきましても、拡幅等に伴う場合につきましては積極的に対応しているというような状況でございますので、そのようなふうに御理解いただければというふうに思います。

○15番（長岡耕二君） 市長の話を聞いていますと、市道で買わずに何かいい対策があるというふうになんか聞こえましたが、その部分はどのような形で進めていかれるつもりなのか、もうちょっと掘り下げてお願いいたします。

○市長（本田修一君） 今お話ししましたように、この土地につきましては、JAそおと民間の方々の中で話が進んでいるようでございますので、その推移を見守っていききたいというふうなふうに考えるところでございます。

○15番（長岡耕二君） そういうことがあればですね、やはり住民が住みやすい形で進むのであれば、これで私の一般質問は終わらせていただきます。

まだいろいろと議論したい部分ではありますが、次の機会をみてやるかなというふうに思います。これで私の質問を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、長岡耕二君の一般質問を終わります。

次に、25番、小園義行君の一般質問を許可いたします。

○25番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。

今、国の政治も衆議院の任期切れを前にして大変騒がしい状況であります。郵政の問題等々を始めとして、鳩山総務大臣が辞任をするということでもあります。そういったことに対して、国民の反応は様々であります。国の政治が真に国民の側を向いて行われているのか、それとも自らの権益そういったものを守っていく側を見て行われている政治なのか、これは来るべき総選挙によって国民が審判を下すと思います。私たち日本共産党はこれまで、国民が主人公という立場で、全力を挙げて全国津々浦々で活動してまいりました。私もその一人であります。そして、ここの市議会、また志布志市においても、当局の皆さんを始め、市長を始めとして、いつも市長が申しておられます、市民の目線に立った行政、こういったものを追求して、私も残された任期を全力を挙げて努力をしていきたい、そういった立場で質問をさせていただきます。

それでは、通告をしていました点について、順次質問をしていきます。

まず、国民健康保険についてであります。

我が町の国民健康保険税条例は、第1条で納税義務者をうたっております。その第1条、「国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する」。第2項で、「国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であって当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する」というふうに条例がうたってるわけですね。平たく言うと保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に課しますよと、そして第2項は、世帯主が社会保険であったとしても、共済組合に加入されている方であったとしても、その世帯に国民健康保険の被保険者がおられれば、国民健康保険に加入されていない世帯主に対して課税をしますよということをおうたっているわけですね。

今、国保税は、私が市議会議員になりましてからもそうですが、滞納等々を含めてですね、相談があるものの中で一番多いものではないでしょうか。よく税務課長の所をお願いに行って、分納だとかそういったものをお願いをしたり、税を納めなければいけないという、そういうことが住民の方からあったときには、一緒に相談に行く、そういったことをよくしております。

そういった中で、この現状がですね、大変志布志市の国保税は高いわけですけど、この保険税条例のここは、入り口のところで、例えばそういった第2項になるようなときには、いわゆる住民の届け出がされるその窓口の所と税務課との連携というのがとても大事だろうというふうに思うんですね。そういったものが十分になされているのかということで、まずお聞きをしてみたいと思います。

○市長（本田修一君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

市民環境課、税務課との連携についてということであろうかと思いますが、市民環境課の窓口に入転・転出等で来られた際には、国民健康保険の資格取得・喪失に係る方なのか、住民異動届、転出証明書等を基に聞き取り等を行いまして、世帯主が社会保険の場合で既に居住されている場合は、転入される方々が国保である場合、擬制世帯ということになるわけですが、擬制世帯の制度について説明し、世帯主の同意を得られているか、得られていない場合については得てくださいというお願いをしているところでございます。

その後、国民健康保険係へ案内しまして、国保係の方で必要事項を確認し、資格取得・喪失の事務処理を行い、さらに新規取得者に対しては国民健康保険制度の説明が行われます。

また、国保の資格取得・喪失のみの場合は、直接国保係に来られます。国保係でも擬制世帯となる場合には、その世帯主になられた方に国保税の納税義務があることを説明し、税務課では課税の時期、課税客体、賦課及び納税などの説明をいたしているところであります。そして、届出人の方には、必ずその世帯主の方へ課税等についてお伝えいただくようお願いしているところでございます。

このように、関係課で連携を取りながら対応しているところでございます。

○25番（小園義行君） 今、市長の方で、十分に連携を取っているということでもあります。

実はですね、このようなケース、擬制世帯という言葉ですけど、本人が国保でない世帯主のところに被保険者がおられると。これは当然、子供はその人の扶養に入るから問題ありませんね。これまで相談を受けた例として、世帯主がおられますね。この人は社会保険、共済組合いろいろあります。ケースがいろいろあると思うんですよ。そのときに、今回のケース、その前のケースもそうですけど、自分の兄弟がいつの間にか自分の世帯に入っていると。これは別なお姉様がいろんなことがあって入れたりですね、そういうことが発生して、当然住居は別なんですけど、別な所に居るんだけど、しょうがないということで実家のお兄様の所に入れたと。その後、実際は保険税が、そこで国保が発生するわけですね、失業とかいろんなことをされて。ほかの保険に加入していればそういうことはありませんけど、失業とかいろんなことが起きたときにこのケースが起きるわけですね。

今回、その方から相談があったのは、いつの間にかって、本人はそうおっしゃるわけです。いろんなケースがあると思います。そういった状況の中で、亡くなったりすると当然、当該世帯主であるそのお兄様に、国民健康保険税がこれだけ滞納がありますよみたいなことで、払ってちょうだいって来るわけですね。そうすると、自分は社会保険だから、何でおれが国保税を払わんといかんのかということに勢いなるわけですね。

そうすると、当局の方々も当然一生懸命努力されているにもかかわらず、そこでうまく納得がいかないわけですよ。

これはほかの制度でも一緒です。例えば、私なんか、サラ金関係で自己破産とかいろんなことを手伝いをさせてもらいますけど、仮に僕の弟が借りたものは、僕に請求されても「いや、それは僕の弟に言って」と。これで一切、私が支払う義務はないわけですね、法的にも。でも、な

ぜか国保税だけは、世帯主に来るといふふうになっているものですから、市長、こういう状況をどんなふうに、あなたがその当人だったらいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

世帯主が社会保険等で、そして新たに国民健康保険の方が世帯員となられた場合には、私どもの方では、必ずそのことについては、世帯主の方にお話していただきたいということをしているところでございます。

しかしながら、ただいまのお話にありましたケースについては、そういったものは取られていなかったのかなというふうに感じたところでございます。

世帯主ということで、その方が国保上は自分に関係ない方のそういった税金まで納めなければならぬという制度につきましては、世帯自体が住居を同一する者の営みであるというようなことで、一緒におられる方々がお金を出し合って一つの財布から日常の生活費を支出している、そういうことで、お互いに助け合っているところが世帯であるということであろうかというふうに思います。

一般的には、家族で一緒に食事をしていけば生計は一つであるというふうに言えるかと思いません。世帯分離ができるかどうかということにつきましては、生活の実態として世帯が別なのかどうかということをごさいますして、住居が同一の場合でも、生計が同一かどうかという判断は、突き詰めて考えると難しいこととなりますが、独立の収入があり、食費をはっきりと別にしてしているという世帯なら別というふうに考えてもいいわけでございます。そういう場合には、世帯分離の届け出を出してもらおうというような方向になるかというふうに思います。

そうなれば、今お話になったようなケースについては、当然国保の加入者が払うべき義務が生じるということになるかと思いません。

○25番（小園義行君） 今、市長が答弁されたように、だれだって払いたくないんですよ、正直言って。実際、ほかの制度は払わないでいいよということで、例えば電話料がありますね。この電話料、NTTから来ます。だけどそこにですね、子供がアダルトの関係のすごいやつに通信しちゃって、すごい料金来たときに、そのお父様は、一切私はそういうことをしていないということでやったときに、やったその子供に対して請求するかといったら、私に来るわけですね。でも、それは実際裁判で、いや、払う必要はないと、請求はここにやれというような判例まで確定しています。

そうしたときですね、非常に国保のここは今皆さん大変な状況でされているというのは、昨日、おとといからの一般質問でよく出ていますよね。

そこで、この擬制世帯と言われている、その世帯がどれぐらい本市にあるんですか。ちょっと教えていただけませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

20年度に新たな擬制世帯になった届出数は、1,042件であります。このうち、世帯主が後期高齢者医療保険被保険者になりまして、世帯内の国民健康保険被保険者の擬制世帯主となった件数が

937件ということで、残り105件が他の社会保険等で擬制世帯主になった件数でございます。

また、年間に減となりました擬制世帯の数は289件ということでございます。

○25番（小園義行君） この後期高齢の関係はもう当然同じ世帯であれば、だんなさんが75歳になって、奥様がその下であれば擬制世帯になっていきますね。これは言葉は悪いですけど、了解をするわけです。

でも、残りの105件と今答弁がありましたけど、この社会保険なり共済組合に加入されている方々、今後、ここにおられる議員の方々も当然、そういった問題等が発生したときに、相談がありますね。これ、本当に相手の方に理解をしてもらおうというのは大変な努力ですよ。簡単にはいかんと思います。もちろん当局もそうでしょうけど。

そこでですね、国民健康保険法第76条が、保険料をこういうふうにしなさいというふううたっています。第76条はですね、保険者は事業に充てるため、費用をですよ、「世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない」というふううたってるんですね。わが市は、国民健康保険料ではないわけですね。国民健康保険税ですよ。そうしたときに、この限りでないということであれば、世帯主以外からもしていいよということですよ、簡単に言えば。その逆もあるわけですけど。そうしたときにですね、私はうちの国民健康保険税条例第1条第2項の擬制世帯の関係でしたときに、これから先の転入したり、いろんなときの入り口のところで、問題が発生したときの出口のところをどうするのかというのは、非常に大事なことだろうというふうに思うんですね。

そこで、国民健康保険法第9条第1項、ここはですね、届出等というのでうたってありますが、世帯主はすべての被保険者の必要なことを届け出なければならないとなっているんですね。世帯主がですよ。

だけど、今、私が相談を受けたようなケースだとか、いろんなケースが発生します。世帯主が知らないという状況が、兄弟がやったりですよ、いろんなときに。

これはですね、住民基本台帳法の第22条、第23条、第24条、第22条が転入、第23条が転居、第24条が転出、そして第25条が世帯変更となってるんですけど、こういったもろもろが起きたときには、世帯主がしなきゃいけないわけですね。それが分かっていたらいいですけど、そうでないケース、私が相談を受けたようなケースのときには、本当に窓口の住民課の所ですよ、今回の相談も、世帯主を別にしていたら問題は起きなかったんですね、その人に請求が行くから。住民基本台帳法では、同一世帯の中で生計を別にしていれば、世帯主を一人、二人ってできますよね。いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員が御指摘のとおり、世帯は分離できるということでございます。

○25番（小園義行君） であれば、先ほど最初の答弁で市長がおっしゃったように、住民環境課ですか、市民環境課ですね。市民環境課でそういう届け出があった際に、失業とかいろんなことでもしあったら、その世帯主、いわゆる国民健康保険の被保険者でない世帯主ですね、そういう

のが、当然情報だから見れるわけじゃないですか。その時に、きちんとその確認を住民基本台帳法の届けに基づいて、法に基づいてやる、確認をし、「そういうことでよいですか」ということをきちんとやらないと、後々今回のようなケースが発生するわけですね。

それと、そこに対しての対応と併せて、発生した後の税務課の今度は対応ですよ。いきなりもうあんたが払うんだよって言っても、簡単にいかない場合がありますね。

そこらについてのですね、市としての対応というのをどういうふうに議論されて、冒頭の市長の連携をうまくやっているという答弁になったのか、ちょっとお願いします。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 御質問でございますが、市民環境課の窓口にまず来られます。そこで、まず住民異動届を出していただきます。私も従来、国保の担当課長をしておりましたので、そのことについては職員に常々言っておりますが、住民異動届の中に新世帯主の欄と、ふりがなを書いてもらう通常の世帯員の欄があります。そこを確認をして、そして名前が違う、これはどういうことですかと。もちろん情報もありますので、それを見て、そして擬制世帯ですよということで、例えば御両親がいらっしゃる場合、そういう場合は、もう1回確認をしてくださいと、御存じですかということをもまず担当者は尋ねます。担当者はそこで確認をとります。違う場合、先ほど議員がおっしゃったようなケースがあり得る場合、このケースで、過去の国保の関係もいろいろあるもんですから、その辺も確実にもう1回、その場でですね、電話等をしていただいて確認をしております。そのことについては、今回御質問が出たんですが、その後職員等を全部集めて、もう1回再確認をいたしております。そのことについてはまた、保健課の方とも、税務課の方とも確認をしたところです。

以上です。

○25番（小園義行君） そのこのところをきちんとやっぱりやってもらわないとですね、本当に大変なことが正直起きています。わけです。

過去に、またこういった相談がありました。息子夫婦が、結婚して、よそに居るわけですね。だけど、実際にその夫婦の旦那さんとうまくいっていない状況の中で離婚というのが発生して、その人を向こうの奥様の方が実家のそこに入れてくれと言って、お母様の所に電話をし、お母様もどうしようもないというようなことで、うその届け出をするわけですね。息子がかわいいからですよ。だけど、息子と連絡を取りようがないわけですね、どこに居るか分からないという状況があつて。住民届け出をしたら、失業とかいろんなことがあつて、国保が発生しますね。その時にお母様は、まさか国保税が自分に来ると思わないんですよ、自分は娘の扶養に入っているわけだから。こういったケースの時も非常に難儀をしました。

こういうことが今後起きないためには、今、入り口の所ではもうそうですね。もしそれが、市長、起きちゃったときにどうするのかということていくと、届け出に来られる人たちは、本当にこの国保税の仕組みとか、そういったものというのはよく理解されずに、自分が被保険者でないから払う必要はないだろうみたいなことを思われるわけですね。

もし起きちゃったときには、ただ法がそうなってますよということだけで済まないということ

になっていく。なぜかという、ずっとそれが残るとですよ、分母がずっと残って、徴収率は大変なことになりますよね。職員の人たちが一生懸命努力しているにもかかわらず、徴収率が上がらないという現状ができてくるわけですよ。もちろん不能欠損で落としていければいいけど、それでもずっと残っていくからですね。

そういったときの対応というのを今後、市長、ぜひですね、入り口の所は、課長がおっしゃったようなことできちんとやるよ。あと、出口の所でこういうのが発生しちゃったときの対応として、やはり市長も、自分だったらやっぱり払いたくないと。これ、普通の考えを持っている人は当然そうだと思うんですね。裕福であればですね、いいよってなるかもしれないけど、厳しい状況の中でそういう問題が発生した時に、どうするのかということも含めて、そういうことにならないための方法として、世帯主を分けてやるかですね、そういったこと等も考えてやる。そして、職員の努力が見える形でのやり方という方向を考えていかないといけないんじゃないですかね。いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

世帯の中に新たな世帯員が入るというケースを普通に考えれば、その家族の方々が新たに入られるんじゃないかなというふうに考えるところがございます。そのような場合には、当然その家族の方々は、滞納になっている分については責任を感じられるというふうには思うところがございます。

しかし、家族でない方、今お話になった、例えば兄弟とかいうような方が入ってこられるということについては十分、窓口、入り口の方でチェックして、確認をしていくという作業をやらせていただいているということがございますので、まずそこが大事かなというふうに思います。

そしてまた、仮にその後、そういった滞納等が新たに発覚して、その分について責任を免れたというようなことになるとすれば、そのことについてはまた十分、その時の経緯というものについて理解していただくと。あるいはまた、入っていただく場合に、改めてそういったケースもあるということもお話させていただいた上で、加入の確認についてはさせていただく方法を取るのが望ましいかなというふうに考えたところがございます。

○25番（小園義行君） ぜひですね、この国保税というのは、非常に大変な状況で皆さんお支払いになっています。その中で、国保税の減免措置等々も条例にうたってますね。そういったところで、そういったケースについてはどうだという検討をですね、ぜひやっていただきたい。

そうしないんですね。このことについては、向こうも納得しないし、こちらも納得しないという状況があります。ぜひそういう検討をしていただけませんかね。

全額ゼロにしろとか、そういうことを言ってるんじゃないですよ。どういうふうにやるかということだけですね、検討をぜひ、こういったケースについてはですよ。

今、市長がおっしゃった、家族が了解している部分ではいいですよ。そうでないときのケースとか、これはいろんなケースがあると思うんです。そういうとき、起きちゃった時にどうするのかということ、国保税の減免措置、いろんなことを条例でうたってますね、特に市長が認める

ときとかですよ。そういったことで対応をして、職員は努力して一生懸命やっている。そのことについての対応をきちんとしていないとですよ、住民との間であつれき起きるだけで、これは非常に難しいと思います。そこらはいかがですか。最後にお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回のケースがどういったものになるのか、あるいは、他の団体ではどういった措置を取っているのか、関係機関等の措置についてはどうなっているかということについて、調査をさせていただければというふうに思います。

○25番（小園義行君） そういう立場は分かりましたので、次にいきたいと思います。

火葬場のことについてということで、これは一部事務組合をつくっているわけですけど、市長が管理者という立場で少し、ごめんなさいね、質問をさせていただきます、その関係で。

この火葬場、昨日のやり取りもありましたが、合併の時のシミュレーションでも、毎年500人から少なくなっていくようなシミュレーションがあります。そういった状況の中で、本市の斎場は、正月を除いて、ほとんどもう開いているわけですね。そういった中で、これだけ死亡される方が多いと大変厳しい状況があるんじゃないかと。うちは、友引、そういった等々も含めてですね、あそこを開いて、焼却というか、それがされているわけですけど、19年度、20年度、友引のところでだんだん管外からの申し出とか等々もあって、大分増えてきているのではないかと思うんですが、19年度と20年度、比較して、管外からのそういった申し出というのは、市長はそこにお持ちですか。ちょっとお知らせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

友引の日における年間の火葬件数につきましては、平成19年度が42件、平成20年度が45件あったところでございます。

このうち管外からの火葬申込数は、平成19年度が3件、平成20年度は17件と急増しております。この17件のうち13件が、友引の日に火葬場を閉場している曾於市と都城市からの申請であったようでございます。

○25番（小園義行君） 今、市長から答弁がありましたように、19年度が管外から3件、そして20年度は17件と約5倍から増えているわけですけど、一部事務組合の方からちょっと資料もいただきましたけど、我が市の火葬場は友引の日も開いてるんですね。約、年間に五十五、六、どうかそのぐらいあるんですか、友引の日というのが。

今、市長から答弁がありましたように、隣の曾於市、そして都城市、ここはそれぞれ友引の日はお休みなんですね、調べてみたら。

そこからのそれが大分増えてるということで、これは埋葬法で、その拒否はできないわけですよ。志布志市の市民の方々が何時にしたいねと言っても、向こうの人が入っていると遅れていくという状況で、例えば午後3時からとかですね、そういうことになっていく可能性が今後増えていくと思うんですね。

だから、これは政治的な判断として、曾於市の、一部事務組合か独立でやっているのか分かり

ませんが、そういう所にですね、首長として、友引の日も開けていただけませんかというような申し入れをすとかしてですね、少しでも志布志市の住民が不便をかこわないような形の方がいいのではないかと思うんですが、都城市、そして曾於市、もちろん鹿屋市も先々いろいろ出てくると思うんですが、そういった友引の日にお休みされている所を開けていただけませんかぐらいの申し入れをする考えはありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、申しましたように、20年度について急増してきているということでございますので、さらに今お話がありましたように、年間に友引の日が平成20年度では59日あったということでありませう。そのようなことで、今後もこの日にまた今年についても増えてくるといふふうには本当に予測するところでございます。

そのような意味合いから、今お話がありましたように、曾於市の方は北部衛生組合で運営しておりますので、そちらの方にそのことについてはお願いしたいというふうには思うところでございます。また、都城市についても友引の日の営業をお願いしたいというふうには思うところでございますが、新たに休みの日に営業するということになる、かなりさまざまな面からの措置が必要ということで、ハードルが結構高いのかなというふうには思うところでございます。

そういった意味合いから、別な観点から考えますと、私どもの火葬場の、処理料というか、使用料というものが、ほかの地域に比べて極めて安いというような状況があるようでございます。こちらの方からの検討も必要かなというふうには感じるところでございます。

○25番（小園義行君） 併せてですね、管外からのものをこちらでやるときに、とても安いですよ。そういうことも見直しをされるということでありました。ハードルが高いということですが、話をしないと始まらないわけで、今、市長の方でそういうふうには申し入れをしたいということでしたので、ぜひそういうふうには努力をしていただきたいと、そう思います。分かりました。

次に、嘱託職員、臨時職員、パート職員等についての待遇改善について質問をしたいと思いません。

これは3月議会でもちょっとやりましたけど、今、志布志市で、嘱託職員をはじめとして約303名の臨時の方、パート職員がおられるわけですね。この人たちは、志布志市のいわゆる行政サービスを提供するにあたって、市長は必要だというふうには思っておられますよね。この人たちがいないと仕事が回らないというふうには僕は思っているわけですが、それはいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもの市のさまざまな事業を運営していくために職員が配置されているわけでございますが、その配置されている職員では、とても仕事が回りきらない、市民に対するサービスが十分に提供されないという観点から、このような形で臨時に、嘱託ないしはパート職員という方々をお願いしているというふうには認識しております。

○25番（小園義行君） ぜひそういう必要な方々だと、だからお願いをしてあるんだということです。

今、言いましたように、嘱託職員をはじめとして約221名、パートの方が63名、臨時補助員が12名、臨時労務員が7名ということで、303名ということですね。この方々が、それぞれ地方公務員法でくくられたり、いろいろあるわけですよ。でも、それぞれが大半、家庭の主婦だったり、結婚されてこの地域でですね、きちんと家庭を持ち、そしてまた独身の方もおられるでしょう。そういう方々がお仕事をされているわけですね。そうした中で、皆さんそれぞれ家庭を抱えて大変な状況があるというのは、おとといからの一般質問の中でも、いろんな職種を含めてそうです。でも、そういった中を支えておられながら、ここに仕事をしていただいているわけですが、3月議会の市長の答弁で、こういった人勧に基づいて通勤手当等を考えませんかということで質問をして、その時の市長の答弁は、ちょっと研究させてという答弁でしたね。

今回、人事院勧告が臨時的に出されました。これについては、市長はもうさっとやられましたね。これね、昨年の人勧が四つほど言ったわけですよ。その中に、「通勤手当に相当する給与を支給すること」と、いわゆる国家公務員に関するのそういう臨時職員等々に関して人勧が出たんですね。これは、地方にも準拠するというので、同じなんですよ。そういったことで、ぜひそういった方々に対しての通勤費、そういったものを私は支給してあげるべきではないかというふうに思うわけですが、昨年的人事院の勧告と、今回臨時的に出された勧告をさっと実行されたわけですけど、3月議会で研究をさせてくださいと言ったそのことと併せて、答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

3月議会におきましては、さまざまな緊急の雇用対策、そしてまた経済対策ということを中心にしたということで、人勧に基づく形の措置については、研究させていただきたいということで御答弁申し上げたところでございます。

そのようなことから、私どもは平成21年度につきまして、新たに市で直接雇用する職員というものを増やしたということでございますので、そのことについては御理解いただきたいというふうに思います。

ただいま、通勤手当について、臨時、嘱託、パートという方々に対する支給について新たに私の考えを求められているということでございますが、今後、このことにつきましては、来年度に向けまして、通勤手当相当分についての費用弁償支給も含めて、臨時・非常勤職員の待遇改善について総体的に取り組むというふうに努力していきたいと考えますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○25番（小園義行君） 今、来年度に向けて市長が、そういうふうやっていく方向で努力をするということでありまして、ぜひですね、そういった立場でやって、努力をするということですので、よく分かりました。

併せて、これですね、県内のすべての市町村のこれを持っていますけど、それぞれ努力されている所、いろいろあります。本市もですね、まだ全体的に全部がやっているということではないんですけど、こういう人勧を受けてですね、当然やると。出水市あたりも、昨日、鹿児島で会議があったもんですから、お伺いしたら、そういう方向でやっていくということでありました。ぜひ

このことについては、当然新年度で対応ができるというふうに理解をしておきます。

併せてもう一つだけですね、本市の正規の職員の方には忌引きというのがきちんとうたってあるんですけど、非正規、いわゆる嘱託職員等々についてはその忌引きが、お父様が亡くなったり、だんなが亡くなったときも無いわけですね。これについてもですよ、その分は欠勤扱いということで賃金が支払われないわけですけど、ここについてもですね、私は、ぜひ配慮していただきたい。昨日、「考慮」と「配慮」の問題がありましたけど、市長がですね、住民の立場に立って考えるなら、自分のだんな様が亡くなったときも、いわゆる忌引きというのが無いという、そういったこと等は少し寂しいじゃないかという思いがします。この忌引きについても、ぜひ僕は考えていただきたいというふうに思うんですが、市長、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

また別な角度から臨時の職員の待遇の改善というようなことでお話があるところでございます。今初めてお伺いした内容でございますので、十分このことにつきましても調査をさせていただければというふうに考えます。

○25番（小園義行君） ぜひですね、それぞれの自治体等々の先進の所でどうなっているのかということを含めて調査をしていただきたいと、そして努力をしていただきたいと思います。

次に、図書館について質問をさせていただきます。

市長が施政方針でですね、図書館のことをですね、「市民の生涯学習を支援する拠点施設としての役割を担う市立図書館は、赤ちゃんからお年寄りまですべての市民が利用者となって、広く活用されております。平成19年度からは図書館全体をオンライン化し、サービスの向上に努めるとともに、幼稚園や学校、ボランティアグループ等の関係機関とも連携して、子育てを支援する読み聞かせ会やブックスタートなどの事業を実施しながら利用促進を図ってまいりました。今後も更なる図書資料の整備・充実を図り、市民の皆様の生涯学習を支援してまいります」というふうに述べられております。

そうした状況の中で、現在の市立図書館、本館をはじめとしてですね、分館、学校図書室、こういった所への職員の配置について、十分な配置がなされているというふうにお考えになっているのか。これ、教育委員長に答弁を求めます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

現在、図書館職員は本館に10名、それから志布志分館、香月分館、安楽分館に、パート職員としてそれぞれ1名、松山分館、有明分館に嘱託職員がそれぞれ1名、計15名常駐をさせてもらっているところでございます。

職員配置につきましては、本市の重要課題の一つでございます。行財政改革の進ちょく状況との兼ね合いもあるだろうと考えているところでございますが、児童生徒の学力向上や、あるいは活字離れへの対策、及び、ただいま議員の御指摘のように、生涯学習の拠点などの観点から、図書館の存在は今後とも不可欠なものであらうと考えますので、図書館全体の管理及び指導、あるいは市民のサービス等を考えますと、それにふさわしい職員の配置が必要であらうと、かように考

えているところでございます。

いずれにいたしましても私は、図書館に限らず、職員配置や人事異動の目的は気風の刷新、あるいは適材適所、あるいは人材育成及び住民へのサービス向上等であろうと考えて、これまで、そういう立場にありますときは人事作業等は進めてまいりました。

今後とも、全庁的な立場から適切な職員配置、あるいは人事異動が行われますように市長部局にはお願いいたしますとともに、教育委員会としての立場から本市の市政推進にも協力してまいりたいと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

○25番（小園義行君） それぞれですね、今、教育長の方から答弁がありましたけど、長くといいますか、あそこができてからずっと図書館を利用したり、また見たりですね、いろいろしてます。

教育長、図書館によく足を運ばれますか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

つつい多忙を極めておりましたりしますと、あんまり頻繁にというわけではございませんが、足を運ぶ回数は多くはないかもしれません。状況は、館長からそれなりに聞いているところでございます。

○25番（小園義行君） これ少しですね、志布志町時代からずっと見てきた人間として、現在の例えば本館をはじめとした職員の配置の在り方というのは、大丈夫かなという気がします。

図書館法がですね、こううたってますよ。第13条、「公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く」、第2項で、「館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない」というふうになってるんですね。

そこで、現在は、館長も兼務ですよ。館長が、図書館法が求めているこの仕事を現在の状況で、はたして十分に実行できているというふうにお考えですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、議員御指摘のように、図書館の業務というのも多忙を極めておりますし、また多岐にわたっているということは、もうこういう時代でございますので、情報化の時代でもございますしですね、認識しております。ですから、そういう中で兼務で大丈夫かということでございますが、やはりできることなら単独のですね、館長配置ということも考えられていいのではあるとは思いますが、しかし、これまでの志布志市の流れを考えましたときに、私といたしましては、生涯学習課長が兼務しておりますので、どういう状況かということをお聞きながら、今のところでは先ほど申しましたように、やはり本市といたしましてのそういう行政改革、行財政改革という大きなうねりもございますので、私どもだけがというわけにもいきませんので、できるところは痛み分けというような形になりましょうか、「よし、ほんなら、やれるだけのところで頑張ろう」ということは、かねがね話をしているところでございます。

○25番（小園義行君） 教育長、大変申し訳ないけど、これは担当課長に聞くわけにいかんでしよう、本当に大丈夫ですか。あれだけ社会教育のいろんなことをやりながら、図書館法が求めているここには、僕は正直言って届かないと思いますね。

そこで、大変申し訳ないけど、志布志町時代、図書館が開館したのが平成9年9月ですね。これ、志布志町の職員の採用等に関する規則というのがあります。第18条、「次の各号のいずれかに該当する職への採用は、選考により行うことができる」ということですね、第4号、「免許、資格又は特殊な知識及び技術を有する者をもって充てる職で、別表に規定する職」ということですね、別表（第18条関係）、「次に掲げる免許を有する者をもって充てる職」ということで、当時は保健婦ですね、看護婦及び准看護婦。第2号、「次に掲げる資格を有する者をもって充てる職」、建築士、土木施工管理技師、測量士及び測量士補、保育士、そして「オ」に新しく司書及び司書補。

こういうのをですね、ずっと平成から附則がですね、平成6年3月からずっとあって、平成8年7月31日規則第20号、平成8年8月1日から施行するうんぬんということで、何回か変わってきたんですね。その当時、図書館を開館するにあたって、きちんとした司書なり司書補のそういう資格を持った人をやらなきゃいけないと、わざわざ採用をしたんですよ。こういった経過があった中で、第18条関係、今、志布志市の採用は、これが裁量でできるというのは、栄養士と保健師だけです。現在の志布志市の職員採用、いわゆるこの別表にあたるのはですね。志布志町が図書館を造るにあたって、本気でいいものにするよということやって、わざわざこういう形で規則を変えてですね、採用していただいた職員の人も、今は現実に図書館にはおられないんですよ。

それと併せて、そういった歴史的な背景と、現実にあそこにですね、司書補の方が2人おられます。副館長をはじめとして、あと2人女性の方が人事異動で来ましたね。だけど、この方々がお辞めになったらどうなるんだろうかと。図書館には司書や司書補を置く、専門的職員を置きなさいとって図書館法が求めているんですよ。そういったものが、来年についてはもうなくなるよみたいな感覚で心配する。

そして、併せて、館長が教育委員会の課長と兼務で、正直言ってこういうことが可能だと、正直に、教育長、教えてください、思われますか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今のその専門職として採用した職員のうんぬんということでございますが、私の認識は、これは一般行政職として採用されておったからこそ、からこそですね、今回の異動もそういう異動をされたんだろうと。私は担当じゃございませんので、人事権を持っておりませんから、願います、そして、こうしてくださいというのが教育委員会の立場でございますので、そういうふうな認識をしています。

それはそれとして、今ございましたように館長と課長の兼務のことでございますが、先ほど申しましたように、私も正直申しまして、これは大変な業務の仕事になるだろうなということは十

分認識しておるつもりでございます。ですから、先ほども何度も申しますが、やはり一方では、本市全体が抱えるそういう行財政改革という大きな波があるとすれば、できるところはみんなで痛み分けと言いましょか、そういうこともあるとすればですね。やはりそれぞれが要求だけではいけないのかなということもあるので、お互いに支えながらするところはしていかないという、パンクするところも出てくるかなと思っておりますので、ですから、この一、二年、私が参りましてから担当課には、そういうこともぜひ考慮に入れていただきたいと、また人事配置につきましても考えていただきたいということをお願いしてあります、その度ごとに。

○25番（小園義行君） あのですね、この問題は今日僕が初めて言った問題じゃないんですよ。

これまでも、文教厚生委員会等々、そして特別委員会がありますね、決算の。その中でも、きちんと「大丈夫ですか」ということを絶えず申し上げてきて、この図書館の果たす役割としてですね、「本当に、ただ、あそこに図書館があつて人をやっときゃよかとやがって、こんな感覚じゃないでしょね」ということで、法が求めているこういう仕事をですね、図書館奉仕、これはもう私が言わんでも教育長も十分理解されていると思うんですけど、この図書館奉仕のですね、図書館法が求めているこの仕事をですよ、やるとなったときに、行財政改革はもちろんそうでしょう。それは財政当局も考えられるでしょうけど、教育委員会としては、きちんとやっぱりやるべきことはやろうよと、その姿勢が大事じゃないですか。

ここまで話すそうですね、なぜ今回こういうことになったかという、委員会で答弁したことと実際に逆のことが行われていったら、議員としては、何だったのよあれはと。協議会じゃないですよ。きちんとした委員会の中でやり取りして、そのことで僕なんかは住民の皆さんに返すわけでしょう。議員がうそを言ったということになるわけですよ、簡単に言えば。委員会は、本会議ですよ。その中でやり取りをして、こういうことの結論というか答弁がありましたということ、僕なんかは返すわけじゃないですか。そういったものは、教育長、教育委員会の中で議論というか、こういう答弁をしましたよと、そういったものは一切無いんですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

教育長として私が答弁いたしましたことにつきましては、こういうふうに話してあるというようなことは話をします、教育委員会でも、あるいは職員の中でも。そしてまた、職員から、それぞれ課から上がってまいりました要望につきましても、先ほどから申しますように、私には直接の人事権がございませんので、担当課をお願いをして、教育委員会としては図書館はこうしてほしい、あるいはまた、教育総務課はこんなふうに人事配置をしてほしいとか、その度ごとに年度末にはお願いもしております。そして、それに対して市長部局の方で、本年度はこういう形でいきたいと思うので、これでひとつ業務を遂行してくれと言われれば、私どもの立場としては、それを良として進めていかなければならない。それは、また来年度、あるいはまた業務の改善をしながら、無理のないように、そしてまたスクラップし、またビルドをするところはビルドをして進めていこうということを常々私どもは議論しております。

○25番（小園義行君） 教育長、大変申し訳ないけれども、教育委員会として、それぞれ課長さ

んおられますね。私は教育長だから、その担当がそういうことをどう回答したか知らないよと、これは通用しませんよ。

市長が、「いやそれは担当課長が言ったことで、私は知りません」と言うのと同じですよ。委員会で課長が答弁したことは、教育長が答弁したことというふうに理解するわけですよ、こっちは。今、教育長がおっしゃるような答弁では、議会の議員の人たちは、「委員会で質疑したってだめだ、それじゃあ教育長、ずっと出て来い」って、こうなるじゃないですか。僕はそういうふうに思いますが、いかがですか。

本当に委員会で、つい先日の委員会ですよ、こういうふうに対応していただくようにしますと。まったくそれと逆のことが今回の人事でも行われているものだから、図書館はどうでもいいのかなということを考えるんですよ。

あなたが、すべての責任者じゃないですか。そういう答弁は納得できないですよ。ちゃんと「委員会でこんなことを教育長、答弁しましたよ。こういうことをしたから全力を挙げて努力をしてください」と、これが当たり前でしょ。それを「それは君がやったことだから知らないよ、僕は」って、こういうことにはならないと思うんですよ。そういう本会議で今みたいな答弁は、教育長、なっとらん、僕からしたら。責任者としてですよ、何のためにじゃあ課長を置いてるんですか。市長が全部、「担当課長が言ったことだから、おれは知らないよ」と、まったくこれと同じですよ。

すべての責任は教育委員会、委任を受けている教育長、当然でしょう。だから、この志布志市立図書館の現状を考えると、過去の経緯からしたときもよく考えて、こういうふうに職員の採用枠を広げたりいろいろしながら努力をしてきた結果、だれもあそこになくなっちゃって、来年からは専門の職員もいないとか、嘱託の人たちだけになるとか、こうなったら困るじゃないですか。

副館長がおられて、係長もいない状況の中で兼務を今度はさせていく。本当にですね、開館してから、県内でも有数の図書館に成長していますよ。評価も高いです。そういった中で、今の現状で、はたして、教育長、いいんですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

本市の図書館の在り方につきましても、決して理想的ではないんではないかという御指摘でございますが、確かにまだ分館をたくさん持っておったりする実情もありますので、人事配置も含めて、図書館の役目というのは、先ほど申しますように、これからますます重要視されていくわけでございますから、人事配置等につきましても担当部局に相談をし、今後また、今のような御指摘がありました図書館の機能がまひするような職員配置の在り方がないように、私の方からも強く要望してまいりたいと、もうこうしか申し上げられません。申し訳ございません。

○議長（谷口松生君） ②項がありますけども、終わりますか。

○25番（小園義行君） やっていいでしょう。終わりますよ、もうすぐ。

[何事か言う者あり]

○25番（小園義行君） すみませんね、皆さん。途中ということで、ごめんなさい。

教育長、やっぱりですね、教育委員会として独立した委員会で、それは人事権はそうだとっても、でも人事はあなたが発令されるわけでしょう。いろんなことを含めてお願いをする。もちろんそれは市長がいろいろやるでしょう、市長部局を含めてですよ。でも、ここだけはちゃんと守ってよということをはっきり伝えないとですよ、それは当局は、それでいいんだねみたいなことになっちゃうわけでしょう。きちんとそこは守らないとですよ、いかんでしょ。

しかも、この図書館法が求めているこれについても、もうずっと前から言っているんですよ。何年も言ってます、これ。以前は、館長を置いたりいろいろしてたんですね、それがそういう状況でなくなってきて、まさに志布志町は、この規則が変わる時も大変な問題がいろいろありましたけど、それでも議会は認めてですよ、変わってきているわけでしょう。そういった歴史的なことも考えてですね、県内有数のとてもいい図書館になっているにもかかわらず、それが来年、再来年のことを考えたら僕はぞっとするような状況があるもんだから、教育委員会としては本当に大事に思っていないんじゃないのっていうことを教育長にお聞きしているんですよ。

図書館について、本当に教育長はどういうふうにしようと考えておられるんですか。今のような状況で僕はいいとは思いませんよ。だれもあそこに職員の人がいなくなるような状況だったら困るでしょう、これ。もう1回、図書館についての考え方を述べてみてください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、図書館というのは地方の教育活動、あるいはまた地域教育力の向上のための機関として絶対に不可欠なものであると。であれば、今の志布志市の図書館の状況は、理想にはほど遠いという御指摘でもございますし、私も今申しますように、これがすばらしい、理想的な形であると思ったことはございません、正直申しまして。ですから、担当課には、必ずそのこともあるから、全体的に、総合的に判断して人事というのは配置するものでございませぬけれども、図書館にまたそれなりのしわ寄せが無いようにしてくださいということは今後ともお願いを続け、図書館活動が1日も早くまた、理想的な、きちんとした、名実ともにすばらしい図書館になるように、私もお願いをしながら、図書館活動を支えてまいりたいと、かように考えております。

○25番（小園義行君） 市長、今のやり取りをお聞きになってますよね。本当に図書館に対して、市長も、教育委員長と僕は出してますけど、お願いをします。お願いをしていると。やっぱり、この図書館の位置付けというのを市長部局もですね、しっかりと把握されて人事というのはなされないといけないじゃないですかね。

通告を市長にはしていませんけど、この図書館の人事の在り方等々を含めてですね、今のやり取りを聞いていかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

旧志布志町が平成9年に設立した図書館につきましては、本当にすばらしい施設だというふうには思っております。そして、私自身もあの図書館の雰囲気は大好きでして、2か月か3か月に1回は、どういった状況かなというふうに見に行っているところでございます。その運営というの

は、きっちりされていると、利用されている方は満足されているというふうに感じているところ
でございます。

そのような中で、今お話になっている図書館の職員の配置ということでございますが、館長に
つきましては平成14年、12年もそうでしたが、14年からずっと課長が兼務で、この館長を務めさ
せていただいているということでございます。そして、総体の職員ということで見てみますと、
徐々に徐々に、その職員の配置も増えてきていると。もちろん、これは臨時、嘱託そういった方々
を含めてですが、増えてきて、そのことについては対応がされているというふうと考えていると
ころでございます。

さらに、教育委員会の方からも、何とか館長の専務につきましては置いてほしいという要望も
受けているところでございますが、私どもとしましては、市役所全体の職員数ということもござ
いますので、現在、平成18年12月に策定しました市の定員適正化計画によりまして順次職員数を
減らしていきながら、市民に対する行政運営をしているところでございますが、計画では5年間
で50人削減しようというふうなふうになっているところでございます。そのような見直しや事務の
合理化、そして、その中ではまた民営化ということもあるわけでございますが、そういったこと
をやっているこの流れの中で、今年の4月1日現在で40人の削減を行いまして、現在、職員数全
体が361人になっているというような状況でございます。

このような状況であるということでございますので、ただいまお話になっております図書館の
職員の配置についても、そのことについて御理解をしていただきながら、適切な配置をしている
というふうと考えているところでございます。

○議長（谷口松生君） 小園議員、1項が終わったら昼食にしますので。

[何事か言う者あり]

○議長（谷口松生君） ここで、昼食のため暫時休憩をします。

午後は、1時20分から再開をします。

—————○—————

午後0時15分 休憩

午後1時20分 再開

—————○—————

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小園義行君の一般質問を続行します。

その前に、先ほどの答弁の中で、訂正があるということでございますので、答弁の訂正を求め
ます。

○市長（本田修一君） 先ほどの小園議員への答弁の中で、曾於市の火葬場の運営が曾於北部衛
生処理組合にてなされていると答弁したところでございますが、曾於市は、曾於市斎苑として単
独で火葬場を運営しております。

おわびして訂正いたします。

○25番（小園義行君） 午前のやり取りと言いますかね、教育長の答弁、そして市長の答弁を聞いていますと、本当にこの図書館法に基づいてきちんとした状況を作り出して、市民の皆さんのためにやっていくんだ、役に立つ図書館を目指すんだという意味では、教育長と市長の間では、何か思いが、温度差がちょっと僕は違うという気がします。やはり、所管の所の責任を持っておられる教育長が、あれだけ一生懸命お願いをされているわけですね。それに対して、市長部局として何らそういった対応が感じられないというのが正直なところですよ、いろいろやり方が。

私は、通告を教育委員長ということだけにしておきましたけど、関連がありますので、議長、これはお許しをいただきたいと思います。

そこで、これまでの図書館ができてからのいろんな経緯は、先ほどもう話しましたね。そして、今の実状はそれなりに、十分とは言えないけどということでしたが、これまでの経緯を含めて、採用される時に、図書館の司書、司書補という、そういう規則が改正されてですね、採用になった職員の人たちが、当然、普通に私たち素人から考えたらですよ、その仕事の部署に行かれるんだろうなということで、学校の図書室、そういった所はおおむね良とするかということはありませんよね。

だけれども、それが現実にもその部署から外れて、まったく別の所管の所に人事異動がなされているということについては、これは教育長も御存じであって、それを了とされたのかですね。いかがですか。

○教育長（坪田勝秀君） 答弁いたします。

午前中はちょっと感情的になりまして、申し訳ございませんでした。つい至らぬばかりに、いい加減な答弁になってしまいました。

ただいまありました、事前に教育長は、現在の図書館等の職員が次のポストはまったく畑違いの部署に行くということを知っていたのかということですが、それはまったく知っておりません。ただ、私はその発表があった時に、ああ、そうかと。職員というのは、やはり行政職員であれば、あそこに行ったり、ここに行ったりして、そしてまた自分を磨き、また技術を身に付けて再び市民サービスの向上のために頑張るという位置付けに立てば、私は採用のいきさつを旧町時代のことはよく知りませんでしたので、であれば、また腕を磨いて、技術を身に付けて帰ってくればいいことだなと思いましたので。そしてまた、現在、一生懸命、楽しく仕事をしておりますから、よかったなと。結果としては、よかったのであろうと思っております、個人的に、その職員に対してはですね。ですから、今後また、今のポストで、場所で大いに勉強もし、そしてまた次は、また次の何年か後には、新しい職場で精一杯力を発揮してもらいたいと、こう考えております。

○25番（小園義行君） これね、個人を責めているわけでは教育長、決してないわけですし、行政の在り方として、これは問題じゃないのということをお願いしているわけです。

例えばですね、保育所に保育士の方が正規の職員として採用されますね。保育士、ここに先ほどありましたね。これ、保育所が民間移管なりいろんなことがあって無くなればですよ、当然そ

ういうのは、まあ了とするとということになるでしょう。

でも、現実に図書館はあるんですよ。そういった状況の中で、それとまったく違う部署の所に異動させられる職員の身になって考えたらですよ、私は何なのよと言いたいのではないかなというふうに思うわけですね。あそこに、現に図書館はあるんですよ。しかも、直営でやっている。そういったときに、志布志町の条例、規則、ここでそういうふう採用されて来られている人たちが、現実には、今、志布志市職員の任用に関する規則でいくと、栄養士と保健師しかないわけですね。消えてるんですよ、そういったものが、別表等を含めてですね。

だから、当局の考え方として、そういった人事をやる時にきちんと考えられてやったのかということをお聞きをしたかったんですね、午前中、市長にちょっと答弁を求めたのはですね。そういった立場からしたときですよ、まだあるんですよ、あれ、あそこに。保育所が無くなったんですね、保育士はこちらに据える。そういうことも事前からやられている部分としては、ある以上は、そこにきちんとやはりやらないと問題ですよ。そこについて、この人事の在り方として図書館をないがしろにしているのではないのというのがあって、今回教育委員長に質問という形で通告をさせていただいた。市長にここはしておりませんが、所管が教育委員会ということでやりましたのでね。そういうことに対していかがですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、私どもは合併いたしまして定員適正化計画を策定いたしまして、その計画に基づきまして全庁的な見直しをしながら削減に取り組んできているところでございます。

そのような中で、今お話になりました職員につきまして、じゃあいかがするかというようなことになるわけですが、採用の体系が他の職員と同じような体系の中で採用されているというような経緯がございますので、十分ほかの部分でも能力を発揮できるというようなふう判断いたしまして、そのような形で新しく配置をしたところでございます。

そしてまた図書館につきましては、図書館の機能というものは十分尊重しておりますので、その機能が低下しない、損なわれないという形では教育委員会と協議をしながら、その維持に努めているところでございます。

○25番（小園義行君） 今後、そういったこと等を含めて、人事の在り方というのはちゃんとやるということの答弁というふう受け止めます。

ただね、図書館法が求めているこの図書館を充実させていくという、そういったことからしたときに、人を減らさなきゃいけないからそうだとすることには、僕は勢いならないと思うんですよ。正直言って、あそこに正規の職員の人が居なくて嘱託の人だけってちゃったら、これ困るじゃないですか、正直な話ですよ。現状としたら、そういう方向が何か心配されるようなここ数年の人事の在り方なもんだから、よく考えて人は動かしてもらわないと。断れないですよ、動かされる人は。そういうことも含めてね、対応してください。

再度元に返りますけど、今回なぜこういうことかということ、4月に人事異動をやられたんです

よね。今回、この教育委員会サイドで補正予算が組まれてるんですよ。これは人件費ですよ、見ると。まったく人事異動をする段階では、図書館のそういったことについて考えていなかったというふうに僕は思うんですが、これは教育長に聞いた方がいいんですか。所管の所ではそういうことですけど、補正予算が組まれて6月議会に人件費として上がっているんですね。本当に図書館のことを考えて人を動かすということであつたら、きちんとそういうことが議論された上で、予算は当初で出てこないといかんでしょう、これ。いかがですか。

○議長（谷口松生君） どこが答弁するんですか。

○生涯学習課長（小辻一海君） この人件費につきましては、図書館の図書館車の運転ということで、今度させていただいたところでございます。

議員が申されましたとおり、今回の人事異動によりまして、図書館車の運転ということになった時にちょっと車関係が大きいものですから、男性の職員が異動ということになりましたので、その代わりに今回の議会で補正をお願いしたところでございます。

○25番（小園義行君） それもですよ、急きよでしょ。今回補正予算が組まれているけど、人はもう配置されてますよね、実際に。僕も図書館によく行くわけですけど、そこらへんのことも考えて、実情を考えたら、事前にそういう方向性を当局として持っておられたなら、当然あそこの実情、考えられることを当初でやるべきなんですよ、これ。まったく図書館のことなんかどうでもいいよ、みたいなのが市長部局の中にあるのではないかという気がしてならないです、私は。

そこで、今回こういった補正を組まれて、いわゆる「がんがらちゃん」ですかね、移動図書館車としてされているわけですが、ちょっと次の関係と併せてですね、進みたいと思います。

旧志布志町地域は、今課長から答弁があつたように、移動図書館車が行くわけですね。そして有明町、松山町地域、ここには移動図書館車のサービスというのが、松山町はちょっと、委託というと変ですけど、されてますね、5時以降とかいろんなことで。旧有明町地域、ここについてはまったくそういう対応がなされてないと。ここについて、本来なら一人、今回補正で組まれているけど、当初から雇って、志布志町地域、有明町地域、松山町地域、本当に公平にサービスをきちんと提供するというような考え方があるのであれば、当初で一人お雇いになって、この移動図書館車の運行、そして、それぞれの学校と連携をしながら有明町地域もサービスを提供する、松山町地域もきちんと時間内の学校との連携、そういったものを法は求めていますよ。そういうことで私はやるべき筋合いのものだというふうに思うわけですね。本当に、「有明の人は何もゆっこんじよかたいが」ということでは、僕はないと思うんですよ。そこらについては、教育長、いかがですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、議員御指摘のように本館の移動図書館車「がんがら号」は、旧町時代から図書館に遠い学校地域の利便を図るために、合併前に引き続き、主に志布志町内の遠隔地の小・中学校を巡回しているところでございます。

松山町の移動図書館車は、これは「きみまる号」でございますが、これも旧町時代から、松山

町出身の綾小路きみまろ氏から寄贈されたもので、市民の読書活動の推進を図るために、松山町を中心に巡回しておりまして、御指摘のとおり、現在有明町には巡回をいたしておりません。

そこで、この2台の移動図書館車で市内全域をカバーすることには無理がございますので、有明地域における希望者や、あるいはまた学校等の実情等、仮に移動図書館車を購入するというような場合には補助事業等の有無なども調査をいたしまして、全市を網羅する移動図書館車の在り方、及び現在の有明図書館の状況も含めて、市内全域に公平な図書館サービスが行われるように、関係課にも相談してみたいと、かように考えております。

○25番(小園義行君) そういう方向でやるということで努力をするという答弁ですね、教育長。

有明町地域も、旧志布志町と違って混在している、連反性があるという町の形態ではないですよ。それぞれ離れて学校があり、いろいろです。そういった所では本館と連携しながら、図書の貸し出しいろんなことをやるというのが法が求めているところです。そういった意味で、この移動図書館車の有効な利用の仕方として、僕はもう専任で一人雇うぐらいの気持ちでですね、全市を網羅していくというような形でやらないと、本当の意味で生かされないと思います。ぜひ、それはそういうふうに努力をしていただきたいと思います。

併せて、有明町の分館ですね。これ、教育長、日曜日に来られたことありますか。土曜日でも、悪いけど事業が何もない時にですね、ここに来られたら、今は女性の方がお一人ですよ、図書分館に。入り口は1箇所ですよ。周りにはだれもいません。守衛さんがここにおられるけれども、もし何かあっても逃げ道もないような状況の所にある。これをもっと利用できるような場所に位置を変えとか、いろんな検討というのはされなかったもんなんですか。この移動図書館車のそういうことと併せて、僕はもっと有効利用できるような場所に少し検討できないものかなと思うんですが、いかがですかね。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

実は私も、教育長に着任いたしましてから、旧3町の図書館に限って言わせてもらうならば、有明が一番遅れていると。遅れていると言いますか、設備がですね。ですから、かねがね市長には、「市長、せめて施設・設備も同じようにしていただくような工夫を一緒に考えていきましょう」ということは申し上げてあります。

例えば、今の図書館を前の方の明るい方にですね、移すなりというのも一つの方法ではないかと。さらに私が思いましたのが、あの壁を取っ払えるものなら取っ払って、あれをガラス張りにして明るくできないのかなということも検討しましたら、あそこには何かはりが入っているのでできないということでありましたから、せめて前の方の明るい方に図書館を移す工夫はないものだろうかというようなことは、検討と言いますか、話題にはしております。

ですから、先ほど申しました移動図書館車ということも含めて、やはりある意味では抜本的に旧有明町の図書館の実態につきましては、昨日のある議員の国語の勉強の話ではありませんけれども、そういうこととやっぱりタイアップしていかないとなかなか学力も上がらないでしょうし、生涯学習のメッカといっても、それもまた単なる語り草でしかないということでもありますから、

また関係課に相談しながら、改善できるかどうかを検討してみたいと、こういうふうに考えております。

○25番（小園義行君） そういう方向性で努力をしていただきたいと思います。分かりました。

もう一つですね、松山町の分館、ここは指定管理者制度の導入に伴って、あの館は指定管理者が管理しているわけですね。図書室だけは別ですよ、これ。これ、委員会の中でもいろいろやりましたが、入り口が1箇所ですね。本来、子供たちが自由に出入りできるような形での窓口、いわゆる出入り口ですね、あの施設の構造上難しいかどうか分からないけれども、私は別にすべきだというふうに思うんです。あそこの入り口は1箇所あってですよ、施設の所から入って、そして図書室まで来る、そして、図書室にまた門がありますよね、鍵がありますね。非常に使い勝手がよくないのではないかと。日曜日とかですよ、事業があつたり、いろんなことがあるでしょう、施設で。そういったときも少し考えられんのかなという思いがあるんですが、そこらについても総合的に指定管理者を導入される際にどういった議論がされたのかなと。いかがですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、議員御指摘のように、確かにあそこの図書館の出入り口もですね、入り口が一つあれば安全というわけでもないわけでございまして、やはり非常口もちゃんと、子供ですから、利用するのは、大部分は。ですから、非常口等も完備しておらなきゃならんと思いますけれども、残念ながらそういうところできていないと。中身の方は、私はそんなに極端にそんな色のある図書館とは思いませんけれども、今おっしゃったようなところ、やはりこれも改善の一つの場面かなと思っているところでございます。この前もお伺いしまして、ああそうか、ここは入り口が一つしかないということは私も気付いておりましたので、何か構造上できることはないかと、もう一度関係課にこれも点検してもらいたいと思っております。

○25番（小園義行君） よく分かりました。

最後にですね、旧3町を網羅して移動図書館車を動かすというのは、先ほど教育長から答弁がありましたように農村部の学校とかですね、そことの連携をちゃんとしていく、農村地区ともちゃんとやっていくんだということでありました。そういった中で、この有明町地域、松山町地域も含めですね、学校が本当に点在ですよ。そういった意味では、学校の子供たちがそれぞれの図書室で十分に満たされているというふうには教育長も理解されていないでしょう。これ、予算の関係上いろいろあると思います。

そこで、ぜひですね、この移動図書館車との連携をしながら読書を進めていくということで、「子どもの読書活動の推進に関する法律」というのがありますね。「子どもの読書の日」って制定されているんですが、教育長、御存じですか。

○教育長（坪田勝秀君） 4月23日じゃなかったかな。

○25番（小園義行君） 教育長、23日ですよ。「しぶしの日」は4月24日ですね。ここで、「子どもの読書活動の推進に関する法律」ということで、それぞれもう計画とか、いろいろ立てられると思うんですけど、目に見えてないですよ。せっかくですよ、「しぶしの日」、「志の日」と相

前後するのにかかわらず、そういったものがほとんど見えていないと。やはりこれね、ぜひ子供の読書活動の推進に関するそういう施策、これが図書館、関係機関と連携を強化していかないといけないよということで、子供の読書については推進していくんだということであります。4月23日が「子ども読書の日」というのは、あんまり認知されてないと思うんですね。ぜひこういったことも含めて、私は当局の努力を求めたいと思います。当然、それはされるでしょう。答弁は後で一緒にお願いします。

そして併せて、今回、この図書館の関係でいろいろやり取りをする中で、まさか図書館に指定管理者制度を導入していく、そういった考え方はないでしょうね。一連の人事の在り方そういったもの見たときに、僕はひょっとしたらそういうことをされるのではないかという気がしてならないんですが、まさかそういうことは考えておられないでしょうね、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

そのことにつきましては以前もお尋ねがあったということでございまして、現在、私どもは、さまざまな事業につきまして指定管理者制度を設けまして、そのことに取り組みながら、行財政改革に取り組んでいるところでございます。

ただいまお話がございました図書館につきましては、現在、指定管理者制度になじむのかなじまないのかというような形の議論というのが全国的に起きているというような状況でございますので、私どももそのことを十分参考にさせていただきながら考えていきたいということでございます。

○25番（小園義行君） 考えていきたいということは、ひょっとするとそういうこともあり得るということですね。

これ、もう新聞等でも御存じでしょう。図書館法の第17条が、「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」というふうにうたってるんですね。あそこをですよ、もうけの対象というふうに考えているとは思わないけれども、なぜわざわざここがうたってあるかということを考えてときに、指定管理者制度を導入するということは、民間にお願いするということですよ。そういうことがどういうことかといったら、分かるじゃないですか。まさかそういうことにならないようにですね、しっかりとそういうものは努力をしていただいて、地元の人たちが喜んで図書館に足を運べるような態勢ができるようにですね、軽々しくそういう方向にやるということなんか考えないでいただきたいと、僕はそういうふうに思います。お金を取るということできない以上、何が起きるかといったら、当然そこにはいろんなことが考えられるじゃないですか。市長も言わないでも分かると思います。

再度ですね、そこについて、立場上そういうことでしょうか、この図書館法が求めているものに対して、軽々にそういう方向にならないというふうに、僕は考えておられると思います。

教育長はいかがですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

私も、今ここに朝日新聞の切り抜きを持って来ておりますが、「民間委託の波」というタイトル

で出ておりますけれども、一時、鹿児島県内でも鹿屋市あたりが民間委託したという、薩摩川内市も確か一部やっておりますかね。

そういうことでありましたから、民間委託することにおいて、それなりのメリットもあるのか、デメリットもあるんでしょう、もちろん。ですから、どこか悪くて、何か近ごろ民間委託の波がやや後退したような感じですよ。一時ものすごい勢いでいくのかなと思ってたんですが、どこかやっぱり欠陥があって、やはり民間委託ではまずいということだったんだろうと思います。単純に言えば、民間委託いたしますと、夜の10時、8時、9時までですね、開けておいて、市民サービスができるんじゃないかと、こう単純に考えがちであります、それ以外にやはりもっとデメリットもあったのであろうし、市民の使い勝手も悪かったんだろうと思っておりますので、やるやらないは別として、私はどこか見てみたいなという気はしております。

以上でございます。

○25番（小園義行君） この指定管理者制度の導入という、これは世の流れだということですが、今そこに朝日新聞があります。僕も持ってますけど、いろんな関係でですね、社会教育の関係含めて、そのことをもって、僕は図書館に指定管理者制度を導入することにはならないと思います。

ぜひですね、教育委員会としての立場としては、絶対そういうことは駄目だよというぐらいの気概を持って、ちゃんとやっぱり言っていたらかないと、市長部局の方はいろんな財政上の問題とか、そういうことを考えられるわけですよ。でも、基本的に担当の所がどうぞということになれば、雪崩を打つわけですね。そういった意味で、しっかりとその部署を守っていくという立場で、図書館法が求めている、充実させていくと。この図書館奉仕ですよ、この事業を進めていくためには、これが必要だという立場で、これからも全力でやっていただきたい。いかがですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

図書館に限らず、私どもが所管しております学校の実態、あるいは施設設備の充実等々につきましても、決して投げ出した気持ちは毛頭ございません。精一杯お願いもし、また職員にも求め、また保護者の皆様方にも御協力も依頼して、この3年間やってきたつもりでございます。

今後とも、よりよい方向を模索しながら、図書館を含め、学校教育を含め、生涯学習も含めてですね、所管の事項につきましては全力を尽くしてやってまいりたいと、かように考えております。

○25番（小園義行君） 終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

次に、7番、鶴迫京子さんの一般質問を許可いたします。

○7番（鶴迫京子さん） 皆さん、こんにちは。

一般質問も三日目に入りまして、残すところあと二人となりましたが、一番お昼の眠い時間ではありますが、真しな答弁を期待いたしまして質問をいたしたいと思っております。

質問通告書に順じて一問一答式で質問してまいりますので、執行部当局の誠意ある答弁をお願い

いいたしまして質問に入らせていただきます。

私は動物が大好きで、今、犬を飼っていますが、以前は猫も飼ったこともあります。少子高齢化の時代、ペットの存在は飼育者の感情を豊かにし、日々の疲れもいやされます。携帯電話のCMで白い犬の父さんが出ていますが、我が家の犬もまさしく同じで、会話が通じていると家族は思っています。身近で暮らしを共にしているので、本当に大切な存在で、家族の一員です。私たちの身の回りのあらゆるものに自分と同じ命が宿っている。そして、その命が失われた時は非常に悲しい思いをします。そういう日ごろの思いから、今回、猫や犬などの動物に関する質問をいたします。

まず、環境行政についてであります。

今年の10月から施行される、ポイ捨て防止条例の目的はということで、第1条に、「この条例は、空き缶・吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置等ポイ捨ての防止について必要な事項を定め、市民等及び事業者の意識の向上を図り、市民総参加による共生協働の美しいまちづくりを推進することを目的とする」とあります。

犬は、狂犬病予防法に基づき登録制度があり、適正な飼育が義務付けられており、鑑札などを付けていない野良犬は捕獲されます。その点、猫は完全な室内飼い以外は、野良猫と飼い猫の区別もつかなく、ふんや尿、いたずらなどの害に対して、特に市街地の住宅が密集した所の住民の方々からいろいろと悩んでいる実情をも、よく耳にいたします。しかし、猫の捕獲は動物の愛護及び管理に関する法律に抵触する恐れがあり、実施されてはおりません。

犬や猫など動物に対して抱く感情は、飼い犬、飼い猫に限らず人それぞれで、昔よりも多様化しているのではないかと思います。6月11日の南日本新聞ですが、この「ひろば」の投稿欄にペット飼育は責任を持ってというので投稿がされております。そしてまたその4日後、昨日の新聞、やはり南日本新聞の「ひろば」の欄に、「かわいそう」は解決にならぬということで投稿があります。

このようにペットについて、やはりいろいろ身近なことでありますので、いろいろな思いがあります。

そこで、本市では、ポイ捨て防止条例に無い、猫による尿やふんなどの害、又はいたずらなどへの苦情は寄せられていないのでしょうか。現状をどのように認識されておられるのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

ポイ捨て防止条例に無い、猫のふん害などについての現状認識はどうかということですが、猫のふん等の苦情は年間で数件あるようでございます。トラブル等がある場合、双方で話し合われるようお願い申し上げまして、必要があれば職員が現場に出向き対応しているところであります。

近年、ペットブームの影響で動物を飼われる方は増加傾向にあると思っておりますが、犬と違い、猫には係留義務や登録制度の法的規制が無いため、現在市内にどれだけの猫がいるのか把握

していないところであります。

保健所では、猫は室内で飼うことを勧めているところであり、飼い主のマナーに任せているところが現状でございます。猫のふん害については、飼い猫の場合、基本的に飼い主の責任となりますので、飼い主とふん害を受けられた方と双方で話をして改善策を見つけていただくようお願いしております。

また、野良猫の場合は基本的に自衛手段しかありません。市販されている猫よけグッズ等を案内しております。

今後、広報紙等を利用し、猫を飼う飼い主のマナーの向上を図り、ふん害が減るよう努力してまいりたいと考えています。

○7番（鶴迫京子さん） 猫によるふん害などの苦情は数件しかないという報告ではありますが、市に対しての苦情は数件ということではありますが、やはり行政としてそのことは、何も対応策が無いという反対の表れでないかと思えます。自分たちで解決してくださいということだと思いません。

マナーの向上ということではありますが、やはりこのことは大変身近なことで、猫を飼ってらっしゃる方、又は飼ってらっしゃらない方に限らず、近隣ではトラブルになったり、いろいろそういうことを耳にするものですから、今回、そういうようなことが市としてはどのような状況になっているかということでお聞きしたところですが、数件ということでは安心はいたしますが、次に入りますが、路上や空き地などで死んでいる猫や犬、またたぬきなどがありますが、その対応方法として、件数はどれくらいあるのか、具体的な現状と今後の改善策をどうするのかという質問であります。

このことは環境衛生上、子供の教育上、また交通安全上や治安上、そのような視点で大変重要なことだと私は認識します。そこでお聞きいたしますが、路上は、一般道、市道、県道、国道などのいろいろな違いがありますが、そういう道路の違いで対応方法が変わるのでしょうか。また、空き地なども市有地か個人の土地かで対応が変わるのでしょうか。

これまで幸いなことに車で動物を跳ねたこともなく、体験的には分からないのですが、いつ遭遇するとも限りません。路上で車に跳ねられ死んでいる動物が、ハッと目に飛び込んでくる時はあります。とっさによけて危うく事故になりそうな時もあり、交通安全上大変危険です。夜行性の動物がライト目掛けて飛び込んでくるのも多いのではないかと思います。夜のことでしたら、放置時間が長くなればなるほど腐敗が進み、環境衛生上、これまた最悪です。

また、もし車で跳ねて、そのまま動物を放置して行ったところを特に低学年の子供が見ていたとしたら、またある時には、車に跳ねられ放置された動物が、なきがらですが、さらに車に踏まれたりしたところを子供が見たら、相当ショックを受けると思います。まして飼い犬や飼い猫であったとしたら、子供たちはトラウマになるかもしれません。

市長、そんなことはめったに無いよと思われるかもしれませんが、私たちの子供の時代と違い、考えられないほどの車社会です。昔、カルタ遊びで「犬も歩けば棒にあたる」というのがありま

した。私は、今はもう犬も歩けば車にあたってかわいそうだなという思いがあります。犬も歩けば車にあたるというぐらいな気がします。それぐらいなきがらを見たりするのですね。ということは、そういうことが起きて、放置されている時間が長いということもあるのではないかと思います。動物たちが犠牲になっているのがかわいそうな現状です。

このような中、市民に対してのルール指導はどうかされているのでしょうか。大人たちのマナーの悪さをそのままにして、子供たちにどういう教育をしたらよいのでしょうか。通告はいたしておりませんが、教育長にもできましたらお答え願いたいと思います。

また、落書きの多い町は治安が悪い町だと聞いたことがあります。このことは、まさに人の目がなく、抑止力が効かない、だから落書きができるということでもあります。まして、路上や空き地などで死んでいる猫や犬、たぬきなどが長時間放置されているとすると、安心な居心地のいい町とは思えないし、動物虐待など治安が悪化する環境がつくられていくように思います。

以上、環境衛生、交通安全、子供の教育、治安など、動物愛護の視点での質問でありますので、本市の現状把握とルール指導などの対応方法や、今後の改善策をお伺いしたいと思います。明解な答弁をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

路上や空き地等で死んでいる動物の対応につきましての御質問でございますが、路上で死んでいる動物の処理については、道路管理者にて処理することになっております。国道は国道事務所、県道は土木事務所、市道での案件は市が行うこととなっているところでございますが、市役所に直接通報があるため、現状では電話等で通報があった場合はすぐに対応が可能な市の方で処理をしております。これが現状でございます。

通報があった場合の対応は、市内を巡回しております環境パトロール又は市職員で対応しております。また、土曜日や日曜日・休日の対応につきましても、シルバー人材センターに委託して処理しているところでございます。

動物の死がいの処理件数は、平成20年度で把握している件数でございますが、猫で143匹、犬で3頭、その他の動物で32匹、合計で178件ございました。

今後の改善策につきましては、このような不幸な動物が増えないように、飼い主への管理の徹底について広報紙等を通じて啓発していきたいというふうに考えます。

また、動物の死がいの処理につきましては、一般ごみの取り扱いとなっておりますので、できましたら市民の皆様方で処理していただくよう御協力をお願いしたいというふうに考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

猫や動物の死がいを朝登校時に子供たちが眺めるというようなことがもしあったとすれば、これはもう1日をまことに悲しい思いで送らなきゃならんということになるだろうなということは、想像に難くありません。

私もこの前、出張いたしました。鹿児島市まで着くまでの間に、たぬきを1匹、猫を1匹、

死がいを発見しました。私ができることは、今死んだばかりという状態でしたので道路脇によくてですね、もうこれ以上踏みつづされないようにすることが精一杯でございましたが、最近は自然破壊等々も含めて、また愛護精神もそうでしょうけども、自然の、猫に限らず、たぬき、いたち等の死がいを私はよく見かけるのであります。

ですから、これはまた別な意味で、森林破壊とかいうようなことも含めて考えていかなければ、どンドンどンドンああいう野生の動物が我々人間の近くにやって来て、そして輪禍に遭うということになるのかなと思ったりもいたしております。

いずれにしても、教育上いいわけがございませんので、ましてや猫の死体などを間近に見るということはできるだけ避けるように、無いようにということが望ましいかなと思っております。

以上であります。

○7番（鶴迫京子さん） 今、教育長の答弁にありましたように、教育上は避けたいことであるということであります。原因はいろいろなことがあろうかということですが、今、申し述べられましたが、このことは本当に、命ということで、学校教育では、動物を愛しなさい、命があるんだよ、人間だけではなく、人の命もものの命もやはり同じように命だというような、そういうような教育をなさるのではないかと思います。そういう教育を受けたにもかかわらず、大人になりますと、先ほど教育長は道路の横によけると、それはもうそういう対応の仕方をしたらとてもあれですが、そういう半面、今回この猫の質問をしようという通告をただけで、いろいろな反響がありまして、家にも電話が数件来ました。だから、やはりこのことは思っている以上に、人それぞれの感情があり、そしてまた思いがあるのではないかと。市の方には苦情は数件しか来てないということではありますが、それは裏を返せば本当に見えない所で、いっぱいそういう話がされているということではないでしょうか。

だから、やはり行政としてこのことを真剣にとらえて、たかが猫やたぬきの死がい、死んでるという意味合いではなく、先ほど市長も言われましたが、そういう観点で今回質問してるのであります。

市長、このことに関して、動物、犬、ペットというか、まず身近にいるとなったら犬や猫をペットとして飼っていますので、家族一員のような感情で育てていますが、市長は、犬か猫か鶏か何か飼ってらっしゃいますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身は以前、犬を飼っておりまして、その長年飼っていた犬がある朝突然いなくなりまして、行方を捜したのですが、結局、行方不明で探しおせなかったということで、非常に悲しい思いをしたところでした。その犬がどこかで死んでいるのかなと、例えば、交通事故に遭っているのかなというふうには一応懸念したところがございますが、結果的にそのことについては、どこでどうなったということについては分からなかったということがございます。

ただ私自身、畜産業で養豚をしていたという関係で、動物を相手に仕事をしておりました。そのような中で、動物が死ぬというのは日常的にあることでした。そういう意味合いからすると、

少しペットとして飼われている方とすると、私自身は、この動物の死がいに対する考え方は違うのかなというふうには思うところであります。

そして、そういう意味合いからすれば、私自身は、先ほどお話ししましたように20年度は178件の動物の死がいの処理をしたということでございますが、私が多分四、五件はですね、この内、処理して市役所に持って来たのかなというふうには思ったところでございます。道路に死がいがありますと、私は車を止めて自分の車に積んで市役所に持って来るということをするわけでございまして、多分普通の一般の方々は、車にひかれて、見るも無残になって内蔵等が出たものについてはちょっと扱えないのかなという気はするんですが、私自身は先ほども言ったように動物相手の仕事をしてきた関係で、わりかしそのことについては抵抗が無かったということでございますので、そのような形で処理をしているということでございます。

そういうことで、また野良の部分と飼いの部分と、少しこれは整理しなければいけない内容かなということであろうかと思えます。

ペットの場合は、その飼われている方が本当に責任をもってトラブル等があったら処理しなきゃならない。野良の場合は、今申しましたように行政もかかわってすぐさま処理する態勢をとっていかなきゃならないということについては認識しているところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 市長と教育長、本市はすごくモデル的な、動物のなきがらというのか、そういうことに関して対応をされているということで、また、みんなにも普及していけばと思いますが、平成20年度で178件。あって、その中で猫が143匹であったという、死がいがですね、あります。そして、今お聞きしたのですが、そのなきがらが一般ごみとして処理される。先ほど市長が、養豚をされてたので、動物というか死に対する、命に対するあれは差があるのじゃないかなと、ある意味慣れてらっしゃるとい意味合いかどうか分かりませんが、そのような答弁ではなかったかなと思えます。

やはり市民はですね、今、少子高齢化で、今からペットの時代だと言われてますよね。結局、子供がいても近くにいない、よそにいるとか、そして核家族になって、結局みんな寂しいんですよ。そうすると、やっぱり何か側におきたい。今、ロボットの犬とか、高齢者の方の所に行くときびっくりする時があるんですね。そんなにしてロボットの犬、えさをやらなくて済むとかいろんなことがあります。それぐらい何かを側において話をしたい、話し掛けたいというのがありまして、やっぱりペットの時代はすぐ、もう今もペットの時代だと思いますので、そういう時に一般ごみとして処理するという、皆さんこういうことを御存じなのかなとか思って、そういう処理の仕方については仕方が無いと思われませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、野良猫、野良犬の場合と、ペットの場合と違うんじゃないかなというふうには思うところでございます。ペットの場合は、当然その飼い主がかなり愛着を持っていらっしゃると思います。愛着の度合いによって自分で埋葬されるとか、あるいはペット専門の火葬場もございますので、そちらの方に持って行っていただいて、火葬されて供養されとかいうこと

があろうかと思えます。ただ、野生の一般の野良猫とか、それから野良犬あるいはいたち、たぬきそういったものに関しましては、現在動物の死がいということで一般廃棄物の扱いとなっているということでございますので、私どもとしましては、そのような形の処理をさせていただいているということでございます。

○7番（鶴迫京子さん） よく分かりました。ペットの場合はそうでしょう。野良猫とかそういうなきがらに遭遇した時に、もしそういう所に遭遇して、もう亡くなってたらいいですね。こういう1例もあるかと思えますが、2例ぐらいちょっと申し上げたいと思えます。

今事故ってですね、そして、まだ息絶え絶えに、道路ではなくて民家に入って行きますね、苦しくてですね。そうして、そこで死んでしまって、そして、それに気づかずに結局は放置されてるわけですね。そのような場合、そういう猫を発見して、もちろん市長とか教育長みたいですね、自分の土地に穴を掘って埋葬したらいいのかもしれませんが、そういうのが人間いろいろです、できない人もいると思うんですね。すぐまた市の方に電話して、そのような場合、どのように対応されるのか。先ほどおっしゃったように、道路では一応管理が分けてある。だけど、国道、市道、そういうのに限らず全部市で処理しているという答弁だったと思えますが、それは職員によってまちまちではないですか。それともちゃんと統一して、来た件数すべてにそういう対応をされているのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども言いましたように、私自身もう六十過ぎておりますし、こういう私どもの年代の者と若い人たちは少し違うなど、そういった動物に対する接し方が。ましてや死がいに対する接し方、感じ方というのは違うというふうに、私自身も思っているところでございます。別な意味で言えば、そこまでみんなデリケートになってきているのかなというふうなふうに思っているところでございまして、私どもの市の職員が、例えばそういった路上で死がいを発見したとしても、多分市の職員自身で片付ける、ないしは持って来る職員は少ないんじゃないかなと。担当の市民環境課の方に連絡して、あそこにあるから行ってくれというふうに言うんじゃないかなというふうに、私自身は感じているところでございます。

そういう意味合いからすると、市民の方々も大方そういったレベルで、市の方にそのような形で、道路の傍らにでもそういった死がい等があれば、すぐ市の担当の方に申し出ただけければ、市の方としましては速やかに対応しておりますので、そのようなふうに通報していただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） 本市で起きたことではないんですが、本市以外の実例ですが、ある役所に行きましたら窓口が大変混雑して、何か騒動があったような感じで、窓口対応で何かあったような感じであった。それをゆくゆくこう順番を待っていたら、結局はこの猫、これ志布志市ではありませんので、猫だか犬だか分かりませんが、多分猫だと思うんですが、市長みたいに、通勤途中でそういう死んでいる動物、そういうなきがらをかわいそうだと思って一応袋に入れて、そしてどうしたらいいか分からないので、電話せずにもう役所に持って行って、その方が受付と

いかその担当の方とやり取りをして、持って来たんですけど何か処理してくださいませんか
って言ったら、窓口が、先ほど本市は市道とか国道とかにかかわらず、ちゃんとしていますよと
いうことをご返事いただきましたが、そこでは結局、市道でなかったんですね。うちの道路管轄
ではありませんということで、そのやり取りがすごくあって、それに役所ですので、いろんな
方が見えているわけですね、急ぎの用事でですね。それで、そのことが解決しないものですから、
すごく今度は自分たちも待たされて、被害ではないですけど、そういうことがあったと。そうい
う時に、第三者としてそういうのを見ていまして、果たして志布志市はどうだろうか。そうい
う話を聞きましてこういう質問もしているのですが、ちゃんと対応してるということでありま
す。もちろん市長が持って行かれたのでされますけど、そういうことはしていただけるわけ
ですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもの町は環境問題に一生懸命取り組んでいる町で、そしてごみの分別収集にも積極的に取
り組みまして、全国でも有数の町になっているところでございます。そのことを取り組みがで
きるようになったというのは、市民の方々の全面的な御協力があるということが前提でございま
すが、その御協力をいただくために私どもの市の職員が一生懸命市民の方々にさまざまな場面
でお話をして、御協力を申し上げて、その結果このようなすばらしいまちづくりができてい
るんじゃないかなというふうに思います。

そういった意味合いから、市民環境課の職員というのは本当に、もちろん他の部署の職員も
そうなんです、市民からさまざまな形で要望・苦情等が寄せられた時は、直ちに対応してい
るというふうなふうに私自身は考えております。

今お話がありましたように、はじめに申しました、所管が違う所であったとしても、そのよう
な形で対応をしているというふうに理解しております。

○7番（鶴迫京子さん） そういうような対応の方法を、本市の市民がそういう所に遭遇した
ときに、一律の対応方法というか、そういうのを市報なりそういうので、周知ですね。こうい
うときには行政としてどうするという周知など、広報で知らすということはされませんか
でしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

広報等を通じまして、また再度皆さん方の御協力を申し上げたいというふうには思うところ
でございます。ただ、先ほどから何回も言いますように、やはりペットと野生のものとは区別
して考えなきゃならない。ペットは飼っていらっしゃる方が責任を持ってですね、処理して
いただければというふうに思うところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） そうですね。ペットは、適正な飼育とかがあると思いますが、先
ほどのそういう道路上で死んでいるとなりますと、ペットは少ないのじゃないかと思いま
すね。ですので、そういう時に行政としてどうするかという処理方法などをですね、すべ
て行政に任せるというわけではありませんが、小さな村とか町ではなくて市になったの
で、やはり市としての対応というのをしっかり、行政側はこういう時にはこういう対応
をするんだよという統一した対応

方法を示さないと、今度は私なんかも市民から聞かれた時にですね、市はこういうふう処理しているということをお伝えしなければいけない立場でありますので。

そしてまた、市長自身がそういう動物というかなきがらとか、そういうのに関する差があるということをお聞きしましたので、とんでもないことだと思われるかもしれませんが、そういうようなところを一般ごみとして処理するというのではなく、何か1箇所にも本市でそういうのがあったら焼くなりですね。なんとなくですね、やはりこう、そうですね、なんかむごいと言いますか、かわいそうだなというそういう思いも、それは人それぞれですのであるかもしれませんが、やはり命という点ではある意味平等ではないかなと。そういう動物に対して、みんながその命を、昨日も討論でありましたが、「いただきます」というので命をいただくわけですね。そういう考え方ですね。だから、やはり一つ一つの生き物にはすべて命があるという、その原点ですよ。そういうところをおろそかにしたら、すごく何か人間のおごりではないかなという思いがいたします。

そういうところを抜きにして、環境ごみゼロにしてもですね、いろんなことをやってもですね、やはり荒廃した何とも言えない殺伐とした世の中が、もう将来待っているような気がします。一方ではすごくきれいな、見た目はですよ、見た目はきれいな町になっても、一方ではそういう荒廃した心の社会になっていくような気がいたしますので、頭から否定するのではなくですね、そういう思いを、いろんな人がいるのだということで真しにですね、とらえて。市長、もう今回の質問は、本当に反響がありまして、両方あると思いますね、考え方は。あると思いますが、一応そういう思いで質問をしているのでありますので、将来ですね、今すぐ何とかというわけではありませんが、将来に向けてですね、そういうことをちょっと調査したりですね、研究したりして、今日の質問で終わりではなくてですね、そういう考えはありませんか。一緒に、処分場ではないですけど、何かこうそういう所を、一般ごみではなくて、何か方法を考えるとかいうことはありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

路上あるいは空き地等で死んでる死がいというものが178件ありまして、市の方で処理しているということにつきましては、本当にちょっと残念というか痛ましいということになるかというふうに思います。そのことにつきましては、何ら変わらないんじゃないかなというふうに思うところでございますが、ただ、これを何らかの形で、ごみという扱いにしなくて供養というような形になるかと思いますが、そのような処理をするとなるとなれば少しまた考えを変えなきゃいけないのかなというふうに思うところでございます。

例えばこのケースでいきますと、路上に出てきた動物が交通事故に遭って死んだわけですが、じゃあそれは人様に迷惑を掛けなかったのかというようなこともまた論議になるのかなというふうに思ったところでございます。

そして、いろんな形で動物は死ぬわけでございますので、じゃあほかのケースで死んだ動物はどうするの、じゃあそれはまた市に持って来るのかというようなこともあろうかというふうに思います。

極めてデリケートな問題じゃないかなというふうに思いますので、そのことも併せもって内部で検討、「検討」の言葉は使ってはいけませんが、協議をさせていただければと、また先進事例等があれば参考にさせていただきたいと思います。

○7番（鶴迫京子さん） この今の質問は市長のおっしゃるとおりデリケートな問題でありますので、私自身も質問をしながら自分の気持ちを思うように伝えられませんが、ここで詩を一つ言って、何か分かってもらえたらと思ひまして、教育長も金子みすゞさんの詩を引用されましたが、私も金子みすゞさんは大好きで、詩集をいっぱい持っていますので、その中の一つだけ言ってこの質問は終わりにします。

「大漁」という詩があるんですね。

「朝焼け小焼けだ 大漁だ 大羽鱈（いわし）の 大漁だ 浜は祭りの ようだけど 海のなかでは 何万の 鱈のとむらい するのだろう」という詩があるんですね。

その詩を市長に送ります。そういう思いで質問をしています。

次に移ります。

朝日新聞の2月の報道では、佐賀市の520の全自治会の野良猫に対するアンケートで、野良猫が2,080匹いると推計され、半分近い205の自治会で対応に困り、近所でえさをやる住民がいる、自分で飼うべきだ、ふんや尿のおいがひどい、鳴き声がうるさいなど、さまざまな苦情があり、平成19年度だけでも市への苦情は46件に上ったそうであります。そこで、平成21年度から佐賀市が、野良猫を減らして、ふん害などの苦情に対応しようと地域猫制度を始めました。

地域猫の定義は、住民の協力を得て世話され、管理されている猫で、不妊、去勢手術をし、野良猫と識別できるように手術済みのピアスをしている一代限りの猫のことです。

モデル地区や動物愛護団体に不妊、去勢手術費用は助成されます。初年度は80匹分の予算が計上されました。

それまでの佐賀市の取り組みとしては、横浜市磯子区などの先行事例を参考にして、昨年5月から地域猫推進基本方針の策定に取り掛かり、策定委員会を三度開き、猫の適正飼育に関する指針を含んだ、佐賀市地域猫推進基本方針が作成されました。

そこで、本市でも、猫の適正飼育と動物愛護の観点から、同様な制度は考えられないかという質問であります。

市長、地域猫制度のことは御存じでしたか。

平成9年、横浜市磯子区の猫好きな住民の活動が最初で、全国に普及しました。

最近では、6月13日、南日本新聞に載っていました。上之園という鹿児島市の地域が導入へということで、町内会が始めました。ですので、御存じの方もいっぱいいらっしゃるかも分かりませんが、このようにして全国へ普及している制度であります。

そして、本市の現状をしっかりと調査しなければ、明日から地域猫制度をという話にはならないかもしれませんが、住宅が過密化した地域によっては方向性として、まず地域の住民を主体とした活動グループが飼い主のいない猫を地域猫として世話をする地域猫活動から始めて、地域猫

対策、そして地域猫推進事業として制度の取り組みが実施されているようであります。

今いる飼い主のいない猫をどうするか。排除するのではなく、地域の問題としてとらえ、地域住民との共存を図るということで、このような制度が各地で、今、始まりつつありますが、鹿児島市の上之園町内会の副会長は、この新聞に書いてありますが、「課題は多いが、多くの人が協力していくことが大切。少しずつでも着実に前進させていきたい」と話されています。

私も、時間はかかるかも分かりませんが、今からそういう時代になっていくのではないかと思います。市長はこのことをどのようにお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域猫制度につきましては、ただいま議員お話のように平成9年神奈川県横浜市磯子区の猫を好きな市民の方々が、野良猫を共同して給じやふんの始末等の世話をし、野良猫を増やさないように不妊、去勢等の手術を行ったりする運動を始めたことから、全国に地域猫運動、地域猫制度として普及してきたものと認識しております。

この活動を支えるためには、周辺住民の方々が一丸となってその協力体制を構築することが不可欠なことではないかと思っております。

地域社会には、猫を好きな方や嫌いな方、動物アレルギー等で体質的に合わない方、さまざまな方々が住んでいらっしゃいます。この制度を作り上げ、継続するためには、いずれの方々も満足できる状況が維持できなければ、この活動は難しいものだと思います。

これら先進的な地域の実情を考えますときに、市として今すぐ地域猫制度を推進していく考えもあろうかと思いますが、まず捨てられている猫や交通事故等で亡くなる不幸な猫たちが増えないよう、猫を飼育する飼い主等の適正飼育とマナーの向上について意識啓発を図るとともに、市民の皆様方に動物愛護の意識を根付かせながら、市民一人一人が、ともすれば陥ることのないような閉鎖社会から、だれもが分かり合い、相互に助け合える地域社会の建設に努めていきたいと考えております。

まず、市報やホームページなどの広報媒体を活用しながら、猫に限らず、動物愛護の意識啓発を図りながら、機会をとらえて伝えていきたいというふうに考えるところであります。

○7番（鶴迫京子さん） 今答弁をいただきましたが、そのとおりで、明日からということには、今日聞いて今日の話ですので、ならないかと思えます。

本市は、旧志布志町時代、また旧有明町、松山町もですが、市民環境課は大変忙しい思いをされていると思います。ごみゼロ日本一を目指して大変いいところを努力されてきています。それは、同僚議員も今、議員としていらっしゃいますが、そちらの方で職員として頑張っているところに仲間とともに一生懸命、職員・仲間、この環境問題に対してやってこられた。それも、たった一、二年のことではなくて長い時間をかけて今があるのではないかと思いますので、この環境問題一つとっても、たかが犬や猫と思わないで、やはりコツコツとそういうことに関してやっていっていただけたら、もっと本市は、結局ごみゼロというのも大体達成の方向に向かっていきますので、ペットに優しい町というのは、やはり人に優しい町ということとイコール、

人に優しい町はペットにも優しいわけでありますので、そういう町として今度は、売るというわけでもありませんが、町としてですね、親孝行宣言の町とか、いろんなのがありますので、そういうペットに優しい町として旗を揚げたら、ハッて、全国から、またそういう意味で注意を促して、観光とかいろんなことにつながっていくのではないかと思います、そういうことをどう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市の観光のシンボル、目玉というようなことにする考えはないかというようなことであろうかと思いますが、そのことについてはですね、ペットということだけでなく、別な意味からも総体的な市民の方々の御意見を賜りながら進めていかなければならない内容かなというふうに思うところでございます。

そういう意味で、まだまだ本市では貴重な、そして豊富な観光資源、素材というものがございまして、そういったものを十分検討させていただきまして、その中で、じゃあペットというものを位置付けるのかというふうに議論が進むとなれば、そのことも可能ということになりますので、総体的な形で、まだまだ検討させていただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） 議員になりまして初めてでありました。質問もしないうちに答えが返ってきました。ありがとうございますというか、まだ次の質問に入っていません。

まだ終わってませんが、そしたら、もう次の観光行政についての質問に移ります。

地域猫の検討は、調査研究して我が本市の現状を見据えて、時間をかけてそういう方向性を持っていただけたらなと思いますので、職員の方も大変忙しい中、大変だと思いますが、また考えることが増えたと思わないで、やはりペットに優しい町をつくる、そしたら人にも優しい町だ、いろんな観点からですね。否定から取ったらもう何も明日から始まりませんので、肯定から取ってくださいと矢野大和さんがいつも言われてますので、ぜひそのことを職員の方も、私もですが、実践していただけたらなと思いますので、次に移らせていただきます。

観光行政についてであります。

全国の事例に倣って、いやしを与えてくれる猫や犬などを観光資源として本市の目玉にすることは考えられないかということで、例として通告書に書き切れないぐらい書いていますが、あれは1例でありますので、私はそのことをそのまましてくださいとって通告しているわけではありません。ものの考え方を今回は述べるつもりで通告しているのであります。もちろん今、先ほど答弁がありましたように、本市では観光資源が豊富で、自然、歴史や文化財、祭り、海産物、野菜、畜産、お茶など食に関するものもいろいろあります。郷土芸能など数えたら切りが無いくらい、本市は宝物が眠っているのではなくて、もうあります。そして、とても大切なものだと思います。

「観光」とは、読んで字のごとく、「光を観る」と書きます。志布志の光は何か、どこにその光を見いだすのかということだと創年市民大学の名誉学長である聖徳大学の福留強教授から教わりました。今あるものは大事にして、発想を転換して、うそでもいいから、ここが大事ですよ、

うそでもいいんだそうです。うそでもいいから何かを見つけ出し、仕掛けてつくり出す。そこには、やはりいやしや、笑いや、驚きや、楽しみがあったらいいと思います。そして、自分たちで光をつくる。あるものではなく自分たちで光をつくる、そういう考え方ですね。まさしく、このことは本市ではもうやられていますよね。

私、合併してから本当に感心したんですが、そしたら二、三日前でしたかね、こういう「やっちくかわら版」というのが出たんですね。家に来てました。で見て、そして今回、これが出ますね。特別号が出てました。裏を見ました。年表があるんですね。ああすごいなって、この年表付けたことは、もうこれが大事だよなと思いました。結局、やっちくの祭りがあるということは松山の方は御存じですね、この経緯からすべて。合併して、有明とか志布志、分からないんですね。ただ、祭りをやっているがって思っているぐらいの人も多いと思います。その点では、このかわら版が出て、そしてまた今回、年表まで付いて、こんなに努力されているんですね。流れを見て自治大臣賞とか、いろんな大臣賞を3回もらってらっしゃいます。そしてイベントも、いろいろされてですね、ここに書いてあります。20年の歩みが全部見えます。こういうことですよ。行政からの押し付けではなくて、自分たちで始めて、そして20年も続いたということ。それはまさしく、この先生がおっしゃっている、うそでもいいから。このお城、うそですよ。ネーミングもいいですよ。野菜と畜産、「やっちく」ですよ。そして相手をやっつける、「やっちく」ということですよ。もう二つ、掛け言葉ですよ。だから、もう本当にすごいですよね。合併して、私もなぎなたのあれをして、姫様にまでなりました。大変楽しかったですけど、本当にその祭りの日だけでなく、祭りの前の日に行くといろんな準備で汗を流されているんですね。だから、共生・協働を20年前からやっていらっしゃるのが、これではないかなと思います。

そういうことで、もちろん市の予算もお金がいっぱい行っているのかもしれませんが、それ以上に皆さんの熱意があって、こうして20年続いたのではないかと思います。そして、よくまちづくりをするには三つのものが必要だということで、「ばか者・よそ者・若者」ともう耳にたこができるぐらい聞きますが、本当にこういうことは結局、若者・よそ者、そして地の者がですね、みんなして心はばか者になって、そうやって嘘（うそ）のお城づくりなど、1か月以上もの間準備に汗をかく。そして、あんなにも人を呼ぶ。すごい集客力ですよ。なかなかまねのできることはないと思います。

ですので、今回、私が何を言いたかったかといいますと、まず志布志に何かを仕掛けなければいけない。

そして、その仕掛けるとなったときに、今あるといたら、志布志といたら港ですが、港は県の管轄だったりして難しい面がありますので、今回、総合観光案内事業というので957万5,000円予算も組まれてますが、案内事業で駅が、また総合観光案内所を設置するというので計画がされています。こういう、この駅ですね。志布志駅を目玉にして、発想の転換をくると図って、この計画は計画でいいと思うんですね。それプラスアルファを何か知恵やアイデアを考えて、そこに持って来る。いろいろここに書きましたが、猫の駅長とか全国でいろんなことがありますね。

行政としてではなくて鉄道会社がするとかですね、いろんなことがやられています。この猫の駅長「たま」はですね、経済効果が11億円だそうです。そして、今度は猫なのにバスの駅長とか、「我が輩はバスである」って、駅なのにバスって、名前が「バス」です。そういうのとかですね、そして宮城県の猫の島、あそこは大漁を願って猫を飼っていたところ、ゴールデンウィークなんかには、その猫に写真を撮ったりとか会いに500人くらい来たそうです。そしてまた、とてもいい島だからここに住みたいという人も増えたと、そういうのをいろいろテレビで紹介していますね。

そういうことで、今度、総合観光案内事業として駅舎ができるので、そこを何かプラスアルファを考えて、発想を転換してですね。まじめな発想というか、そうではなくて、やはり市民があつと驚くようなですね、そういう発想をプラスして、それは市民からアイデアを募ってもいいじゃないですか。

そして、共生・協働で予算も、これ以上に予算がまた要となったら、また声を掛けて、そういうことに賛同する人を探すとか、いろんな方法があると思うんですね。

ですので、この総合観光案内事業、ここを目玉にして発想の転換を図る、何かプラスアルファのですね、そういうことは考えられないかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、志布志駅の方に新しく、志布志市の観光案内所を設置するというところで、間もなく設置できるという段階になってきたところでございます。そしてまた、特産品の販売についても今回の議会に審議をお願いしているということで、志布志の観光振興について一生懸命取り組んでいただいているところでございます。そのような中で、イベントに関しまして、今まではイベント検討委員会ということで市内四つの大きなイベントについての総合調整をしながら、いかに市のイベントを取り組むかということで検討してきた場があるわけですが、先日その委員会を新しく「志布志市観光振興連絡会」という形に改装いたしまして、たくさん関係者に集まっていたいただきまして、今後、市の観光振興について具体的に取り組む方々に集まっていたいただきまして、

その中でも私自身はお話したんですが、市として何かやっぱりシンボルになるものが必要なんじゃないかなということであろうかと思えます。お釈迦祭りには当然、お釈迦様の灌仏会というようなものがメインになっているわけですが、この灌仏会自身にしても、もう少し磨きをかけて取り組まなければ、本当に来ていただいた方々が、よかったね、感動したねというようなものにはならないんじゃないかなということになろうかと思えます。そういったことを私自身はいつも話をして、何とかしましよよということをお話しているところでございますが、そのような観点からしますと、本当に今おっしゃるような何らかの形で志布志市のシンボルと。シンボルマークは作りましたが、本当にシンボルになるものというはまだ定めていないところでございまして、このことについては市民こそって参加していただきながら協議をしていただきまして、これはもう何年かかってもいいと思えます。そういったものを作り上げて、例えば今話をしましたように志布志駅に、そういったものをモニュメントとして造っていくとかいうことに将

来的にはなろうかと思しますので、そのことについては今後、皆さん方と一緒に協議をさせていただきたいというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） 一応、通告にはペットを目玉にしてと。そのペットは、犬や猫、動物に限りませんね。ペット、それは置いときまして、いろんな方法があると思います。そういうふうにモニュメントを置くとかですね。人でもいいわけですね。御在所岳に登りましたが、玉依姫というのが志布志にはゆかりがありまして、そういうのがありますので、今、歴史ブームでもあります。ペットブームでもあります。歴史ブームで、ブームですので、またそれに組み込んできた時にはもう去っているかもしれませんが、巡りますのでね、循環して。だから、コツコツとやっていることは、その時だめでも、また次に必ず生きる時がありますので、コツコツと準備をして、玉依姫なんかもですね、駅に、「玉依姫、あなたもなれる」って、そういうようなこともいいのではないかと、いろんな発想がわいてくるんですね。もう一人の人を玉依姫じゃなくてですね、来た人になってもらう、部外者とかね。そういう発想を普通の発想ではなくて、あえてやっぱり違う発想で考える。昨日も職員能力のことが出てましたが、たくさん知恵を持っている職員を、いっぱいいますよね、知ってます。だから、そういう方々の、老若男女問わずにですね、年齢も問わずに、職員の知恵もいっぱい、こういうことをどう思うかということで、この課だけに限らずですね、アイデアを募ったりして、何かここの駅ですね、JRの借り上げですけど、そことタイアップして何かを目玉にしてですね。一番いい機会ではないかなと思うんですが、ぜひもう一回、観光にかける思いをですね。玉依姫はいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ペットをシンボルにするということについては、本当に手っ取り早くですね、すごくそういったことで、国民の中で非常に有り難がって、そしてまたうれしいという、同じですけど、そのようなことから志布志市を訪れる方がたくさん出て来るということについては想像できる場所ですが、しかしそれが、何で、何で志布志なのよということがきちんと整理されなければ、市民の方々の御理解はいただけないし、また来ていただく方にも私どもは説明できないんじゃないかなという気がします。

そういう意味合いからすれば、今お話になられました玉依姫というのは、まさしく何でというのがきちんと整理できますので、それがシンボルになっていくということについては、みんなで話をしていけば、そのこともテーマの一つにはなるんじゃないかなという気がしたところがございます。

そういったものも含めまして、今後、いろんな角度から各界・各層の方々の御提言を賜りたいと思います。

○7番（鶴迫京子さん） そうですね、本当に新聞を毎日見ていたら、いろいろ動物は皆さん大好きで、合がもが甲突川に来たよとか、そういうのが必ず何か載っていますね。こんなふうにして載ってるんですが、鹿児島島の仙巖園は猫神社だと御存じでしたか。ああ、御存じでした。

そんなふうにも新聞にも出まして、猫神社で全国各地から猫好きな方が健康祈願とかですね、

そういう意味合いで訪れるということで、やはり何かゆかりがあると神社でも、遠くからそのことに関して来るというような時代であります。ですので、本市もいろいろ文化的にも歴史的にも、相当いろいろなものがありますので、その文化的・歴史的なものが、それだけにとどまらず何かそういうかかわりのあるものがほかに、歴史の裏話ではないですが、何かあるのではとか、そういうのを調査して、研究して、何かありましたら、このことだけって、一つだけの観光ではもう駄目だと思いますね。バランスよく、いろんな方面から考えて、知恵を絞って、総合的に志布志を対外的に知らしめる。お茶にしても、すごく農業でお茶のことが言われて、お茶をどうやって飲ませたらいいかなとかいうので、農業の苦勞というのが一般質問で今回すごく分かりましたが、そのお茶にしてもですね、掛川の市長さんは、こうおっしゃったそうです。これも創年市民大学で出た話ですが、先生からの。一番いいお茶は、よその人には飲ませない、まず掛川市の市民が飲むんだというのを外に宣伝して、例えば志布志だったら、志布志のお茶は最高だよ、だから皆さんには反対に飲ませない、まず志布志の市民が飲むんだと。何かすごく、すごい発想だなと思いませんか。私が一人で思ってもいけないですけど、そういうことを今回は質問したくて、本当に柔軟な、脳を活性化してですね、いろいろ考えて、そしてまたそれこそ職員の方々のいろんなアイデアを吸い上げられて、そういうことを生かしてまちづくりをしていって、わくわくするようなまちづくりをして、いい市になったらいいなと思っている一人です。もう最後でいいです、答弁を1回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私、市長に就任直後は、今度の市長はイベントばかりしちよいというふうに、ある向きから怒られたりしたところでした。私は何でそんなに言われるのかと不思議に思ってたところですが、実は合併して四つの大きな祭りを市で行うようになったと。そして、その四つの大きな祭りにそれぞれみんな行ってくださいよ、みんな参加してくださいよ、みんな支えてくださいよということをお話を申し上げるから、まっこち今度の市長はみんなになんやかんや頼むよ、そして忙しいが、イベントが好っじゃがと、というようなことを言われたんじゃないかなというふうに今、振り返ってみればそういったことだったんじゃないかなというふうに思ってます。

しかし、やはり町が元気になるということは、こういった経済的な裏付けが必要なことは前提でございますが、このような形で祭りがあって、そこににぎわいが出てくる。そして、そのにぎわいがある所にたくさんよそから来ていただいて、更々にぎわいを生み出していくということが必要じゃないかなというふうに思います。それが、町が活性化してにぎわいできてくるというふうに思います。

そして、来ていただく祭りというものにつきましては、今お話がありましたように、本当にそこにシンボリックな、象徴的なものがあって、来ていただいた方が感動できるような何かが必要だというふうに思うところでございます。

それは、市民の方が一生懸命やっているなあということでもいいと思います。だけど、それだけではもの足りなくて、本当にいわゆるいやしとか、それから目覚めとか、それから私どもがい

つも話している「志」とか、そういった啓発されるようなものがあつた上の感動というものが必要じゃないかなというふうに思います。そういったことを今、一生懸命市民の方にお話をしながら取り組まさせていただいているところでございますが、このことを少しずつ少しずつ分かっていただきまして、よし、そういう方向に持っていこうやというようなことで一緒になって取り組んで、来ていただく方が増えてきているように感じるところでございます。

志布志はそういった意味から、今後またそのことを基にしても、すばらしいまちづくりができていくと。そして、それが、今お話があつたような何らかのシンボルをきちんとみんなで整理して、取り組んでくる町なんだというふうに思うところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、7番、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

ここで、3時10分まで休憩をします。

—————○—————
午後2時59分 休憩
午後3時11分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、1番、下平晴行君の一般質問を許可いたします。

○1番（下平晴行君） 最後になりましたけれども、通告書に基づいて3点の質問をいたします。

まずはじめに、入札制度の在り方についてであります。5点ほど質問をいたします。

最低制限価格制度を設けないことで税金の効率的な執行はできるが、半面、業者が疲弊することになっているが導入する考えはないかであります。

全国の全産業の20年度の倒産件数は、前年度比16.8%増の1万3,234件で、すべての業種で増加を記録しております。また、倒産した企業の従業員数は48.1%の14万1,724人に達しております。

その中で、建設業の倒産した件数は過去最多の3,556件で、前年度比16.9%増加している状況であります。

このような状況の中で、国土交通省は都道府県、政令市に対して、最低制限価格制度及び低入札価格調査基準価格制度の活用に当たり、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、5月15日付けで要請をしております。低入札価格調査基準モデルや最低制限価格などを予定価格の90%ほどにアップした地方公共団体の事例を具体的に示し、管内の市町村への周知徹底を求めています。

特に長崎県や佐賀県は、いち早く2月に最低制限価格をおおむね85%としている基準を90%程度に引き上げております。建設業者の過当競争による経営悪化を防ぐのがねらいとのことであります。

ところが、県内の自治体入札契約の状況を調べてみますと、本市は最低制限価格の運用がされ

ておりませんが、導入する考えはないか伺います。

○市長（本田修一君） 下平議員の御質問にお答えいたします。

昨年秋から一段と厳しさを増しました経済情勢によりまして市内各方面、特に製造業・小売業など、その対策は喫緊の課題となっております。

また、近年の原材料等の資材高騰、原油高による石油製品の単価上昇や、国はもとより県・市町村の発注量の減など、建設業業界の現状は大変厳しいものがあることは、その代表者の方々とさまざまな場でお話をする時、その御労苦など私自身、直接ひしひしと感じているものであります。

このような状況の下、国の緊急経済・景気回復策としまして、昨年度末の補正予算や本年度当初予算に反映しております公共工事への予算重点配分が行われた結果、市内建設業への発注量増などもあり、そのような業界の厳しい状況を回復させる一助として、また、ひいては地域への景気・雇用回復へも大きな効果があると期待しております。

そのような状況の中で、今現在、最低制限価格の運用につきましては国などが示しておりますが、不当なダンピング競争の結果、粗雑な工事施工、俗に言います手抜き工事などを防止する観点から、その必要経費等の下限を積算しまして最低制限価格を設けることとなっております。

本市で執行された入札案件において、予定価格に比しまして落札価格が低位にあると考えられる工事等につきましては、当然その工事施工に際しまして所管の職員等にも注意深く監理・検査を行うよう指示をしているところでございますが、最終的な工事完成検査の結果、合格判定が下され、その施工の完了について報告を受けております。このことは、受注された業者の卓越した経営手腕の成果であったり、工法の創意・工夫などによりまして積算を熟考された、日々の努力・研さんのたまものというふうに考えております。

このような結果を踏まえ、本市で執行する入札については、今現在、過剰なダンピングや低価格入札による俗に言う手抜き工事などは見受けられないということから、現在は最低制限価格を設けるということはしておりません。

そのような中でございますが、今、本市におきましても入札制度改革を準備しております。その一つとしまして、近日中にも一般競争入札を実施する予定でございますが、入札制度改革もそれをスタートとして考えておりますので、先ほど述べましたが、ダンピング防止、品質確保などの観点から、制度改革としての最低制限価格又は低入札価格調査制度などの実施効果のある制度導入の検討を指示しているところでございます。

また、価格等のみでなく入札改革に伴いますさまざまな制度導入につきましては、必要性が生じたならば即時に運用を開始できるよう準備させているところでございます。

今後とも御理解いただきたいと思います。

○1番（下平晴行君） 今の市長の答弁では、検討していくということであります。

この低入札価格調査基準等についても、その後の対応というのが大変難しいというふうに聞いております。ぜひですね、このように百年に一度の不況と言われておりますので、大変厳しい経

済情勢の中で、先ほど言いましたように建設業の役割、いわゆるほかの事業種にも相当な波及効果をなしているという状況であるわけでありますので、やはり行政としてはその時その時の経済状況に応じて早急な行政運営を、あるいは対応をしていただきたい。そういう答弁でありましたので、次にいきます。

次に、2点目でございますが、開札日の落札者への通知の時間設定はできないかということがあります。

担当課に、落札結果がいつ分かりますかと相談したところ、こちらの都合で通知しますとの返答であったということでありますが、入札をされる業者は落札ができたのか、いつ連絡が来るのか待っているわけでありますから、やはり上から目線でなくてですね、相手の立場で対応することはできないか。そこへんはどうですか。伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、私自身も直接指摘を受けまして、そのことにつきまして担当と協議したところございました。

そして、対応をつぶさに検証しましたところ、日によっては20件も30件も同時に開札する日があるということございまして、朝スタートしても夕方近く最終的に済むというようなこともあるので、今後そのことも踏まえて開札日の翌日、午前9時から11時までの間に落札された業者に連絡を行うよう改善するというにしましたので、今月初旬より発送しました入札通知に表記して御案内しているところでございます。

○1番（下平晴行君） それはちょっと、市長、おかしいんじゃないですか。

これは件数がいくらあってもですね、例えば50件あろうが、時間設定はできるわけですよ、大体何件というのは。ですから、例えば20件ありますと11時半から12時の間とか、あるいは100件ありますと4時半から5時の間と、別に翌日する必要はないじゃないですか。これみんなやれば、とにかく前日に、例えば今日は17日であります。16日の5時までという通知を受けるわけですね。すると、明るる日です、開札日は。それを何で、その件数によってだと思っんですが、その翌日というのはちょっとおかしいんじゃないですか。それはおかしいですよ。やはり開札日は、その日に連絡する。だって業者はですよ、開札日はもうちゃんと事前に通知をして、その開札日を翌日と市長はするということですよ。

やはり入札した方はできるだけ早く、落札したのかどうか、できたのかどうか、知りたいわけですよ。そこらへんはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお話ししましたように、開札件数が多数に上ったときは慎重を期して、例えば不落というようなこともあろうかと思っておりますので、そのようなときになったら、翌日というふうに変更になるかと思っております。

そういったことが無いように、きちんと対応させるために、当日すべて点検し、翌日に開札の結果についてはお知らせするというふうにしたところでございます。

○1番（下平晴行君） だったらですね、市長、その件数によって分かるじゃないですか、通知をする時点でですね。だから、そういう翌日というんじゃないで、臨機応変にできるときは、翌日にじゃなくて開札日、いわゆる入札を受けたその翌日ですよ、それぐらいの対応をして。そういう意味じゃないですかね。

市長は、開札日を受けた、その次の日という意味じゃないんですか、1日置いて。そういうことでしょ、開札した次の日。やはりこれはおかしいですよ。そこはもうちょっと検討してくださいよ。そこはどうか、財務課長。

○財務課長（溝口 猛君） 入札の開札した後の落札決定通知ということでございますが、現在、指名工事入札におきましては、すべて郵便入札という形態をとっているところでございます。

入札の執行権限につきましては、市長からすべて私の方で権限を受けまして、入札の執行をしているわけでございますが、担当が開票をして、それから調書の作成、例えば件数だけでございませんで、あるランクにおきましては1ランクで30社、40社というような形の工事もございませんで、それを先ほども申しましたとおり開票をして、最終的に調書を作り上げて、私の方で確認、それから立ち会い者を求めていますので、立ち会い者の方の確認という形になります。したがって、なるべく早急に落札の決定については対応したいというふうに思いますが、確実な時間をこちらから指定して、確実な時間に通知した方が業者の方も、例えばその日、待って来なかったと、あるいは次の日の朝に来たというようなことになれば、また大変だろうということで制度を改めまして、着実に通知できる翌日の9時から11時という形に改正したところでございます。

○1番（下平晴行君） いわゆる入札調書なんていうのは、もう事前に通知を出しているわけだから、最初から作れるわけじゃないですか、そんなのは。そういう事務手続きというのは、事前にできるものがいっぱいあるんですよ、これは。だから、そういうので明る日というのはちょっとおかしいんですけど、もう決めたわけですね。ちょっとおかしいと思いますけどね。

それじゃ、次にいきます。

ごめんなさい、もう一件。入札通知書の送付についてであります。これは委員会でも指摘をして、送付する場合には一括で送付したらどうかということで、総務課長にもお願いした。今現在は、そういう形で一括で送付をしております。しかし、今度は、業者から通知書を市役所に送る場合、それぞれの工事ごとに送付をしてくれというようなことであるようでございますが、これはやはり、市長、送料からみるとですね、大変な負担なんですよ、これ。ですから、どういう不都合があるのか。これもちょっと聞いたんですけど、担当から。私はそれは一緒じゃないかなと思うんですけど、そこへんをちょっと教えてください、できない理由。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

—————○—————
午後3時27分 休憩
午後3時28分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 再開します。

○副市長（井出南海男君） 御質問の件について、お答えを申し上げます。

まとめて郵送してもよいのではという御質問でございますが、一括で郵送された場合、もし漏れがあったときに入札の意思確認ができないということもございますので、そのような手法をとっているところでございます。

○1番（下平晴行君） 漏れがあった場合というのは、副市長、あれですか。一括で例えば5件あった場合、一緒に入れますよね、封書に。その漏れがあった場合は、それに参加しなかったということじゃないんですか。どうなんですか、そこへんは。

○財務課長（溝口 猛君） もともと入札事務におきましては、1件の入札につきまして1入札書ということが原則でございます。先ほど副市長の方が答弁しましたとおり、例えば5件の入札を今回やるということで一括で送付していただいた場合、例えば中に四通しか入っていないというような状況が出てきた場合ですね、それについて、例えば業者の方からすべて入れたというような異議申し立て、間違い等があった場合、非常に困るということで、中の受付確認がなかなかできないということで、今、原則は1入札について、書留でそれぞれ送っていただいているということでございます。

ただ、改善の方策としましては、例えば直接持参ができないのかというようなお尋ねもございます。原則、今、直接持参はできないということにしておりますが、ここらあたりも検討して、なるべく事務改善と申しますか、そういった部分に配慮した改革はしていこうというふうに思っているところでございます。

○1番（下平晴行君） これは、今課長がおっしゃったように漏れていた場合、そういうことがあったわけじゃないですよ。漏れた場合の想定を今、これは実際していないわけですから、でしょう。

これはですね、業者の皆さんがそう言ってるわけですから、大変負担が大きいと、3,000円も4,000円もかかると。ですから、これは説明会の時ですね、そのことをちゃんと指摘して、そういう場合でもいいですかと。これはこっちの責任じゃないですよということを協議して、そのことに入ればいいじゃないですか。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今月中に業者の方に来ていただきまして、入札に関する説明会を開催するという事になっていようございます。その中で、ただいま御指摘のあった点につきましても改めてお話を申し上げて、御理解をいただくようなふうにしたいと思います。

○1番（下平晴行君） ぜひですね、そういう対応をしていただきたい。

それから、電子入札についてであります。導入が21年度からとなっておりますが、21年度から導入されるのかどうかですね、ちょっと伺っておきます。

○市長（本田修一君） 電子入札につきましては、試行的に取り組んでいきたいというふうに考えています。

○1番（下平晴行君） 分かりました。

次に、3点目であります。地区ごとの入札指定はどうかということでもあります。これは、合併によって全体で実施することが当然だというふうに思いますが、ランクによっては数が相当な業者もあるわけでありまして、県は10社を単位に指名入札をしているようでもあります。そのようなことは考えられないか伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併以来2年間、経過措置としまして、地区ごとの入札をしたところでございました。その後、昨年の平成20年度より旧町地域制限を廃止しまして、入札参加機会を増やすということや入札参加業者数を増やすということで、より公正な入札になっているものと考えております。ただし、即応性や当該地域への熟知度、災害出動に関しての協力協定なども考慮しまして、災害復旧関連事業に関してや、随意契約によることのできる小規模工事などにつきましては、当該旧町区域に事業所を構える業者を指定しまして入札や見積もりを徴するということは行っております。

○1番（下平晴行君） 分かりました。

次に、4点目であります。

入札参加格付けが、水道施設、それから造園、それから舗装についてはA・Bがあるわけですが、このランクを私はBランク設置でいいんじゃないかというふうに思っていたわけですが、県のランクで対応したらどうかというような質問にちょっと変えていきたいと思っております。

それはですね、実際、今年になって工事中に死亡事故等もあったわけでありましてね。それから、そういう能力に応じた工事を施工するためには、やはりそういう県の対応、そういうのが一番望ましいんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、水道施設工事格付け業者数は13社でございますが、御指摘のとおり会社の規模や水道技術者数において各々差がございます。

水道施設工事に関しましては、その事業、工事規模又は工事の特殊性を勘案しまして、入札参加資格を検討する運用としまして、水道施設工事格付けの中で、さらに市土木一式工事の格付けを有するものというような形で運用も実際行っておりますので、今後もそのような運用を念頭において、工事の安全管理かつ適正な施工の履行を念頭において、発注側として配慮するようになりたいと思っております。

ただいま、県のランクでというようなお話でしたが、県のランクに準じて市のランクもされておりますので、現在の市の土木一式工事の格付けというような形で、今後もまた取り組まさせていただきますように思います。

○1番（下平晴行君） これは、今、市長は県のランクに準じてと。そうですか、されてますか。されていないでしょう。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

土木・建築につきまして、県のランクに応じてするということでございます。そして、水道施

工工事につきましては、この格付けの中で市土木一式工事の格付けを有するというような形でしているということでございます。

○1番（下平晴行君） 分かりました。

それから、入札の執行状況ですが、6月15日付けで、単独事業は32%、補助事業は0%であります。当然、補助事業については内示があってから事務事業を進めていくということで、よく分かっているわけでありましたが、市長、単独事業についてはですね、今32%、これを2四半期で終わるようなやはり対応をしていただきたい。補助事業は、こちらが申請してですね、国・県も、それから事業の確定が来るわけですね。ですから、その間、例えば8月、9月ですね、2四半期と言いますと。それまでに単独事業を終わらせて、そして補助事業を10月ごろからやっていくと。そうすることによって年末ぎりぎりの工期にならないように施工ができるわけでありまして、そのことについてはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身も、毎年毎年年度末に工事が重なって発注できるということは、絶対避けるというようなことを職員には、話をしているところでございます。そのようなことで、早期の発注を目指すような取り組みということについては、職員は十分心得ておりますので、更にこのことについては督励したいと思います。

○1番（下平晴行君） はい、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そしてですね、市長、やはり繰越明許費が毎年、原因は用地交渉とかいろいろあるわけですが、やはり早め早めに事業を執行することによって、そのことは解決するわけでありまして、ぜひ今市長がおっしゃったそういう取り組みをしていただきたいというふうに思ひます。

次にいきます。

5点目でございますが、物品購入について、市内の業者の取り扱いが公平に活用されているか。また、入札参加資格審査申請の手続きを簡素化できないかということでもあります。

税金の納付書だけはちゃんと来ますよと。しかし、私の店のものは使ってもらえないという経営者の声であります。

担当課は、それぞれの課で購入しているから実態は分からないというようなことであるわけですが、入札参加資格審査申請に基づいて発注されていると思ひますが、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

入札参加資格につきましては、前回にあたります平成18年の申請時に、法人につきましては法人登記事項証明や、個人商店についても印鑑証明や身分証明など約10種類の書類提出があったということで、これらのものを見直して20年度は取り組んでいるところでございます。

そのようなことで、簡略化については取り組みをしているということでございますので、御理解いただければというふうに思ひます。

○1番（下平晴行君） 市長がおっしゃったのは、恐らく5万円以下のものについては簡素化してきたということでもありますね。

恐らくですね、5万円以下の取り扱いについては、やはり営業努力をされている業者が主に取り扱いをしているんじゃないかなと思うわけです。それから、担当者が知っている業者。

私の提案というか、これを課でですね、5万以下は納品書だけで対応できるわけですので、課で振り分けてこういうものはできないのか。きちっと分けるんじゃないですよ。使うところはどんどん、使うと言ったら失礼ですけども、利用するところはどんどんして、しないところはぜんぜんしないという業者があるわけですよ。そこ辺はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

原則入札というようなことではございますので、落札できる方とできない方が当然できるんじゃないかなというふうに思います。

私どもとしましては、その手続きについては簡略化させていただくということでございます。少額の契約に係る商品につきましては申請の際の様式書類を簡略化しております、基本的には申請書と市税に係る納税証明のみというふうにしていただいております。必要に応じて営業許可などの添付を求める程度ということになっております。

そのようなことで、ほとんどの方にそのような形で対応できているんじゃないかなというふうに思っています。

○1番（下平晴行君） 市長、今の答えは全然なっていないですよ。

市長が先ほど言われたのは、審査申請をして、その中で、こちらから十何万円、二十万円、三十万円とかという部分ではですね、入札という形になるわけですよ。私が聞いているのは5万円以下の対応の仕方、物品等の対応の仕方、これを聞いているんですよ。

○副市長（井出南海男君） 5万円以下の物品等の購入の件についてのお伺いだと思いますが、このことにつきましては、納入機会の均等化を図ることや、地域の専門店などを考慮した物品調達を念頭におくように指導しているところでございます。

特に、少額の物品等の調達に関しましては、所管事務の担当レベルでの発注となりますので、価格の問題もございますが、時間的制約がある場合などは、できるだけ早急に発注準備をすることなどで受注機会を増やせるように、併せて指導したいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（下平晴行君） はい、分かりました。

副市長が課での対応ということでもありますので、ぜひですね、市長、やはりそういう課の活用ですね、そういうのをできるだけ公平にと、私はそこを言ってるんですよ。ほとんどの店を一方では全然使わない、一方ではどんどん使う、どんどん使うというか、一方ではほとんどその店というような取り扱いがされているということを知ることから、私はそこを言っているんですよ。

それからですね、今副市長の方でもありましたけど、専門店と総合商社みたいな店、何もかもある。だから、申請する時ですね、品目はいろんなものがみんなありますよということで申請されると、当然こちらは、専門店も何も無いわけですよ、一括して入札。ところが、専門店はともじゃないけど入らないと。私は、専門店は専門店、そして総合商社、総合商社と云っていいの

か分かりませんが、いろんな品物がある店についてはその店での対応、それができないかなど。これはですね、専門店をやっている業者の方から聞くんですけど、もう何回申請を出してん一緒だと、だから出さないと言ってるんですよ。そこ辺の把握はどうですか。

○財務課長（溝口 猛君） 事務的な手続き等もありますので、私の方で答弁させていただきます。

総合商社と専門店を区別しろということですが、現実的にはそうなりますと、総合商社と申しますか、の営業活動を市の方で制限するというような事態も生じてきます。

したがって、地域性もございまして、先ほど申しましたとおり、5万円以下については担当課の方で任意にできるということですが、先ほど副市長が答弁しましたとおり、極力そういった専門店と申しますか、小売店を使うような方向で、また内部でも意見統一しまして執行していきたいというふうに考えているところでございます。

○1番（下平晴行君） ぜひですね、意見統一をして、公平に取り扱いができるようにお願いしておきたいというふうに思います。

次に、市外の業者の取り扱いが多いようではありますが、どんな考え方で市外の業者の取り扱いをされているのかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市としましては、物品等の調達事案が発生した場合、指名入札等により執行することになりますが、市内業者のみで十分に公正な入札等が確保されると判断されれば、原則として市内業者のみで執行するというところでございます。

受注量の減に関しましては、市政運営の中で経費の無駄を省くという事務費等の整理・合理化に伴い、予算削減を毎年行っているというのがあるのではないかなというふうに思っています。

そのようなことで、原則として市内の業者のみで執行しているということですが、

○1番（下平晴行君） 市長はそうおっしゃいますが、実際はそうじゃないんですよ。市内にあるものも、市外の業者を中に入れて対応している。

市長も御存じのとおり、自主財源は約28%に満たない状況でありますよね。去年は30%を超えていましたけど、今年は27.何%と。やはり、そういう市内の業者の方は、固定資産税、法人税、市県民税、所得税、そういうものを支払っているわけですよ。だから、そこを考えると、少々高くってという意味じゃないですよ。いわゆる税金の効率的な執行という部分でいくと、それは安い方がいいですよ。しかし、そういう税のことを考えていった場合、それはどうなのかということなんですよ。

ですから、そこ辺はですね、やはり循環という、これは環境もそうですけど、財政もそうじゃないかなと私は思うんですけども、そこ辺はどうですか。もう一回、市長、お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

そのような事案があったということについては私自身、またある件でそういうようなケースがあったということについては、報告を受けているところでございます。今後、そのような事情と

いうものを十分、私自身も担当の方から聴取しております。

今後は、そのようなことが無いようにということで、市内の業者が対応できるものについては、絶対市内の業者を相手にするんだよと、対応するんだよと。今お話があったように、まあ本当こんなことを私が言うと怒られるかもしれませんが、少々高くなっても、今お話があったように循環というような観点からすると、本当に市内にまた巡り巡って来るというようなことになるわけでございますので、市内で対応できるものについては、原則市内で対応するということを厳命しているところでございます。

○1番（下平晴行君） 市長、ぜひそういうふうに対応していただきたい。

通告を教育委員長にはしていませんが、教育長、教育委員会の立場はどうですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

物品購入の件でございますが、学校といたしましては可能な限り、予算にも限りがありますので、できるだけそういうところを勘案しながら購入をするようでございますが、どちらかというところと随意契約になっているものが多いようですので、それにいたしましても、可能な限り市内業者を利用するという指導はしております。今のところはそういう状況でございます。

○1番（下平晴行君） ぜひ、市長も教育長もですね、やはり市内の業者を利用していただくと。市外からはできるだけ、先ほど市長がおっしゃったように、そういう対応をしていただきたいというふうに思います。

GMが破たんしたのは「G」現場、「M」見ない、現場を見なかったから破たんしたんだと。これは、ある教授が話しておられましたが、まさにそのとおりじゃないかというふうに思います。

やはりいろんな問題の解決は現場であると、現場にあると言われておりますので、ぜひそのような対応を、市長、していただきたいというふうに思います。

次に、遊具施設等の管理について質問をいたします。

遊具施設等の管理が徹底されていないために事故等につながっている事例があるが、本市では管理が徹底されているかという質問でございます。

このことについては、今朝のテレビでもありましたが、全国的に多発しているというようでもあります。全国の自治体の、これは都道府県なんですけど、アンケートで、専門業者が定期点検を行っている自治体が29自治体、行っていない自治体が18自治体ということになります。この原因は、地方自治体の財政難、もう一つは維持管理の計画性が無い、こういうことであるそうでもあります。管理者が定期的に遊具施設の管理をしていけば起こらずに済んだ事故がほとんどで、特にぶらんこの事故が多いようでもあります。専門業者に見てもらって使用停止をしたというふうに、専門業者でないと見えない部分、そういう部分が腐って事故につながったということでもあります。

学校施設、学校遊具施設などの設置をですね、二、三十年前にされた方から、自分でされた方ですよ、教育長。遊具が危険な状態であると、そういう施設があると、修理しないと事故につながる恐れがある、可能性があると指摘を受けたわけでもあります。

今、管理が、これは学校施設だけじゃないわけですが、遊具施設ということで、市長と

教育長に伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

遊具施設についてお答えする前に、先ほど市内の業者の方々に入札ということをお話した時に、「少々高くても」というようなことを私の方で発言しましたが、少し不適正だというふうに思うところでございます。そのことにつきましては、入札制度自体が低価格になるような仕組みということでございますので、その機能性がきちんと発揮できるような形にしていきたいということでございますので、御理解くださるようお願いいたします。

遊具施設の管理につきましてでございます。

都市公園等の管理につきましては、都市公園における遊具の安全に関する指針の内容を踏まえ、遊具の安全管理に努めているところでございます。本市におきましては、都市公園内施設及び公営住宅地内遊具の点検につきましては、専門業者に点検業務を委託しております。年2回の点検を実施しているほか、職員による定期的な点検を実施しております。また、指定管理者による公園につきましても、ほぼ毎日点検を実施しております。

なお、点検により異状が見つかった場合には、直ちに修繕又は使用禁止の措置を取るようになっているところであります。

そして、ダグリ岬遊園地の遊具の管理につきましては、ダグリ岬遊園地の遊具は、現在、指定管理者である谷口製作所の所有物であります。谷口製作所が製作・設置したものでありまして、管理につきましては、製作者であり、また指定管理者である谷口製作所が毎日の始業点検、終業点検、3か月に1回の定期点検、年1回の法定点検を実施して、責任を持って点検・補修を行っておられるということでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

健全な学校教育、教育活動を展開いたしますために、遊具を含めた施設の充実ということは、これは不可欠な条件であると認識いたしております。

教育委員会におきましては、本年度も年度初めに、各学校に遊具を含めた施設全般の安全管理の徹底を文書にて通知したところでございます。幸いにして、本日まで本年度は、遊具が原因で大きな事故は発生しておりませんが、昨年度ジャングルジムでのけがが1件ございました。

学校では、おおむね月1回の割合で遊具の点検を行っております。危険遊具につきましては、毎年学校からの施設整備の要望が上がってまいりますので、計画的に補修又は撤去を行っているところでございます。なお、昨年度は八野小学校の遊具や森山小学校の遊具の修繕などを行っておりまして、今年度は既に山重小学校、松山小学校のすべり台の修理を完了しているところでございます。

なお、今回の下平議員の一般質問に際しまして、再度調査を行いました結果、最近使用禁止措置したというものが新たに判明いたしましたので、早急に現地調査を行いまして対策を講じたいと、かように考えているところでございます。なかには保護者のボランティア、あるいは業者の方々に修理をしていただいたという話も聞いて、大変感謝いたしておるところでございます。

教育委員会といたしましては、遊具等の安全管理につきまして、今後もより一層学校側と連絡を取って事故等の未然防止に努めますとともに、安全な遊具を使用した教育活動が元気にのびのびと展開できるように指導してまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

○1番（下平晴行君） 教育長、計画的に点検を行っているということですが、これは専門業者ですか。それとも、地域の方々もおっしゃいましたけど、そこ辺をちょっとお願いします。

○学校教育課長（山口幸彦君） 安全点検につきましては、学校の校長をはじめ全職員で、毎月1回程度させております。そして、異状があった場合、安全点検簿に記録をして、記録があったもので校内で修理できるもの、それから後日修理するものについては使用禁止、さらに重度なものについては市教委の方にすぐ連絡していただくというようなことでございます。

先ほど、地域の方というのは、撤去等について御協力をいただいた例があるというような教育長の答弁でございました。

以上でございます。

○1番（下平晴行君） 先ほど私、質問の中で、やはり専門業者でないと分からない部分というのが、これはあるわけですよ。ハンマーでたたいてですね、音が違って、腐っているとかねじが緩んでいるとか、あるいはすり減っているとかですね。ですから、教育長、そういうふうに、特に学校の遊具施設についてはそういう管理の仕方をされている、計画をされているということでもありますけれども、やはり専門業者に年1回ぐらいはチェックさせるような取り組みをしていたきたいというふうに思います。

それから、最後になりました。

○議長（谷口松生君） 下平議員、しばらく休憩します。

—————○—————
午後4時00分 休憩
午後4時01分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 再開します。

○1番（下平晴行君） 最後になりました。

安心して住めるまちづくりについてであります。

足利事件も志布志事件と同じえん罪で、被害者は17年間のこう留で人生は台無しであります。行政は市民の生命・財産を守る義務がある。その立場の市職員に対して人権講演会、いわゆる体験談を開催する考えはないかということでもあります。

全国でえん罪事件が相次いでいますが、この志布志事件は、その中でも極めて異常と言える事件であります。多くのえん罪事件は事件そのものが存在し、警察が間違っただけで容疑者を捕まえるケースで、最近の足利事件もそうであります。17年間もこう留していて、もちろん許されるわけで

はありません。しかし、志布志事件そのものは警察がでっち上げ、起訴したものであります。えん罪というよりも、いわば警察の犯罪と言えるのです。志布志事件で分かったことは、警察が任意同行を求めれば、警察を信用して何も悪いことはしていないのだからとの思いで、すんなり警察の言うとおりに従って、警察署の取調室に行ってしまったことが事件の発端になったことでもあります。取調室では、強引な取り調べのために、やってもいないことを自白してしまう。全面可視化がされていないために、その実態が分からないから、このことがえん罪につながっていく過程であります。

私の今回の質問の趣旨は、現行犯以外は正規の手続きを経ないと逮捕・連行はできないということでもあります。これは、刑事訴訟法第197条であります。「捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことはできない」とうたっております。

それから、広辞苑でも「任意同行」、これを引いてみますと、「職務質問の対象となる者が、警察官の求めに応じて、最寄りの警察署・派出所・駐在所へ同行すること。意に反して行く必要はない。また、任意出頭を求める方法としてなされることもある」というふうに広辞苑でもうたっております。

任意同行を求められた場合は、「令状の提示が無い限り一切拒否します」と言えば、連行できないわけでもあります。その間に、それなりの知識を持っている司法書士や弁護士に相談することなど、このような最低限の知識があれば、この志布志事件もえん罪事件にならなかったのではないかというふうに推測されます。

被害者の方々にいろんな所から講演依頼があるわけではありますが、特に川畑さんの踏み字事件、この講演が多いようでもあります。しかし、事件のあった志布志市は何らこのことに対して、市民を守る気持ちが無いのか、関心が無いのか分かりませんが、依頼もありません。そのような体験をされた方の話を職員が聞いて、市民の方に情報提供して、市民をあらゆる角度から守っていく、その役割を職員の皆さんにしてもらおう。このことで、安心して住めるまちづくりができるのではないかというふうに思います。市長、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私は、行政が市民の生命・財産を守るという義務があるということにつきましては、法律を出すまでもなく当然のことだというふうに考えております。職員に対しましても、市民の生命・財産を守るということは機会あるごとに伝えているところでございまして、各種研修を通じまして意識の高揚を図っているところでございます。

議員御質問のことについてでございますが、そういう立場から毎年8月の人権同和問題強調月間に、志布志市、教育委員会、生涯学習推進委員会の共催で志布志市人権教育講演会を開催しております。

これにつきましては、市民一人一人の人権意識が高揚するよう開催しているところでございますが、昨年につきましては文化会館におきまして、風の丘館長、大野勝彦氏を講師として招き講

演を行っております。また、この講演会自体は市職員研修の一環として定めておりまして、職員に対しましても講演会を受講するよう通知しておりまして、昨年は数十名の職員が聴講しております。

今年度につきましても人権教育講演会を開催する予定になっております。現在も各種研修を行っておりますが、今後とも職員に対する人権意識の向上がなされるよう研修を重ねていきたいというふうに思います。

ただいまお話がありました志布志事件を体験された方の体験談ということについても、この人権教育講演会の中に盛り込むことができるかどうか、一緒になって協議したいと思います。

○1番（下平晴行君） 市長、協議する必要ないじゃないですか、こんな大事なことを。市民の生命・財産を守る、まずここからですよ。だから、何も協議をしないで、やりますと言ってくださいよ。できないんですか、あなたの権限で。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

スケジュールとしまして、講師等の都合もあるということで、現在別な講師等も入っているようでございます。そちらの方とも協議をさせていただきたいということでございます。

○1番（下平晴行君） 分かりました。

ぜひですね、早急にその辺の調整をして取り組みをしていただきたいというふうに思います。

憲法も刑事訴訟法も、強制、脅迫による自白を禁止しているわけでありまして。しかし、実際の志布志事件のようなことが起こっているということは、いわゆる法律が国民の生活に生かされていないということじゃないかなというふうに思うわけですね。

19年の第2回の定例会で私が市長に、住民の人権を考える会から五つの要請があって、その中の一つで、いわゆるこのような不幸な事件で人権侵害が二度と、要するに市民の人権侵害が二度と起こらないように、鹿児島県・鹿児島県警・志布志署に要請はできないかと質問しました。市長は、やはりこのような機関には要請できないという答弁でありました。覚えていらっしゃいますか。

これは、今日ちょっと急に、通告書に入れておりませんので、答弁ができればしていただきたいと思いますが。今、国の直轄事業、これが大きな話題になっております。その中で、大阪府の橋下知事、彼は国に、上にちゃんとものを言っていますよ。ですから、やはり言えるそのトップがですね、トップの姿勢をちゃんと示すということが、府民も、そして市民も、トップに立つ人を信頼できるわけですよ。そして、後をどんどんついていってまちづくりをしていくと。先ほど言いました、いわゆる安心な住みやすいまちづくりができるんだということになるわけですから。そういうことを踏まえてですね、頭に入れて、市長が答弁ができれば、そのことは前と変わったよと、今度はしていきますと、そういうものが、できればですよ、あればですね、考え方が。よかったですらお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

その時の内容については正確に覚えていないので、はっきり答弁できないところでございます

が、多分裁判の途中であったというようなことで、そのような答弁になったのではなかろうかなというふうに思います。

私どもとしましては、現在まだ一部の件につきまして係争中というようなこともございますので、そのことにつきましても、十分対応ができるかどうかというのも調査させていただきまして対応させていただきたいと思います。

○1番（下平晴行君） ぜひですね、今、市長の答弁のとおり、そういう方向で、安心して住めるまちづくりを目指して頑張っていたきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から29日までは、委員会等のため休会とします。

30日は、午前10時から本会議を開きます。日程は、付議事件に対する委員長報告、質疑、討論、採決などであります。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後4時12分 散会

平成21年第2回志布志市議会定例会（第5号）

期 日：平成21年6月30日（火曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第48号 志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第49号 志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第50号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第51号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第56号 志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第59号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第9 議案第60号 字の区域変更について
- 日程第10 議案第63号 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第64号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第65号 平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第66号 平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 平成20年陳情第11号 「A Z スーパーセンター大崎店」の出店に対する反対要望について
- 日程第15 陳情第6号 「A Z スーパーセンター大崎店」出店に反対する要望書
- 日程第16 陳情第7号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について陳情書
- 日程第17 発議第2号 教育予算確保に関する意見書の提出について
- 日程第18 発議第3号 振り込め詐欺撲滅に関する決議について
- 日程第19 陳情第11号 甘味資源作物に関する陳情書
- 日程第20 陳情第12号 甘味資源作物に関する陳情書
- 日程第21 議員派遣の決定
- 日程第22 閉会中の継続審査申出について
(総務常任委員長・産業建設常任委員長)
- 日程第23 閉会中の継続調査申出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)
- 追加日程第1 発議第4号 甘味資源作物に関する意見書の提出について

出席議員氏名 (33名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 木佐貫 一 也
農 政 課 長 白 坂 照 雄	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 吉 野 健 一
水 道 局 長 井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 大 園 朗	教育総務課長 五 代 豊 一
学校教育課長 山 口 幸 彦	生涯学習課長 小 辻 一 海

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、長岡耕二君と金子光博君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 報告

○議長（谷口松生君） 日程第2、報告を申し上げます。

議会運営委員長から、調査を終了した旨、報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思います。

—————○—————

日程第3 議案第48号 志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第3、議案第48号、志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第48号、志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について、審査の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、6月18日、委員全員出席の下、担当課長及び担当職員の出席の下、審査を行いました。

審査の経過について報告いたします。

補足説明として、この条例は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件として、定住自立圏形成協定締結、もしくは変更、または当該協定の廃止について規定するもので、今回、定住自立圏構想推進要綱に基づき、都城市並びに鹿屋市が中心市宣言を行ったことにより、協定について、本市に申し出があったところであります。

審査における主な質疑として、打診があった両市の協定項目についてただしたところ、都城市は、一つに広域救急医療体制の整備、二つ目に都城志布志道路の整備であります。鹿屋市は状況が少し違い、4市5町で組織する大隅総合開発期成会の全部で取り組む計画であり、志布志市と関係のあるものとして、でんぶん用かんしょ処理施設等の整備についての話があった程度で、現段階では具体的に絞られていない。今後、志布志市にとって何が必要かを見極めながら協議を進めていきたいとの答弁でありました。

次に、協定締結はいつごろになるかただしたところ、都城市は早く進んでおり、早ければ9月議会に提案したいとの答弁でありました。

以上で審査を終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第48号、志布志市

議会の議決すべき事件に関する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第48号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第49号 志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第49号、志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第49号、志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について、審査の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、6月18日、委員全員出席の下、関係課長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

補足説明として、今回の改正は、租税特別措置法施行令の一部改正による施行令の条の繰り上げが行われたことにより、市条例中の当該条名を引用している部分について、改める必要が生じたので改正する。

これは、条文に「削除」という記述があり、これを整理したもので、施行令の内容には変更は一切ないとの説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

討論もなく、採決の結果、議案第49号、志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び

志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第49号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第50号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第50号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第50号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、審査の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、6月18日、委員全員出席の下、関係課長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

補足説明として、今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い、従来の住宅ローン減税が5年間延長されたこと、個人住民税で新たな住宅借入金等特別税額控除制度が創設されたこと、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象の追加、先物取引に係る雑所得等の課税の特例適用対象の追加等によるものである。特に住民税の減税分については、今後、減少補てん特例交付金により、全額、国から補てんされる予定である。また、この制度は平成22年度の個人住民税から適用となるとの説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

また、討論もなく、採決の結果、議案第50号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第50号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第51号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第51号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） おはようございます。

ただいま議題となりました議案第51号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月18日、委員10名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の改正は、普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の分割金額について、端数処理を行うこととするために、第17条第3項として、当該端数処理に関する規定を加える改正を行うものである。現行では、第3期に集中した課税方式になっているのを解消するための改正である。

その他、地方税法の一部改正に伴い、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税並びに上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例措置が講じられたため、当該特例の適用に関する規定を加えるなどの必要があるために、市税条例と同様に改正しようとするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、配当所得を受ける人は、市内ではどれくらいいるのか。また、平成20年度の株式所得の申告はどれくらいあったのかとただしたところ、株式関係の所得は、この地域では少ない。人数としては一けた代である。平成20年度の上場株式の所得は70万4,290円であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第51号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第51号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第56号 志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第7、議案第56号、志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました議案第56号、志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、6月18日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、松山団地、馬場団地、西之原団地の一部、桜山団地の一部及び尾野見団地を教職員住宅の用に供するため教育委員会に所管換えすることに伴い、これらの住宅の

供用を廃止するとともに、公有財産台帳整備に伴う住宅施設の調査の成果に基づき、桜山団地の一部、さゆり団地の一部及びさくら団地の一部の代表地番を変更するため、これらの住宅の位置する番地を改めるものである。

今回廃止する5団地、8住宅の松山地区の校長・教頭住宅については、平成20年度末の教育委員会との協議により、本年度、4月から教育委員会で管理をしているが、移管については条例改正を伴う議決事項で、本来なら3月までに条例の整備を図るべきだったが、議会の議決を経ずに管理移管したことを深くおわびする。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、もともと松山地区では、これらを教職員住宅として使っていたということかとただしたところ、建設当時から、校長住宅、教頭住宅として使用していたが、有明・志布志地区は教育委員会で管理をしていて、松山地区だけが単独住宅という取り扱いで管理されていたので、移管しないといけないという協議をしてきたが、昨年度末にその協議が調って移管したところであるとの答弁でありました。

建設課所管だった分が教育委員会所管になることによって、使用料が変更するのかとただしたところ、松山地区の校長先生方は、これまで家賃の補助を受けていたが、教育委員会が要綱に基づいて算定し、補助分を差し引いた形での家賃の算定がされるとの答弁でありました。

団地の管理は教育委員会と建設課でするのかとただしたところ、建物と敷地については教育委員会ということで、すみ分けはする予定だが、団地を形成している道路、側溝、植木については、今までどおり建設課で管理するとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第56号、志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

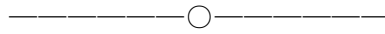
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第56号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第8 議案第59号 新たに生じた土地の確認について

日程第9 議案第60号 字の区域変更について

○議長（谷口松生君） 日程第8、議案第59号、新たに生じた土地の確認について、及び日程第9、議案第60号、字の区域変更についての2件を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

ただいま一括議題としました議案第59号と議案第60号の2件につきましては、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま一括議題となりました議案第59号、新たに生じた土地の確認について、議案第60号、字の区域変更について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、6月18日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、議案第59号は、鹿児島県が行っている志布志港整備事業、新若浜地区における公有水面埋め立てのうち、大字志布志町安楽字汐掛296の1、296の2の地先公有水面埋立地の1万99.88㎡、大字志布志町安楽字汐掛296の2の地先公有水面埋立地の2,878.40㎡について、新たに生じた土地を確認するため、議会の議決を経るものである。

議案第60号は、議案第59号で生じた土地を大字志布志町安楽字汐掛に包括させるもので、議決後に登記をするということである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地目はどのような名称になるのかとただしたところ、雑種地になる予定で、この面積で交付税の算定をした場合、基準財政需要額が4万4,000円増える予定であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第59号、新たに生じた土地の確認について、議案第60号、字の区域変更については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから2件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第59号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第59号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

これから議案第60号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第60号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第63号 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第10、議案第63号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、9番、迫田正弘総務常任委員長。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第63号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査の概要と、その結果について報告いたします。

本委員会は、6月18日、委員全員出席の下、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

まず、財務課分について報告申し上げます。

補足説明として、今回の補正は、職員の人事異動に伴う人件費を3,876万7,000円減額補正する。

また、各課の事務事業分については、実質3,060万1,000円の増額補正となっている。

歳入は、財政調整基金繰入金1億1,951万3,000円を減額し、補正後の繰入金額を5億865万8,000円とするものであるとの説明でありました。

説明を終わり、質疑に入りましたが、予算に対する質疑はありませんでした。

次に、総務課分について申し上げます。

一般管理費の給料及び職員手当等の減額補正は、4月1日付けの人事異動等によるもので、一般職の給与費等の補正額は3,876万7,000円の減額補正となっている。

9款、消防費、2目、非常備消防費の負担金補助及び交付金の県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金2万8,000円の増額は、県消防防災ヘリコプター隊員の異動により、平均年齢が上昇したことに伴うものである。

消防団員弔慰救済基金496万2,000円の増額補正は、20年度末の退団者が松山方面隊5人、志布志方面隊9人、有明方面隊8人、計22人分の弔慰救済基金積立金の不足分である。

概略、以上のような説明でありました。

質疑として、防災ヘリコプターの活動状況と、志布志市の利用状況はどうか。また、負担金は何に使われるのかただしたところ、活動については、救急患者の搬送、遭難者救助活動、防災訓練など、204回の出動があった。

20年度においては、志布志市の利用はなかった。

今年6月1日の柳井谷地区の山林火災では、消防防災ヘリコプターを要請して、上空から状況を確認してもらった。

負担金については、消防防災航空隊の隊員の給与、共済費に充てられる。今回の分は、隊員の人事異動に伴う追加分であるとの答弁でありました。

次に、消防団員の退職慰労金が計上されているが、退職者の後任は補充されているのかただしたところ、4月1日現在の団員数は、合併前の定数を目安に比較すると、松山方面隊90人に対して89人、マイナス1人、有明方面隊147人に対して147人、プラスマイナスゼロ、志布志方面隊243人に対して225人、マイナス18人で、志布志方面隊は9人の退職者に対し5人の入団があったとの答弁でした。

次に、企画政策課分について報告いたします。

補足説明として、歳入の15款、県支出金、1目、総務費県補助金の地域振興推進事業454万8,000円のうち、430万円が企画政策課分で、事業としては教育委員会関係の事業、観光関係の案内板設置に伴う事業に充当する。

20款、諸収入、4目、雑入のコミュニティ助成事業助成金160万円は、千軒太鼓の太鼓の更新及び維持補修経費に充当する。

事業については、それぞれの所管の課で行うとの説明でありました。

歳出について、補正はありませんでした。

質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

補足説明として、歳入では、15款、県支出金、10目、商工費県補助金のふるさと雇用再生特別基金事業965万2,000円は国の二次補正の事業で、市が計画した特産品販売促進事業に対し、県の内示を受けたので計上した。

同じく、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業も国の二次補正の事業で、内容は、離職者のための短期的なつなぎの雇用に行った事業に対して補助を行う基金事業で、6か月未満の雇用が条件となっている。今回は、2,659万円の事業費で申請したところ、全額内示があった。この歳入に係る事業は、当初予算で予算化している事業に充てる。志布志市は9事業が対象となっており、港湾商工課分は総合観光案内所設置事業とプレミアム商品券発行事業の2事業で、その人件費に充当する。

次に、地方消費者行政活性化基金事業について、これも同じく国の二次補正予算の事業で、今後3年間をめどに、地方消費者行政強化のため、市町村が実施する事業に充てる。これについては、40万円の申請に対して全額内示を受けた。

次に、歳出について、7款、商工費、2目、商工業振興費、9節、旅費40万9,000円は、県消費者行政活性化基金事業に係るもので、消費生活相談員養成講座受講者の旅費である。

同じく、3目、観光費の委託料965万2,000円は、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用するもので、特産品販売促進のため、アピアの空きテナント並びに昭和通り商店街のルネサンス広場を活用して、特産品の販売・PR活動を行う。事業の委託先として、観光特産品協会を予定している。同じく、備品購入費は、昨年度、ダグリ遊園地に3回泥棒が入り、遊具等を破損されたため、対策として防犯カメラを設置する。同じく、負担金補助及び交付金は、新たに観光特産品協会が発足したことに伴い、組織強化及び事業運営補助金として70万円を補助するとの説明がありました。

質疑の主なものとして、特産品販売促進事業の具体的な内容についてただしたところ、検討している内容として、特産品の展示販売はもちろん、グルメ商品、地域素材商品の販売、インターネット等による通信販売、商工会、農協、漁協との連携、またいろいろな特産品を組み合わせた、ふるさと宅配便等も検討しているとの答弁でありました。

また、観光特産品協会に委託するわけだが、協会は十分理解をしているか。さらに、観光協会の過去の経緯を考えると、信頼に値するかどうかただしたところ、協会には大卒話はしてあるが、詳細については話していない。公募方式も検討したが、観光特産品協会は23人の特産品を持つ会員もおり、いろいろな経緯はあったところであるが、将来的な構想への第一段階として、今回こういう形で考えているとの答弁でありました。

以上で、補正予算に対するすべての質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第63号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、8番、藤後昇一文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となっています議案第63号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月18日、委員10名出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、教育総務課及び給食センター分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、教育総務費の事務局費は、人事異動に伴う給与等の調整と、学校環境整備事業の関係とIT教育推進事業の関係を、一般財源から県支出金の方へ組み替えたものである。

小学校費の報酬は、当初予算では、特別支援員を中学校1名、小学校3名で計画していたが、学級編成と、新年度になって、小学校の方へ充てるために、中学校費から小学校費へ組み替えたもので、全体としての総額は変わっていない。

給与については、人事異動に伴う調整である。

学校給食センター費は、人事異動に伴う給与の調整である。

次に、学校教育課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入の主なもの、県委託金の教育費県委託金で、理科支援員等実践研究事業委託金の144万2,000円である。

歳出の主なものは、学校管理費で、地域ぐるみ学校安全体制推進事業が県の方で一括して実施することになり、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費を減額するものである。

教育振興費の理科支援員等実践研究事業は、実験・観察などの活動の充実と理科の学力向上を目的とするもので、小学校2校に理科支援員1名の配置と、特別講師による授業を年8回計画するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、中学校の特別支援員の要求はなかったのかとただしたところ、特別支援員はそれぞれの学校の事情もあり、必要性もあるが、人数に限りがある。前年度の状況から、小学校の方が緊急度が高いということと、中学校は別の補助教員の手当てができたので、本年度は総合的に判断して、4名の特別支援員を小学校8校に配置したとの答弁でありました。

理科支援員の事業は、当初予算で上げるべきではなかったか。また、学力向上が目的であるが、香月小、志布志小は、学力が落ちているということか。関連して、この事業の来年度以降の見通しについてただしたところ、この事業は国の予算を受けた県からの事業であり、本市では当初予算には間に合わなかった。理科の学力向上は本市の課題でもあったので、少しでも早く、後半からでもと考える計上した。また、香月小、志布志小への配置については、理科の成績を考えての

配置ではない。純粹に理科の学力向上を目的とし、本市では生徒数や授業数が多い2校にした。なお、この事業の来年度以降の見通しは分からないとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、生涯学習課、図書館分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入では、県補助金、総務費県補助金に、地域振興推進事業として文化財保護費370万円が増額で含まれている。

雑入で、コミュニティ助成事業として160万円、有明分室図書館車の公有自動車自損事故に伴う損害共済金が事故保険金として22万9,000円増額となっている。

歳出の主なものでは、社会教育費の社会教育総務費では、給料、職員手当等及び共済費の減額については、4月の人事異動に伴うものである。

修繕料の22万9,000円は、有明分室図書館車の自損事故に伴うものである。

文化振興費の負担金補助及び交付金の160万円は、コミュニティ助成事業補助金を受けて、志布志千軒太鼓の太鼓購入、修繕を行うものである。

文化財保護費の委託料の200万円は、大慈円は、大慈寺の境内及び周辺に、大型案内板2基と小基を設置するものである。

工事請負費の400万円は、宝満寺跡石橋解体修復事業に伴うものである。

図書館費の給料、職員手当等、共済費の増額と、保健体育費、保健体育総務費の給料、職員手当等、共済費の減額は、4月の人事異動に伴うものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、コミュニティ助成事業の太鼓購入と修繕の内容、また専門の地元業者がいるのかとただしたところ、内容は、長胴太鼓1個とそのケース1枚、長胴太鼓両面張り替え5個、付締太鼓4枚、付締太鼓ケース6枚、チャップ4寸、5寸、7寸など、それぞれを2組ずつである。なお、市内にも太鼓を扱う業者はいるが、専門でないので、修繕は難しいとの答弁でありました。

文化財案内板設置委託事業で、看板の製作は地元でできるのではないか。それと、看板の設置場所をただしたところ、昭和62年から市内の史跡等の案内板は、FRPという銘板に写真焼き付けをする耐久性も評価も高いダイヤプレートに統一して設置している。これは東京にある一社の特許製品であるので、地元業者ではできない。設置場所は、大慈寺の入り口の門柱の後ろに大型が2基、小型を墓地内に3基、入り口の仁王像に1基、開山堂内に1基を設置する予定であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、市民環境課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費のみとなっている。

総務費の戸籍住民基本台帳費の給料、職員手当等、共済費については、人事異動で転出が4名、転入が5名に伴う増である。

社会福祉総務費の給料、職員手当等、共済費について、市民環境課分は転出2名、転入2名で、増減はなかったものである。

保健衛生総務費の給料、職員手当等、共済費については、市民環境課分は転出3名、転入3名で、増減はなかったものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ごみの減量やレジ袋の無料配布廃止等の周知のため、環境学習会を数多く行っているが、何名で対応しているのか。先日もジャイカを通じて多くの外国人が本市を訪問し、研修を行ったということで、参加した衛生自治会によると、大変忙しかったとのことだったが、現状はどうか。このままでは、既定の予算内の時間外手当では足りないと思うが、何か手だてを考えているのかとただしたところ、今月初めにジャイカからの視察があった。また、他の市役所や市議会からの視察等も多く、去年は五十数件あった。現在は環境政策室だけで対応しているが、今後は各支所を含めた形で対応するように話し合いを行ったとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、福祉課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出の社会福祉費及び児童福祉費の人件費については、4月の人事異動に伴う調整である。

社会福祉総務費、報償費の29万円は、福祉有償運送の申請に伴う福祉有償運送等運営協議会の謝金である。

福祉施設費、需用費の49万7,000円は、災害時の一時避難所である四浦地区ふれあいセンターのガラス戸面の所に雨戸を取り付け、補修をするものである。

児童福祉総務費、委託料の246万5,000円は、おおぞら保育園の放課後児童健全育成事業の実施に伴うものである。

母子福祉費、扶助費の5万円は、国の補正で新たに出たもので、高等技能訓練促進費事業による就労準備等の支援のための一時金を交付するものである。

歳入では、民生費国庫補助金で高等技能訓練促進費事業の4分の3をみている。

総務費県補助金のうち、地域振興推進事業ということで、四浦地区ふれあいセンターの避難環境改善事業として、総務課と協議の上で24万8,000円計上している。

民生費県補助金の児童福祉費補助金は、放課後児童健全育成事業に充てる財源である。

雑入については、おおぞら保育園の放課後児童クラブ開設に伴う利用者負担金44万1,000円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、放課後児童健全育成事業の内容と、おおぞら児童クラブは、森山小の児童数だけでは限られているが、10名以上の要件を満たすのかとただしたところ、この事業は、当初予算で野神保育所を含む8園分、今回の補正でおおぞら保育園分を追加して、計9園分である。放課後児童クラブの目的は、小学校1年生から3年生までの放課後の居場所づくりで、各保

育園に委託して実施している。おおぞら児童クラブは、森山地区以外の香月小、安楽小、田之浦小からも参加している。このような形になったのは、児童がおおぞら保育園出身か、保護者の仕事がある森山地区にあることが考えられるとの答弁でありました。

高等技能訓練促進費事業の内容をただしたところ、母子世帯の母親が就労に有利になるよう、看護師や保育士などの資格の取得を目的に、2年以上の就学をするための申請があったときに支援する制度で、月額10万3,000円支給する。現在の利用者は1名であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、保健課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出では、保健衛生総務費の給料、職員手当等、共済費の人件費の増額は、4月の人事異動に伴う増額調整である。

健康づくり費は、元気はつらつ志民健康づくり事業が、鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業に採択されたことに伴う財源振替である。

歳入では、県補助金の商工費県補助金のうち、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業が、歳出の財源振替に係るものである。

繰入金の老人保健特別会計繰入金は、平成20年度医療給付費等の精算に伴う、老保特会からの繰入金である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、元気はつらつ志民健康づくり事業のメニューの推進状況はどうなっているのかとただしたところ、執行済みの分は、お釈迦まつりウォーキング大会、御在所岳登頂で、今月は名水百選ふれあいウォーキング大会を実施する予定である。今後は、ぴんぴん元気塾、ふれあいサロン、ミニ健康教室がある。それらは行事があったときに、逐次、保健師が説明に行くとのことで、今、準備中であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上ですべての課を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第63号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、11番、立平利男産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となっています議案第63号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、6月18日、委員全員出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査順に従い、まず建設課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入の雑入で、事故保険金31万円のうち、8万1,000円が建設課分

で、議案第61号で議決いただいた道路陥没による損害賠償の和解に伴う保険金である。

また、これは歳出において、道路橋梁総務費の補償補填及び賠償金で、賠償金として8万1,000円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、賠償金関係で、事故があった路線は地元の人でないと分からない路線で、しかも相当な急こう配の道路だが、大型トラックはどういう目的があって進入したのかとただしたところ、工事資材を運搬していたと聞いているが、その当時、川路地区のほ場整備と重なり、市道狩川坂元線の通行に支障があったため、市道狩川大谷線を利用したのではないかという判断をしたところであるとの答弁でありました。

今回の事故を受けて、今後の市道の維持管理、総合的なパトロール体制に対して、課内で協議をしたのかとただしたところ、今回の事故の後、総合的な会議というものはまだ行っていないが、市道については、きっちりとした管理を行いながら、造るときもそれに対応した構造規格というようなことで対応していきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、耕地林務水産課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、第2表、債務負担行為補正については、昨年の燃油高騰による影響で、漁協の未収金が増加し、当面の漁協運営資金が必要になり、1,500万円を借り入れなければならない状況で、そのために平成22年度から28年度までの漁業経営改善資金利子補給を159万8,000円お願いするものである。

歳出の主なものとしては、農地総務費の備品購入費で、緊急雇用経済対策事業で使用する軽トラック2台の購入費用を200万円お願いしているが、平成20年度の林道、農道、市有林の下払い等の維持管理を業者に委託した場合の試算経費と、本年度実施している作業員による林道、農道、市有林の下払い等の維持管理経費を比較したところ、維持管理費に差異がないため、平成22年度以降も作業員での維持管理を実施する計画であるためである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、軽トラック2台で200万円は少し高いのではないかと感じるが、どういった費用まで含まれているのか、また車種はどういったものを考えているのかとただしたところ、自賠責、重量税、リサイクル費用等をすべて含んで試算しているところで、価格については、ダイハツ、スズキ、ホンダの定価を参考にして、一番安価なものでお願いしているとの答弁でありました。

軽トラック2台は、本庁に置くのか、支所に置くのかとただしたところ、志布志地区に林道が非常に多く、そして国際の森というような形で、作業員には8割以上を志布志地区の方で作業をしてもらっていることから、作業現場へ行くのに非常に近いということで、拠点を志布志支所に置いているので、軽トラックも志布志支所に置くことになるとの答弁でありました。

漁業経営改善資金利子補給事業について、1,500万円の借り入れの利子補給をすることになるが、

1,500万円あれば経営改善がなされる、運営ができるという協議が担当課と漁協でしっかりなされたのかとただしたところ、未収金の回収を計画的にどのようにしているかというようなことで漁協と協議をし、さらにちりめん漁の手数料について、漁業者の方も組合と協議をして、新しい手数料という方向でいくような協議がなされたということで、今後についても未収金等の整理、あるいは漁協内部の改善等を含めながら、経費節減に努めていきたいというようなことである。そういうことを受けて、やはり漁業者は漁協がなければ出荷する所がない。その根幹の経営が安定しなければ、今後の水産の振興は図れないという判断の下でお願いするところであるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、農政課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入は、県補助金の新規就農支援事業が150万円の減額、集落営農育成支援事業が50万円の増額補正である。

歳出の主なものとして、農業振興費の負担金補助及び交付金の新規就農支援事業補助金150万円の減額については、農業公社への新規就農支援の助成が、21年度から県と農業公社との直接の契約になるということが3月末に分かったので、今回、第1号補正で減額するものである。

集落営農育成支援事業については、がんばる地域営農推進支援推進事業で、有明地区の集落営農の団体へ、活動を活発に行うための支援として、助成金を交付するもので、5団体に助成するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、集落営農育成支援事業の集落営農の単位、構成している農家の範囲についてただしたところ、対象地区は農用地利用改善団体が結成された所、これから結成される所を指定しているが、農用地利用改善団体については、土地利用、営農計画、営農活動、組織力強化、地域活動などの話し合いや実践を行うことを通して、将来的に集落営農組織を目指すことになっている。5地区のうち4地区は、今年の2月20日に設立総会を行い、農業委員会、農協の意見聴取を経て、3月4日に公告をして、正式な団体として認可しており、野井倉下段地区については、まず基盤整備事業の成立を優先して、本年度中に農用地利用改善団体を結成するというところで、今回、活動資金の指定を行ったところである。

野井倉飛行場地区の面積は135haで、関係者数467名、同意者数364名、肆部合地区の面積は23haで、関係者数124名、同意者数100名、押切地区の面積は29haで、関係者数221名、同意者数163名、田尾地区の面積は13haで、関係者数118名、同意者数82名で、すべて3分の2以上の同意を得ているとの答弁でありました。

農業生産過程における一部とか全部についての共同化、統一化の合意ができているのかとただしたところ、野井倉南部地区においては、平成18年度に話し合い活動を行い、水稻、飼料、かんしょ等の野菜を団地化して作付けするというのを地域の中で話し合い、平成19年4月1日の作付けから集団化を行っている。その際、3年間の利用権設定をしていたので、今年の秋に再度そ

の話し合いをするということで、今、地域の推進員の方々と、今回は担い手に対して面的に集積するというような話し合い活動を行うという方向で検討しており、秋口から年末にかけて、関係者の方々の合意形成を図っていくとの答弁でありました。

農用地利用改善団体の結成についての同意がもらえていない方々の理由をただしたところ、一番多いのは不在存地主で、あとは地権者が亡くなっていて関係者の特定ができていない分、共有名義の分等であるが、今後、事業を進めていく中では、やはり極力100%まで持っていった方がいいだろうということで、連絡を取り合って同意をもらっていただくようお願いしているところであるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上ですべての課を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第63号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第63号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第64号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第11、議案第64号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第64号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過

の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月18日、委員10名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入では、平成20年中の所得が確定したことに伴い、国保税を算定し、一般被保険者国民健康保険税を1億230万円、退職被保険者等国民健康保険税を250万円減額し、合わせて8億601万円とするものである。

前期高齢者交付金は、交付額の確定により、1億506万7,000円を増額するものである。

繰越金は、平成20年度療養給付費等国庫負担金の追加分として、4,424万4,000円を増額するものである。

歳出では、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者療養費は、交付金が増額されたことに伴う財源振替である。

高額療養費も財源振替である。

後期高齢者支援金等及び前期高齢者納付金等は、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知による増減である。

老人保健拠出金及び介護納付金についても、支払基金からの確定通知によるものである。

予備費は、今回の補正に伴う調整のため、1,076万5,000円を増額して、5,717万7,000円とするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成20年度の国保税の徴収はどうであったのかとただしたところ、平成20年度分について、5月末に確定した数字では、国保の現年度課税分で92.49%、調整交付金の対象となる一般分については、本市がクリアしなければならない数字は92%であるが、平成20年度は92.24%でクリアした。滞納繰越分は11.28%で、国保税全体では75.69%であったとの答弁でありました。

歳入の補正で国保税が1億円以上減額となっているが、その理由をただしたところ、当初予算は昨年11月の時点での調定で計算している。その関係で、一般被保険者では医療分が6,800万円の減、後期高齢者分が2,158万円の減、介護保険が1,177万円の減の調定減となっている。その背景として、11月以降、297名の方が後期高齢者医療制度に移行しているが、このことが調定減に影響しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第64号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第64号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第65号 平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第12、議案第65号、平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第65号、平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月18日、委員10名出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の補正は、後期高齢者医療制度発足前の平成20年3月診療分等、平成20年度の医療費等の精算に伴う補正である。

歳入では、支払基金交付金は、平成20年度の医療給付等の精算に伴う追加交付分である。

国庫支出金及び県支出金についても、前年度の精算に伴う追加交付によるものである。

繰越金は、前年度からの繰越金額が確定したことに伴うものである。

歳出では、諸支出金の償還金は、前年度精算による支払基金への審査支払手数料交付金の返納分である。

一般会計繰出金は、平成20年度の医療給付等の精算に伴う繰出金6,662万6,000円である。

予備費は、今回の補正に伴う調整のため、20万4,000円を減額し、9万9,000円とするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、引き続き討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第65号、平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第65号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第66号 平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第66号、平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第66号、平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会の審査の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、6月18日、委員全員出席の下、港湾商工課長及び担当職員の出席の下、審査を行いました。

補足説明として、歳入歳出それぞれ142万8,000円を追加し、予算総額を1億1,093万4,000円とする。

歳入は、一般会計からの繰入金142万8,000円である。この金額は、管理費の修繕料に全額充てるものである。修繕の内容については、ボルベリアダグリの給湯用ボイラー1号機の配管が経年劣化により漏水し、営業に支障があるため、応急措置を行い、現在使用している。さらに、2号機も水漏れがあるので、今回修繕を行うため予算を計上したとの説明でありました。

質疑として、配管の腐食ということであるが、配管はそんなに簡単に腐食するものなのかとただしたところ、これは平成12年に施工したボイラー配管工事で、中を調査したところ、ボイラー本体から客室等へ給湯する配管が耐久力の弱い銅管であったため、腐食が生じ、今回、耐久性の

強い塩化ビニル鋼管に取り替えるものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第66号、平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第66号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第14 平成20年陳情第11号 「AZスーパーセンター大崎店」の出店に対する反対要望について

日程第15 陳情第6号 「AZスーパーセンター大崎店」出店に反対する要望書

○議長（谷口松生君） 日程第14、平成20年陳情第11号、「AZスーパーセンター大崎店」の出店に対する反対要望について、及び日程第15、陳情第6号、「AZスーパーセンター大崎店」出店に反対する要望書の2件を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま一括議題となりました、継続審査となっていた平成20年陳情第11号、「AZスーパーセンター大崎店」の出店に対する反対要望について、及び陳情第6号、「AZスーパーセンター大崎店」出店に反対する要望書について、審査の概要とその結果について報告いたします。

当委員会は、6月18日、委員全員出席の下、港湾商工課長、企業立地推進監及び担当職員の出席を求め、平成20年陳情第11号、陳情第6号について、陳情の趣旨が同じであることから、一括して審査を行いました。

この陳情は、大型小売店舗A Zスーパーセンターが大崎町に進出することが伝えられ、曾於地域や、とりわけ隣接する志布志市の既存の小・中・大規模事業者に与える影響は計り知れないものがあることが懸念されることから、曾於地区商工会連絡協議会、志布志市商工会、志布志漁協等から、進出反対の要望陳情書が提出されたものであります。

審査の結果、平成20年陳情第11号、「A Zスーパーセンター大崎店」の出店に対する反対要望について、及び陳情第6号、「A Zスーパーセンター大崎店」出店に反対する要望書については、採決の結果、賛成多数をもって、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（岩根賢二君） 今の委員長報告の中には、各委員からどのような意見が出たとかいうような報告はなかったわけですが、例えば消費者サイドに立った意見とか、あるいは我々がこの陳情をですね、採択した場合に、議会としてはその採択した意思に沿って、この反対・阻止運動をしなければいけないということになろうかと思いますが、そのようなことについての議論というのはなかったものかお聞きします。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま質疑のありました件につきましては、特にございませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから2件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、平成20年陳情第11号及び陳情第6号の2件を一括採決します。

お諮りします。平成20年陳情第11号及び陳情第6号の2件に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、平成20年陳情第11号及び陳情第6号の2件は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。

—————○—————

日程第16 陳情第7号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について陳情書

○議長（谷口松生君） 日程第16、陳情第7号、教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について陳情書を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました陳情第7号、教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について陳情書について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月18日、委員10名出席の下、執行部から教育総務課長及び学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、この陳情に対する執行部の意見を求めました。

執行部の意見としては、五つの陳情項目は、教育予算としてはその方向にあり、そのとおりにしてほしい。特に5番目の教員の勤務実態調査については、教員の多忙化が言われて久しい。市教委でも超勤にならないように、水曜日のリフレッシュデーなどの運動を展開しながら、無理のない勤務実態に努めている。

概略、以上のような意見を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、文科省から超勤の実態報告はないのかとただしたところ、実態調査の分析は済んでいないが、本市でも夜遅くまで勤務しているのが実態で、早く帰るようにしても、自宅で仕事を続けなければならないのが実情であるとの答弁がありました。

市内小・中学校で教員の病休はどのくらいいるのかとただしたところ、休職者が1名で、病休で心配している人が数名いるとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第7号、教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について陳情書については、賛成多数をもって、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第7号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。

—————○—————

日程第17 発議第2号 教育予算確保に関する意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 日程第17、発議第2号、教育予算確保に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました発議第2号、教育予算確保に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第7号、教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について陳情書は、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、教育予算を国全体としてしっかりと確保・拡充させる必要があることから、教育予算に関する事項の実現について、格段の配慮方を強く要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、文部科学大臣、塩谷立、総務大臣、佐藤勉、財務大臣、与謝野馨でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第2号、教育予算確保に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、原案のとおり決定されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。

ただいま議決されました発議第2号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出す

ることにいたします。

○
日程第18 発議第3号 振り込め詐欺撲滅に関する決議について

○議長（谷口松生君） 日程第18、発議第3号、振り込め詐欺撲滅に関する決議についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○9番（迫田正弘君） ただいま議題となりました発議第3号、振り込め詐欺撲滅に関する決議について、趣旨説明を申し上げます。

賛成者は、志布志市議会文教厚生常任委員長、藤後昇一議員、同じく産業建設常任委員長、立平利男議員であります。

提出の理由は、近年、振り込め詐欺による被害が全国的に急増し、住民生活を脅かす大きな社会問題となっています。

家族への愛情を悪用して、住民の財産を奪う振り込め詐欺は、極めて卑劣な犯罪で、決して許すことはできないものであります。

よって、住民の安全で安心な暮らしを守る立場から、警察や関係機関と連携し、住民と一体となって振り込め詐欺撲滅に対する姿勢を明確にするとともに、すべての住民がその被害に遭わないための防止策を積極的に推進することを決意しようとするものであります。

以下、案文を朗読して説明に代えさせていただきます。

振り込め詐欺撲滅に関する決議案。

近年、振り込め詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺）による被害が全国的に急増し、住民生活を脅かす大きな社会問題となっている。

平成20年中の振り込め詐欺による被害総額は、全国では約276億円、鹿児島県内においては約1億4,200万円に達し、志布志警察署管内においても約2,500万円という住民の大切な財産が奪われている。振り込め詐欺による被害は、本年も増加傾向にあり、今後更なる拡大が懸念される。

安全で安心して暮らせる地域社会を実現することは、住民の付託を受けた我々の重大な任務である。

人々の不安につけ込み、家族への愛情を悪用して、住民の財産を奪う振り込め詐欺は、極めて卑劣な犯罪であり、決して許すことはできない。

よって、本市議会は、住民の安全で安心な暮らしを守る立場から、警察や関係機関と連携し、住民と一体となって、振り込め詐欺撲滅に対する姿勢を明確に示すとともに、すべての住民がその被害に遭わないための防止策を積極的に推進することを決意するものである。

以上、決議する。

平成21年6月30日、鹿児島県志布志市議会。

以上であります。

御賛同方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

迫田正弘君ほか2名から提出された発議第3号、振り込め詐欺撲滅に関する決議については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、迫田正弘君ほか2名から提出の発議第3号は、原案のとおり決定されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。

日程第19、陳情第11号及び日程第20、陳情第12号の2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第11号及び陳情第12号の2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第19 陳情第11号 甘味資源作物に関する陳情書

日程第20 陳情第12号 甘味資源作物に関する陳情書

○議長（谷口松生君） 日程第19、陳情第11号、甘味資源作物に関する陳情書、及び日程第20、陳情第12号、甘味資源作物に関する陳情書は、同趣旨の陳情でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

これから2件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、陳情第11号及び陳情第12号の2件を一括採決します。

陳情第11号及び陳情第12号の2件を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第11号及び陳情第12号の2件は、採択することに決定しました。

—————○—————

日程第21 議員派遣の決定

○議長（谷口松生君） 日程第21、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定については、会議規則第163条第1項の規定により、お手元に配付してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配付してある内容のとおり決定しました。

—————○—————

日程第22 閉会中の継続審査申出について

○議長（谷口松生君） 日程第22、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長及び産業建設常任委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。閉会中の継続審査申出については、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長及び産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第23 閉会中の継続調査申出について

○議長（谷口松生君） 日程第23、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程のため、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午前11時42分 休憩

午前11時44分 再開

—————○—————

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま配付しました追加日程表のとおり、本日の日程を追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程表のとおり、本日の日程を追加することに決定しました。

—————○—————

追加日程第1 発議第4号 甘味資源作物に関する意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 追加日程第1、発議第4号、甘味資源作物に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○11番（立平利男君） ただいま議題となりました発議第4号、甘味資源作物に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

賛成者は、志布志市議会総務常任委員長、迫田正弘議員、同じく文教厚生常任委員長、藤後昇一議員であります。

提出の理由は、でんぷん原料用かんしょ及び砂糖きびは、本県畑作農業における基幹作物であり、製造事業者とともに、地域経済を支える重要な役割を果たしており、平成19年度から導入された新たな経営安定対策の下で、生産者、製造事業者においては、それぞれ取り組みを鋭意進められていますが、生産構造は依然として零細・高齢農家が大宗を占めており、生産体制の確立が課題となっています。

よって、多様な農家が引き続き安定して生産を続けられ、担い手育成を更に進めるとともに、製造事業者の経営安定が図られるよう要請するため、地方自治法第99条の規定により、配付してある意見書案のとおり、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、農林水産大臣、石破茂、財務大臣、与謝野馨、外務大臣、中曽根弘文でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第4号、甘味資源作物に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は、原案のとおり決定されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。

ただいま議決されました発議第4号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 以上で、今定例会に付議されましたすべての案件を終了いたしましたので、これをもって議事を閉じ、平成21年第2回志布志市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午前11時48分 閉会